

鹿児島県地域防災計画

(一般災害対策編)

令和6年4月

 鹿児島県防災会議

沿革	昭和38年7月4日作成	平成28年3月24日修正
	昭和39年7月1日修正	平成29年3月22日修正
	昭和43年8月13日修正	” 4月1日修正
	昭和45年12月1日修正	平成30年3月20日修正
	昭和46年3月30日修正	” 4月1日修正
	昭和47年3月31日修正	平成31年3月15日修正
	昭和48年2月27日修正	” 4月1日修正
	昭和50年2月27日修正	令和元年5月29日修正
	昭和51年2月16日修正	令和2年3月25日修正
	昭和52年2月24日修正	” 4月1日修正
	昭和53年2月23日修正	” 8月18日修正
	昭和54年3月27日修正	” 12月16日修正
	昭和55年3月28日修正	令和3年4月1日修正
	昭和56年3月26日修正	” 5月20日修正
	昭和57年3月29日修正	令和4年1月18日修正
	昭和58年3月31日修正	” 4月1日修正
	” 4月25日修正	令和5年1月31日修正
	(原子力防災計画編策定)	令和6年2月16日修正
	昭和60年2月25日修正	” 4月1日修正
	昭和61年4月1日修正	
	昭和62年4月1日修正	
	昭和63年3月4日修正	
	平成元年4月1日修正	
	平成2年4月1日修正	
	平成3年3月22日修正	
	平成4年3月25日修正	
	平成5年3月26日修正	
	平成6年2月17日修正	
	” 5月27日修正	
	平成7年6月5日修正	
	平成8年6月13日修正	
	平成9年3月26日修正	
	(震災対策編策定)	
	平成11年5月27日修正	
	平成13年10月26日修正	
	平成17年1月7日修正	
	平成18年3月27日修正	
	平成20年3月5日修正	
	平成21年5月14日修正	
	平成23年5月2日修正	
	平成24年3月23日修正	
	(地震・津波災害対策編へ編名変更)	
	平成25年3月25日修正	
	(地震災害対策編へ編名変更)	
	(津波災害対策編策定)	
	平成26年3月25日修正	
	平成27年3月19日修正	

一 般 災 害 対 策 編 目 次

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的等	一般-1
第 2 章 防災機関の業務の大綱	一般-5
第 3 章 県民及び事業所の基本的責務	一般-12
第 4 章 県の地域特性及び災害特性	一般-13
第 5 章 災害の想定	一般-23

第 2 部 災害予防

第 1 章 災害に強い施設等の整備	一般-24
第 1 節 土砂災害等の防止対策の推進	一般-24
第 2 節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	一般-30
第 3 節 防災構造化の推進	一般-34
第 4 節 建築物災害の防災対策の推進	一般-39
第 5 節 公共施設の災害防止対策の推進	一般-41
第 6 節 防災研究の推進	一般-47
第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	一般-48
第 1 節 防災組織の整備	一般-48
第 2 節 通信・広報体制（機器等）の整備	一般-54
第 3 節 気象観測体制の整備，観測資料の活用	一般-60
第 4 節 消防体制の整備	一般-62
第 5 節 避難体制の整備	一般-67
第 6 節 救助・救急体制の整備	一般-76
第 7 節 交通確保体制の整備	一般-83
第 8 節 輸送体制の整備	一般-88
第 9 節 医療体制の整備	一般-91
第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	一般-95
第 11 節 複合災害対策体制の整備	一般-103
第 12 節 災害対策基金管理体制の整備	一般-104
第 3 章 県民の防災活動の促進	一般-105
第 1 節 防災知識の普及啓発	一般-105
第 2 節 防災訓練の効果的実施	一般-110
第 3 節 自主防災組織の育成強化	一般-113
第 4 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	一般-116
第 5 節 防災ボランティアの育成強化	一般-117
第 6 節 企業防災の促進	一般-122

第7節 要配慮者の安全確保	一般-123
---------------	--------

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立	一般-127
第1節 応急活動体制の確立	一般-127
第2節 情報伝達体制の確立	一般-138
第3節 災害救助法の適用及び運用	一般-144
第4節 広域応援体制	一般-151
第5節 自衛隊の災害派遣	一般-156
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	一般-164
第7節 ボランティアとの連携等	一般-167
第8節 災害警備体制	一般-169
第2章 警戒避難期の応急対策	一般-171
第1節 気象警報等の収集・伝達	一般-171
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	一般-205
第3節 広報	一般-214
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	一般-219
第5節 消防活動	一般-221
第6節 避難の指示、誘導	一般-223
第7節 救助・救急	一般-233
第8節 交通確保・規制	一般-235
第9節 緊急輸送	一般-241
第10節 緊急医療	一般-249
第11節 要配慮者への緊急支援	一般-259
第3章 事態安定期の応急対策	一般-264
第1節 避難所の運営	一般-264
第2節 食料の供給	一般-268
第3節 応急給水	一般-272
第4節 生活必需品の給与	一般-274
第5節 医療	一般-278
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	一般-280
第7節 動物保護対策	一般-285
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	一般-286
第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	一般-290
第10節 住宅の供給確保	一般-294
第11節 文教対策	一般-297
第12節 社会秩序の維持、物価の安定等	一般-300
第13節 義援金・義援物資等の取扱い	一般-302
第14節 農林水産業災害の応急対策	一般-304
第4章 社会基盤の応急対策	一般-308
第1節 電力施設の応急対策	一般-308
第2節 ガス施設の応急対策	一般-311

第3節	上水道施設の応急対策	一般-315
第4節	下水道施設の応急対策	一般-316
第5節	電気通信施設の応急対策	一般-317
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	一般-319

第4部 特殊災害

第1章	海上災害等対策	一般-321
第1節	予防対策	一般-321
第2節	応急対策	一般-323
第2章	空港災害対策	一般-336
第1節	予防対策	一般-336
第2節	応急対策	一般-337
第3章	鉄道事故対策	一般-356
第1節	予防対策	一般-356
第2節	応急対策	一般-358
第4章	道路事故対策	一般-361
第1節	予防対策	一般-361
第2節	応急対策	一般-363
第5章	危険物等災害対策	一般-365
第1節	予防対策	一般-365
第2節	応急対策	一般-369
第6章	林野火災対策	一般-373
第1節	予防対策	一般-373
第2節	応急対策	一般-375

第5部 災害復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	一般-378
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	一般-378
第2節	激甚災害の指定	一般-380
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	一般-381
第1節	被災者の生活確保	一般-381
第2節	被災者への融資措置	一般-392

第6部 鹿児島県災害時受援計画

第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災機関の業務の大綱

第3章 県民及び事業所の基本的責務

第4章 県の地域特性及び災害特性

第5章 災害の想定

第1部 総 則

第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

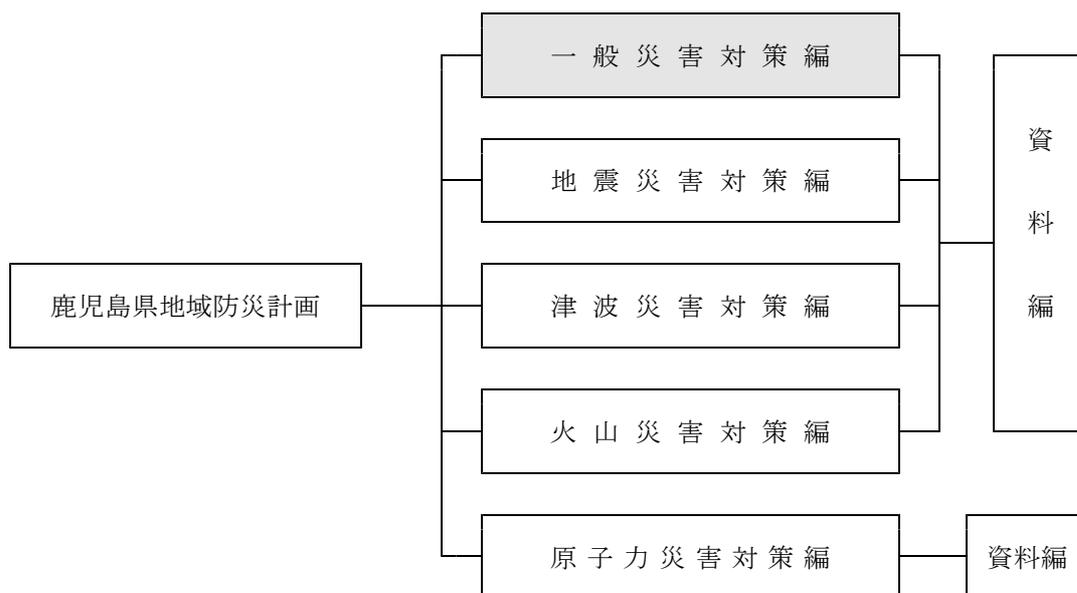
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編5編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等に係る「一般災害対策編」である。

また、本計画は、鹿児島県域の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

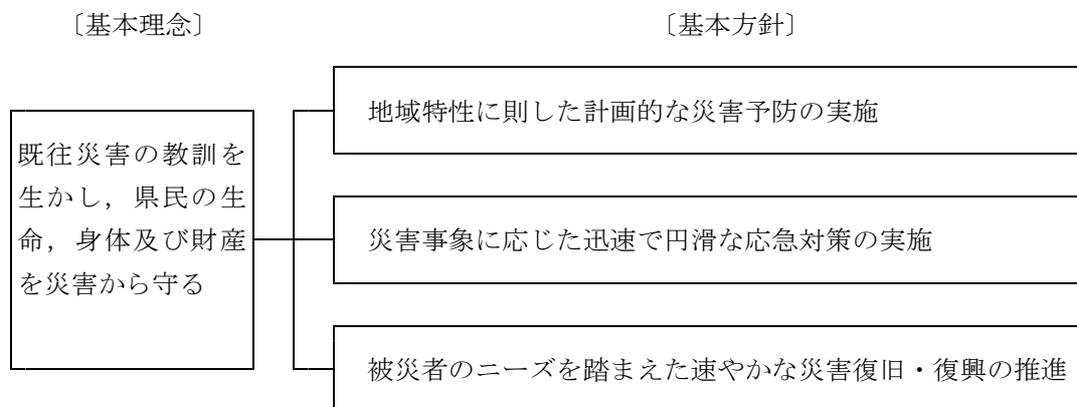


第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、県民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の

職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

- (1) 計画の目的等
- (2) 防災機関の業務の大綱
- (3) 県民及び事業所の基本的責務
- (4) 県の地域特性及び災害特性
- (5) 災害の想定

第2部 災害予防

- (1) 災害に強い施設等の整備
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- (3) 県民の防災活動の促進

第3部 災害応急対策

- (1) 活動体制の確立
- (2) 警戒避難期の応急対策
- (3) 事態安定期の応急対策
- (4) 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害

- (1) 海上災害対策
- (2) 空港災害対策
- (3) 鉄道災害対策
- (4) 道路事故対策

第1部 総則
第1章 計画の目的等

- (5) 危険物等災害対策
- (6) 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

- (1) 公共土木施設等の災害復旧
- (2) 被災者の災害復旧・復興支援

第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (11) 被災施設の復旧に関する事。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

第2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市町村防災会議に係る業務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (9) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (10) 被災施設の復旧に関する事。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

第3 鹿児島県警察

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州森林管理局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関する事。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事。 (3) 鉱山における災害の防止に関する事。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関する事。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行う事。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべき事。
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策に関する事。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関する事。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事。 (4) 直轄河川の水防に関する事。 (5) 直轄国道の防災に関する事。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべき事。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事。 (3) 航空機による代替輸送に関する事。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべき事。
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関する事。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。 (2) 警報等の伝達に関する事。 (3) 情報の収集に関する事。 (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油等の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事。 (2) 環境監視体制の支援に関する事。 (3) 飼育動物の保護に係る支援に関する事。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関する事。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事。 (5) 非常通信の統制、監理に関する事。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事。

第5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災、保全に関する事。こと。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。こと。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。こと。
西日本電信電話株式会社 (鹿 児 島 支 店)	災害時における電気通信サービスの確保に関する事。こと。
日 本 郵 便 株 式 会 社 (各 郵 便 局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。こと。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。こと。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。こと。
日本銀行(鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 赤 十 字 社 (鹿 児 島 県 支 部)	(1) 災害時における医療救護等に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西 日 本 高 速 道 路 株 式 有 限 公 司	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自 動 車 輸 送 機 関 (日 本 通 運 株 式 有 限 公 司 , 公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 バ ス 協 会 , 公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 ト ラ ッ ク 協 会 等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海 上 輸 送 機 関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電 力 供 給 機 関 (九 州 電 力 株 式 有 限 公 司)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿 児 島 県 医 師 会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿 児 島 県 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿 児 島 県 薬 剤 師 会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿 児 島 県 看 護 協 会	災害看護に関すること。
鹿 児 島 県 建 設 業 協 会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体 及び防災上重要な 施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章では、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 県民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4章 県の地域特性及び災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北約600km、総面積9,166.58k㎡、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甌島、草垣島、宇治群島並びに南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,632kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を發し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって、平地も2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢をもつ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、これら災害による被害を受けやすい。

このため、鹿児島県に影響をもつ豪雨・台風等の発生状況の特徴等を踏まえ、災害から県土及び県民を守っていかねばならない。

第3 県の風水害履歴及び災害特性

1 鹿児島県の気象概況

鹿児島県は日本の南端に位置し、気候は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で、陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属しており、海岸地帯と内陸の山間部、また、南北約600kmの広がりをもつ北限と南限では、かなりの差異が認められる。夏から秋にかけて、毎年のように豪雨や台風に見舞われる一方、島しょでは、干ばつの害を受けることもしばしばある。

気温は、年間平均で本土海岸地帯が17～19℃、山間地帯（伊佐盆地附近）が15～16℃、奄美大島が22℃である。

降水量は、本土では年間平均2,200～3,300ミリで、特に霧島南麓、大隅半島南東部は多雨域に属する。島しょ部では、種子島で2,500ミリ～3,200ミリ前後、屋久島で3,300ミリ～4,700ミリ、トカラ列島・奄美群島で1,700～3,700ミリであるが、特に屋久島の山岳地帯では、年間8,000～10,000ミリを記録することも稀ではない。雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約50%に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、強い日射で局地的に発生する雷雲に伴う一時的な豪雨が多く、

第1部 総則

第4章 県の地域特性および災害特性

梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっている。

以下、月別に気象状況を見ると、次のとおりである。

11月から2月にかけては、冬型の気圧配置が現れて季節風が強くなり、本土の東シナ海側や島しょ部では曇りや雨の日が多くなるが、本土の太平洋側では晴れの日が多い。また、強い寒気の流入により本土の東シナ海側では雪が降り、積雪の日もある。

3月から4月は、高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わりやすくなり、低気圧の発達で、大雨が降るようになる。

5月は、県本土では梅雨期の前で天気はやや安定し、3、4月より降水日数はやや少なくなるが、ひと雨の降雨量は多くなる。一方、太平洋高気圧が九州の南海上に張り出してきて、暖かく湿った空気を送りはじめ、北の方から冷湿な風も吹き込んでくるので、その境目に梅雨前線ができる。このため、奄美地方では5月中旬頃から梅雨に入り（平年5月12日頃）、雨の日が多くなる。

6月になると梅雨前線が次第に北上して、県本土でも梅雨に入り（平年5月30日頃）、7月中旬までの1か月余りにわたり、1年中で最も雨の日が多い時期となり、降水量もその前後の2倍程度となる。太平洋での台風の発生個数は増え始めるが、本県に接近する数は少ない。奄美地方では6月下旬に梅雨が明け（平年6月29日頃）、太平洋高気圧に覆われ、真夏を迎える。

7月における梅雨前線の本県への影響は、概ね中旬まで続く。梅雨末期には集中豪雨に見舞われ、土砂災害や洪水の被害が生じることが多い。その後、太平洋高気圧の勢力が強まり、真夏の気圧配置となる（梅雨明けの平年7月15日頃）。

8月は太平洋高気圧に覆われて晴れる日が多い。本格的な台風シーズンとなり、本県に接近する台風が増えるが、日本の南海上で複雑な動きをするものもある。

9月は、太平洋高気圧の日本列島への張り出しが次第に弱くなり、本土では前線の影響を受けやすくなる。このため、月間降水量が多くなる。奄美地方では引き続き太平洋高気圧に覆われ、晴れる日が多い。台風は勢力を維持したまま、本県に接近することがある。

10月は、高気圧や低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わるようになる。この月まで本県に台風が接近して被害をもたらすことがある。

2 鹿児島県と台風

本県の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。

台風は、太平洋高気圧のまわりを回って北上するものが多いが、九州南部から南西諸島にかけては台風の通り道となりやすい。また、台風は海面水温の高い海域を進んでくることから、最盛期かそれに近い状態で本県に接近する台風も少なくない。

このため、過去、台風に伴う暴風、大雨、高潮、高波による甚大な被害を幾度も受けてきた。

本県に災害をもたらす台風は8月から9月が最も多い。また、この時期の台風は勢力以上に発達して接近するため、被害の規模も大きくなっている。

なかでも、昭和24年6月のデラ台風、同年8月のジュディス台風、昭和26年10月のルース台風、昭和52年台風第9号（沖永良部台風）は、本県に大きな災害をもたらした。また、近年になって、強い勢力のまま本県に接近・上陸する台風が増えている。平成2年台風第19号では、奄美大島で土砂災害により13名が亡くなった。

平成5年には、戦後最大級と言われた台風第13号が薩摩半島南部に上陸した。この年は県本土で豪雨災害（平成5年8月豪雨）が発生したが、その復旧途上で暴風と大雨が追い討ちをかけ、死者33名の大災害となった。

3 鹿児島県と大雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると、4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に土砂災害や洪水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に、梅雨末期の豪雨は、甚大な災害を引き起こすことが多い。4月～7月の県内における雨量分布（大雨）の特性をみると、次の四つの型に分けられる。

- (1) 梅雨前線が本県まで南下してくる場合で、多雨域は薩摩地方の北部にできやすい。
- (2) 梅雨前線が九州南岸から北上する場合で、多雨域は薩摩地方の南部と大隅地方、霧島山系にできる。
- (3) 低気圧に伴う前線が九州南部で閉塞して閉塞点が鹿児島を通る場合で、多雨域は閉塞点に沿って現れる。
- (4) 低気圧の東進によって前線が北上する場合で、多雨域は薩摩地方南部、大隅地方及び屋久島地方にできやすい。

本県における土砂災害や浸水等の被害と降水量との関係では、70ミリないし100ミリから被害が発生し始め、200ミリを超えると被害が急激に増加するとの調査結果がある。

なお、本県における大雨の実例をあげると次のとおりである。

ア 昭和32年7月27日の大雨

梅雨末期によくみられる顕著な寒冷前線が南下した例で、県北部、特に川内川流域に大雨を降らせた。7月27日から28日までの2日間に降った総降水量は、図1. 4. 1のとおりで、川内川上流域では400ミリに達し、このため、川内川の一部では堤防が決壊した。

また、強雨によるがけ崩れが起こり、このため、死傷者8人を出し、家屋の倒壊、浸水の被害は9,000戸を超え、田畑の流出、冠水など大規模な被害を出している。

イ 昭和44年6月28日から7月11日にかけての大雨

6月28日、低気圧が上海沖から朝鮮海峡に進み、九州南海上にあった梅雨前線が対馬海峡付近まで北上した。このあと、7月11日まで14日間の長期にわたり、前線が九州付近にあって、低気圧の接近で朝鮮海峡まで北上、通過後は九州の南海上まで南下するといったことを繰り返し、鹿児島では総降水量が798ミリとなった。6月28日から29日にかけての大雨のため、川内川の支流が氾濫し、また川内市付近は内水氾濫による浸水家屋を多数出し、鹿児島市は住宅造成地等のシラスの崖崩れが起こり、死傷者を多数出した。続いて、7月4日～5日、7日に大雨が降り、水害をさらに大きくした。

県下では、死者・行方不明者52人、住家浸水14,000戸を超え、田畑の冠水等は6,000ヘクタールに達し、梅雨期としては戦後最大の被害となった。

ウ 平成5年7月31日から8月2日にかけての大雨

7月31日、九州南部地方は太平洋高気圧の周辺部にあたり、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が不安定になっていた。31日は未明から1時間降水量30～50ミリの局地的な大雨が降った。7月31日から8月2日までの2日間に降った総降水量は、図1. 4. 2のとおりである。

この雨は、宵の内には小康状態となったが、8月1日朝には黄海から九州中部へ梅雨前線が伸び、夜にかけほとんど停滞し、活動が活発となった。

このため、1日未明から再び雨が強まり、5時から8時にかけて、宮之城、入来峠、溝辺で1時間50ミリを超える大雨を観測した。その後も県中部や県北部を中心に局地的に大雨が降り続き、夕方頃から夜にかけては更に激しさを増した。

特に、溝辺では、16時40分から17時40分までの1時間に、104ミリの記録的な激しい雨を観測した。7月31日から8月2日にかけての総降水量は200～400ミリ、多い所では溝辺の645ミリを最高に、鹿屋で622ミリ、吉ヶ別府で557ミリを観測した。この大雨により、始良地方を中心に山（崖）崩れが続出

第1部 総則

第4章 県の地域特性および災害特性

(85ヶ所)、死者23名をはじめとする人的被害が発生した。また、家屋の全壊148棟をはじめ、床上・床下浸水など住家被害も6,400棟を超える大きな被害となった。

エ 平成5年8月6日の大雨

8月5日、大陸東岸の低気圧から九州南岸に停滞していた梅雨前線が、低気圧の東進と共に九州南部にまでゆっくり北上し、6日にかけ停滞した。

この期間、九州南部地方へ南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。

この影響で、午前中、北薩を中心に30～40ミリの1時間降水量を観測、夕方には鹿児島県北部を中心に1時間50ミリを超す激しい雨が降り続き、特に郡山町では、19時までの1時間に99.5ミリの記録的な激しい雨を観測した。6日の日の降水量は100～200ミリ、多い所では川内の369ミリを最高に250～350ミリを観測した。8月6日に降った総降水量は、図1.4.3のとおりである。

この大雨のため、各地で山（崖）崩れが発生(3,566ヶ所)、特に竜ヶ水付近では、がけ崩れや土石流で、付近の国道10号線やJR日豊本線が壊滅的な被害を受けた。

この他、国道3号線や九州自動車道も陥没・土砂崩れなどで道路が寸断、鹿児島市付近では交通がマヒ状態となった。

また、甲突川などの氾濫で、鹿児島市内の中部以北で浸水被害が広がった。

更に、断水、電話回線の輻輳、停電等で、市民生活は混乱状態となった。

この大雨による人的被害は死者48名を数え、住家被害も、家屋全壊299棟をはじめ、床上浸水など13,000棟を超えた。

オ 平成9年7月7日から7月13日にかけての大雨

梅雨前線が対馬海峡から九州北部付近に停滞し活動が活発な状態が続き、鹿児島県では断続的に大雨となった。特に9日から10日にかけては、太平洋高気圧の周辺を回る暖かく湿った南西の風と、梅雨前線に沿って吹く西よりの風が九州西海上で合流して発達した積乱雲が次々と発生し、薩摩地方北部に流れ込んだ。7日から13日にかけての総雨量は、大口で808ミリ、出水で736ミリ、紫尾山で616ミリを観測した。(図1.4.4)9日の日降水量は出水で275ミリ、大口で260ミリを観測、出水の日降水量は7月としては歴代1位となった。また、出水では9日11時までの1時間に59ミリ、同日18時までの1時間に大口で63ミリの非常に激しい雨を観測するなど記録的な豪雨となった。

この大雨により、出水市針原地区では10日に土石流が発生し21名が亡くなった。また、県内では家屋の全壊が20棟、床上・床下浸水が291棟など大きな災害となった。

カ 平成18年7月18日から7月23日にかけての大雨

7月18日から7月23日にかけて梅雨前線の活動が活発化し、薩摩地方北部を中心に記録的な大雨となった。梅雨前線が九州北部沿岸にあった7月19日昼頃までは数ミリのわか雨がばらつく程度であったが、夕方から夜には20ミリ以上の強い雨が局地的に出現した。梅雨前線が九州北部付近に南下する20日から21日までは断続的に30ミリから40ミリ前後の激しい雨が薩摩地方北部を中心に降った。梅雨前線対応の降雨帯が熊本県から鹿児島市付近まで南下し、再び熊本県まで北上する22日から23日朝の内にかけて途中小康状態はあったが、さつま柏原で1時間に88ミリの猛烈な雨が降ったのをはじめ30ミリ～60ミリ前後の激しい雨が連続して降った。また、矢止岳では21日20時30分までの1時間に68ミリを観測し、1時間降水量の記録を更新した。

18日0時の降り始めから23日12時までのアメダス総降水量は薩摩地方北部では500ミリ以上の観測所が多く、紫尾山1237ミリ、大口1087ミリ、阿久根847ミリ、さつま柏原733ミリとなった。(図1.4.5)また、22日のアメダス日降水量は、阿久根509ミリ、大口399ミリ、さつま柏原376ミリ、矢止岳276ミリとなり、各観測所のアメダス日降水量の記録を更新した。

今回の大雨の特徴は発達した雨雲が非常に狭い範囲に長時間にわたり断続的に流れ込んだことと、地形的な影響で雨雲が陸上に入りさらに発達したことなどにより短時間に記録的な大雨をもたらしたことである。

この大雨により、河川の氾濫や土砂災害により死者5名がでたほか、住家被害も家屋全壊244棟をはじめ、半壊1,306棟、床上浸水254棟など3,000棟を超える大きな災害となった。

キ 平成22年10月18日から10月21日にかけての大雨

10月18日から21日にかけて奄美地方に前線が停滞し、南シナ海にあった台風第13号の東側で湿った空気が前線付近に流れ込んだため、奄美地方は大気の状態が不安定となった。特に20日には、奄美地方の北部で雨雲が発達し、24時間降水量が多いところで700ミリを超える記録的な大雨となった。

奄美大島では、解析雨量によると20日昼前から昼過ぎにかけて奄美市付近、大和村付近、瀬戸内町付近で1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となった。また、気象庁が設置している雨量計では、瀬戸内町古仁屋で20日13時05分までの1時間に89.5ミリの猛烈な雨を、奄美市名瀬で20日16時41分までの1時間に78.5ミリの非常に激しい雨を観測した。

20日の日降水量は、奄美市名瀬で622.0ミリとなり、明治36年5月29日に観測した547.1ミリを超え、観測開始（明治29年12月）以来最大を記録した。24時間降水量では、奄美市名瀬で20日23時20分までに648.0ミリとなり、24時間降水量の統計を取り始めた昭和51年（1976年）以来最大を記録した。

18日から21日までの総降水量は、奄美市名瀬で766.5ミリとなり、10月の月降水量平年値（238.7ミリ）の3.2倍に達したほか、奄美市を中心に多いところで800ミリを超える大雨となった。

この大雨により、奄美市で2名の方が、また、龍郷町で1名が亡くなったほか、家屋の全壊が10棟、半壊が443棟、床上・床下浸水が967棟など大きな災害となった。

図1. 4. 1 昭和32年7月27日の大雨時の雨量分布

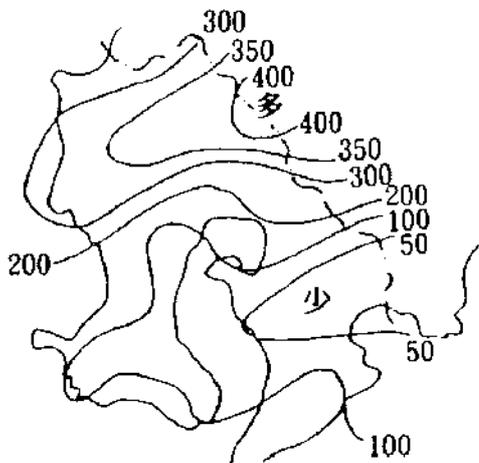


図1. 4. 2 平成5年7月31日から8月2日にかけての大雨時の雨量分布

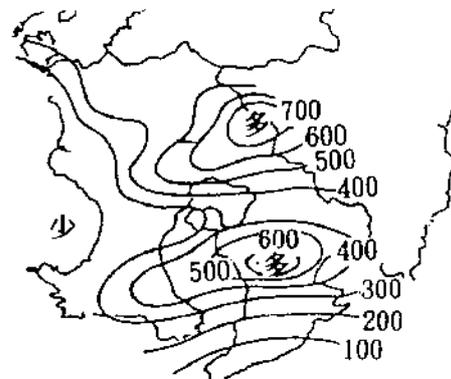


図1. 4. 3 平成5年8月6日の大雨時の雨量分布

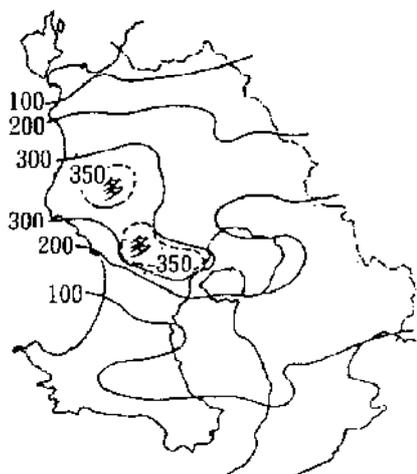


図1. 4. 4 平成9年7月7日から7月13日にかけての大雨時の雨量分布

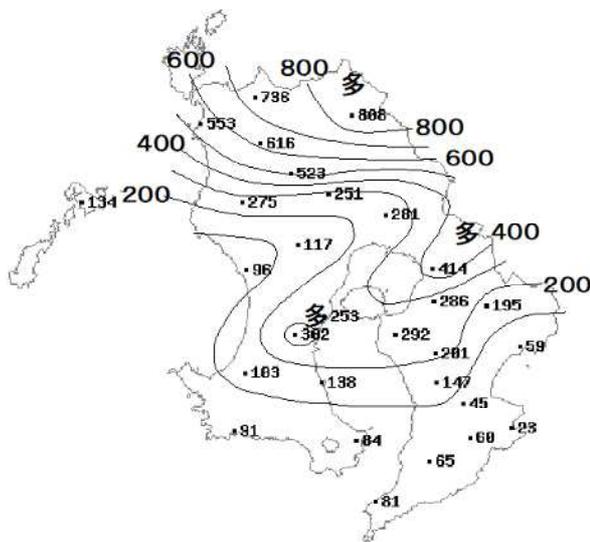


図1. 4. 5 平成18年7月18日から7月23日にかけての大雨時の雨量分布

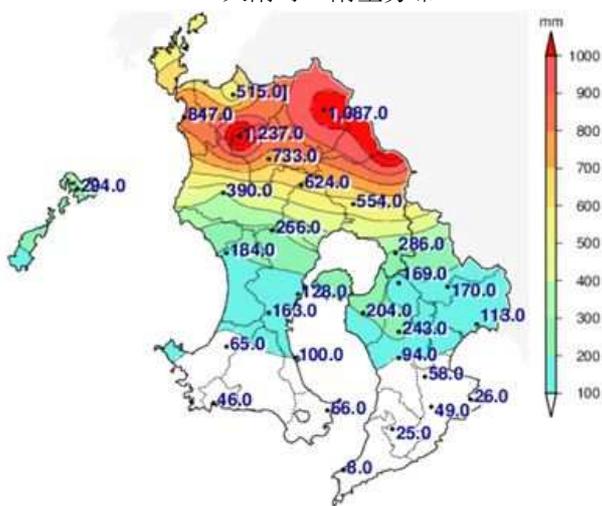
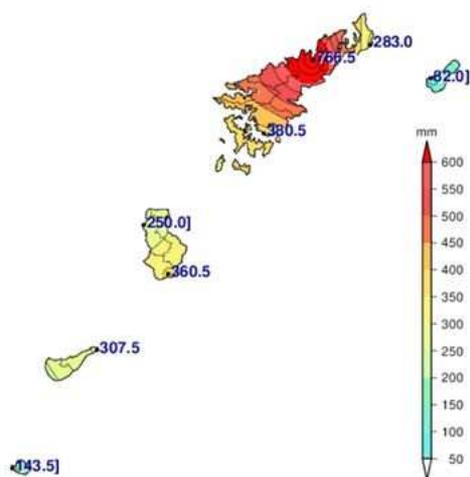


図1. 4. 6 平成22年10月18日から10月21日にかけての大雨時の雨量分布



4 鹿児島県と高潮

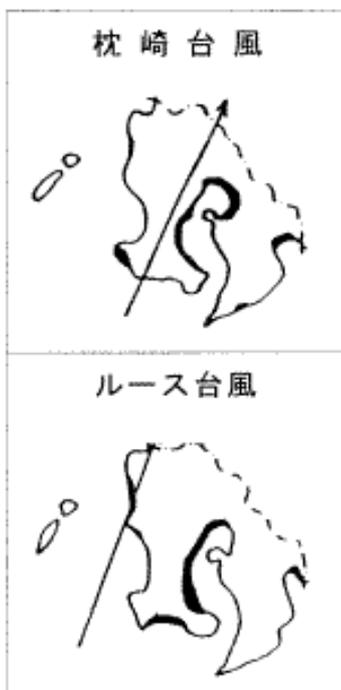
台風災害で留意すべきは、高潮である。かつて、わが国では、昭和9年の室戸台風、昭和34年の伊勢湾台風等が、鹿児島県では、昭和17年の周防灘台風、昭和20年の枕崎台風、昭和26年のルース台風が、高潮により多数の人命を奪った。天文潮による満潮と台風の来襲が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なることで、海岸堤防を破壊し、押し寄せる海水が建物の破壊や浸水等の被害をもたらす。鹿児島県の海岸線は、八代海沿岸から始まり、薩摩半島西岸・南岸、鹿児島湾沿岸、大隅半島東岸、並びに薩南諸島沿岸、奄美諸島沿岸からなり、その総延長は2,643kmとなる。このように海岸線が長いいため、台風の接近時には高潮の被害を受けやすい。昭和26年10月14日に来襲したルース台風では、死者209人、床上浸水2,146戸という大災害が発生した。この災害の多くが高潮によるものであった。なお、このルース台風と、昭和20年9月17日の枕崎台風による、鹿児島県の高潮分布は図1. 4. 7の通りである。

高潮は次のような原因又は条件で発生しやすい。

- (1) 台風の中心気圧が低いため、海面が膨れあがる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。
- (3) 台風が中心が近づいた時、満潮と重なる。
- (4) 湾奥部が狭くなっており、湾口が南に開いている。
- (5) 台風が湾の西側50～100km位の所を通る。

台風が薩摩半島やその西海上に向かって北上しているときは、速度も速くなるが多いため、接近する時刻を幅を持たせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

図1. 4. 7 台風による鹿児島県の高潮分布



台風による鹿児島県の高潮分布（■は高潮が発生したところ）

5 鹿児島県と火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、昭和30年から本県において災害救助法を適用した火災は、表1.4.2のとおりである。

表1.4.1 救助法適用火災状況調

年月日	時分	場所	業態	焼失棟数	焼失面積	原因	損失額
				棟	m ²		千円
昭和30. 7. 11	17:30	坊津町	住家	63	1,634.4	弄火	20,000
30. 10. 14	1:50	名瀬市	商店	118	5,055.6	煙突	224,920
30. 10. 20	14:15	喜入町	住家	79	2,979.9	かまど	28,000
30. 12. 3	4:30	名瀬市	飲食店	1,361	65,996.7	不明	1,512,050
31. 7. 31	14:40	東町	住家	88	3,663	取灰	21,732
32. 4. 14	14:15	〃	〃	62	2,927.1	マッチ弄火	26,743
33. 11. 19	—	指宿市	〃	178	8,923.2	七りん	39,114
33. 12. 28	—	瀬戸内町	〃	1,628	166,320	かまど	1,000,980
35. 4. 6	—	鹿児島市	〃	67	17,453.7	育すう器	24,407
36. 10. 2	1:30	〃	〃	752	1,956.9	不明	98,194
36. 12. 8	0:45	名瀬市	〃	60	1,554.3	放火	34,807
37. 2. 4	14:35	川辺町	〃	53	633.6	燃えさし	36,968
40. 5. 18	15:45	開聞町	たばこ乾燥室	102	4,012.8	乾燥器過熱	47,640
41. 6. 16	2:35	串木野市	商店	135	7,339.2	電気アイロン	143,293
43. 7. 25	22:15	樋脇町	〃	42	10,000	営業用炉	60,000
49. 1. 3	19:00	笠利町	住家	41	5,900	プロパンガス	200,000

この表を見ても分かるように、これらの火災が、冬から春先にかけて火災多発期に多く発生していることは注目される。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、空気が乾燥していること、季節風による強風が吹きやすいことに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。

特に、昭和30年12月の名瀬市の大火及び昭和33年12月の大島郡瀬戸内町の大火は、本県のおかれた地理的条件と季節風による強風が拍車をかけ、また、建物の構造が大火を引き起こしたもので、火災を最小限に食い止める見地から、耐火構造建築物の建設を推進する必要がある。

なお、急速に発達した社会経済の状況は、ますます人口の都市集中化を促進し、これに伴って危険物施設の激増と火災による危険度を増大させている。この種の大火の防止にも今後十分注意する必要がある。

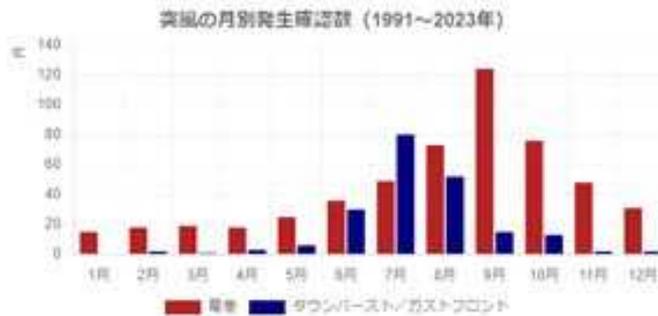
6 鹿児島県と竜巻

鹿児島県は、竜巻の発生数が多く、それに伴う被害も多く発生している。1991年から2023年までに確認した突風は全国で738件、そのうち鹿児島県での竜巻被害は24件で、全国でも発生数が多い方となっている(表1.4.3)。

なお、1961年～2019年までの鹿児島県内で発生した竜巻の分布図を図1.4.8に示す。

表1.4.2 竜巻等の月別発生確認数(1991～2023年)

現象区別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
竜巻	15	18	19	18	25	36	49	73	124	76	48	31
ダウンバースト/ガストフロント	0	2	1	3	6	30	80	52	15	13	2	2
合計	15	20	20	21	31	66	129	125	139	89	50	33



気象庁ホームページ「突風事例一覧」に収録している突風事例のうち、竜巻は現象区別が「竜巻」および「竜巻またはダウンバースト」である事例の月ごとの発生確認数を集計。

ダウンバースト/ガストフロントに関しては、現象区別が「ダウンバースト」「ガストフロント」および「ダウンバーストまたはガストフロント」を集計。

ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例は除く。

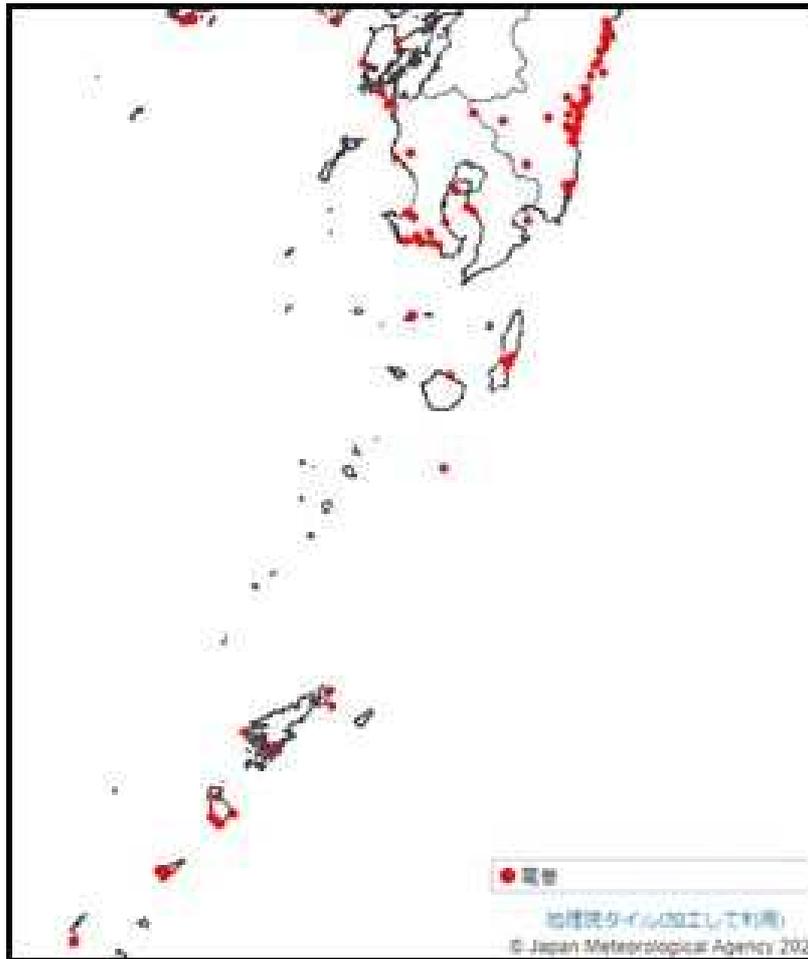
なお、1990年以前は突風事例を確認できる資料が少ないなどの理由により、発生確認数を単純に比較することはできないため、1991年以降のデータのみを使用。

表1.4.3 都道府県別発生確認数(1991～2023年)

竜巻	※	竜巻	※	竜巻	※	竜巻	※				
宗谷地方	2	1	青森県	7	0	茨城県	12	13	静岡県	20	5
上川地方	2	3	秋田県	29	3	栃木県	13	30	愛知県	18	3
留萌地方	5	0	岩手県	4	2	群馬県	4	24	岐阜県	8	9
石狩地方	4	3	宮城県	6	8	埼玉県	17	14	三重県	16	1
空知地方	5	0	山形県	9	3	東京都	10	5	新潟県	19	3
後志地方	0	0	福島県	2	6	千葉県	18	2	富山県	3	1
網走・北見・紋別地方	3	5				神奈川県	7	0	石川県	14	2
根室地方	0	0				長野県	3	10	福井県	10	4
釧路地方	1	1				山梨県	2	3			
十勝地方	3	3									
胆振地方	6	0									
日高地方	12	0									
渡島地方	2	1									
檜山地方	6	0									
(北海道計)	51	17									
滋賀県	2	4	岡山県	3	4	山口県	6	0	沖縄本島地方	36	3
京都府	2	2	広島県	0	0	福岡県	10	4	大東島地方	3	0
大阪府	0	1	島根県	5	0	大分県	1	1	宮古島地方	5	0
兵庫県	2	4	鳥取県	3	1	長崎県	9	1	八重山地方	7	0
奈良県	2	2	香川県	5	2	佐賀県	6	1			
和歌山県	17	2	徳島県	3	0	熊本県	4	5			
			愛媛県	1	0	宮崎県	32	0			
			高知県	42	0	鹿児島県	24	1			
									(沖縄県計)	51	3

※ダウンバースト/ガストフロント

図1.4.8 鹿児島県内の竜巻分布図（1961～2023年）



竜巻：「竜巻」、「竜巻またはダウンバースト」、「竜巻または漏斗雲」

。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたって、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

鹿児島県においては、第4章第3「県の風水害履歴及び災害特性」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

表1. 5. 1 想定される被害の総括表

想定項目\災害名 \年月日		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月3日)
気象概況		<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 ・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島）南 3日15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部）南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373mm（高峠）2～3日
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1名	—	—
	重傷	12名	1名	15名
	軽傷	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部破損	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

第2部 災害予防

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

- 第1節 土砂災害等の防止対策の推進
- 第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 防災研究の推進

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 気象観測体制の整備，観測資料の活用
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 複合災害対策体制の整備
- 第12節 災害対策基金管理体制の整備

第3章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的实施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 第5節 防災ボランティアの育成強化
- 第6節 企業防災の促進
- 第7節 要配慮者の安全確保

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

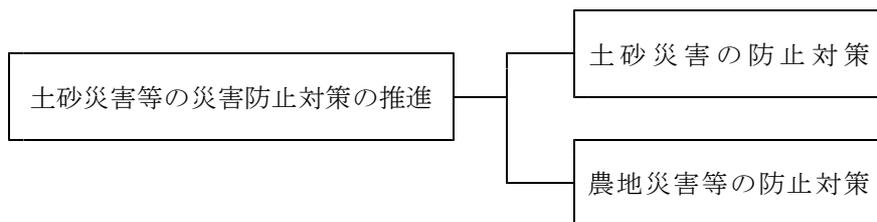
本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局，九州地方整備局，危機管理防災局危機管理課・災害対策課，環境林務部森づくり推進課，土木部砂防課・道路維持課・都市計画課・建築課，市町村〕

1 土砂災害防止事業の推進

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

平成5年（1993年）8月の鹿児島豪雨では、集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

(1) 山地災害危険地区等

ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

《資料編 2. 3 山地災害危険地区の現況》

イ 防災対策の実施

県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、

森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

市町村は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

ア 砂防指定地の指定

土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、制限すべき土地を、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、土石流発生のおそれがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ、施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から、逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

ア 地すべり防止区域の指定

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、そのうち、地すべり区域（地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域をいう。以下同じ）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防止するため、行為の制限を必要とする区域を鹿児島県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

ウ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市及び霧島市は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(宅地造成工事規制区域の指定状況は、第3節第1「防災的土地利用の推進」参照)

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

(主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照)

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

市町村は土砂災害防止法第8条に基づき、市町村地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編 2.2 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域》

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(9) 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域

を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行うとともに、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

なお、法改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域については、盛土規制法施行から2年間、または、盛土規制法に基づく規制区域等が指定されるまでの間は、現行の宅地造成工事の規制が適用される。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

イ 行為規制等県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

(10) その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

3 災害危険箇所等の調査の結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市町村（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市町村は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市町村は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市町村は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

市町村は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ ハザードマップ等の作成

市町村は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

市町村は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに

行うよう努める。

このため、市町村及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(住民の自主的避難の指導方法は、第3章第3節「自主防災組織の育成強化」参照)

(5) 避難訓練

市町村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

(避難訓練の方法は、第3章第2節「防災訓練の効果的実施」参照)

第2 農地災害等の防止対策

[実施責任：農政部農地保全課]

1 農地防災・保全施設の整備

本県はシラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に、家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本県は、台風常襲地帯，多雨地帯，特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部・島しょ部を有する地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



第1 河川災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，土木部河川課・港湾空港課，市町村〕

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本県は、台風常襲地帯，多雨地帯，特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、さらに宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、社会資本整備重点計画に基づく河川整備を図っているが、本県の河川は、以下に示すように、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

表2. 1. 2. 1 河川の整備状況(令和4年3月31日現在)

種別	管理者	河川数	延長(km)	要改修延長(km)	改修済(km)	改修率(%)
一級河川	国	川内川水系 11	113.9	54.9	45.0	82.0
	国	肝属川水系 6	51.1	40.1	37.4	93.3
国管理河川計		17	165.0	95.0	82.4	86.7
一級河川	県	149	713.1	576.7	268.8	46.6
二級河川	県	310	1,780.4	1,336.7	621.3	46.5
県管理河川計		459	2,493.5	1,913.4	890.1	46.5

(注) ① 国管理と県管理の重複河川13河川

② 国管理河川の改修済とは、堤防必要区間に対して堤防の整備が完了しているもの。県管理河川の改修済とは、60mm/h以上の流下能力を有する河道が整備されているもの。

③ 川内川延長のうち、鶴田ダム区間18.4kmは、改修不要区間とする。

④ 肝属川延長のうち、鹿屋分水路2.7kmは、改修不要区間とする。

⑤ 国管理河川の延長は、兩岸堤防区間延長を平均したもの。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は、ある程度の水害に耐えうるよう整備されているが、堤防より居住地側の地盤が洪水時の水位や潮位に比べて低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、洪水等が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れが予想されるため、川岸の災害防止対策として、必要区間について、居住地側の資産状況等を勘察し、護岸施設等の整備を進める。

併せて、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「水防災意識社会再構築協議会」「流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を進める。

なお、直轄河川については、災害時の水防活動及び物資の集積備蓄機能や、平常時の研修や訓練の場としての機能を持つ「河川防災ステーション」が整備されているところであり、さらに、今後は、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき堤防補強等のハード対策や住民目線に立ったソフト対策などを推進する。

また、河川管理施設の維持管理を的確に行い、河川災害の防止に努める。

2 河川等重要水防箇所等の把握、周知

県及び市町村は、県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、関係流城市町村・住民への周知に努めるとともに、市町村独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

また、市町村は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険性を住民等に周知する。

ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 避難路上の障害物などの把握

ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

(河川等の重要水防箇所及び水防箇所の現況については「鹿児島県水防計画書」参照)

3 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には「鹿児島県水防計画書」に示す危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

4 特別警戒水位の設定

国土交通大臣及び鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）において、水防法第12条第2項に規定する警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として洪水特別警戒水位（水防法第13条）を定め、この水位に達したときは、鹿児島県水防計画書に定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。指定河川などに係る事項については同計画書に定めるところによる。

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

5 浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は、浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

6 地域の取組方針の推進

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、水防法第15条の9又は第15条の10に基づき組織された「大規模氾濫減災協議会」の構成員は、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容について、取組を推進する。

7 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

市町村長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

浸水実績等を把握した市町村長は、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。

市町村が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

第2 高潮災害等の防止対策

〔実施責任：九州農政局，九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，農政部農地保全課，土木部河川課・港湾空港課，市町村〕

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

本県の海岸線は、大隅沿岸，鹿児島湾沿岸，薩摩沿岸，八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、北海道，長崎県に次いで長い海岸線を有している。海岸の長さや島しょ部を有するなどの地形的特質等のため、高潮災害等を受けやすい状況にある。

各海岸保全施設の所管別の整備状況は、表2. 1. 2. 2のとおり。

（海岸等重要水防箇所の現況及び水防箇所の現況については、「鹿児島県水防計画」参照）

表2. 1. 2. 2 各海岸保全施設の整備状況（令和3年3月31日現在）

所 管	事 業 概 況	海 岸 線 総 延 長	海岸保全 区域指定 延 長	海岸保全 区 域 内 施設延長
国土交通省 (水管理・国土保全局)	昭和25年を初年度とし、出水海岸の保全事業をはじめ海岸法施行に伴い、昭和34年度から本格的な事業を推進している。	1,785.8km	192.0km	132.0km
国土交通省 (港湾局)	昭和45年から本格的に海岸保全事業を開始し、これまでに高潮、浸食等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進している。	436.1km	206.6km	108.6km
農林水産省 (水産庁)	漁港海岸保全区域において、昭和33年度を初年度とし、これまでに高潮、侵食等による被害を防止するため、施設の整備を推進している。	324.5km	145.6km	79.8km
農林水産省 (農村振興局)	昭和32年を初年度とし、干拓地等の農地への高潮、波浪、津波等による被害を防止するために、海岸保全施設の新設、改修を実施している。	96.6km	94.5km	75.1km
計		2,643.0km	638.7km	395.5km

(2) 海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

県及び市町村は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 高潮リスクの低減

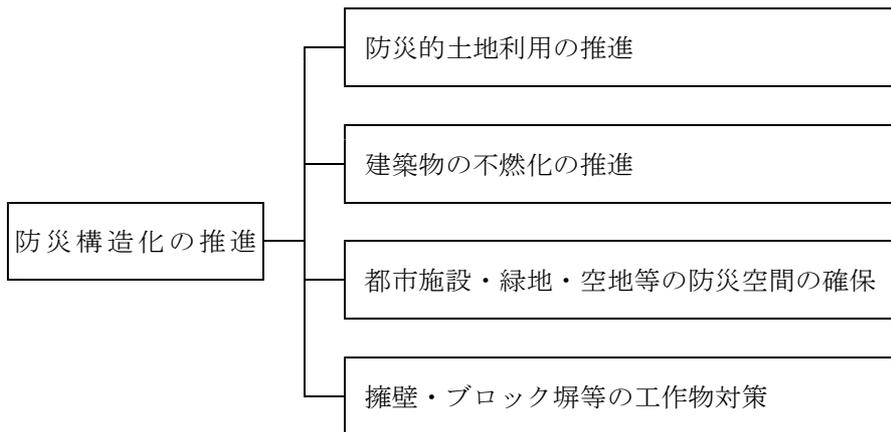
県及び市町村は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市町村における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

〔実施責任：土木部都市計画課・建築課，市町村〕

1 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の実施状況

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備のまま小規模な宅地開発などが行われてスプロール化が進行している箇所がある。

また老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

鹿児島県における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 1 土地区画整理事業の現状（令和4年4月1日現在）

区 分	地 区 数	面 積
公共団体施行	16地区	587.4ha
組合・個人施行	3地区	169.5ha
合 計	19地区	756.9ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密

集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

市町村が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

(1) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が、現在9地区(面積5.95ha)で実施済である。

また、優良建築物等整備事業については、3地区(1.86ha)で実施済である。

(2) 市街地再開発事業等の実施方策

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ア 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を促進する。

イ 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、市町村を通じて関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導等の実施状況

宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 2 宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の状況

区 分	地区数	面積	概 況
宅地造成工事規制区域	1	30,700ha	鹿児島市(旧5市町を含む。)周辺の丘陵地帯

(2) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市町村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

4 立地適正化計画策定の推進

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第2 建築物の不燃化の推進

[実施責任：危機管理防災局消防保安課，土木部道路建設課・都市計画課・建築課，市町村]

1 防火，準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

このため、鹿児島市と奄美市においては、引き続き、防火地域，準防火地域の指定の拡大に努め、その他の市町村においても、防火地域，準防火地域の指定に努める。

表2. 1. 3. 3 防火地域指定現況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	123.0ha

表2. 1. 3. 4 準防火地域指定現況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	都市名	準防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	763.0ha
名瀬	奄美市	2.1ha

2 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は、市街地の不燃化事業，都市構造改善事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等により，道路・空地を確保・拡充し，老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

県は，道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により，火災の延焼防止を図り，安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・貯水槽等の整備

市町村は，消防力の基準等に照らし，消防力施設等の充足状況を勘案するとともに，市街地等の火災に対応できるよう，各種事業により，市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

市町村は，火災時の効果的な消防活動を念頭において，消防活動路等の確保について検討しておく。また，都市公園や防災拠点施設の整備を進め，火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課・都市計画課・建築課，市町村]

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（道路の整備方法は、地震災害対策編第2部第1章第4節第6「道路・橋梁の災害防止」参照）

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

県及び市町村は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

鹿児島県における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 5 公園・緑地等の整備状況（令和4年3月31日現在）

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
県立都市公園等	10	274.3
市町村立公園	1,363	1,699.7
計	1,373	1,974.0

※県立都市公園等の中には、「マリポートかごしま」の緑地1箇所（24ha）が含まれる。

2 共同溝等の整備

県及び市町村は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

特に、「マリンポートかごしま」において、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う岸壁、ヘリポート、広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

[実施責任：土木部道路建設課・道路維持課・都市計画課・建築課、市町村]

1 擁壁の安全化

県及び市町村は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

県及び市町村は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

県及び市町村は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 屋外広告物に対する規制

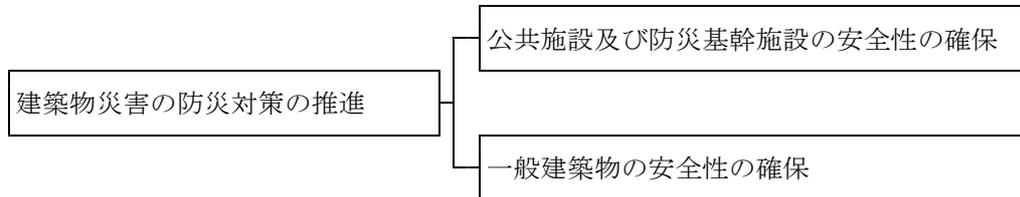
県は、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の屋外広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務づけている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、風水害時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導に努める。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、 「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

〔実施責任：土木部建築課，出納局管財課，教育庁学校施設課，市町村〕

1 公共施設等の安全性の確保

県及び市町村は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災拠点施設の安全性の確保

県及び市町村の庁舎（出先含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，土木部都市計画課・建築課，環境保全課，市町村〕

1 防災指導等による不燃化，安全化の促進

県及び建築主事を置く市（鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市）は、以下の方法により、一般建築物の不燃化，安全化等の促進に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市並びに指定確認検査機関は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう、指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

不法建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

- (ア) 地域、地区の指定のない都市に対する地域、地区制の促進を図る。
- (イ) 土地区画整理、道路位置指定の指導により、宅地の計画的な環境整備を図る。
- (ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する改修等指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については、ある程度、「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。

また、これら施設に対する被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

2 県民等への意識啓発

県及び市町村は、県民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(3) 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

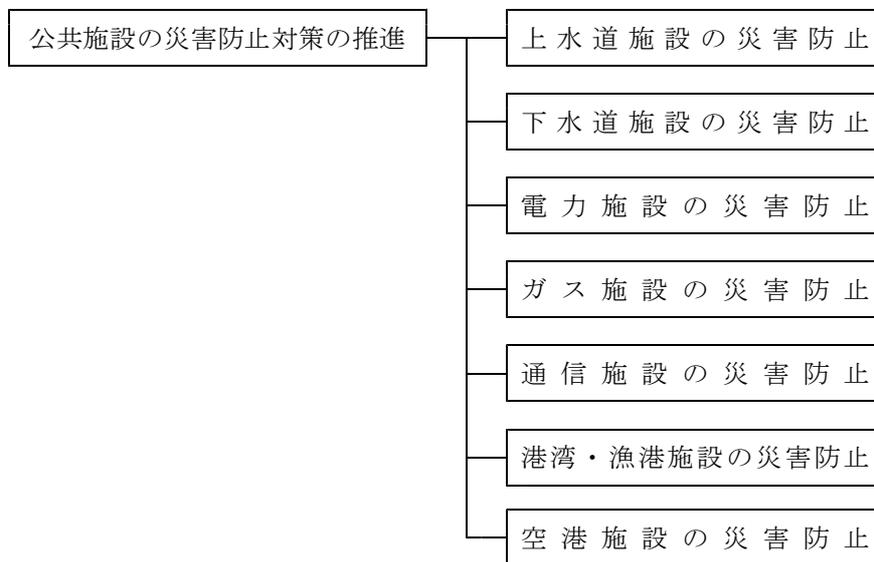
(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。



第1 上水道施設の災害防止

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

《資料編 11. 1 市町村別上水道施設の整備状況》

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材，被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

[実施責任：生活排水対策室，市町村]

1 老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道事業者は，下水道施設について，これまでも災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，引き続き以下の対策を推進し，災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

《資料編 11. 2 市町村別下水道施設の整備状況》

- (1) 老朽化した施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して，公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第3 電力施設の災害防止

[実施責任：九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社]

1 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は，以下の方法により，災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情，河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特性を考慮し，防水壁の設置，排水ポンプの設置，機器のかさ上げ，ダム通信確保のための設備を設置する。

特に，洪水に対する被害防止に重点を置き，被害が予想される箇所について，点検整備を実施する。

イ 送電設備

- ・架空電線路……土砂崩れ，洗堀などが起こるおそれのある箇所のルートの変更，擁壁，石積み強化等を実施する。
- ・地中電線路……ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は，出入り口の角落とし，防水扉の取付け，ケーブルダクトの密閉化等を行うが，設備の構造上，上記防水対策の不可能な箇所では，屋内機器のかさ上げを実施する。

また，屋外機器は基本的にかさ上げを行うが，かさ上げが困難なものは，防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

エ 配電設備

地域の防災計画との整合を図り，水害の影響軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

カ 建物及び構築物（業務設備を含む）

設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(2) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 原子力発電設備

原子力発電所では、碍子洗浄装置を設置するとともに、屋外機器全般に、ポリウレタン樹脂塗料等を塗装することにより塩害対策を実施する。

イ 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

ウ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後に必要なに応じ、がいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩がいしを使用し、塩害防止に努める。

エ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付き変圧器等を使用して対処する。

(4) 高潮対策

原子力発電所では、高潮は敷地高さに到達しないと評価している。また、津波防護として、海水ポンプエリアに防護壁を設置する。

(5) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、潮位、波高等の観測、予測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。特に、離島への復旧用資機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・無断昇柱，無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損，電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は，速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。
- ・断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは，安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは，ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

また，病院等重要施設については，災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため，自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため，年1回以上防災訓練を実施するとともに，国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4章 ガス施設の災害防止

[実施責任：ガス事業者]

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は，災害が発生した場合，ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

《資料編 11. 4 ガス事業者及び施設の状況》

(1) ガス製造所，供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備，原料貯蔵設備，ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い，災害の軽減を図る。各設備の維持管理については，保安規程に基づいて，定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器，バルブ等の付属設備については，保安規程に基づいて設置し，定期的な保守点検を行う。特に高圧導管の設置にあたっては，路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確な措置により，二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように，以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し，災害時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い，データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策，復旧対策

被害情報の収集，初動体制，ガス供給停止及び供給開始等，緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに，緊急措置ブロックの形成を促進する。

(4) 支援体制

被害の程度によって，応援隊の派遣要請，需要家に対する代替エネルギーの確保などに努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は，平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し，需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

[実施責任：西日本電信電話株式会社]

1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は，通信施設の耐災性（不燃性，耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより，風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため，通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に，局舎（交換局等）については，既往最大規模の風水害による被害を参考として水防扉の設置等，不燃，耐火，耐水構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は，風水害による浸水，損傷，流失等を防止するため，必要な措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池，発電機を常備する。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは，火災による延焼や河川出水，土砂災害等による寸断に比較的弱いので，寸断等のある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは，二次的災害の被害を想定して，耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に，迅速かつ的確に通信サービスを確保するため，あらかじめ定められた次の措置計画により，万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機，工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車を配備する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局装置等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中継所等を対象に配備する。

(4) 非常用電源の確保

台風等の災害時における長時間停電に対し、通信電源を確保するため離島を中心に非常用電源（発発）の配備を進める。

(5) その他

特に、離島への災害対策用機器・復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、県及び地方自治体が実施する防災演習には積極的に参加する。

5 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、自社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第6章 港湾・漁港施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，土木部港湾空港課〕

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすた

め、その拠点を整備しておく必要がある。

このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾・漁港施設の整備

港湾施設の整備は、本土・離島の拠点港となる鹿児島港、志布志港、川内港、里港、垂水港、西之表港、宮之浦港、硫黄島港、中之島港、名瀬港、湾港、亀徳港、和泊港及び与論港において、岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。また、漁港では、耐震強化岸壁の整備が完了した枕崎漁港及び山川漁港において、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

4 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

5 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第7 空港施設の災害防止

[実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、土木部港湾空港課]

1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の航空交通の確保、空港を利用した緊急輸送機能の確保等への対応等を行うため、空港管理者は、災害発生時でもその機能が確保されるよう施設の点検等を適切に実施する。

第6節 防災研究の推進

[実施責任：県、市町村、関係機関等]

県、市町村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 地域危険度の調査研究

市町村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

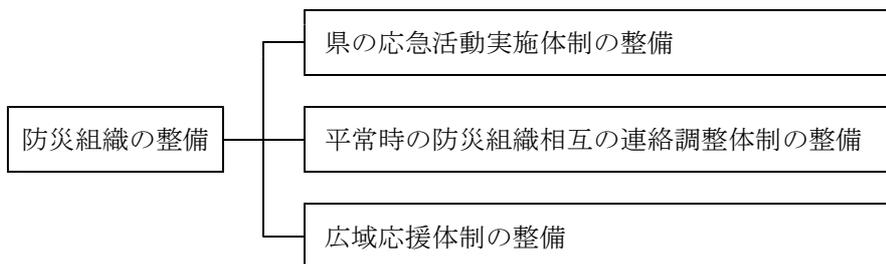
本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、県内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課〕

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

(1) 災害対策職員用携帯電話の整備

警戒避難段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ、危機管理防災局等の主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、県総合防災システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

(2) マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

1 情報連絡体制の充実

県，市町村及び防災関係機関は，災害が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のように，防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は，第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化，及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

県，市町村及び防災関係機関は，相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように，連絡窓口等体制の整備に努める。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続きを明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 県、市町村及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

[実施責任：九州管区警察局，危機管理防災局災害対策課，消防保安課，県警察，市町村]

1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

(九州・山口9県災害時応援協定、その他の相互応援協定及び九州地方整備局との応援協定は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は、第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照)

2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等も、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、県は、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の実態把握に努める。

(令和5年4月1日現在)

部隊名	消防本部名	隊数計	備考		
統合機動部隊 指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1			
エネルギー産業 基盤災害即応部 指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1			
指 揮 隊 3隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複		
	薩摩川内市消防局	1			
	大隅肝属地区消防組合	1			
救 助 小 隊 11隊	鹿児島市消防局	2	特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)と重複		
	枕崎市消防本部	1			
	薩摩川内市消防局	1			
	霧島市消防局	1			
	南さつま市消防本部	1			
	始良市消防本部	1			
	指宿南九州消防組合	1			
	伊佐湧水消防組合	1			
	大隅曾於地区消防組合	1			
	大隅肝属地区消防組合	1			
救 急 小 隊 30隊	鹿児島市消防局	3			
	枕崎市消防本部	1			
	出水市消防本部	1			
	垂水市消防本部	1			
	薩摩川内市消防局	4			
	日置市消防本部	1			
	霧島市消防局	1			
	いちき串木野市消防本部	1			
	南さつま市消防本部	1			
	始良市消防本部	2			
	さつま町消防本部	1			
	指宿南九州消防組合	3			
	阿久根地区消防組合	1			
	伊佐湧水消防組合	1			
	大隅曾於地区消防組合	3			
	大隅肝属地区消防組合	2			
	沖永良部与論地区広域事務組合	1			
	徳之島地区消防組合	1			
	大島地区消防組合	1			
	消 火 小 隊 33隊	鹿児島市消防局		6	
枕崎市消防本部		1			
出水市消防本部		1			
垂水市消防本部		1			
薩摩川内市消防局		4			
日置市消防本部		2			
霧島市消防局		3			
いちき串木野市消防本部		1			
南さつま市消防本部		2			
始良市消防本部		2			
さつま町消防本部		1			
指宿南九州消防組合		2			
阿久根地区消防組合		1			
伊佐湧水消防組合		1			
大隅曾於地区消防組合		1			
大隅肝属地区消防組合		2			
熊毛地区消防組合		1			
大島地区消防組合		1			
後 方 支 援 小 隊 14隊		鹿児島市消防局	3		
		薩摩川内市消防局	2		
	霧島市消防局	2			
	始良市消防本部	1			
	いちき串木野市消防本部	1			
	指宿南九州消防組合	1			
	阿久根地区消防組合	1			
	大隅曾於地区消防組合	1			
	大隅肝属地区消防組合	2			
通 信 支 援 小 隊 1隊	鹿児島市消防局	1			
特 殊 災 害 小 隊 9隊	鹿児島市消防局	7	2隊は救助小隊と重複 救助小隊と重複 救助小隊と重複		
	薩摩川内市消防局	1			
	大隅曾於地区消防組合	1			
特 殊 装 備 小 隊 5隊	鹿児島市消防局	1			
	枕崎市消防本部	1			
	薩摩川内市消防局	2			
	大隅肝属地区消防組合	1			

NBC災害即応 部隊指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
土砂・風水害機動 支援部隊指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
航空小隊 1隊	鹿児島県	1	
航空指揮支援隊 1隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
航空後方支援小隊 1隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
合計		105	8隊の重複登録を除く

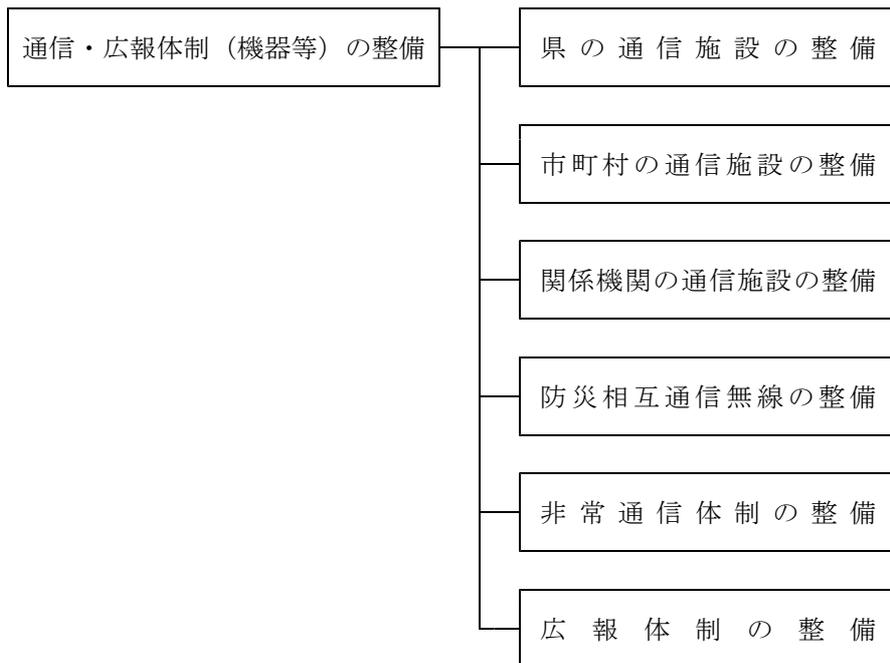
4 警察災害派遣隊の整備等

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣制の整備等を図る。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。



第1 県の通信施設の整備

[実施責任：九州地方整備局，危機管理防災局災害対策課]

1 災害時等の通信施設の整備

(1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系，衛星系）と光ネットワーク系を整備している。なお，現行の防災行政情報ネットワークの概要は，次のとおりである。

《資料編 5. 1 (1) 県防災行政情報のネットワーク構成図》

ア 整備概要

(ア) ネットワークの構成

県庁と九州地方整備局，地域振興局，保健所等の出先機関及び市町村，消防本部，防災関係機関等で構成されている。

(イ) 通信回線

a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で、県庁及び各地域振興局等の公用車の移動局との間を結んでいる。

c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

d 有線系

県庁と地域振興局、市町村、消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。

(ウ) システムの通信機能

a 個別・一斉通信機能

ネットワーク構成機関相互の通信、衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか、地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。

b 映像伝達機能

県庁から、衛星系通信回線を利用して、消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか、市町村では映像の受信が可能である。

c 通信統制・機器監視制御機能

県庁を全局の監視・制御局とし、ネットワークの監視を行うとともに、全局の運用状態等を集中監視をしているほか、地上系通信回線及び衛星系通信回線においては、災害時における通信の輻輳に対処するため、県庁に通信統制機能を備えている。

(エ) 防災上の設備強化対策

a 中継回線・ループ化、回線の2ルート化

地上系の中継回線をループ化するとともに、県庁と市町村との間を衛星系と有線系により2ルート化し、回線の信頼性確保を図っている。

b 機器の二重化・予備電源の配備

主要回線の無線機器等を二重化するとともに、全局に予備電源装置（発電機、無停電電源装置等）を配備し、機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。

c モバイル映像伝送の配備

災害現場等からの映像情報を、インターネット網、衛星通信回線を利用して災害対策本部に伝送するシステムを平成25年度に配備した。

(オ) 機器の保守体制

通信機器は、定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理に当たる体制をとっている。

(2) 消防防災無線等による整備

県では、国との間で消防防災無線・水防無線共用設備等を、運用している。

ア 消防防災無線回線網

県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。

イ 水防無線回線網

県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができる。

ウ 中央防災無線網

県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信及びTV会議ができる。

(3) 防災相互通信用無線の整備

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

2 防災情報システムの整備

県は、平成22年度に改修した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

3 県総合防災システムの整備

県は、市町村との間でインターネット及び光系ネットワークを活用し、災害情報の収集・共有・伝達が可能な県総合防災システムを整備している。

《資料編 5.7 県総合防災システムの概要図》

第2 市町村の通信施設の整備

[実施責任：市町村]

1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 高潮危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

《資料編 5.2 市町村防災行政無線等の整備状況》

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

- (1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第3 関係機関の通信施設の整備

〔実施責任：西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社、九州旅客鉄道株式会社、県警察〕

1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

(1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

イ 事前設置型特設公衆電話による通信確保

N T T西日本では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置することにより、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

(第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照)

(2) 警察の通信手段

ア 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) J R 電話による通信

J R 所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

(4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

2 関係機関の通信手段の活用

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 5 通信施設に関する資料》

第4 防災相互通信無線の整備

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，関係機関等]

1 通信施設の整備対策

県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は，孤立化が予想され，防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは，早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 5. 3 防災相互通信用無線の設置状況》

(第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」参照)

2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第5 非常通信体制の整備

[実施責任：危機管理防災局危機管理課]

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため，平常時より非常通信の伝送訓練等を行い，通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は，各種災害時等の非常事態が発生し，又は発生の恐れがある場合で，自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき，又は使用が困難になった場合に対処するため，電波法第52条の規定に基づき，非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 5. 6 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し，災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について，普及啓発を行う。

第6 広報体制の整備

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，総務部広報課]

大規模な災害発生時に，放送機関の協力のもとに，早期予防，避難に関する緊急情報をテレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて県民に提供するため，緊急情報提供システム，Lアラート（災害情

報共有システム)を効果的に活用する。

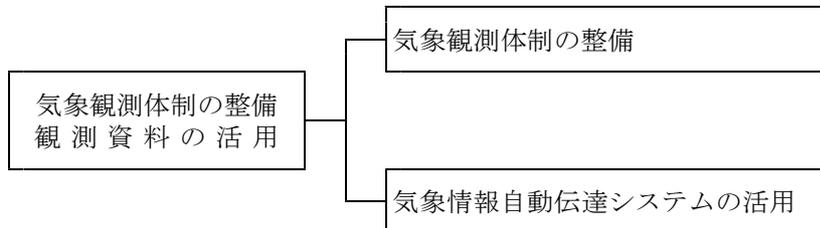
(システムの概要は、第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」、運用方法は、第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照)

また、インターネット(県庁ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web)やLアラート(災害情報共有システム)、緊急速報(エリアメール等)、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第3節 気象観測体制の整備，観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し，あるいは軽減するため，雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 気象観測体制の整備

〔実施責任：鹿児島地方気象台，九州地方整備局，危機管理防災局災害対策課，土木部河川課・砂防課，市町村〕

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は，気象庁気象業務計画に基づき，台風・豪雨，高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備，充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため，雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し，関係行政機関，县市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において，気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう，過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

《資料編 4 気象等観測施設に関する資料》

(潮位観測所一覧は，「鹿児島県水防計画書」参照)

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県，市町村及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については，年々充実しているが，まだ十分とはいえないので，現有施設の十分な活用を行うとともに，雨量計（自記，テレメータ等），水位計（自記，テレメータ等）の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課〕

気象情報自動伝達システムの活用により，気象警報等や気象関連情報を自動的に市町村や消防本部に防災情報ネットワークで送信するとともに，危機管理防災局職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ，風水

害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また、市町村は気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

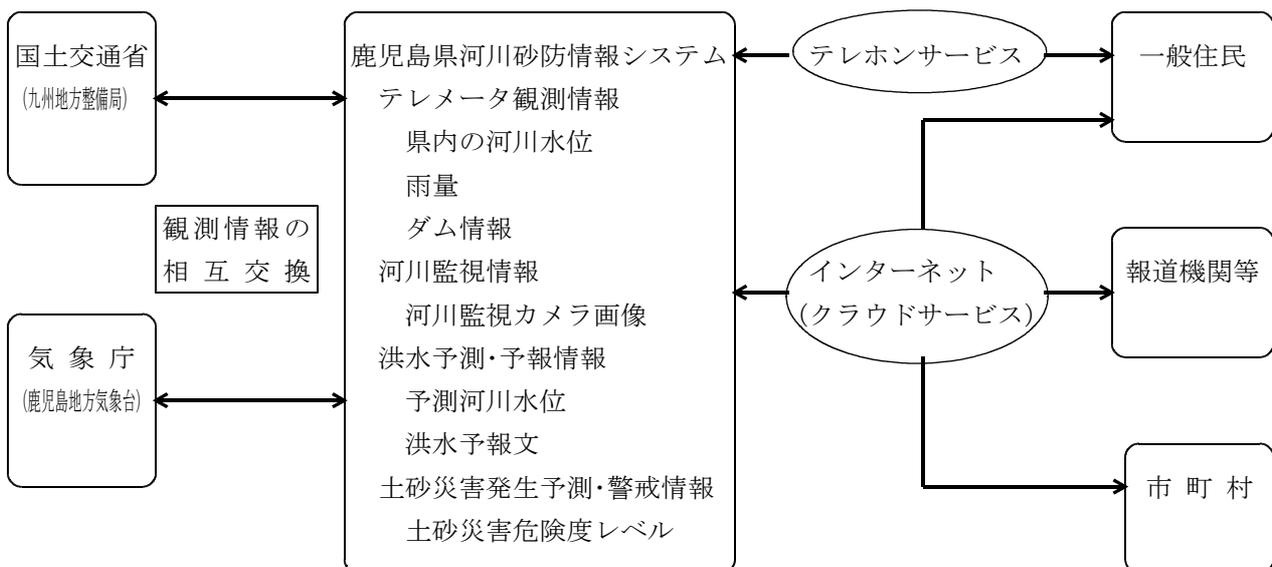
（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「気象警報等の収集・伝達」参照）

第3 河川砂防情報システムの活用

〔実施責任：土木部河川課，砂防課〕

河川砂防情報システムの活用により、県内の河川水位、雨量、ダム情報、河川監視カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により、市町村、住民に対し情報提供するものとする。

河川砂防情報システム構成図



第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



第1 消防活動体制の整備

[実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村]

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

各市町村の消防組織は、常備消防（消防本部，消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

表2. 2. 4. 1 消防組織の整備状況

区分	常備消防				非常備消防		
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	消防団員
人員	20	30	65	2,365	43	633	14,716

(令和4年4月1日現在)

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化の必要性

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，工業用水道部工業用水課，市町村〕

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

県内の消防水利の保有状況は、以下のとおり。

表 2. 2. 4. 2 消防水利状況

区 分	公 設	私 設	計
消 火 栓	20,830	361	21,191
防 火 水 槽 (100m ³ 以上)	39	20	59
〃 (60～100m ³ 未満)	280	21	301
防 火 水 槽 (40～60m ³ 未満)	7,309	160	7,469
〃 (20～40m ³ 未満)	4,705	142	4,847
井 戸	13	4	17
小 計	33,176	708	33,884
その他の水利（自然水利等）	—	—	1,630
水 利 合 計	—	—	35,514

(令和4年4月1日現在)

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

ウ 工業用水の活用

県が管理する工業用水を非常時における消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防機械保有状況

県内消防本部及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

表2. 2. 4. 3 消防機械保有状況

区 分	消防本部・署・所現有	消 防 団 現 有	計
普通消防ポンプ車	23	395	418
水槽付消防ポンプ車	89	62	151
は し ご 車	17	—	17
小型動力ポンプ	6	287	293
小型動力ポンプ積載車	24	680	704
化学消防車	5	—	5
消 防 艇	1	—	1
ヘリコプター	—	—	—
その他の消防車両	207	102	309

(救急車、救助工作車の状況は、第3部第2章第7節「救助・救急」参照)
(令和4年4月1日現在)

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、表2. 2. 4. 4のとおり。

表2. 2. 4. 4 消防通信体制の整備状況（平成31年4月1日現在）

消防本部名	設備等区分		消防救急業務用無線局	火災報知	救急指令装置	
	固定・基地局	移動	専用	専用	消防指令	
	デジタル	デジタル	電話回線	専用	装置併用	
鹿児島市消防局	6	575	36			
枕崎市消防本部	1	22	8			
出水市消防本部	2	39	8			
垂水市消防本部	5	58	5			
薩摩川内市消防局	8	267	6		1	
日置市消防本部	3	37	5			
霧島市消防局	6	68	5		1	
いちき串木野市消防本部	3	43	12			
南さつま市消防本部	7	264				
始良市消防本部	4	47	40			
さつま町消防本部	1	23	13		1	
指宿南九州消防組合	7	120	8			
阿久根地区消防組合	5	71	11			
伊佐湧水消防組合	3	41	8			
大隅曾於地区消防組合	4	56	8		1	
大隅肝属地区消防組合	12	175	18		1	
沖永良部与論地区広域事務組合	7	25	5			
徳之島地区消防組合	6	27	4			
熊毛地区消防組合	10	72	16			
大島地区消防組合	12	113	11			
合計	112	2,138	227		5	

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局，移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防司令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備，高所カメラによる早期支援情報の収集，部隊運用装置，消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

- ・多重無線通信機
- ・衛星通信システム
- ・早期支援情報収集装置
- ・震災対策用通信設備等（可搬無線機，携帯無線機，全国共通波（増波）基地局等）

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

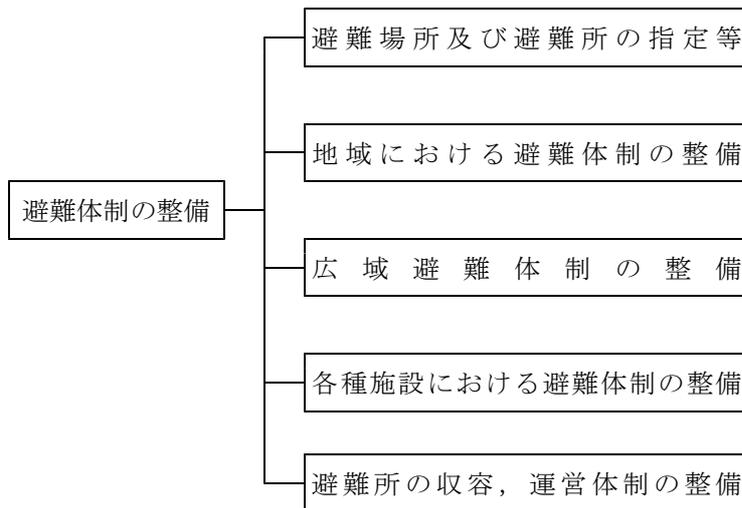
イ 通信・運用体制の整備

- (ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 避難場所及び避難所の指定等

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，危機管理課，教育庁，市町村，関係機関〕

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 地域における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，土木部河川課，教育庁，県警察，市町村〕

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 基本方針

ア 市町村長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ 市町村長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第6節「避難の指示、誘導」を参照）

ウ 市町村長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

エ 市町村長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

(2) 避難指示等の基準の策定

ア 市町村長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

ウ 県は、市町村に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

(3) 避難指示等の実施要領

ア 市町村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、市町村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 市町村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市町村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(4) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものと

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

する。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

オ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 自主避難体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。
「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。

- (2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

- (3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市町村は、浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市町村は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第15条）

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第3 広域避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課、災害対策課、市町村〕

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課、災害対策課、保健福祉部保健医療福祉課・障害福祉課〕

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，教育庁，県警察，市町村，施設管理者，関係機関等]

1 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院，社会福祉施設等の避難体制の現状

ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の立入検査の際，防火管理者の選任，消防計画の作成，消防用施設・設備の整備・点検，診療用の構造設備の危害防止措置，避難訓練の実施状況等について，確認・指導を行っている。

イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し，本庁及び出先機関において，原則として毎年度実施する指導監査の際，スプリンクラー，屋内消火栓，非常通信装置，防煙カーテン，寝具等設備の整備・点検状況，宿直者の配置，連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備，避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い，必要に応じて改善・是正の指導をしている。

(2) 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には，「避難行動要支援者」が多く，自力で避難することが困難であり，また避難先にも介護品等が必要であるなど，災害時にも特別の配慮を要することから，施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお，市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については，施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。(水防法第15条の3，土砂災害防止法第8条の2)

ア 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう，あらかじめ施設所在地における浸水するおそれのある河川の情報，土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に，夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や，日没前での職員の事前動員など，入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，要配慮者利用施設の管理者は，日頃から，市町村や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は，災害に備え，消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段，方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は，洪水予報，土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また，夜間に避難を行う場合に備え，電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに，屋内安全確保を行う場合に備え，施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は，施設等の職員や入所者等が，災害時において適切な避難行動がとれるよう，定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造，入所者等の実態など

に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

2 駅、百貨店、地下街等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力的体制作りを努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(5) 地下街等の利用者の避難確保計画の作成

浸水想定区域内の地下街等のうち、市町村地域防災計画に名称及び所在地を記載されたものの所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに公表しなければならない。(水防法第15条)

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
- カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
- キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。
- ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。
- ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第5 避難所の収容・運営体制の整備

[実施責任：危機管理防災局危機管理課、観光・文化スポーツ部国際交流課・PR観光課、
教育庁、県警察、市町村]

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行う。市町村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市町村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

市町村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

県、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市町村独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入

れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

市町村は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

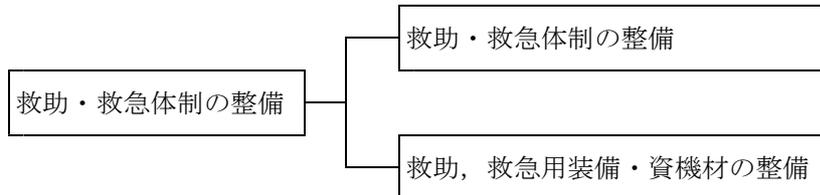
4 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助・救急体制の整備

[実施責任：第十管区海上保安部，自衛隊，保健福祉部保健医療福祉課，
危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村]

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市町村（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊，警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機，車両及び警察用船舶等警察が保有する装備資機材の整備，充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と，日頃から，相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 海上保安部の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と，日頃から，相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市町村は、島しょや土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落(例)]

□ 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

(2) NTT

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、**避難所**等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) NTT

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に事前設置型特設公衆電話を開設する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者（県・市町村）

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握，救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所における炊飯支援や仮設トイレ，テント等の資機材を提供する。

(6) 警察

- ・ 安否確認，行方不明者の捜索，救出救助，緊急交通路の確保を図る。

〔参照〕	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

3 住民の救助，救急への協力

災害時には，住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要になる。

このため，一般住民は，日頃から，県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し，救助，救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助，救急用装備・資機材の整備

[実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，県警察，市町村]

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 土砂崩れ等による生き埋め等の救出，救助事象に対応するため，各消防署・所，消防団，自主防災組織等において，必要な救急用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ② 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救助，救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，救助用資機材や車両，救助用舟艇等の整備・点検に努める。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（消防機関を含む）

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

救急用装備・資機材等の整備

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊用救護資機材，トリアージ・タッグ

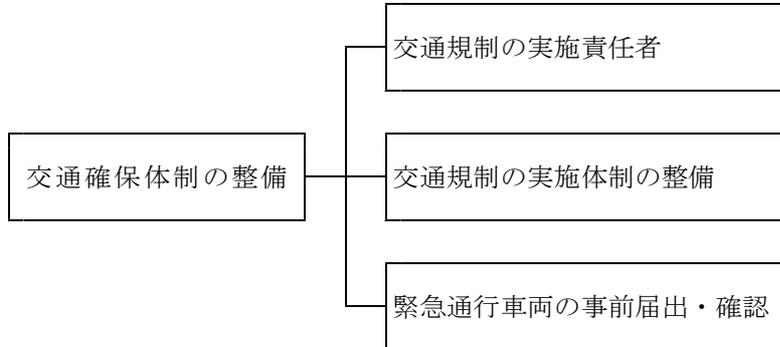
(2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車，舟艇等の整備・点検に努める。

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課
・港湾空港課，県警察，市町村]

1 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市町村長 (市町村道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊，決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者，又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため，必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため，必要があると認めるとき 3 道路の損壊，火災の発生，その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路，泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

区分	実施責任者	範囲
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第2 交通規制の実施体制の整備

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察，市町村]

1 交通規制の実施体制の整備方針

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。
- (2) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
 - ※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
 - ※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，県警察〕

1 緊急通行車両であることの確認の申出

- (1) 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し，若しくは指定行政機関等との協定等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両，又は災害発生時に他の関係機関，団体等から調達する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて，災害発生前における緊急通行車両の確認を受けることができる。
- (2) 指定行政機関等の長等は，次の区分により県（危機管理課），県公安委員会に対し，当該車両を使用する業務の内容を疎明する書類等を添付して確認の申出を行う。
（緊急通行車両確認申出書は様式1）
- (3) 申出を受けた県（危機管理課），県公安委員会は，緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い，該当すると認められるものについては，標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。
（標章及び証明書は様式3及び様式4）

確認者	確認車両	申請申出先
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○ 災害応急対策を実施するため県が調達，借上等を行った車両 ○ 県との協定等に基づき災害応急対策に従事する車両 	○ 県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	○ 各警察署

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(4) 県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用については、県（危機管理課）と所要の調整を図っておくものとする。

（緊急通行車両の確認証明書及び標章については、第3部第2章第8節「交通確保・規制」参照）

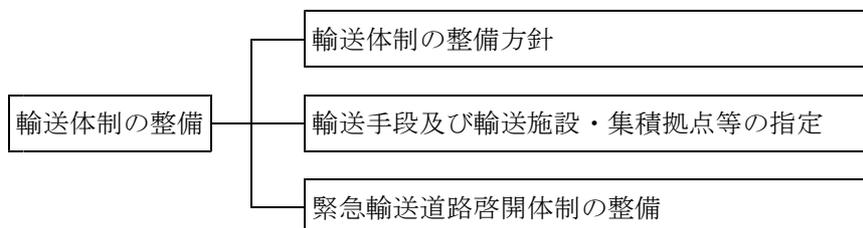
様式1 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出書	
令和 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電 話) 氏 名 印	
番号標に標示されている番号 (登録番号)	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住 所 () 局 番
	氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，日本貨物鉄道株式会社，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，農政部農政課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課〕

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保するものとする。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の事業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶等による輸送

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の巡視船艇等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

エ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 救援物資の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 資機材等の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(3) 民間事業者の管理する施設の把握

県は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察，市町村〕

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において，道路啓開を実施する路線の選定，優先順位について関係機関と連携をとり，選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は，平素から，災害時において，関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう，効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は，平素から，道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに，建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

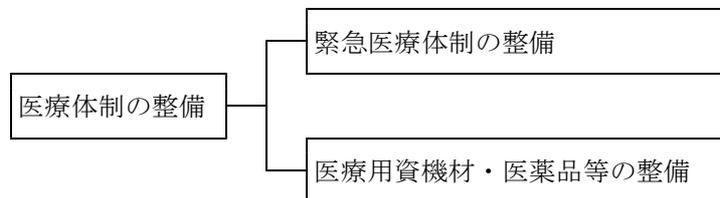
4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は，災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開に関する協力協定の締結を図り，協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県医師会，鹿児島県薬剤師会，鹿児島県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・子育て支援課・薬務課，県立病院局県立病院課〕

1 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実に努める。

(1) DMATの整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMATを養成する。

イ DMAT指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構，公立・公的医療機関，日本赤十字社鹿児島県支部，県医師会，県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

(3) 救護所の設置，運営計画

県（保健所）は、市町村が設置した救護所のほか、必要に応じて、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(4) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院，地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1か所，地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

(5) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電，断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(6) 情報連絡体制の充実

保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。
また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

(7) 広域医療支援の強化

九州・山口9県災害時応援協定に基づき医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受け入れのための医療機関調査の実施などを行う。

(8) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

ア 県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行うDPATを養成する。

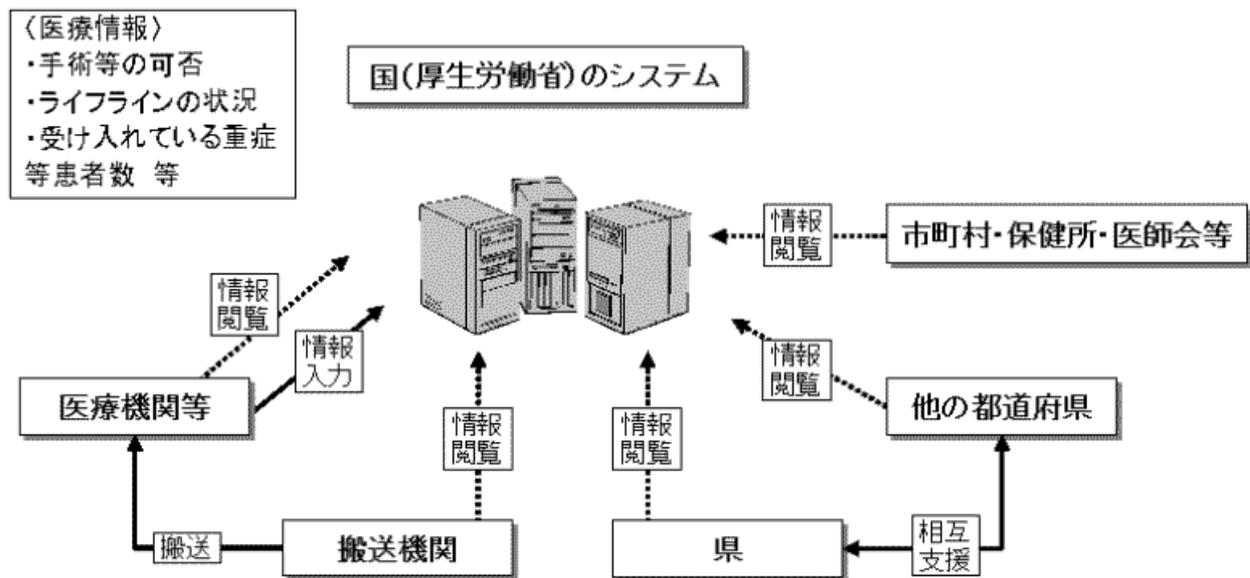
イ DPAT登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(9) 県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

ア 県は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部等が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行うDHEATを養成する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

図2.2.9.1 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要



2 後方搬送体制の整備

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を收容するため、災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

(2) 市町村、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市町村、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施す

るために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、県は、医師会等関係機関との連携による近江市等への患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の避難支援計画策定に必要な情報提供を行い、災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

- 災害時要援護難病患者等全体に対する対応
 - ・ 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理
 - ・ 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
 - ・ 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発
- 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

[実施責任：保健福祉部薬務課，県立病院局県立病院課]

1 医療用資機材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については、県（薬務課）が編成する薬品補給班が対応する。

(2) 鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県（薬務課）は、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

《資料編 8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書》

《資料編 8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書》

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、災害時緊急医薬品等確保事業で、必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は、第3部第2章第10節「緊急医療」参照)

3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

県(薬務課)は、被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について、検討するものとする。

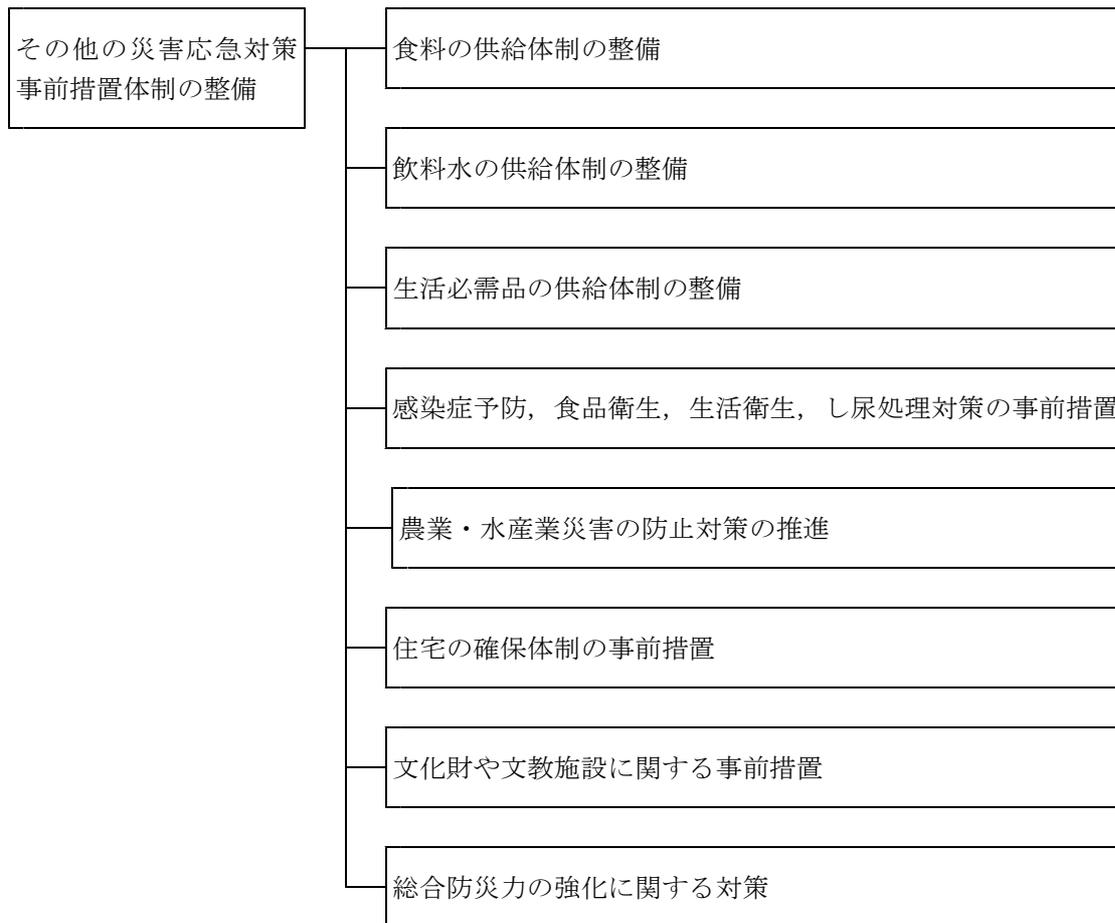
(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

県、市町村は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：農林水産省，危機管理防災局危機管理課，農政部農産園芸課，市町村〕

1 食料の備蓄計画の策定

県、市町村は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については、第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 食料の調達に関する協定等の締結

県、市町村は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

3 食料の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への食料の輸送計画について、検討するものとする。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

第2 飲料水の供給体制の整備

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者]

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は、各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

(3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市

町村等との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業者の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，危機管理防災局危機管理課，市町村〕

1 生活必需品備蓄計画の策定

県，市町村は，必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

（県，市町村，日本赤十字社鹿児島県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，県及び市町村は，大手スーパー，生活協同組合，百貨店，コンビニエンスストア等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。（被服，寝具の調達先としては，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

3 生活必需品の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への生活必需品の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

第4 感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿，ごみ処理処理対策の事前措置

〔実施責任：九州地方環境事務所，環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，保健福祉部健康増進課・生活衛生課，市町村〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県，市町村は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため，県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成について，あらかじめ，以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 県の疫学調査班の編成

県（保健所）は，疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は，各保健所1班とし，1班の編成は医師1名，保健師又は看護師1名，事務連絡員1名の3名を基準とする。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

イ 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、当該市町村の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努め、県はその情報収集に努める。

(2) 広域応援体制の整備

県、市町村及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援態勢の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市町村は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

〔実施責任：商工労働水産部水産振興課、農政部農政課・経営技術課・畜産振興課・家畜防疫対策課〕

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、県・市町村はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあつては、気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

3 作目別被害予防対策

本県の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市町村はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

[実施責任：土木部建築課，市町村]

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市町村は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、(一社)鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(一社)プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定など

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

による応急仮設住宅の提供や、(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。

(4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。

(5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておくものとする。

(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」参照)

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保が出来るように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課，市町村]

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

県教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- ・ 防火管理者のもとに適当な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・ 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

イ 環境の整理，整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- ・ 火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・ 指定建造物の周囲では、喫煙，たき火等を絶対に禁止する。

エ 火災危険の早期発見と改善

- ・ 定期的に防火診断を受ける。
- ・ 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災警戒を厳重にする。

- ・ 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
- ・ 巡視のための監視員を置く。
- ・ 巡視経路を設定する。

カ 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

キ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画

(2) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

(3) 文化財防火デーの計画

県教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

- ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等

イ 火災予防対策を指導する。

- ・ 消防計画の作成、検討
- ・ 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
- ・ たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
- ・ 各種消防用設備等の点検整備
- ・ 上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項

ウ 防火訓練を行う

- ・ 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
- ・ 防火訓練は、通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に行う。
- ・ 練法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
- ・ 不備の箇所を是正する。

エ 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

オ 実施状況を報告する。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課・消防保安課，市町村]

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

3 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

4 災害応急対策体制の構築

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源等の情報を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

5 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

6 防災行動計画

県、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第11節 複合災害対策体制の整備

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村，防災関係機関]

第1 県及び市町村等の複合災害対策

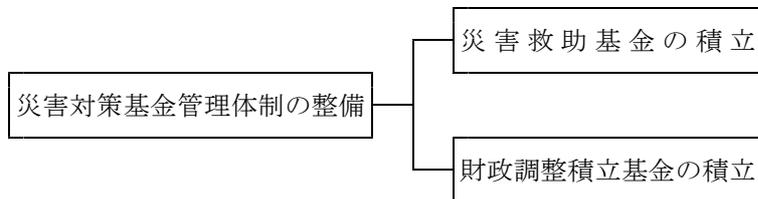
県及び市町村等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

県及び市町村等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調整積立基金等の積立を行い、適確な運用を図る。



第1 災害救助基金の積立

[実施責任：危機管理防災局危機管理課]

1 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額を最少額として積み立てることとする。ただし、災害救助法の適用等により、救助費として当該基金を取り崩した場合は、国庫負担金額をもって当該基金の積立を行うが、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最少額に達するまで積み立てるものとする。

2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れるものとする。

なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

第2 財政調整積立基金の積立

[実施責任：総務部財政課]

県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

第3章 県民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、**学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進**、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
 - ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
 - ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
 - ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 本章では、このような県民の防災活動の促進について、その対策を定める。

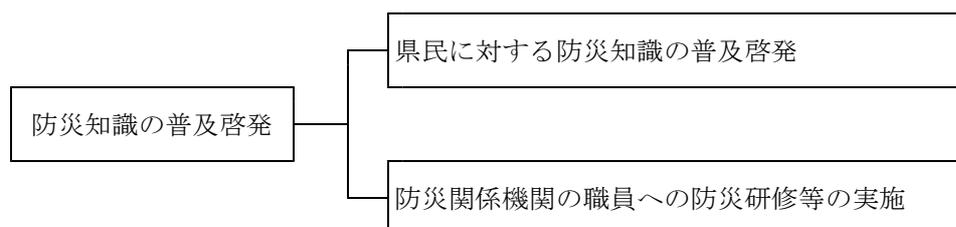
第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、県民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、県及び市町村は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



第1 県民に対する防災知識の普及啓発

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，総務部広報課，教育庁，市町村，防災関係機関]

1 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民、自主防災組織、町内会、各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練、情報提供を行うと共に、その内容の充実に努める。また、地域の自主防災活動、教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては、市町村等からの申請に基づき、県防災アドバイザーを活用するものとする。

(1) 研修内容等

① 災害に関する知識の習得

地震，耐震，火災，風水害，土砂災害，火山災害

② 防災活動に関する知識の習得

自主防災，図上訓練（D I G等）と防災マップ作り，一般避難対策，高齢者避難対策，要配慮者の避難対策

③ 応急措置に関する知識の習得

応急手当訓練，心肺蘇生法（含 A E D）

(2) 所在地等

鹿児島県防災研修センター

〒899-5652 鹿児島県始良市平松6252番地

電話：0995-64-5251，ファクシミリ：0995-66-5909，メール：kashoukyou046@yacht.ocn.ne.jp

① 開館時間 午前8時30分から午後5時まで

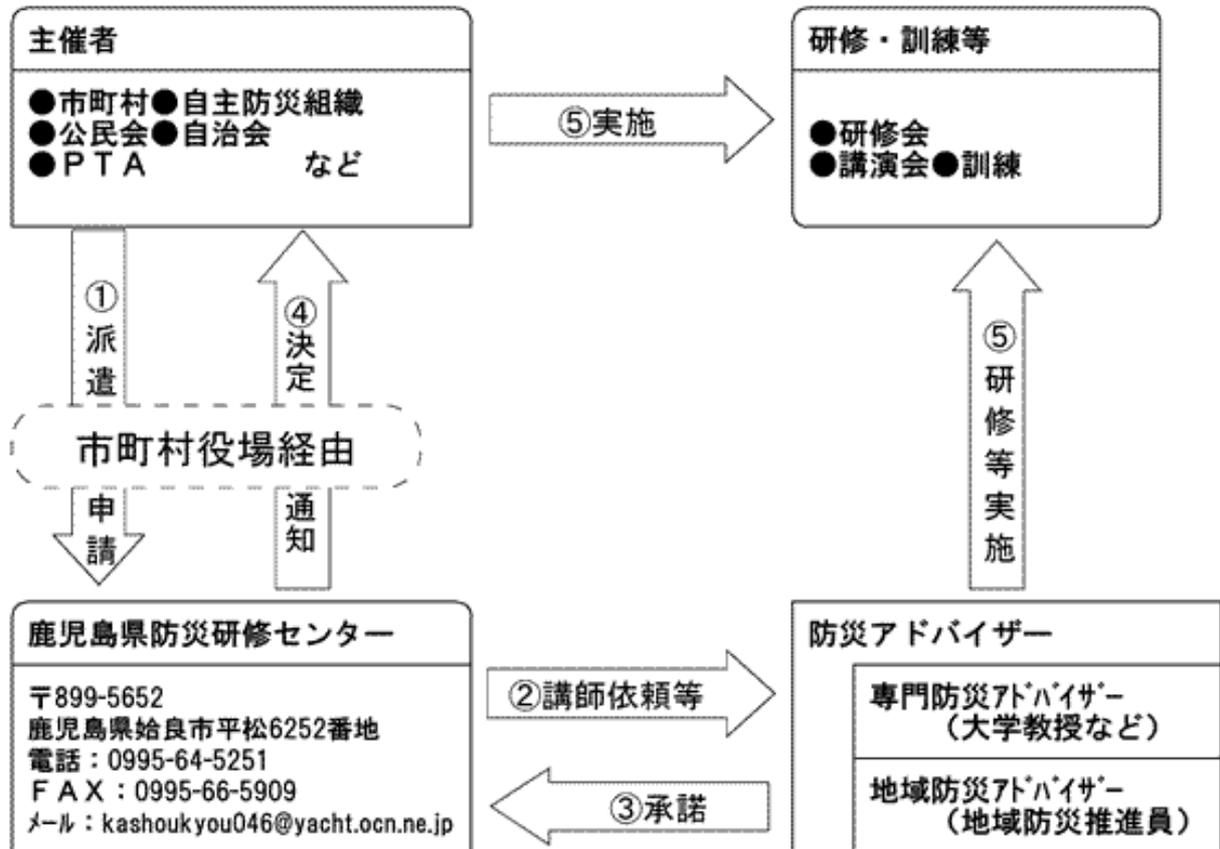
② 入館料無料

③ 休館日 毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

○県防災アドバイザーのしくみ

- ① 主催者が防災研修センターに派遣申請（市町村経由）
- ② 県防災研修センターがアドバイザーへ講師依頼等
- ③ 防災アドバイザーの承諾
- ④ 県防災研修センターが主催者に決定通知
- ⑤ 研修等実施



2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、有線放送等放送施設
- イ 新聞
- ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- オ 映画、ビデオ、スライドの制作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 県民等の責務

(ア) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(オ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 農作物の災害予防事前措置

(サ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- ④ 屋根・雨戸等の補強
- ⑤ 排水溝の整備
- ⑥ 初期消火、出火防止の徹底
- ⑦ 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
- ⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

(ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ 被災地支援

キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、県、市町村その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日、）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、県及び市町村は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

4 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，総務部人事課，市町村，防災関係機関]

県、市町村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村，防災関係機関]

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して，訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者の，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には，以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練，非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 流出油災害対策訓練
- サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は，梅雨期前に総合防災訓練を実施する。

市町村は，防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域，洪水・浸水の恐れのある地域など，それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認める時は，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市町村・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

(1) 県が行う訓練

ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

イ 水防訓練

県は、「鹿児島県水防計画書」の定めるところにより、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

ウ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら、訓練を実施する。

(2) 市町村等が行う訓練

ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

(5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

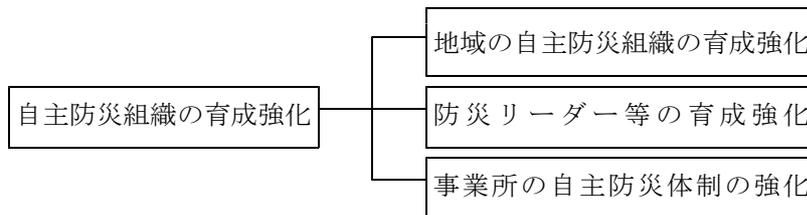
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関〕

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

(3) 県自主防災組織活動促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、自主防災組織間や防災関係機関との協議の場として、自主防災組織活動促進協議会を設置する。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流危険溪流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ 土砂災害警戒区域等のある区域
- コ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織作り

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関]

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

[実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村，防災関係機関]

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたるのが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村〕

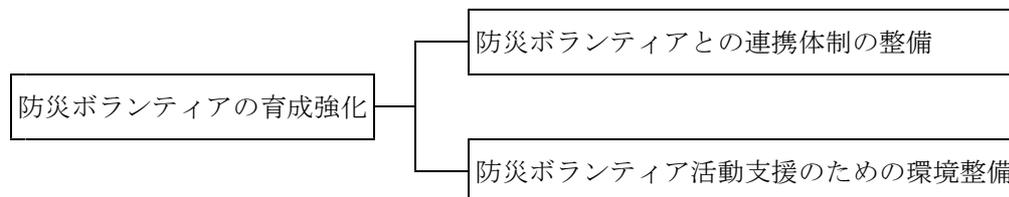
市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，危機管理防災局危機管理課，観光・文化スポーツ部国際交流課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・薬務課・高齢者生き生き推進課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

1 県における連携体制の整備

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、それら団体等と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

表2.3.4.1 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	関係課
専門分野のボランティア			
通信	通信, 情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部, 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会, 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課
医療	人命救助, 看護メンタルヘルス	県医師会, 県歯科医師会, 県薬剤師会, 県看護協会, ボランティア医療団体, 日本赤十字社鹿児島県支部	保健医療福祉課 薬務課 医師・看護人材課
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会	高齢者生き生き推進課 障害福祉課
通訳	外国語通訳, 翻訳, 情報提供	県国際交流協会, ボランティア通訳	国際交流課
砂防	土砂災害危険箇所の点検, 土砂災害に関する防災教育・啓発活動	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	砂防課
救助	救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局鹿児島県支部	危機管理課
車両の排除等	通行妨害車両の排除, 被災地に放置された車両等の排除 《大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書》	(社)日本自動車連盟九州本部鹿児島県支部	県警交通規制課
一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け, 配送, 食糧の配給, 清掃等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会, 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課

2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、

災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県社会福祉協議会，危機管理防災局災害対策課，観光・文化スポーツ部国際交流課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課，県警察，市町村，関係機関等〕

1 県による環境整備

県は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう，活動環境の整備を図るため，以下に例示する取組に努める。

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発，防災ボランティアの教育・訓練，登録等

県社会福祉協議会，日本赤十字社鹿児島県支部，その他のボランティア関係協力団体と連携を図り，防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに，防災ボランティアの総合的な教育・訓練，調整等を行う。また，平常時から，防災ボランティア登録の円滑化を図る。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

県社会福祉協議会，日本赤十字社鹿児島県支部，その他のボランティア関係協力団体と連携し，災害時の防災ボランティア活動のあり方，求められるマンパワーの要件，活動の支援・調整等についての講習会等を実施することにより，ボランティアコーディネーター等の養成を行う。

(3) 防災ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域の防災ボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため，非常用電話，パソコン等の整備を図り，拠点相互のネットワークを構築する。

(4) ボランティア活動保険制度の周知

防災ボランティアが安心して活動できるよう，ボランティア活動保険制度の周知を図るなど，加入促進に努める。

(5) 研修に対する講師の派遣等への協力

消防学校や研修会等において，消防の分野に係る知識，技能の修得について，研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行う。

2 市町村による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は，住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに，防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティア登録・把握

市町村は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，平常時から，市町村社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り，大規模災害が発生した場合に，被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録，把握に努めるとともに，県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市町村は，大規模災害に備えた避難所を指定する際に，災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに，防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，活動上の安全確保，被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防機関は，消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう，日頃から，防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに，地域内の防災ボランティアの把握，ボランティア団体と

の連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第15条第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受け付けたボランティアの登録を行うこと。
- (2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。
- (3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6節 企業防災の促進

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，商工労働水産部中小企業支援課，市町村〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，国，県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府，経済産業省等），県，市町村及び各企業の民間団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。また，国（内閣府，経済産業省等），県及び市町村は，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

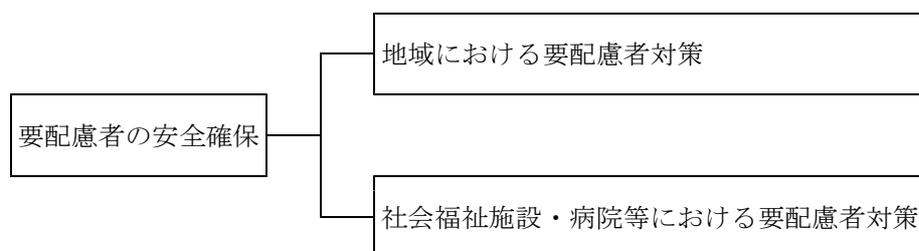
県及び市町村は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つもの，外国人，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，県，市町村及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課，観光・文化スポーツ部国際交流課，市町村，防災関係機関]

1 要配慮者の把握

市町村は，市町村の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。

また，要配慮者に関する情報等は，自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民，NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努める。

また，被災者支援業務の迅速化・効率化のため，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また，個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないように，個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

3 緊急連絡体制の整備

市町村長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市町村は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を

行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

7 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の整備

ア 「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、県及び協定締結団体は、災害時等において鹿児島DCATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修や訓練等を実施する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

8 障害者の情報取得等に係る体制整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

[実施責任：保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，市町村，社会福祉施設・病院等の施設管理者]

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自動発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確かな対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び市町村による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市町村は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第3部 災害応急対策

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

第2章 警戒避難期の応急対策

- 第1節 気象警報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第5節 消防活動
- 第6節 避難の指示，誘導
- 第7節 救助・救急
- 第8節 交通確保・規制
- 第9節 緊急輸送
- 第10節 緊急医療
- 第11節 要配慮者への緊急支援

第3章 事態安定期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 応急給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣蓄・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の捜索，遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等
- 第13節 義援金・義援物資等の取扱い
- 第14節 農林水産業災害の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、市町村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

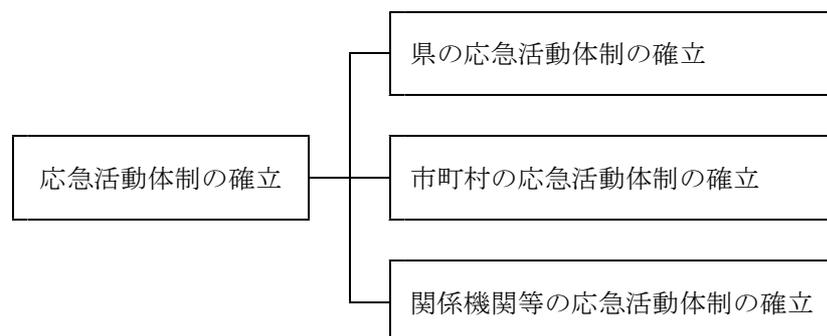
本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

鹿児島県において、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 県の応急活動体制の確立

〔実施責任：各関係課〕

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、風水害等の災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

県内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、危機管理防災局職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 県内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に災害警戒本部長、災害警戒副本部長を置き、災害警戒本部長は総括危機管理防災監を、災害警戒副本部長は危機管理課長又は災害対策課長及び河川課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した県（教育庁を含む）の職員をもって充てる。

(ウ) 地域振興協議会長（以下、「連協長」という。）にあつては、管内区域の実情に応じ「災害警戒地方本部」を設置する。

(エ) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（地方本部）を廃止する。

(2) 県災害対策本部の設置

ア 県災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策本部の設置基準

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 県内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 県内に特別警報が発表されたとき。

(イ) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(ウ) 知事は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 県災害対策支部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策支部の設置

連協長は管内に重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、本部長の指示に基づき、災害対策支部を設置する。ただし、特別警報が発表されたとき、又は緊急を要し、指示のいとまがないときは、連協長は、支部を設置し、本部長に報告する。

なお、支部長である連協長に事故があった場合は、同協議会副会長及びあらかじめ指定された者の順で、連協長に替わって指揮を執る。

(イ) 県災害対策支部の廃止

連協長は、管内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

ウ 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 現地本部の廃止基準

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

(3) 現地対策合同本部の設置

本部長は、災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、地域振興局又は支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

(4) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

2 県災害対策本部

県災害対策本部の組織及び運営の詳細については、「鹿児島県災害対策本部条例」（以下「本部条例」という。）、「鹿児島県災害対策本部規程（以下「本部規程」という。）」及び「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」（以下「運営要綱」という。）に定める。

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の定めるところによる。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態があった場合には、総括危機管理防災監、総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部に班を置く。各対策部及び各班の所掌事務は、運営要綱第6条に定めるとおりとする。

(ウ) 本部に本部連絡員を置き、その所掌事務は、運営要綱第8条に定めるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として県災害対策本部室（行政棟6階）に設置する。県庁舎が被災し県庁内に設置できない場合は、鹿児島地域振興局本庁舎に設置する。鹿児島地域振興局本庁舎が被災し、鹿児島地域振興局本庁舎内に設置できない場合には、県地域振興局庁舎の中から被災状況を勘案して、本部を設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、総括危機管理防災監及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、他都道府県、市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

(2) 地方連絡部

本部に地方連絡部を置き、東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は、運営要綱第7条に定めるとおりとする。

(3) 支部

本部に支部を置き、支部長は、連協長をもって充てる。支部の設置は、本部長が指示する。

各支部の所掌事務は、本部規程第11条に定めるとおりとする。

(4) 現地本部

ア 現地本部の構成

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

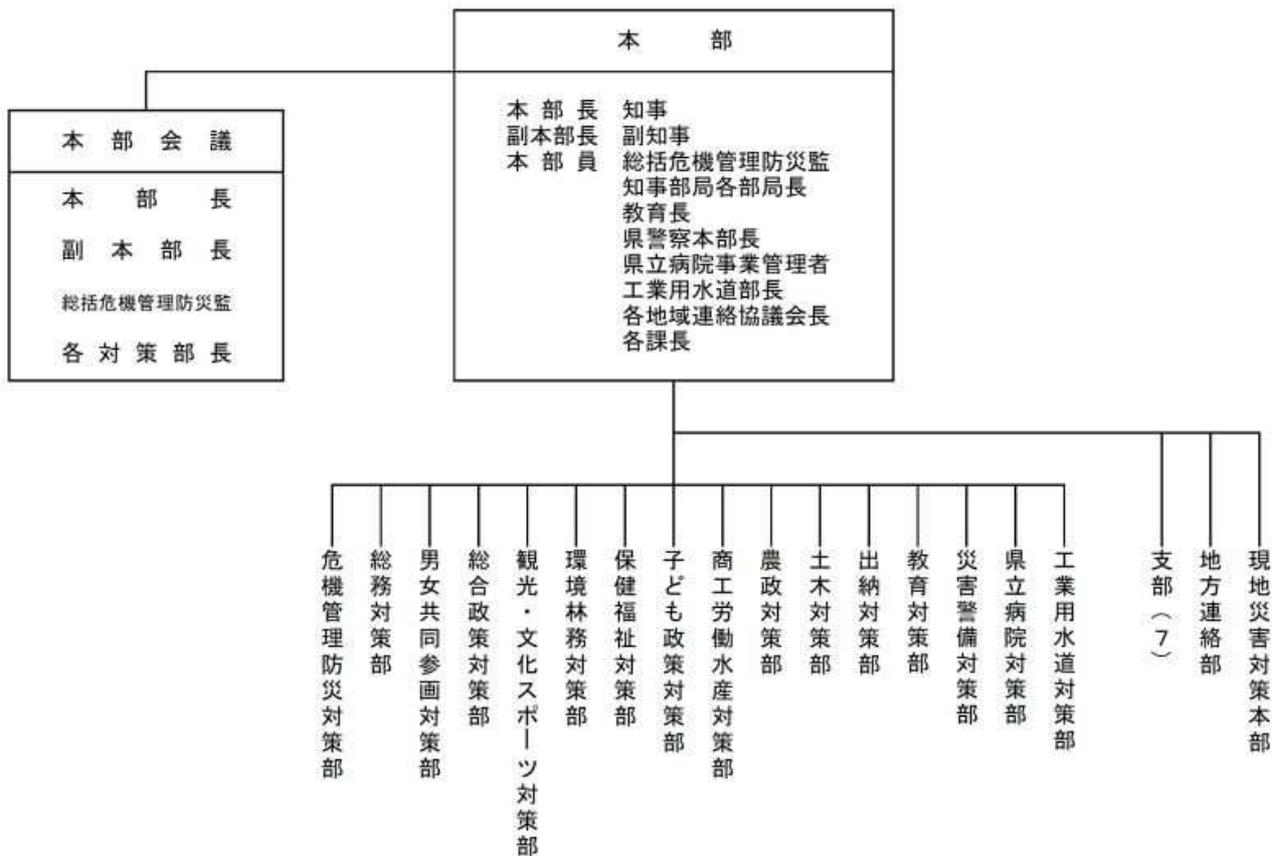
(ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに被災地の市町村との調整

(ウ) 被災地の支援に従事する県の職員又は県に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

(エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

図3. 1. 1. 1 県災害対策本部組織図



3 職員の配備体制

県は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 本庁職員の配備

ア 配備区分の決定

知事は、表3. 1. 1. 1の配備基準に基づき災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

イ 動員系統及び動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、図3. 1. 1. 2のとおりとする。

(ア) 危機管理防災局職員の動員配備

気象警報等の発表とともに「気象情報自動伝達システム」が稼働し、携帯電話により気象警報等が自動的に伝達されることになっている危機管理防災局職員は、これら情報をもとに所定の部署へ参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

危機管理防災局職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

(ウ) 放送機関への放送依頼による動員配備

広報課は必要に応じて放送機関に対し、職員の非常参集の放送を依頼する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、表3. 1. 1. 1に示す配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、表3. 1. 1. 1の参集・配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

(2) 出先機関(支部)職員の配備

ア 配備区分の決定

連協長等は、本庁における配備要領に準じ、表3. 1. 1. 2の配備基準に基づき配備区分を決定する。なお、連協長は、配備体制を確立し、又は変更する場合は、事前に県災害対策課と協議する。

イ 動員系統及び動員の伝達方法

(ア) 連協事務局職員の動員配備

各連協の事務局職員は、気象警報等の発表又は災害の発生とともに所定の部署へ参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

連協事務局職員は、各事務所所長等に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各事務所所長等は、職員を動員する。

(ウ) 報道機関を通じての動員配備指示の伝達

連協長は、必要に応じ本部長に対して放送機関への関係職員の非常参集の放送依頼を要請する。

本部長は、要請を受け必要があると認めた場合、放送機関へ放送を依頼する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、テレビ、ラジオ等により管内における気象警報等の発表を覚知したときは、連絡を待つことなく、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員は、地域の被害の情報の収集や被害者の救助等応急活動に従事するとともに、連絡を受けた場合は直ちに登庁する。

ただし、表3. 1. 1. 2の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関に参集し、応急活動に従事する。

表3. 1. 1. 1 本庁における風水害時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡	県内に各種の気象警報等が発表されたとき	○危機管理防災局 ……4人 ○別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	市町村や関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒	1 県内に小規模な災害が発生したとき 2 県内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想される時	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1に掲げる課 ……2人以上	事前に指定した課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策などの防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	1 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき 2 県内に特別警報が発表されたとき	災害の規模、程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	
	第3配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	
	第4配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	
		○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1及び2に掲げる課 ……運営要綱第9条に定める人数 ○本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	
		○危機管理防災局 ……過半数 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
		○危機管理防災局 ……全員 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
		○全職員	

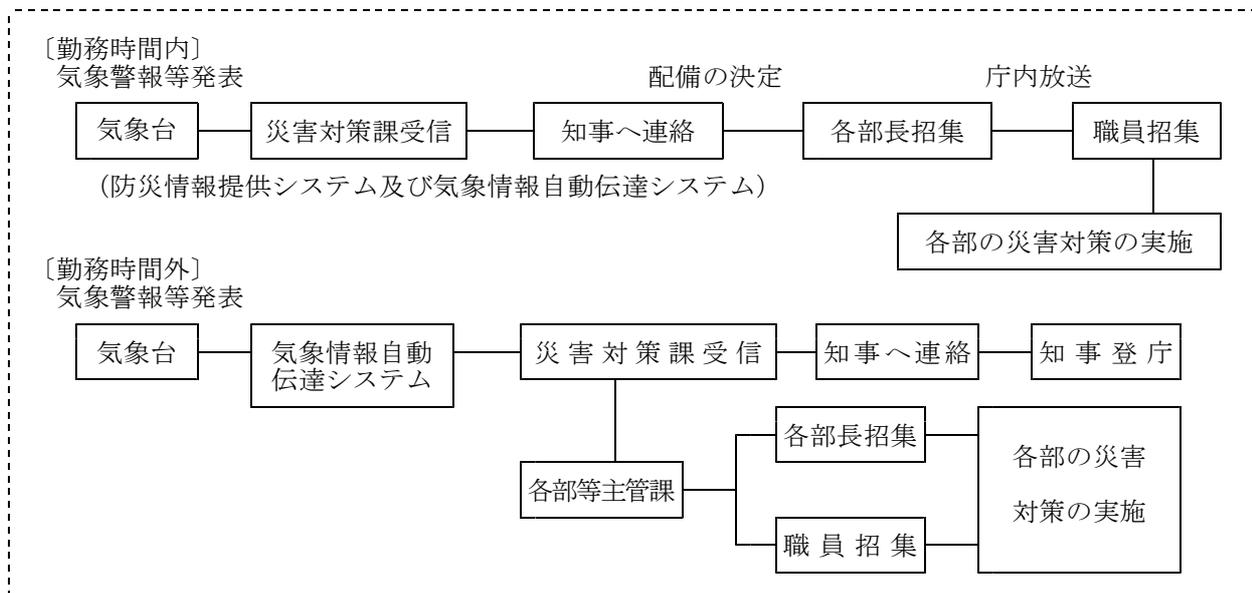
(別記1) 人事課、文化振興課、青少年男女共同参画課、総合政策課、PR観光課、広報課、環境林務課、森づくり推進課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、農政課、農地保全課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、総務企画課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

(別記2) デジタル推進課、交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、健康増進課、障害福祉課、生活衛生課、業務課、子ども政策課、子育て支援課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

表3. 1. 1. 2 出先機関（支部）における風水害等の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	管内に各種の気象警報等が発表されたとき	地域連絡協議会の事務局職員 …… 2人	降雨状況や被害情報の収集を行うため、市町村や関係機関との連絡調整に努める。
災害本部警戒体制	1 管内に小規模な災害が発生したとき 2 管内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	連協長があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課の協力を得て災害情報の収集を中心に関係機関、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 1 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき 2 管内に特別警報が発表されたとき	支部長があらかじめ指定した職員	災害対策支部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要を認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	
	第3配備 被害が特に甚大で、被害発生状況その他により、全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき	全職員	

図3. 1. 1. 2 動員配備の伝達系統図



4 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部危機管理防災対策部に航空運用調整班を設置し、関係規定に定めるところにより災害応急対策活動を実施するものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5 災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

(1) 市町村への支援体制の確立

県内で重大な災害が発生した場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

ア 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を災害対策課（本部連絡班）に報告する。

イ 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。

被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、災害対策課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

(2) 外部機関との連携体制の確立

県本部を設置した場合、本部と防災関係機関は、県内における災害対策の総合的、かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、必要に応じ、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求め、応急対策を推進する。

また、災害時の被災現場の対策需要は、行政機関職員の能力を超えることが予想されるため、広域応援要請により、他の都道府県・市町村・消防機関・警察・自衛隊等の支援を得るほか、防災ボランティア、事業所の自衛防災組織、広域ネットワークを有する各種団体・企業などの協力を得て、状況に応じ

た応急対策の実施体制を確立する。

第2 市町村の応急活動体制の確立

[実施責任：市町村]

1 市町村の応急活動体制

市町村は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

(1) 市町村の災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

(2) 市町村の災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

(3) 市町村の現地災害対策本部

市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

2 市町村の動員配備体制

市町村は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた風水害時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第3 関係機関等の応急活動体制の確立

[実施責任：関係機関等]

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 県民の役割

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力

に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

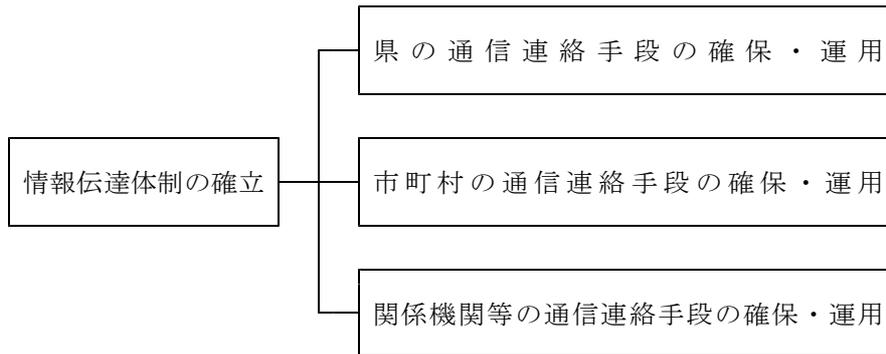
2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



第1 県の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，各関係課，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社〕

1 県の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、発災直後の段階は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

(1) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

県は、災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。国と県との連絡手段である消防防災無線網とあわせて効率的に運用する。

(2) 連絡用電話の指定等

県は、外部団体や県民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、県本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

(3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、FAX、コピー、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

(4) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意志決定を主とし、危機管理防災局長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、災害対策課（災害対策本部設置時は本部連絡班）が行う。

(5) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする県民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて県民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

（緊急情報提供システム等の活用方法は、第2章第3節「広報」参照）

2 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 県防災行政無線の開局・統制

風水害等の災害が発生すると、災害対策課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、県防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。特に、被災市町村等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図るため、無線担当にてシステムを統制する。

《資料編 5. 1 (2) 鹿児島県防災行政無線回線系統図》

《資料編 5. 1 (3) 鹿児島県防災行政無線回線構成図》

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と国・関係機関・市町村等との通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は、防災行政情報ネットワークの回線を利用して交信し、県と国あるいは各都道府県の防災担当課との通話については、総務省消防庁の消防防災無線網を利用し、情報連絡を行う。

(3) 県各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、県防災行政無線（移動系）により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。県防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

知事（本部長）は、市町村の要請を受けるなど緊急を要する場合で特別の必要があるときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

- ア 依頼の内容
- イ 依頼者及び放送範囲

(2) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

- ア 鹿児島県無線通信系統
- イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡系統
- ウ 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社無線通信系統
- エ 水防無線
- オ 警察無線
- カ 鹿児島県内主要無線局一覧表

《資料編 5 通信施設に関する資料》

(3) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局，MCA用無線機，衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器を配備しており，県，市町村等は，九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は，委託した民間会社を通じて，速やかに県，市町村等に無償で貸与する。

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は，アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は，通信施設の被災状況等により異なるが，おおむね以下の方法のうち，実情に即した方法で行う。ただし，固有の通信施設を持っている機関については，これを利用する。

なお，県が，他機関の通信施設を利用する場合を想定し，平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い，情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが，それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

ア 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合，通常，一般通話の規制が行われるが，災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は，災害時優先電話として通話の規制が行われず，優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には，災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として，NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また，県は，災害時に電話による通信が困難な場合，NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防，対策等緊急を要する電報の発信に当たっては，頼信紙の余白に「非常」と朱書し，非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合，県は次の措置を通信事業者に依頼して，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 通信回線が途絶した場合，衛星携帯電話の配備，小型ポータブル衛星設備，加入者系無線システム等の運用により，特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

(第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照)

(4) 通信手段の確保

災害発生時、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合、県や市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸与に努める。

(5) 非常通信の利用

県は、平常時からの通信訓練や通信活動をふまえ、鹿児島地区非常通信連絡会等を中心とする災害時の非常通信の円滑かつ効果的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線電信、電話が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が輻輳して長時間かかるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報(主要河川の水位含む。)及びその他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、水象、地象等の観測資料

(エ) 非常事態が発生した場合に、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者の救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電気通信回線の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧要資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法等の規定により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ 非常通信依頼上の注意事項

(ア) 頼信紙は、できるだけ無線局備えつけの用紙を使用すること。

(イ) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。

(ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。

(エ) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れず記入すること。

(オ) その他、非常通信の利用並びに取り扱いに関しては、鹿児島地区非常通信連絡会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないように努めること。

(5) 防災相互通信用無線による通信

県は、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための防災相互通信用無線（150MHz、400MHz）を活用し、防災関係機関との間の防災相互通信を確保し通信を行う。

第2 市町村の通信連絡手段の確保・運用

[実施責任：市町村]

1 通信連絡系統

災害時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、オフトーク通信、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

・一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

・緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能

・ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

・コミュニティFM放送

市町村内で放送を行うFMラジオ放送

・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能

- ・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能

- ・告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

[実施責任：関係機関等]

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

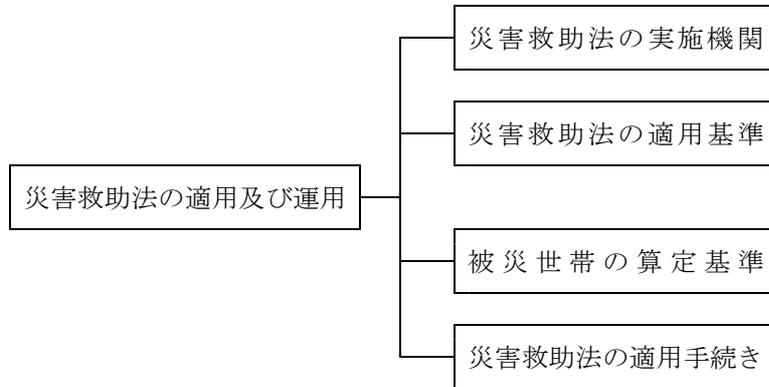
2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市町村はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができる。(災害救助法第13条，鹿児島県災害救助法施行細則)

第2 災害救助法の適用基準

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する市町村において、現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
 - ① 市町村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
 - ② 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - ③ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

表3. 1. 3. 1 市町村別災害救助法の適用基準表

市 町 村 名	人口(人)	基準(世帯)	
		1号	2号
鹿 児 島 市	593,128	150	75
鹿 屋 市	101,096	100	50
枕 崎 市	20,033	50	25
阿 久 根 市	19,270	50	25
出 水 市	51,994	80	40
指 宿 市	39,011	60	30
西 之 表 市	14,700	40	20
垂 水 市	13,819	40	20
薩 摩 川 内 市	92,403	80	40
日 置 市	47,153	60	30
曾 於 市	33,310	60	30
霧 島 市	123,135	100	50
いちぎ串良野市	27,490	50	25
南 さ つ ま 市	32,807	60	30
志 布 志 市	29,328	50	25
奄 美 市	41,390	60	30
南 九 州 市	33,080	60	30
伊 佐 市	24,453	50	25
始 良 市	76,348	80	40
三 島 村	405	30	15
十 島 村	740	30	15

(注) 人口は、令和2年国勢調査による。

市 町 村 名	人口(人)	基準(世帯)	
		1号	2号
さ つ ま 町	20,243	50	25
長 島 町	9,705	40	20
湧 水 町	9,119	40	20
大 崎 町	12,395	40	20
東 串 良 町	6,237	40	20
錦 江 町	6,944	40	20
南 大 隅 町	8,491	40	20
肝 付 町	14,227	40	20
中 種 子 町	7,539	40	20
南 種 子 町	5,445	40	20
屋 久 島 町	11,050	40	20
大 和 村	1,364	30	15
宇 検 村	1,821	30	15
瀬 戸 内 町	8,546	40	20
龍 郷 町	5,017	40	20
喜 界 町	6,629	40	20
徳 之 島 町	10,147	40	20
天 城 町	5,517	40	20
伊 仙 町	6,139	40	20
和 泊 町	6,246	40	20
知 名 町	5,750	40	20
与 論 町	5,115	40	20

2 救助の種類

実施者は原則知事であるが、市町村長が実施可能な場合は、市町村長とする。

令和5年10月31日現在

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額	
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、雑物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要保護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	・災害が発生するおそれがある場合において必要となる雑物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要保護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は消失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び雑費事務費等の一切の経費	建設型 応急住宅	災害発生の日から20日以内 着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 費用の限度額 1戸当たり平均 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型 応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 費用の限度額 地域の実情に応じた額
炊出しその他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に、炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり1,230円以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機具又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費	

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流 失、床上浸水等 により、生活上必 要な被服、寝具、 その他生活必需品を 喪失、若しくは毀 損等により使用す ることができず、 直ちに日常生活を 営むことが困難な 者(世帯単位)	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生日から10日以 内	1 夏季(4月～9月)冬季(10 月～3月)の季別は災害発生日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (1軒2世帯)
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
医 療	災害のために医 療の途を失った者	(範囲) ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及 び手術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生日から14日以 内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損 した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以 内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助 産	災害発生日の 以前又は以後7日 以内に分べんした 者であって災害の ため助産の途を失 った者(出産のみ ならず、死産及び 流産を要する状態 にある者)	(範囲) ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処 置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の 衛生材料	分べんした日から7日以 内	(救護班等による場合) ・使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) ・償行料金の100分の80以内の額

第3部 災害応急対策
第1章 活動体制の確立

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
被災者の救出	1. 現に生命身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日(72時間)以内	当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊(壊)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けた世帯(全壊は、修理することが可能な場合) 50,000円以内
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1. 住家が半壊(壊)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(壊)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行う。 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内
	3. 住家が半壊(壊)に準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者			1世帯当たり 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内
学用品の給与	住家の全壊(壊)、流出、半壊(壊)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、学業上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書及び教材 ②文房具 ③通学用品	災害の発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は席の授業で使用している教材 ・実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,800円 ・中学校生徒 5,100円 ・高等学校等生徒 6,600円

埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③香壺及び香箱	災害発生の日から10日以内	1体当たり ・大人（12歳以上） 219,100円以内 ・小人（12歳未満） 175,200円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理（埋葬を除く）をする。	（範囲） ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時 通常の実費 ・上記が利用できない場合 1体当たり：5,500円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 ・救護班以外は償行料金
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内

第3 被災世帯の算定基準

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の判定基準

(第3部第2章第2節第1災害情報等の収集・伝達 2災害情報等の報告 表3. 2. 2. 1「災害報告の判定基準」を参照)

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 市町村

災害に対し、市町村における災害が、第2災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：危機管理課危機管理係	NTT回線：099-286-2255
----------------	--------------------

2 県

(1) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓口の課名	連絡先（電話番号等）
内閣府	内閣府政策統括官 (防災担当)	NTT回線 03-3503-9394

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(3) 知事は、第2 災害救助法の適用基準のうち(1)及び(2)の③、④に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に協議するものとする。

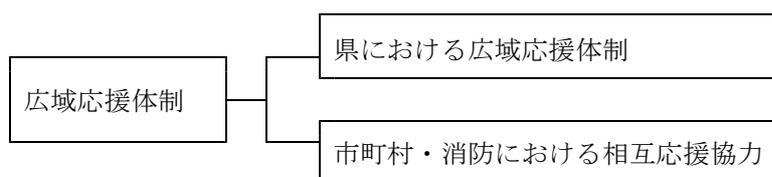
(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市町村においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 県における広域応援体制

〔実施責任：各関係課〕

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、危機管理防災対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生き埋め等の件数（人的被害状況等） |
| イ | 出火件数，又は出火状況 |
| ウ | 二次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故等） |
| エ | 市町村の応急対策の状況等 |

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。
応援要請先一覧

ア	被災地外の県内市町村	キ	カ以外の都道府県
イ	本県を所管する指定地方行政機関	ク	消防庁（緊急消防援助隊等）
ウ	本県を所管する指定公共機関	ケ	他の都道府県警察災害派遣隊等
エ	県内の指定地方公共機関	コ	その他の国の機関
オ	その他の県内の公共的団体等	サ	その他の公的防災関係機関
カ	協定のある九州・山口各県等		

(3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、危機管理防災対策部本部連絡班を経由して本部会議に報告するものとする。

2 応援の受入れ体制の確立

県は、鹿児島県災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じた他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援体制を整備する。また、防災訓練等を通じて検証を行い、必要に応じて受援計画の見直しを行う。

市町村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、県、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

（「鹿児島県災害時受援計画」の前文については、第6部参照）

(1) 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、危機管理防災対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

- | |
|------------------------------------|
| ア 受入れルート
イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等 |
|------------------------------------|

(3) 応援要請の連絡

- ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。
- イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

(4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務対策部人事班と協議する。

(1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

(2) 九州・山口各県等の職員に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく。

(3) その他の都道府県職員に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく。

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく。

地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

4 各都道府県との災害時相互応援協定

(1) 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

《資料編 13. 1 九州・山口9県災害時応援協定》

表3. 1. 4. 1 各県担当課の連絡先

各 県 担 当 課	連 絡 先 (電 話 番 号 等)		
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課	N T T回線 092-643-3112	F A X 092-643-3117	
	衛星通信系無線 40-7022	F A X 40-7399	
佐賀県統括本部消防防災課	N T T回線 0952-25-7026	F A X 0952-25-7262	
	衛星通信系無線 41-721	F A X 41-728	
長崎県危機管理監危機管理課	N T T回線 095-824-3597	F A X 095-821-9202	
	衛星通信系無線 42-7226	F A X 42-7231	
熊本県知事公室危機管理防災課	N T T回線 096-333-2115	F A X 096-383-1503	
	衛星通信系無線 43-22	F A X 43-44	
大分県生活環境部防災危機管理課	N T T回線 097-506-3155	F A X 097-533-0930	
	衛星通信系無線 44-152	F A X 44-159	
宮崎県総務部危機管理局危機管理課	N T T回線 0985-26-7066	F A X 0985-26-7304	
	衛星通信系無線 45-2140	F A X 45-2640	
沖縄県知事公室防災危機管理課	N T T回線 098-866-2143	F A X 098-866-3204	
	衛星通信系無線 47-24	F A X 47-20	
山口県総務部防災危機管理課	N T T回線 083-933-2370	F A X 083-933-2408	
	衛星通信系無線 35-821	F A X 35-868	

(2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

《資料編 13. 5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定》

(3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

《資料編 13. 6 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定》

(4) 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定

《資料編 13. 3 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定》

(5) 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

《資料編 13. 4 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定》

(6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出勤事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

《資料編 13. 9 防災消防ヘリコプター相互応援協定》

5 国への応援要請等

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによって

は災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、県は災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

国（国土交通省）は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

6 九州地方整備局への応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

《資料編 13. 11 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書》

《資料編 13. 12 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領》

第2 市町村・消防における相互応援協力

[実施機関：危機管理防災局災害対策課・消防保安課、市町村、消防本部]

1 県及び市町村相互の応援

(1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市町村は災害が発生し、被災市町村のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市町村は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

(3) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

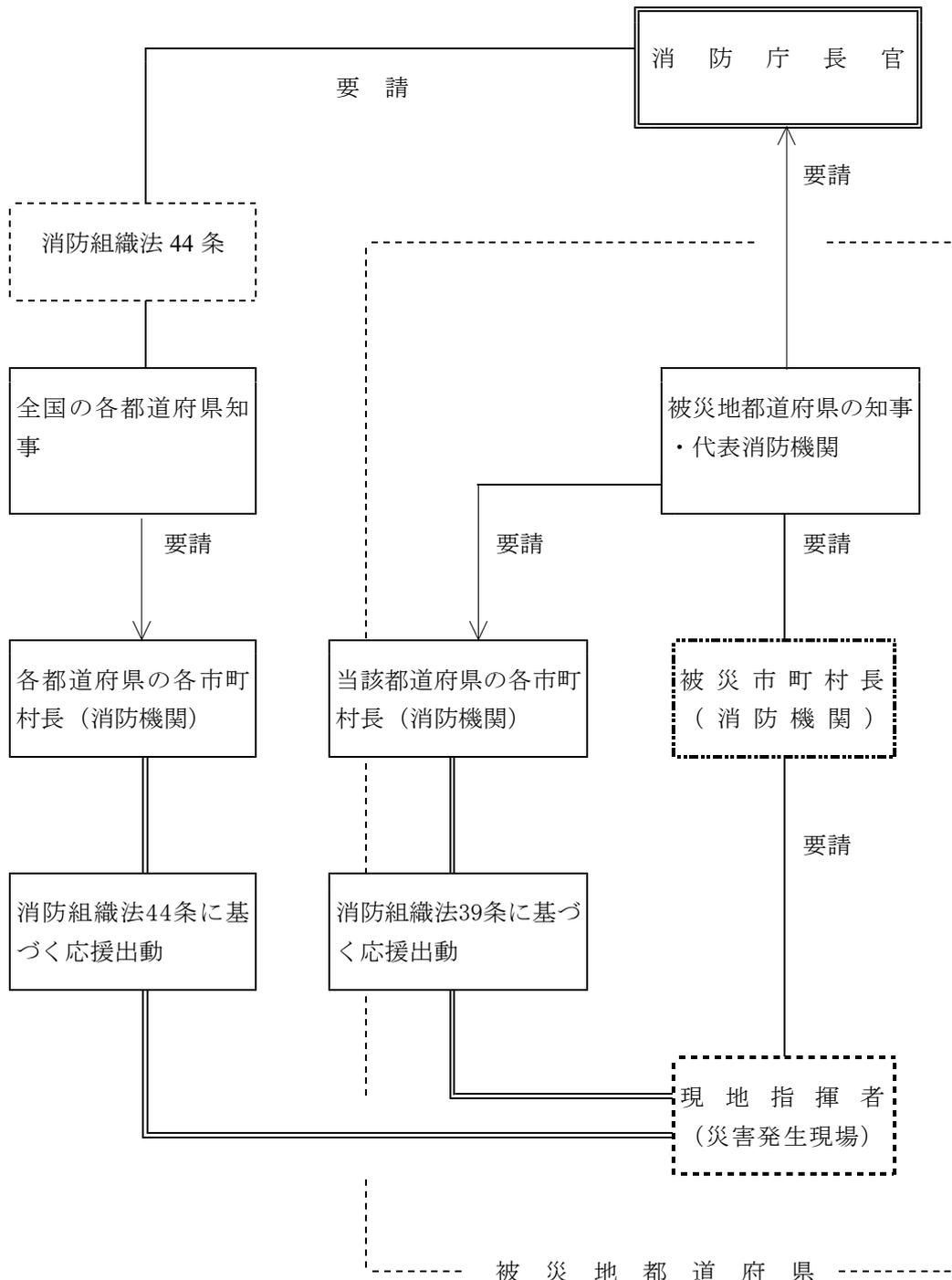
《資料編 13. 7 鹿児島県消防相互応援協定書》

(2) 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

《資料編 13. 8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱》

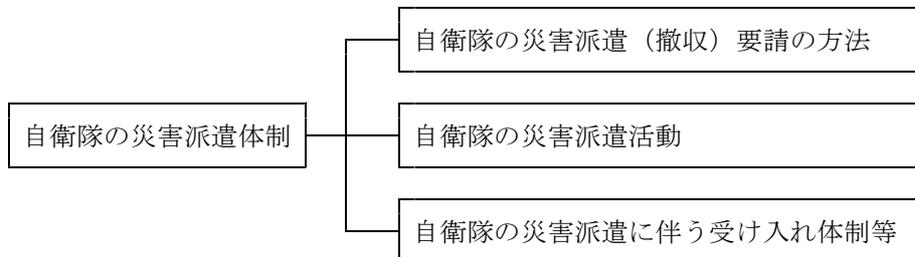
大規模災害時における消防の応援要請経路



第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

[実施責任：自衛隊，危機管理防災局災害対策課，市町村]

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

- (1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

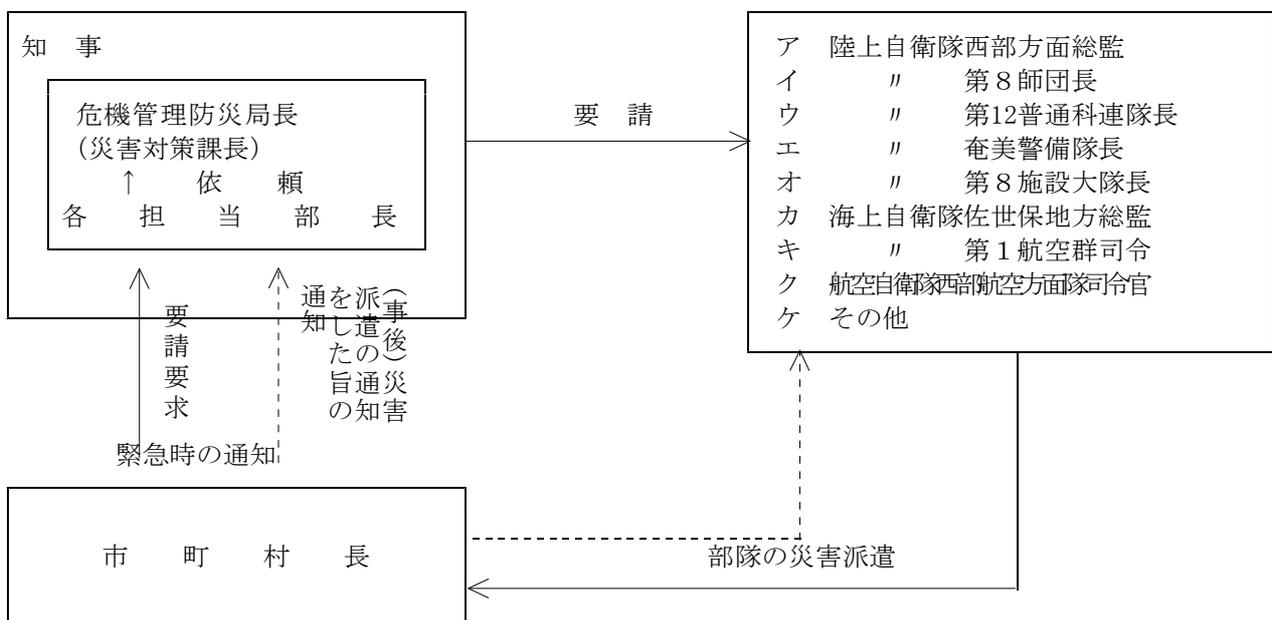
(2) 要請手続き

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。(様式1)
ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣要請(撤回)様式》

- | | |
|---|------------------|
| ア | 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| イ | 派遣を希望する期間 |
| ウ | 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| エ | その他参考となるべき事項 |

図3. 1. 5. 1 自衛隊派遣要請系統



(注) キ その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方協力本部

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、表3. 1. 5. 1 自衛隊の連絡場所のとおりである。

表3. 1. 5. 1 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課 運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235 0995-460350	
〃 奄美警備隊本部	第3科	奄美市名瀬大熊 266-49	内線 301 096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	県内
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2218	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	夜間・休日2222 09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。(様式2)

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣要請(撤回)様式》

(2) 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、

通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、表3. 1. 5. 2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所のとおりである。

表3. 1. 5. 2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2256	県内
〃 総務部	人事課	〃	(直通) 286-2045	
〃 保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課	〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理課	〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課	〃	(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通) 286-2925	
〃 教育庁	総務福利課	〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課	〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課	〃	(代表) 206-0110	

鹿児島県庁 (代表) 099-286-2111

4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。(様式3及び様式4)

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣要請(撤収)様式》

第2 自衛隊の災害派遣活動

[実施機関：自衛隊、危機管理防災局危機管理課・災害対策課]

1 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

危機管理防災局災害対策課及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情

報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をするものとする。

(2) 自衛隊における関係機関との連絡

陸上自衛隊国分駐屯地司令は、災害発生が予想される段階に至ったとき、又は災害発生後において、県庁及び県の各地域振興局等に連絡員を派遣し、情報の収集及び各機関との連絡にあたり、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣の実施を期する。

(3) 県の連絡班の派遣

県は、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区に県の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにするものとする。

2 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

表3. 1. 5. 3 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省令第6号（第3次改正）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象とし

	て交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

〈資料編 7.10 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等〉

3 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

 - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
 - イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
 - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村]

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 県及び市町村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積，出入りの便を考慮）
- (2) 県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来得る限り市町村において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市町村において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市町村に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市町村はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《資料編 10. 1 (2) ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

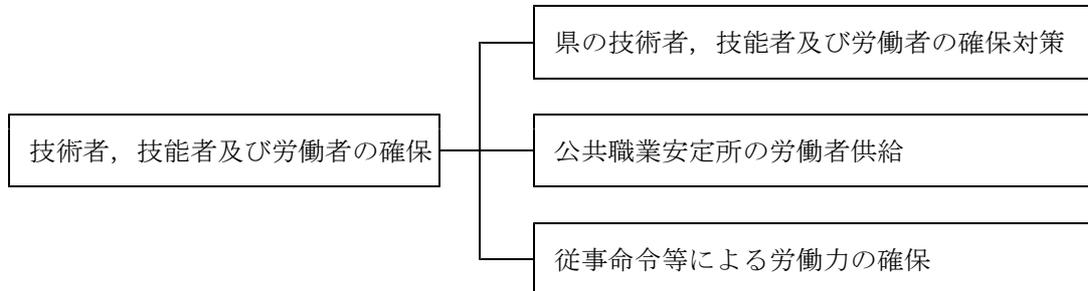
ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標 準
	OH-6J (小型機)	
	HU-1B (中型機)	
	UH-60J (大型機)	
	CH-47 (大型機)	
表 示 要 領	<p>1 着陸点</p> <p>2 風向指示器</p>	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，総務部人事課，商工労働水産部雇用労政課〕

1 人員の確保状況の把握

- (1) 各課は、災害応急対策の遂行にあたり人員の確保が必要な場合、各部等の主管課にその旨を連絡する。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付ける。

2 主管課における人員の確保

- (1) 各部等の主管課は、庁内他部局の職員の応援を求める場合は、危機管理防災局危機管理課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (2) 各部等の主管課は、国、他都道府県、市町村の職員の応援を求める場合は、危機管理防災局危機管理課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (3) 各部等の主管課は、(1)、(2)によっても人員を確保できない場合、商工労働水産部雇用労政課に対して所要人員の確保を求める。
- (4) 各部等の主管課は、(1)、(2)、(3)によっても人員を確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理防災局危機管理課に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

3 商工労働水産部における人員の確保

- (1) 1の(2)、2の(3)の場合、商工労働水産部雇用労政課は、各公共職業安定所に対して、所要人員の確保を求める。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は、(1)によっても所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理防災局危機管理課に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

第2 公共職業安定所の労働者供給

[実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）、各事業者]

1 労働者あっせん手続，方法等

(1) 労働者あっせん手続，方法

災害対策を実施するために必要な技術者，技能者及び労働者の確保は，それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが，確保が困難な場合は，所轄公共職業安定所に次の事項を明らかにして，必要な人員のあっせんに依頼し，公共職業安定所は，災害対策実施機関の要求に応じ，必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業場所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施機関	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他の必要な事項
オ 労働時間	

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は，原則として同地域における同職種に支払われる額とし，その額は，関係機関と協議して定める。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は，労働者の毎日の作業就労に際し，労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は，作業能率その他を考え，できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は，交通費を支給し，一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 従事命令等による労働力の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理防災局危機管理課・災害対策課，県警察，市町村]

1 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 令	執 行 者
消 防 作 業	従 事 命 令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水 防 作 業	従 事 命 令	水防法第24条	水防管理者，水防団長
災 害 救 助 作 業	従 事 命 令	災害救助法第7条	消防機関の長
	協 力 命 令	災害救助法第8条	知事 知事

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助) 災害応急対策作業(全般) 災害応急対策作業(全般)	<input type="checkbox"/> 従事命令 <input type="checkbox"/> 協力命令 従事命令 従事命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条 災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条	知事 知事 市町村長 警察官、海上保安官 警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般(災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般(警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は危機管理防災局危機管理課が担当し、災害対策基本法に基づくものは危機管理防災局危機管理課及び災害対策課が担当する。

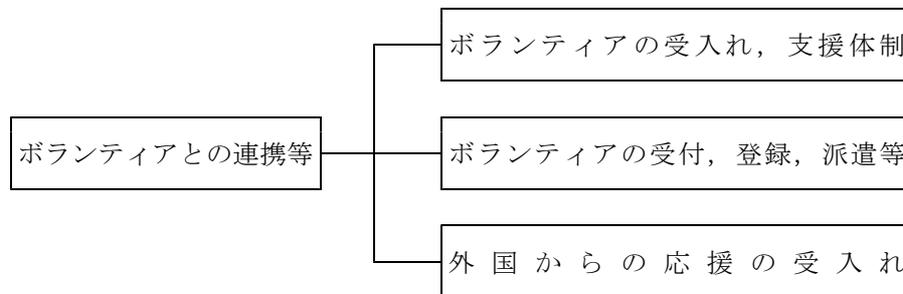
(2) 知事(知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。)の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ, 支援体制

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局災害対策課、総務部広報課、観光・文化スポーツ部国際交流課、保健福祉部社会福祉課、市町村、関係機関等〕

1 ボランティア活動に関する情報提供

県及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 救援支援本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

〔実施責任：鹿児島県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入に当たっては，災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付，登録を行い，活動内容等について，救援対策本部，近隣支援本部，ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては，紹介，加入に努める。

なお，県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては，社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ，登録等を行う。

第3 外国からの応援の受け入れ

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，観光・文化スポーツ部国際交流課〕

外国からの応援活動については，国が受け入れを決定し，作成する受け入れ計画に基づいて，県が受け入れるものとする。

国際交流課は，受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう，県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに，必要な支援を行う。

第8節 災害警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、県民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

第1 警備体制の確立

[実施責任：県警察]

1 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築するものとする。

2 部隊の編成

県警察は、1の体制に応じて、必要となる部隊を編成するものとする。

3 非常参集等

県警察職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し、又は所属に連絡して指揮を受けて応召するものとする。

4 職員等の安否確認

大規模災害が発生したときは、警察職員及び家族の安否について掌握するものとする。

第2 災害発生時における措置

[実施責任：県警察]

1 情報の収集及び報告

災害警備本部等を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を警察庁及び九州管区警察局に報告するとともに、その後判明した被害情報については、逐次報告するものとする。

2 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を管轄する市町村災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行わせるものとする。

3 住民の避難誘導

市町村長が高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合において、市町村長から支援の要請を受け、又は支援の必要を認めるときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援に当たるものとする。

4 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分するものとする。

救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

5 緊急交通路の確保等

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

6 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力し、必要に応じて他都道府県警察に援助要求するなどして、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

7 安否不明者等の捜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により早急に把握するとともに、

被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な捜索部隊を編成し、要救助事案現場等において捜索に当たるものとする。

8 優先度が高い業務の継続及び警察機能の移転

災害警備活動と同時に、優先度が高い業務の選定と業務体制やバックアップ体制の確保を行わなければならない。

また、機能を果たすことが困難となった警察施設については、代替施設への移転による警察機能の確保を行うものとする。

第3 事態安定期における措置

[実施責任：県警察]

1 警察施設の復旧

警察機能を果たすための警察施設の重要性を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災自治体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 被災地域における社会秩序の維持

被災地域の復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、所要の体制を整備した上で、おおむね次の活動を推進するものとする。

(1) 治安維持機能の回復

ア 被災地域における犯罪情勢の把握

イ 被災地域における広報啓発活動・相談活動

ウ 警戒区域における警戒警備

エ 避難所巡回パトロール

オ 大量拾得物への適切な対応

(2) 災害に便乗した犯罪の取締り

ア 無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策

イ 災害に便乗した各種事件等への対応

4 災害復旧及び復興対策への協力

(1) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行うこととする。

(2) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力することとする。

5 その他必要な警察措置

(1) 被災者の支援

被災者に対する情報伝達活動、臨時相談所の設置等による警察相談への対応を図るものとする。

(2) 計画停電への対応

(3) 被災地域における警衛・警護体制の確保

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、県、市町村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

〔実施責任：鹿児島地方気象台〕

(1) 特別警報・警報・注意報の発表

ア 発表機関

特別警報・警報・注意報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

イ 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数，表面雨量指数，流域雨量指数），積雪量，台風の中心気圧，最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ウ 警報・注意報の種類及び発表基準（一般の利用に適合するもの）

表3.2.1.1のとおり。

(別表1)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	25	143
	日置市	25	152
	いちき串木野市	21	153
出水・伊佐	阿久根市	18	150
	出水市	19	152
	伊佐市	23	186
	長島町	24	163
川薩・姶良	薩摩川内市	26	136
	霧島市	25	148
	姶良市	27	155
	さつま町	27	163
	湧水町	25	170
姶良	薩摩川内市姶良	17	146
指宿・川辺	枕崎市	28	180
	指宿市	25	177
	南さつま市	21	152
	南九州市	24	169
曾於	曾於市	25	157
	志布志市	23	159
	大崎町	22	177
肝属	鹿屋市	22	155
	壺水市	20	161
	東串良町	19	178
	錦江町	20	161
	南大隅町	22	146
	肝付町	22	170
種子島地方	西之表市	33	168
	三島村	26	152
	中種子町	31	175
	南種子町	28	198
歴久島地方	歴久島町	22	183
北部	奄美市	17	159
	大和村	13	190
	宇検村	17	164
	瀬戸内町	15	164
	龍郷町	14	172
	喜界町	18	158
南部	徳之島町	17	137
	天城町	18	132
	伊仙町	20	178
	和泊町	16	141
	知名町	16	139
	与論町	16	156
十島村	十島村	26	156

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等名 まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
鹿児島・日置	鹿児島市	思川流域=13.1、稲荷川流域=16.9、 甲突川流域=20.9、新川流域=11.3、 永田川流域=16.3、神之川流域=10.4	新川流域=(20, 6.3)	—
	日置市	江口川流域=11.4、神之川流域=23.7、 伊作川流域=17.4、大里川流域=15.4、 野田川流域=12.4、長松川流域=11.4、 下谷口川流域=16.2	江口川流域=(11, 10.2)、 神之川流域=(19, 18.6)、 大里川流域=(11, 13.8)、 野田川流域=(11, 11.1)	—
	いちき串木野市	五反田川流域=12.7、八房川流域=18.2、 大里川流域=16.6	大里川流域=(9, 14.9)	—
出水・伊佐	阿久根市	折口川流域=12.2、高松川流域=19.2	—	—
	出水市	野田川流域=24.5、平良川流域=18、 米ノ津川流域=39.5、高尾野川流域=17.8、 鍋野川流域=20.2	米ノ津川流域=(14, 29.6)	—
	伊佐市	羽月川流域=29.2、市山川流域=14.9	川内川流域=(12, 43)、 羽月川流域=(12, 26.2)、 市山川流域=(12, 13.4)	川内川上流部[栗野橋]
	長島町	汐見川流域=12.3、指江川流域=10.3、 小浜川流域=10.6	—	—
川薩・姶良	薩摩川内市	高城川流域=17、田海川流域=13.2、 種彦川流域=11.6、久富木川流域=19、 平佐川流域=9.9、市比野川流域=19.2	川内川流域=(12, 74.5)、 市比野川流域=(12, 15.9)、 贈之城川流域=(12, 18.5)	川内川下流部[宮之城・川内]
	霧島市	天降川流域=43、手籠川流域=14.7、 霧島川流域=24.4、中津川流域=13.9、 石坂川流域=17.5、久留味川流域=12、 万藤川流域=13.1、郡田川流域=11.6、 小谷川流域=12.4、桜校川流域=22.4	郡田川流域=(13, 10.4)	—
	姶良市	網田川流域=23.3、思川流域=21.8、 半曾ノ木川流域=15、山田川流域=15.8、 別府川流域=25	—	—
	さつま町	久富木川流域=21、穴川流域=18.8、 夜星川流域=7.4	川内川流域=(12, 64.3)	川内川下流部[宮之城]
	湧水町		川内川流域=(13, 27.8)	川内川上流部[栗野橋]
	霧島	薩摩川内市霧島		—
指宿・川辺	枕崎市	花渡川流域=16.4、中洲川流域=10.1	花渡川流域=(26, 14.7)、 中洲川流域=(12, 8)	—
	指宿市	二反田川流域=13.7	—	—
	南さつま市	窪川流域=14、大谷川流域=15.2	万之瀬川流域=(18, 38.4)、 加世田川流域=(20, 12.4)、 大谷川流域=(12, 14.7)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[万之瀬橋・日新橋]
	南九州市	大谷川流域=13、永里川流域=14、 龍川流域=15.4	万之瀬川流域=(9, 35)、 大谷川流域=(9, 12.6)、 永里川流域=(9, 12.6)、 龍川流域=(9, 13.8)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[大瀬橋]
曾於	曾於市	大淀川流域=20、横市川流域=19.9、 漢之口川流域=14.2、菱田川流域=22.2、 前川流域=17.1、月野川流域=22.3	菱田川流域=(24, 15.8)	—
	志布志市	菱田川流域=47.2、福島川流域=15.7、 前川流域=22、安楽川流域=30.8、 尾野見川流域=19.1	菱田川流域=(11, 42.4)、 安楽川流域=(9, 27.7)	—
	大崎町	汐入川流域=7.7、梅ヶ瀬川流域=13.9、 田原川流域=18、持留川流域=13.3	持留川流域=(8, 11.9)	—

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
肝属	鹿屋市	串良川流域=29、南木川流域=9.9、 下谷川流域=10.6、大島川流域=16.9、 高須川流域=18.8	串良川流域=(12, 22.3)	肝属川水系[保瀬・王子橋・豊栄・高山橋・ 始良橋]
	垂水市	本城川流域=22.1、井川流域=12	本城川流域=(10, 19.8)、 井川流域=(10, 10.6)	—
	東串良町	汐入川流域=14.9	肝属川流域=(15, 42.1)	肝属川水系[保瀬・豊栄・高山橋]
	錦江町	神ノ川流域=20.1	—	—
	南大隅町	雄川流域=37.6	雄川流域=(12, 34.8)	—
	肝付町		肝属川流域=(13, 46.3)、 高山川流域=(13, 26.1)	肝属川水系[保瀬・豊栄・高山橋]
種子島地方	西之表市	甲女川流域=16.4	—	—
	三島村		—	—
	中種子町	大渡瀬川流域=13	—	—
	南種子町	郡川流域=15	—	—
屋久島地方	屋久島町	安房川流域=21.9、宮之浦川流域=27.9	—	—
北部	奄美市	屋仁川流域=9.5、役勝川流域=21.4、 住用川流域=20.5、大川流域=20.3	役勝川流域=(8, 19.2)	—
	大和村	大和川流域=13.8	大和川流域=(7, 12.9)	—
	牟礼村	河内川流域=17	河内川流域=(7, 15.3)	—
	瀬戸内町	阿木名川流域=12.7	阿木名川流域=(6, 9.9)	—
	龍郷町	中勝川流域=6.5	中勝川流域=(8, 5.6)	—
	喜界町		—	—
	南部	徳之島町	亀徳川流域=8.4	—
天城町	秋利神川流域=15.4	—	—	
伊仙町	鹿浦川流域=13.7	—	—	
	和泊町		—	—
	知名町		—	—
	与論町		—	—
十島村	十島村		—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	16	95
	日置市	14	101
	いちき串木野市	12	102
出水・伊佐	阿久根市	11	106
	出水市	13	107
	伊佐市	12	132
	長島町	10	115
川薩・姶良	薩摩川内市	15	96
	姶良市	17	105
	姶良市	14	110
	さつま町	16	115
	湧水町	14	120
姶良	薩摩川内市姶良	11	103
指宿・川辺	枕崎市	16	120
	指宿市	18	118
	南さつま市	16	101
	南九州市	12	113
曾於	曾於市	17	106
	志布志市	12	108
	大崎町	17	120
肝属	鹿屋市	15	105
	垂水市	13	109
	東串良町	14	121
	錦江町	13	109
	南大隅町	15	99
	肝付町	17	115
種子島地方	西之表市	18	115
	三島村	15	104
	中種子町	16	120
	南種子町	16	136
屋久島地方	屋久島町	16	126
北部	奄美市	10	119
	大和村	9	142
	宇換村	11	123
	瀬戸内町	8	123
	龍郷町	10	129
	喜界町	13	118
南部	徳之島町	11	102
	天城町	9	99
	伊仙町	11	133
	和泊町	10	105
	知名町	11	104
	与論町	8	117
十島村	十島村	18	117

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
鹿児島・日置	鹿児島市	思川流域=7.9、稲荷川流域=13.5、 甲斐川流域=16.7、新川流域=7.1、 永田川流域=13、神之川流域=8.3	思川流域=(10、7.9)、 甲斐川流域=(14、16.7)、 新川流域=(8、5.7)、 永田川流域=(8、13)	—
	日置市	江口川流域=9.1、神之川流域=18.9、 伊作川流域=13.9、大里川流域=12.3、 野田川流域=9.9、長松川流域=9.1、 下谷口川流域=12.9	江口川流域=(7、9.1)、 神之川流域=(11、15.4)、 大里川流域=(11、10.1)、 野田川流域=(7、9.9)	—
	いちき串木野市	五反田川流域=10.1、八房川流域=14.5、 大里川流域=13.2	大里川流域=(6、13.2)	—
出水・伊佐	阿久根市	折口川流域=9.7、高松川流域=15.3	折口川流域=(5、9.7)、 高松川流域=(10、13.3)	—
	出水市	野田川流域=19.6、平食川流域=14.4、 米ノ津川流域=31.6、高尾野川流域=14.2、 鍋野川流域=16.1	米ノ津川流域=(10、26.6)、 高尾野川流域=(6、14.2)	—
	伊佐市	羽月川流域=23.3、市山川流域=11.9	川内川流域=(12、38.1)、 羽月川流域=(12、23.3)、 市山川流域=(12、11.9)	川内川上流部[栗野橋]
	長島町	汐見川流域=9.8、指江川流域=8.2、 小浜川流域=8.4	汐見川流域=(5、9.8)、 小浜川流域=(5、8.4)	—
川薩・給良	薩摩川内市	高城川流域=13.6、田海川流域=10.5、 樋渡川流域=9.2、久富木川流域=15.2、 平佐川流域=7.9、市比野川流域=15.3	川内川流域=(11、59.6)、 高城川流域=(7、13.6)、 市比野川流域=(7、14.3)、 隈之城川流域=(7、16.4)	川内川下流部[宮之城・川内]
	霧島市	天降川流域=34.4、手籠川流域=11.7、 霧島川流域=19.5、中津川流域=11.1、 石坂川流域=14、久留味川流域=9.6、 万徳川流域=10.4、郡田川流域=9.2、 小谷川流域=9.9、横枝川流域=17.9	天降川流域=(15、34.4)、 手籠川流域=(8、11.7)、 霧島川流域=(14、15.6)、 久留味川流域=(16、9.6)、 郡田川流域=(13、7.4)、 横枝川流域=(8、17.9)	—
	給良市	網掛川流域=18.6、思川流域=17.4、 宇曾ノ木川流域=12、山田川流域=12.6、 別府川流域=20	—	—
	さつま町	久富木川流域=16.8、穴川流域=15、 夜星川流域=5.9	川内川流域=(10、55.2)	川内川下流部[宮之城]
	湧水町		川内川流域=(7、25)	川内川上流部[栗野橋]
甑島	薩摩川内市甑島		—	—
指宿・川辺	枕崎市	花渡川流域=13.1、中洲川流域=7.1	花渡川流域=(14、13.1)、 中洲川流域=(12、5.7)	—
	指宿市	二反田川流域=10.9	二反田川流域=(14、10.5)	—
	南さつま市	堀川流域=11.2、大谷川流域=12.1	万之瀬川流域=(13、27.3)、 加世田川流域=(13、8.8)、 大谷川流域=(12、9.7)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[万之瀬橋・日新橋]
	南九州市	大谷川流域=10.4、永里川流域=11.2、 麓川流域=12.3	万之瀬川流域=(6、31.5)、 大谷川流域=(6、10.4)、 永里川流域=(6、11.2)、 麓川流域=(6、12.3)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[大渡橋]
曾於	曾於市	大淀川流域=16、横市川流域=15.9、 溝之口川流域=11.3、菱田川流域=17.7、 龍川流域=13.6、月野川流域=17.8	大淀川流域=(7、16)、 溝之口川流域=(12、10)、 菱田川流域=(12、14.2)	—
	志布志市	菱田川流域=37.7、稲島川流域=12.5、 龍川流域=17.6、安楽川流域=24.6、 尾野見川流域=15.2	菱田川流域=(10、37.7)、 龍川流域=(7、16.6)、 安楽川流域=(6、24.6)	—
	大崎町	汐入川流域=6.1、梅ヶ渡川流域=11.1、 田原川流域=14.4、持留川流域=10.6	持留川流域=(5、10.6)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
肝属	鹿屋市	串良川流域=22.4, 南木川流域=7.9, 下谷川流域=8.4, 大島川流域=13.5, 高須川流域=15	串良川流域=(7, 20.1), 南木川流域=(7, 7.9)	肝属川水系[俣瀬・王子橋・豊栄・始良橋]
	垂水市	本城川流域=17.6, 井川流域=9.6	本城川流域=(6, 17.6), 井川流域=(6, 9.6)	—
	東串良町	汐入川流域=11.9	肝属川流域=(13, 37.6), 汐入川流域=(7, 11.1), 串良川流域=(13, 26)	肝属川水系[俣瀬・豊栄]
	錦江町	神ノ川流域=16	神ノ川流域=(6, 16)	—
	南大隅町	雄川流域=30	雄川流域=(12, 25.5)	—
	肝付町		肝属川流域=(8, 36.7), 嵩山川流域=(8, 20.3)	肝属川水系[俣瀬・豊栄・高山橋]
種子島地方	西之表市	甲女川流域=13.1	—	—
	三島村		—	—
	中種子町	大渡瀬川流域=10.4	—	—
	南種子町	郡川流域=12	—	—
歴久島地方	歴久島町	安房川流域=17.5, 宮之浦川流域=22.3	—	—
北部	奄美市	屋仁川流域=7.6, 役勝川流域=17.1, 住用川流域=16.4, 大川流域=16.2	役勝川流域=(5, 17.1), 住用川流域=(5, 16.4), 大川流域=(5, 16.2)	—
	大和村	大和川流域=11	大和川流域=(5, 8.8)	—
	宇孫村	河内川流域=13.6	河内川流域=(5, 13.6)	—
	瀬戸内町	阿木名川流域=10.1	阿木名川流域=(5, 8.9)	—
	龍郷町	中勝川流域=5.2	中勝川流域=(8, 4.2)	—
	喜界町		—	—
南部	徳之島町	亀徳川流域=6.7	—	—
	天城町	秋利神川流域=12.3	—	—
	伊仙町	鹿浦川流域=10.9	—	—
	和泊町		—	—
	知名町		—	—
	与論町		—	—
十島村	十島村		—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

(別表5)高潮警報・注意報基準

令和5年1月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
鹿児島・日置	鹿児島市	2.3m	1.9m
	日置市	2.6m	1.9m
	いちき串木野市	2.4m	1.9m
出水・伊佐	阿久根市	(外海側) ^{*1} 2.4m	1.9m
		(八代海側) ^{*2} 2.6m	2.3m
	出水市	2.4m	2.1m
	伊佐市	—	—
	長島町	(外海側) ^{*3} 2.4m	1.9m
		(八代海側) ^{*4} 2.4m	2.1m
川薩・姶良	薩摩川内市	2.1m	1.9m
	霧島市	2.7m	1.9m
	姶良市	2.7m	1.9m
	さつま町	—	—
	湧水町	—	—
姶島	薩摩川内市姶島	2.3m	1.9m
指宿・川辺	枕崎市	2.7m	1.9m
	指宿市	2.2m	1.9m
	南さつま市	2.7m	1.9m
	南九州市	2.4m	1.9m
曾於	曾於市	—	—
	志布志市	2.1m	1.9m
	大崎町	2.3m	1.9m
肝属	肝属市	2.5m	1.9m
	垂水市	2.3m	1.9m
	東串良町	2.4m	1.9m
	錦江町	2.4m	1.9m
	南大隅町	2.4m	1.9m
	肝付町	2.1m	1.8m
種子島地方	西之表市	2.2m	2.0m
	三島村	2.2m	2.0m
	中種子町	2.3m	2.0m
	南種子町	2.2m	2.0m
屋久島地方	屋久島町	2.2m	2.0m
北部	奄美市	1.9m	1.5m
	大和村	2.4m	1.5m
	宇換村	1.8m	1.3m
	瀬戸内町	1.8m	1.3m
	龍郷町	2.1m	1.5m
	喜界町	2.0m	1.5m
南部	徳之島町	2.7m	1.5m
	天城町	2.3m	1.5m
	伊仙町	2.3m	1.5m
	和泊町	2.6m	1.5m
	知名町	2.8m	1.5m
	与論町	2.6m	1.5m
十島村	十島村	2.1m	1.5m

*1 阿久根市外海側:阿久根市八代海側を除く地域
*2 阿久根市八代海側:黒之瀬戸大橋以東の地域
*3 長島町外海側:黒之瀬戸大橋から鳴瀬鼻までの西側の地域
*4 長島町八代海側:長島町外海側を除く地域

エ 予報・警報等の細分区域
図3. 2. 1. 1に示すとおり

図3. 2. 1. 1

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	川薩・始良	薩摩川内市※1、霧島市、始良市、さつま町、湧水町
	甑島	薩摩川内市甑島※2
	鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	指宿・川辺	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
大隅地方	曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	肝属	鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

※1：甑島の区域を除く

※2：鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る



(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が一定程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることもあるため、この情報は心構えを一段高めことを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般的気象情報」という表題の気象情報を発表する。

ア 担当気象官署と担当区域

担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く。）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

2 土砂災害警戒情報の発表

[実施責任者：鹿児島地方気象台、土木部砂防課]

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。（ただし、薩摩川内市は薩摩川内市と薩摩川内市甕島に分割発表する。）

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせで作成する。(付図1参照)

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報(土砂災害)発表中において、2時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線(以下、「CL」という)を超過した場合(危険度レベル2)、鹿児島地方气象台(以下、「气象台」という)と鹿児島県土木部(以下、「鹿児島県」という)で共同発表する。(危険度レベル3、4においても発表する。)(付図2参照)

ただし、付図3に示す、除外されたメッシュ(1km×1km)では、大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報の発表はされない。付図4に土砂災害警戒情報の監視基準を示す。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、气象台と鹿児島県は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、付図2で示す基準について、60分間積算雨量と土壌雨量指数がCLを下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、气象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ 市町村長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル(レベル1, 2, 3, 4)、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル(危険度分布)なども合わせて判断すること。

ウ 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。

そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

付図 1 土砂災害警戒情報例

鹿児島県土砂災害警戒情報 第 号

令和 年 月 日 時 分
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
鹿児島市* 薩摩川内市 日置市*

【警戒解除地域】
阿久根市 出水市 薩摩川内市甌島 長島町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

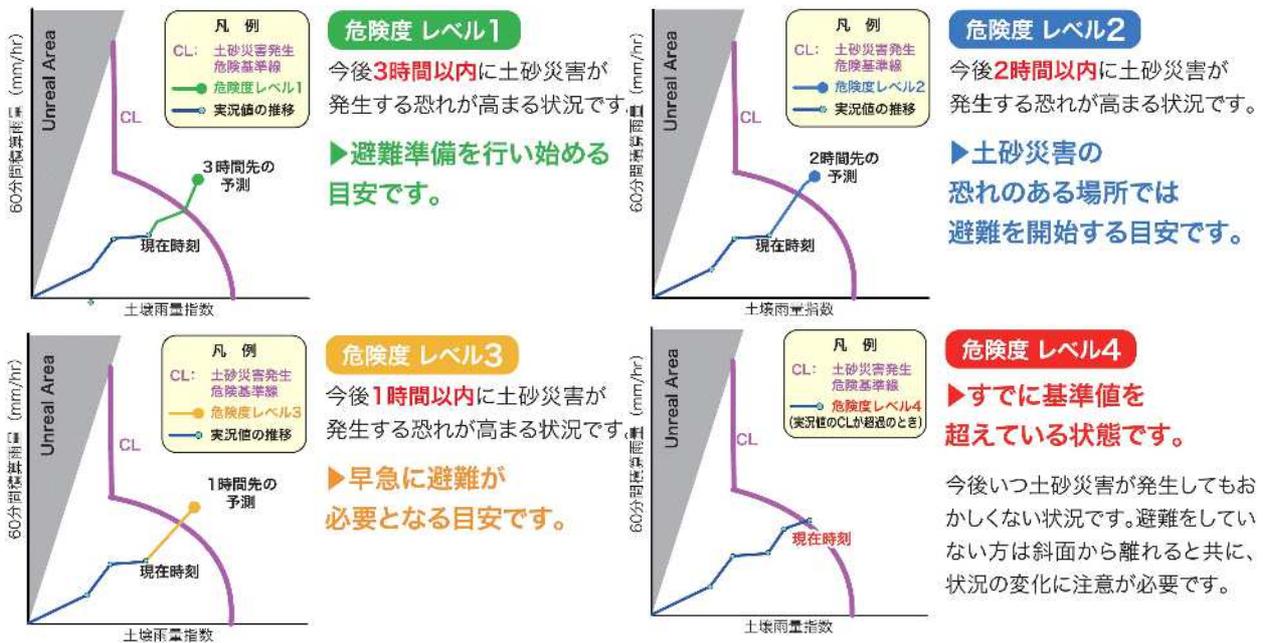
【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



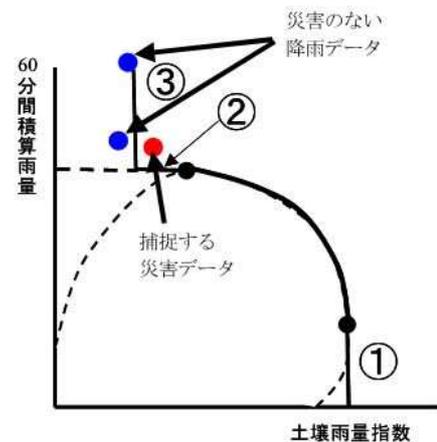
警戒対象地域 警戒解除地域

問い合わせ先
099-286-3618（鹿児島県土木部砂防課）
099-250-9913（鹿児島地方気象台）

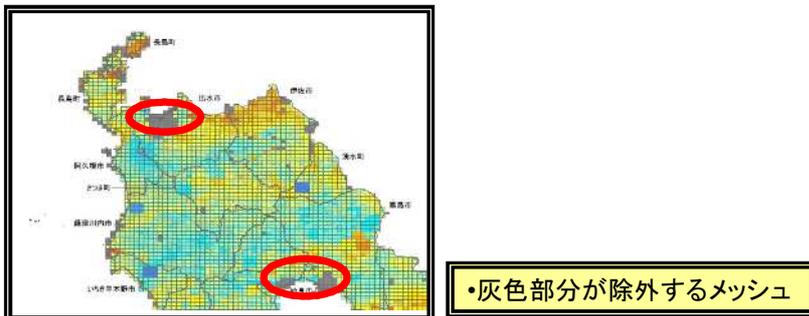
付図2 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準



注1) いずれの市町村についても①最大土壌雨量指数となる60分間積算雨量値以下の60分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大60分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大60分間積算雨量値をその基準とする。ただし、③土壌雨量指数の下限値を定め、それに満たない土壌雨量指数範囲については土砂災害警戒情報の対象から除く。
注2) 土壌雨量指数下限値の設定
先行降雨のほとんどない夕立等、60分間積算雨量の立ち上がり早い降雨については、簡易基準を超過しても災害非発生降雨となり、空振りが頻発することが予想される。
これを回避する目的として、土壌雨量指数の下限比率を付図4の市町村毎の表のとおり設定する。



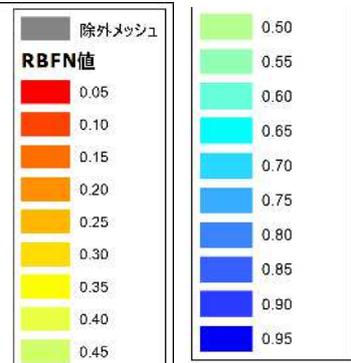
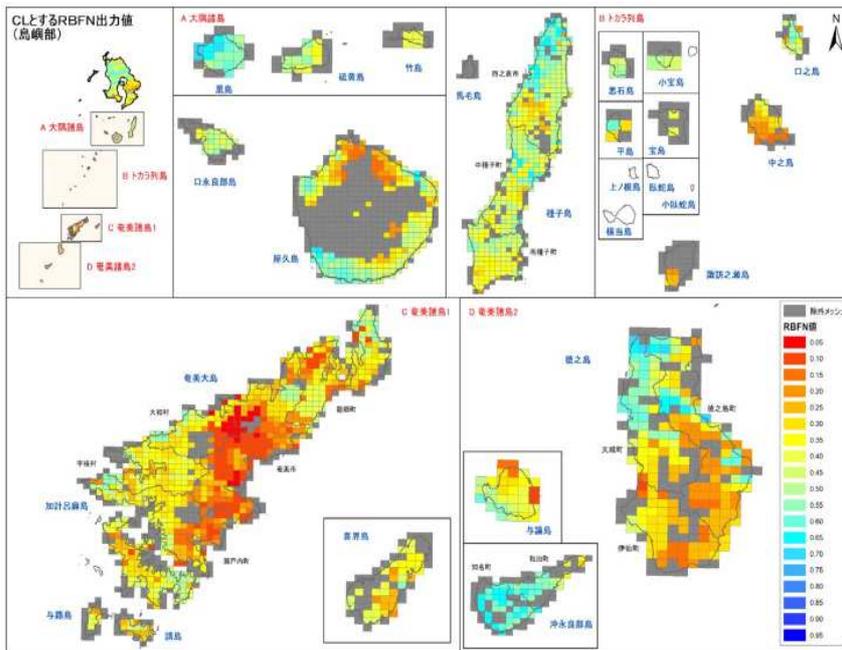
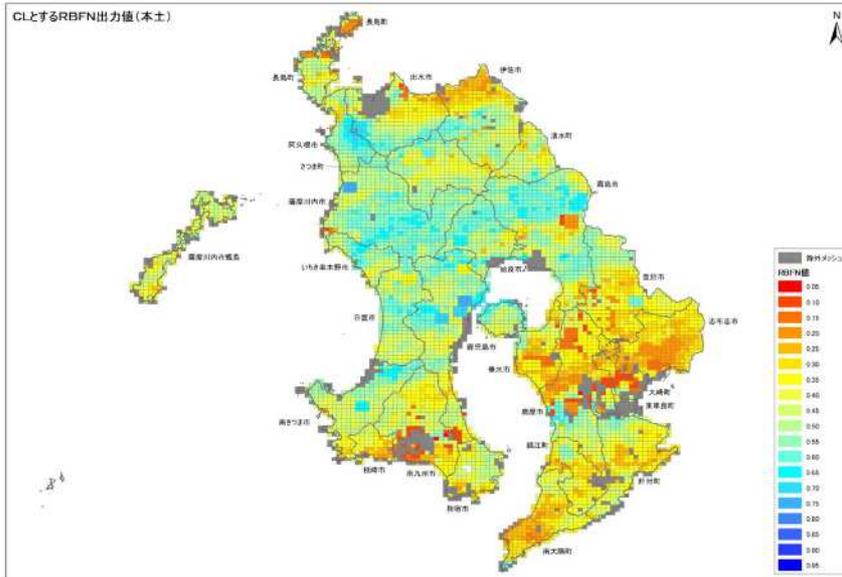
付図3 除外メッシュのイメージ図



【除外メッシュ設定の考え方】

土砂災害警戒区域、砂防三法、過去に災害履歴や観光地、重要交通網等が含まれていない土砂災害の危険性が認められないメッシュを設定

付図4 土砂災害警戒情報の監視基準



市町村名	設定 C L	土壌雨量指数 下限値比率
鹿児島市	0.10 ~ 0.75	75%
日置市	0.35 ~ 0.65	75%
いちき串木野市	0.30 ~ 0.65	75%
三島村	0.30 ~ 0.70	75%
十島村	0.15 ~ 0.60	75%
南さつま市	0.20 ~ 0.65	75%
南九州市	0.05 ~ 0.55	75%
枕崎市	0.15 ~ 0.50	75%
指宿市	0.20 ~ 0.55	75%
薩摩川内市	0.10 ~ 0.75	75%
薩摩川内市甑島	0.25 ~ 0.60	75%
さつま町	0.25 ~ 0.65	75%
阿久根市	0.25 ~ 0.70	75%
出水市	0.10 ~ 0.70	75%
長島町	0.10 ~ 0.55	75%
霧島市	0.10 ~ 0.70	65%
給良市	0.25 ~ 0.65	70%
伊佐市	0.15 ~ 0.65	75%
湧水町	0.25 ~ 0.65	75%
鹿屋市	0.05 ~ 0.65	70%
垂水市	0.10 ~ 0.55	55%
東串良町	0.10 ~ 0.50	75%
曾於市	0.10 ~ 0.60	65%
志布志市	0.15 ~ 0.55	60%
大崎町	0.10 ~ 0.55	75%
肝付町	0.15 ~ 0.60	75%
錦江町	0.20 ~ 0.55	75%
南大隅町	0.15 ~ 0.60	75%
西之表市	0.15 ~ 0.65	75%
中種子町	0.25 ~ 0.65	75%
南種子町	0.25 ~ 0.55	75%
屋久島町	0.15 ~ 0.70	75%
奄美市	0.05 ~ 0.55	75%
龍郷町	0.10 ~ 0.50	65%
大和村	0.05 ~ 0.55	75%
瀬戸内町	0.05 ~ 0.55	60%
宇検村	0.15 ~ 0.55	75%
喜界町	0.15 ~ 0.55	75%
徳之島町	0.15 ~ 0.70	75%
天城町	0.10 ~ 0.70	75%
伊仙町	0.10 ~ 0.45	75%
和泊町	0.25 ~ 0.65	75%
知名町	0.40 ~ 0.65	75%
与論町	0.10 ~ 0.60	75%

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

イ 担当気象官署と担当区域は、次のとおり。

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

ウ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台 名瀬測候所	乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され、火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(2) 火災警報（実地責任：市町村）

ア 発表機関

火災警報は、市町村長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき市町村が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、市町村地域防災計画において定めておくものとする。

(ア) 実効湿度65%以下または最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が県本土12メートル以上、大島支庁管内及び十島村10メートル以上、種子島及び三島村冬（11～4月）15メートル以上、夏（5～10月）10メートル以上、屋久島10メートル以上の風が吹く見込みのとき

第2 気象警報等の受信・伝達

[実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理防災局災害対策課，土木部砂防課，市町村，関係機関等]

1 気象警報等の受信・伝達

(1) 県における措置

ア 鹿児島地方気象台から通知される警報等は危機管理防災局災害対策課において受領する。

イ 名瀬測候所から通知される警報等は，危機管理防災局災害対策課が受領する。

ウ 災害対策課長は，気象警報等を受領したときは，直ちに関係のある部課長（庁内マイクをもってかえることもある。）及び各地振興連絡協議会長，熊毛支庁長，関係市町村長，関係消防本部（局）消防長，陸上自衛隊第12普通科連隊長及び海上自衛隊第1航空群司令に通知する。気象警報等の内容によっては，その他関係機関にも必要に応じ連絡するものとする。

エ 災害対策課長から，警報等の連絡を受けた各地振興連絡協議会長及び熊毛支庁長は，当該警報等が市町村に伝達されたかを確認するとともに，必要に応じ関係出先事務所にも通知する。

オ 災害対策課長から，警報等の連絡を受けた関係機関課長は，必要に応じ関係出先機関の長に通知するとともに，当該警報等により予測される事態に対し，取るべき措置等をあわせて指示する。

なお，取るべき措置等を関係出先機関の長に指示した場合は，その内容を，災害対策課長，各地振興連絡協議会及び熊毛支庁長にも連絡するものとする。

カ 関係部課長から，当該警報等に予測される事態に対し取るべき措置等の指示を受けた関係出先機関の長は当該事案が市町村に係わるものについては直ちに市町村に指示・連絡するとともに，当該地域振興連絡協議会にも連絡する。

キ 大島支庁長が警報等を受領したときは，直ちに管内市町村長に連絡するとともに，必要に応じ関係出先事務所にも連絡し，当該警報等により予想される事態に対し，取るべき措置をあわせて指示する。

(2) 市町村における措置

市町村長は，警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは，市町村地域防災計画の定めるところによりすみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合，要配慮者施設への伝達に配慮する。

2 気象予・警報，情報等の伝達系統

各気象予・警報・情報等の伝達系統は，以下に示すとおりである。

(1) 気象予・警報・情報等の伝達系統

以下のア～ウについては，図3.2.1.2に示すとおり。

ア 県本土系

イ 県離島系

ウ （県機関）気象予・警報，情報等の伝達系統

(2) 水防警報の伝達系統（鹿児島県水防計画書による。）

図3.2.1.3に示すとおり。

3 気象予・警報，情報等の種類と伝達方法

(1) 鹿児島地方気象台，名瀬測候所が通知する予・警報，情報等の種類と伝達方法及び形式

表3.2.1.4に示すとおり。

- (2) 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方式

表3. 2. 1. 5に示すとおり。

- (3) 川内川、肝属川、万之瀬川・加世田川洪水予報の伝達方法（鹿児島県水防計画書による。）

図3. 2. 1. 6に示すとおり。

4 雨量に関する情報等の伝達

- (1) 県における措置

気象警報が発表された場合、県は鹿児島地方気象台等から得た雨量に関する情報等について、気象警報等の伝達経路に準じ、各地域振興連絡協議会長、支庁長、関係市町村長、関係消防本部等へ伝達するものとする。

- (2) 市町村における措置

市町村は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

5 土砂災害警戒情報の伝達

- (1) 伝達系統

鹿児島地方気象台は気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により大雨特別警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨特別警報・警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。鹿児島県までの伝達経路は大雨特別警報・警報の伝達経路と同様である。

鹿児島県は災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第27条により、市町村長に周知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

ア 鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、鹿児島地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を通信施設等により、鹿児島県危機管理防災局災害対策課等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。また鹿児島県砂防課は、必要な機関に伝達する。

イ 鹿児島県危機管理防災局災害対策課は鹿児島県地域防災計画に基づく大雨特別警報・警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達するとともに、県民に周知するための措置を講ずるものとする。

ウ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

エ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

- (2) 土砂災害警戒情報の伝達先

表3. 2. 1. 7に示すとおり。

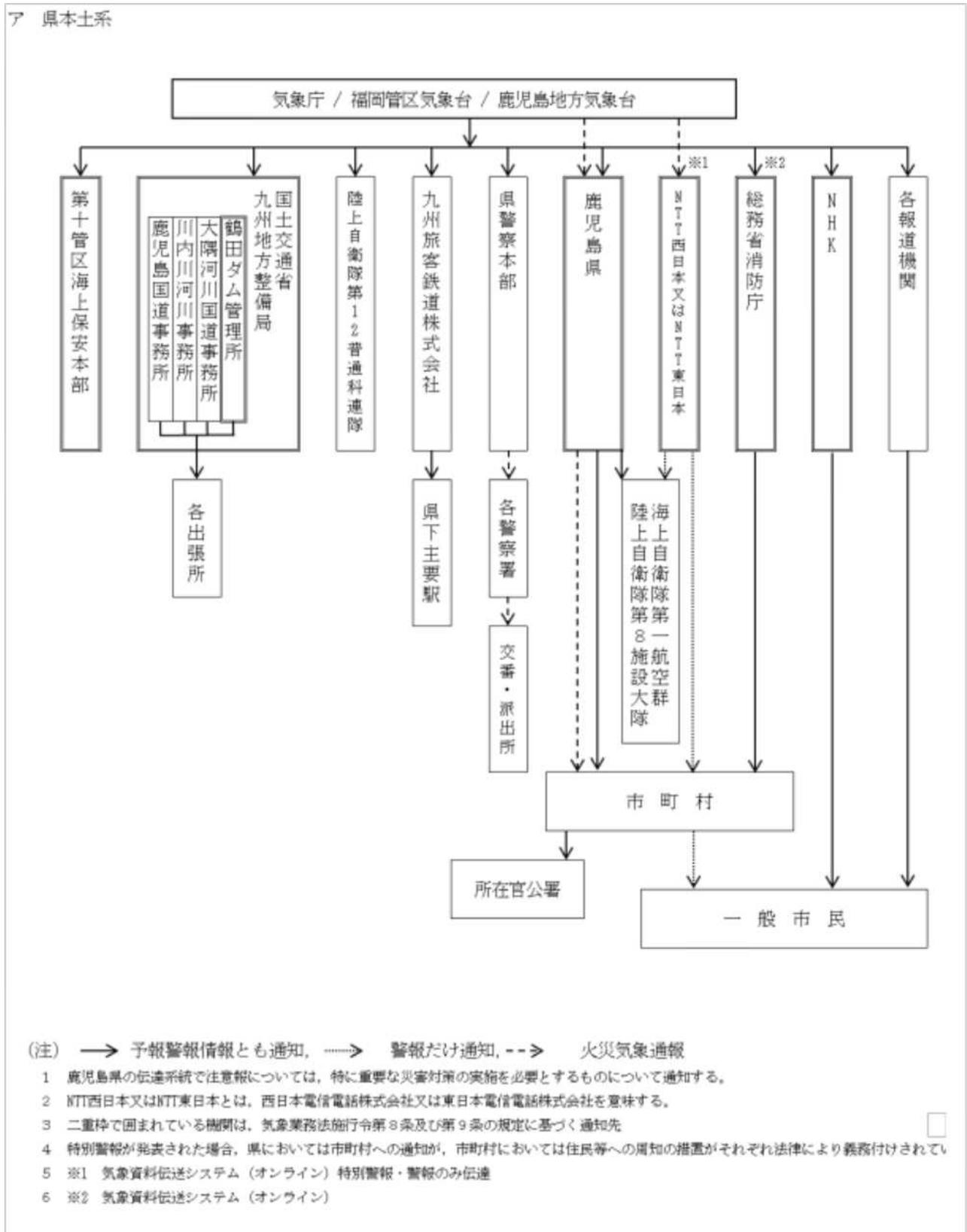
- (3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

図3. 2. 1. 8に示すとおり。

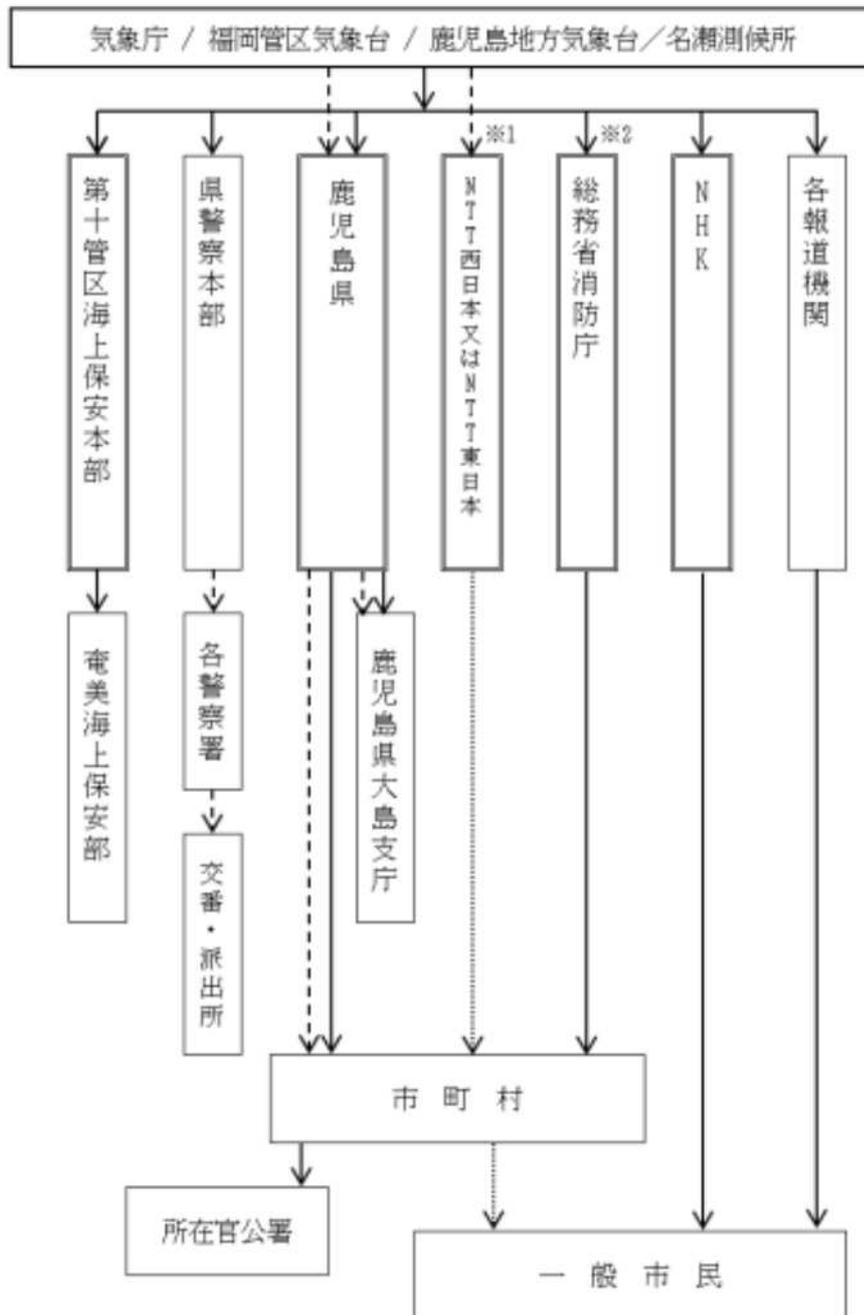
6 水位情報等の伝達

水位情報周知河川において、特別警戒水位に達した場合、県は、関係市町村長、関係機関、必要に応じ、報道機関へ伝達するものとする。伝達系統は、図3. 2. 1. 9に示すとおり。

図3. 2. 1. 2 気象予・警報, 情報等の伝達系統



イ 県離島系

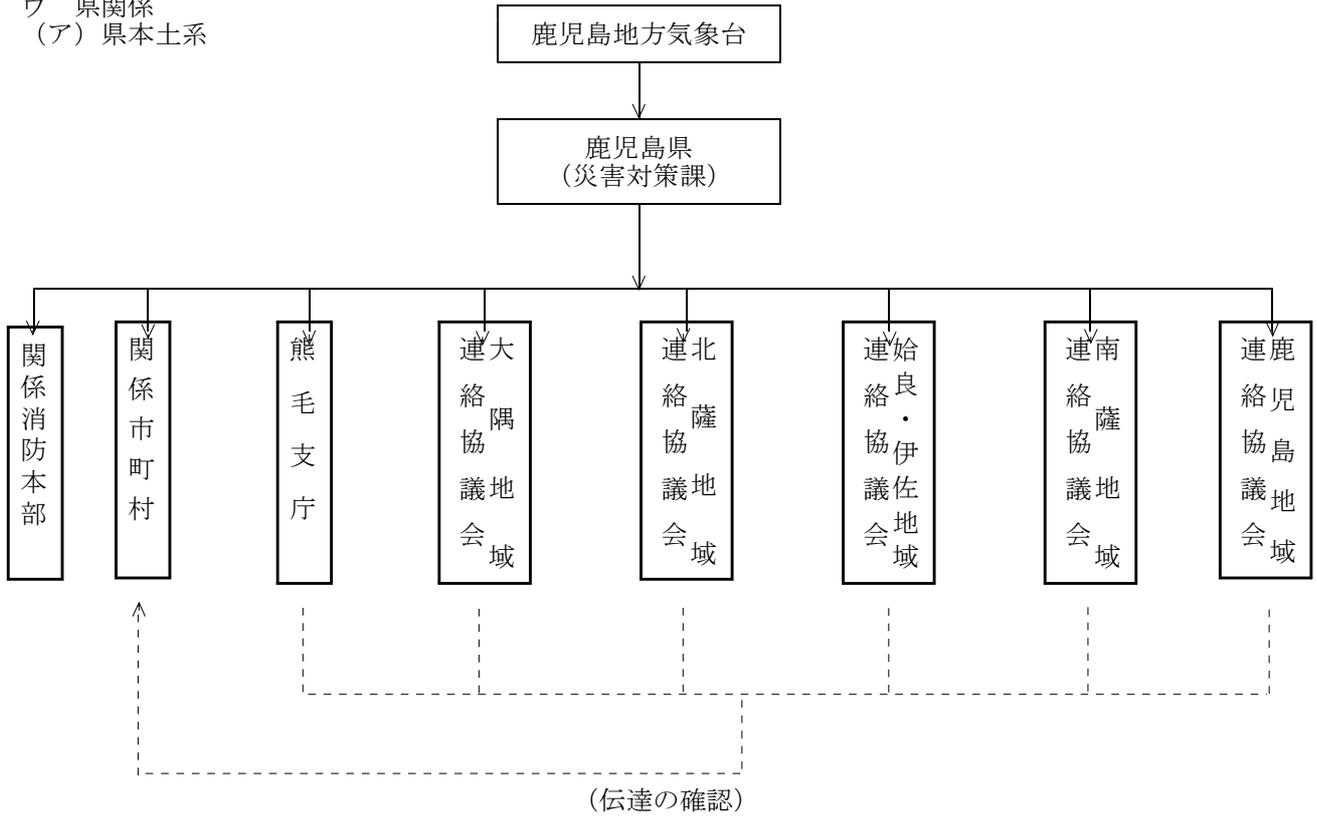


(注) → 予報警報情報とも通知, -----> 警報だけ通知, --> 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 4 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けされている。
- 5 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 6 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

第3部 災害応急対策
 第2章 警戒避難期の応急対策

ウ 県関係
 (ア) 県本土系



(イ) 県離島系

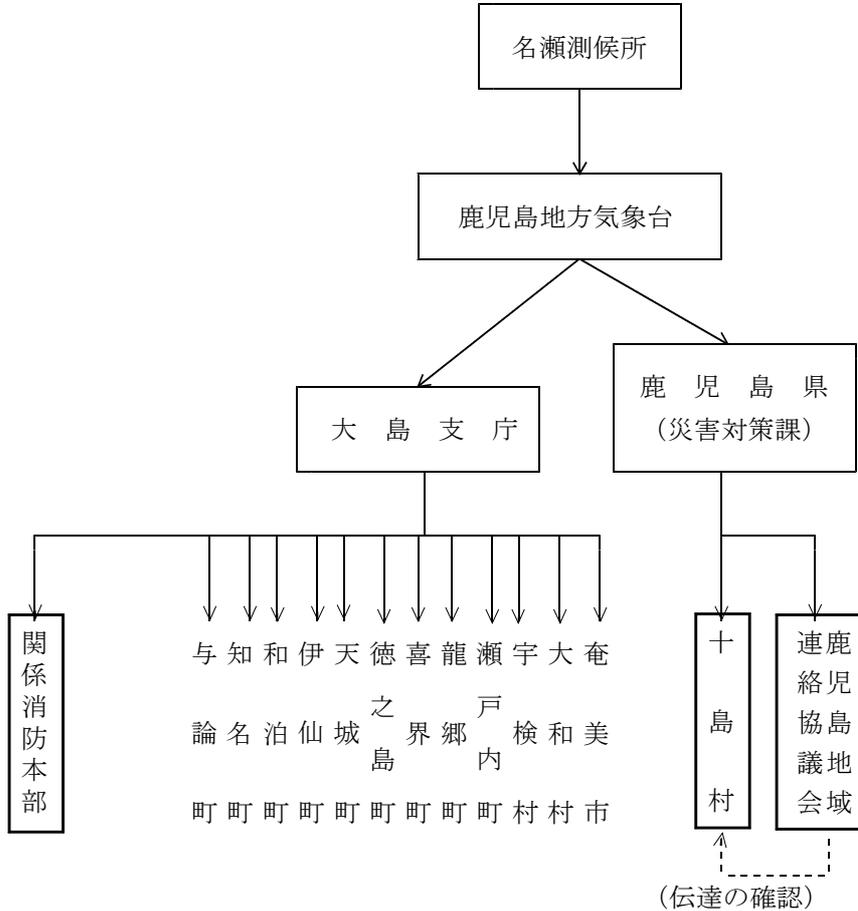
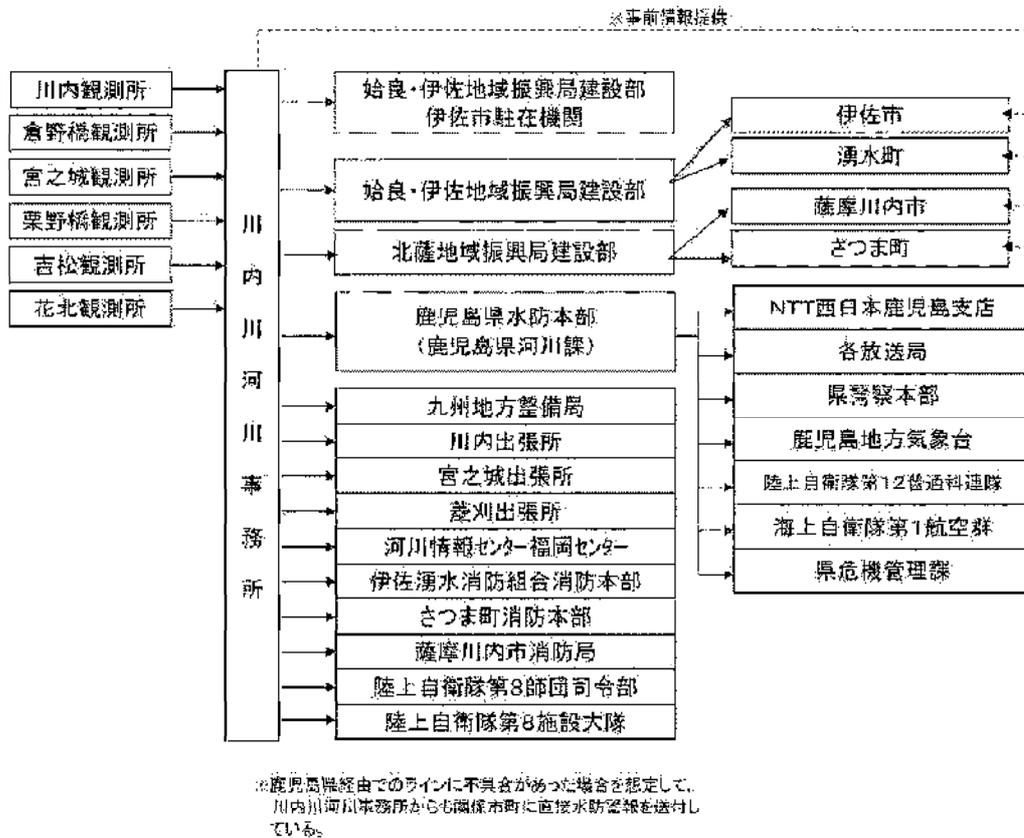
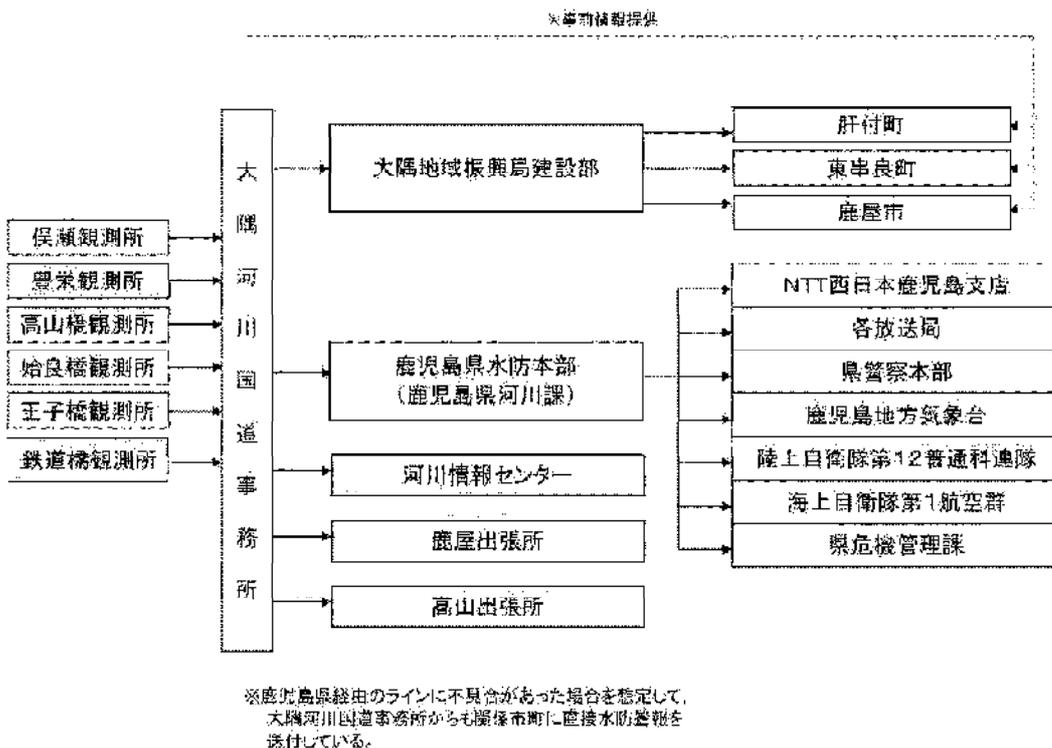


図3. 2. 1. 3 水防警報の伝達系統（別冊鹿児島県水防計画書による）

(1) 川内川水系水防警報連絡系統図



(2) 肝属川水系水防警報連絡系統図



第3部 災害応急対策
 第2章 警戒避難期の応急対策

(3) 知事が発令する水防警報連絡系統図

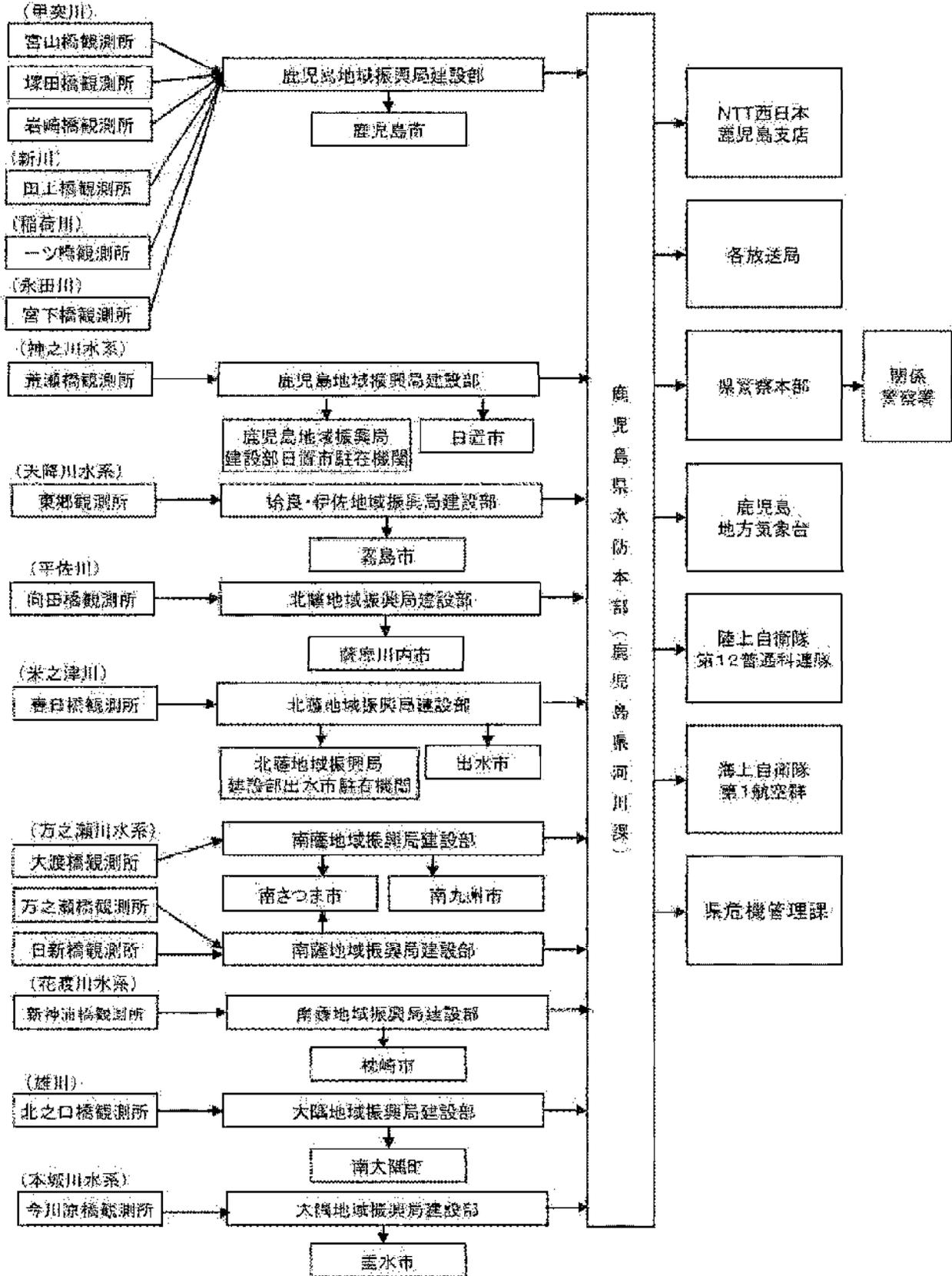


表3. 2. 1. 4 鹿兒島地方気象台，名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 通知先	特別警報・警報						注 意 報						火災 気象通報	情報	伝達方法	特別警報・ 警報・注意 報の 伝達形式		
		暴風	暴風 雪	大雨 雪	高潮	洪水 ※	波浪	強風	風雪	大雨 雪	高潮	洪水	波浪					警報 のない 注意報 ※3	
鹿 兒 島 地 方 気 象 台	NTT西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*										オンライン	全文	
	鹿 兒 島 県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 提携※1	〃
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○			○	〃	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○			○	気象報 伝送システム	〃
	NHK鹿兒島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○			○	〃	〃
	鹿兒島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	防災報 提携※1	〃
	川内川河川事務所・大隅河川 国道事務所・鹿兒島国道事務 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	気象報 伝送システム	〃
名 瀬 測 候 所	NTT西日本又は東日本	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1											オンライン	〃
	鹿 兒 島 県	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 提携※1	〃
	奄美海上保安部	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○			○	防災報 提携※1	〃
	NHK鹿兒島放送局	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○			○	気象報 伝送システム	〃

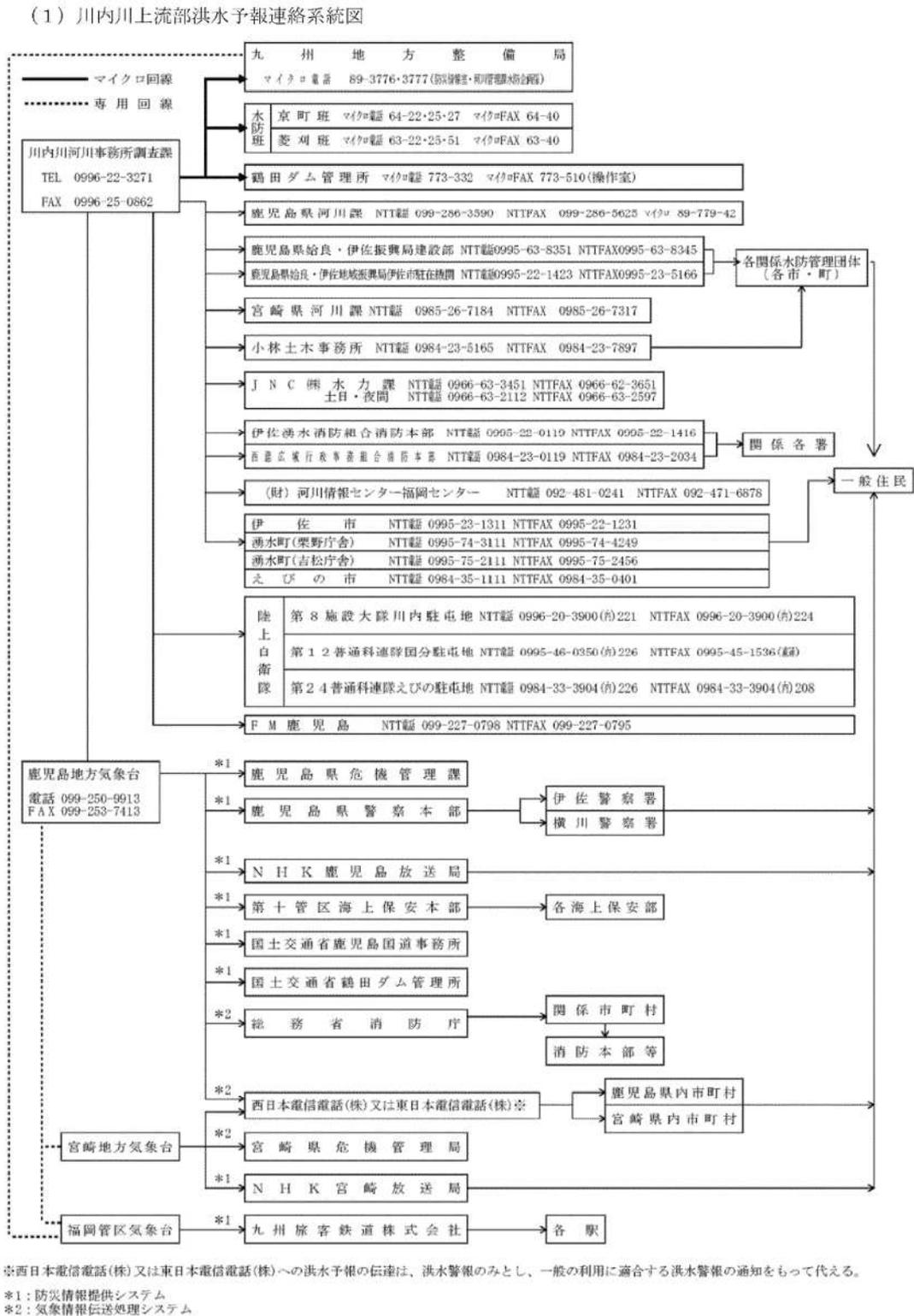
- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法
によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
2. *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。
3. 水防活動用気象警報・注意報，水防活動用高潮警報・注意報，水防活動用洪水警報・注意報，
それぞれ大雨特別警報・警報・注意報，高潮特別警報・警報・注意報，洪水警報・注意報を
もって代えるものとする。
4. *1は鹿兒島地方気象台を經由し，対象機関に通知される。
5. *2の洪水は，警報のみ（特別警報なし）
6. *3警報のない注意報（雷，融雪，濃霧，乾燥，なだれ，低温，霜，着氷・着雪）

表 3. 2. 1. 5 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝 達 事 項														津波予報	伝達式	伝達内容	
	特別警報・警報							注 意 報										
	暴風	暴風 雪	大雨 (雪)	高潮	洪水 *	波浪	その他	強風	風雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪	その他				
川内川河川・ 大隅河川国道事務所 →県							水防 ○									無線FAX 又は 電話FAX	全文	
第十管区海上保安本部 →船舶							海上 ○								○	無線電話 その他		
NTT西日本又棟日本 →市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 FAX	全文	
鹿児島県 →市町村	○	○	○	○	○		水防 洪水 予報 ○	火災 通知 ○								洪水 予報 ○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文
NHK鹿児島放送局 →一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文 又は 標題のみ	
川内河川・大隅河川国 道事務所 鹿児島地方検 →県・一般							洪水 予報 ○									洪水 予報 ○	無線FAX 又は 電話FAX	全文

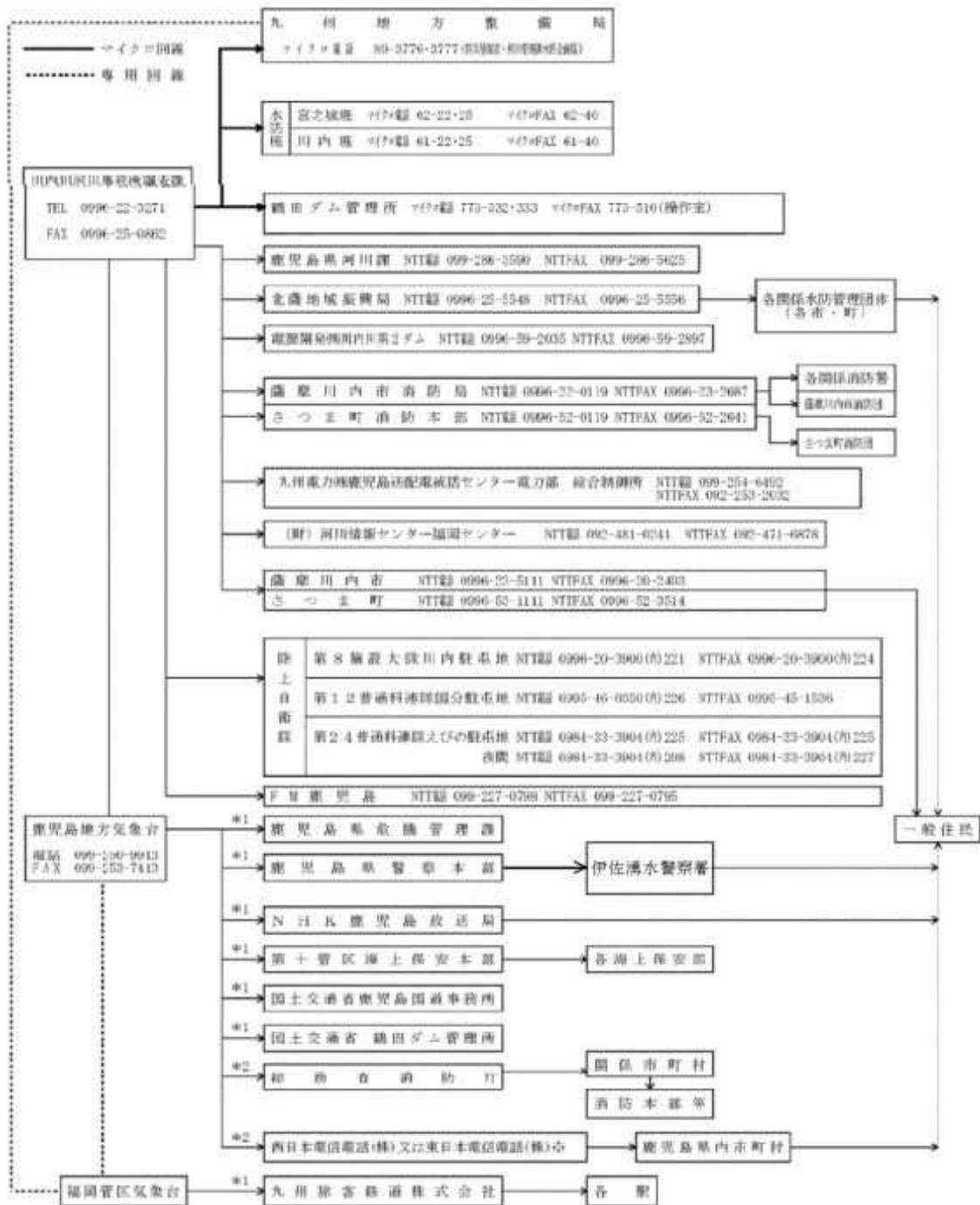
(注) *の洪水は、警報のみ（特別警報なし）

図3. 2. 1. 6 洪水予報の伝達方法（鹿児島県水防計画書による）



- (注) 1 各民間報道機関は、防災情報提供システムに接続しているもの。
2 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水予報の洪水警報のみ通報する。ただし、鹿児島地方気象台が発表する洪水警報が川薩・始良もしくは出水・伊佐を含む区域に発表されている場合は、当該区域への重複通報はしない。
3 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水予報の洪水警報のみ通報する。ただし、宮崎地方気象台が発表する洪水警報が小林・えびの地区を含む区域に発表されている場合は、重複通報しない。

(2) 川内川下流部洪水予報連絡系統図



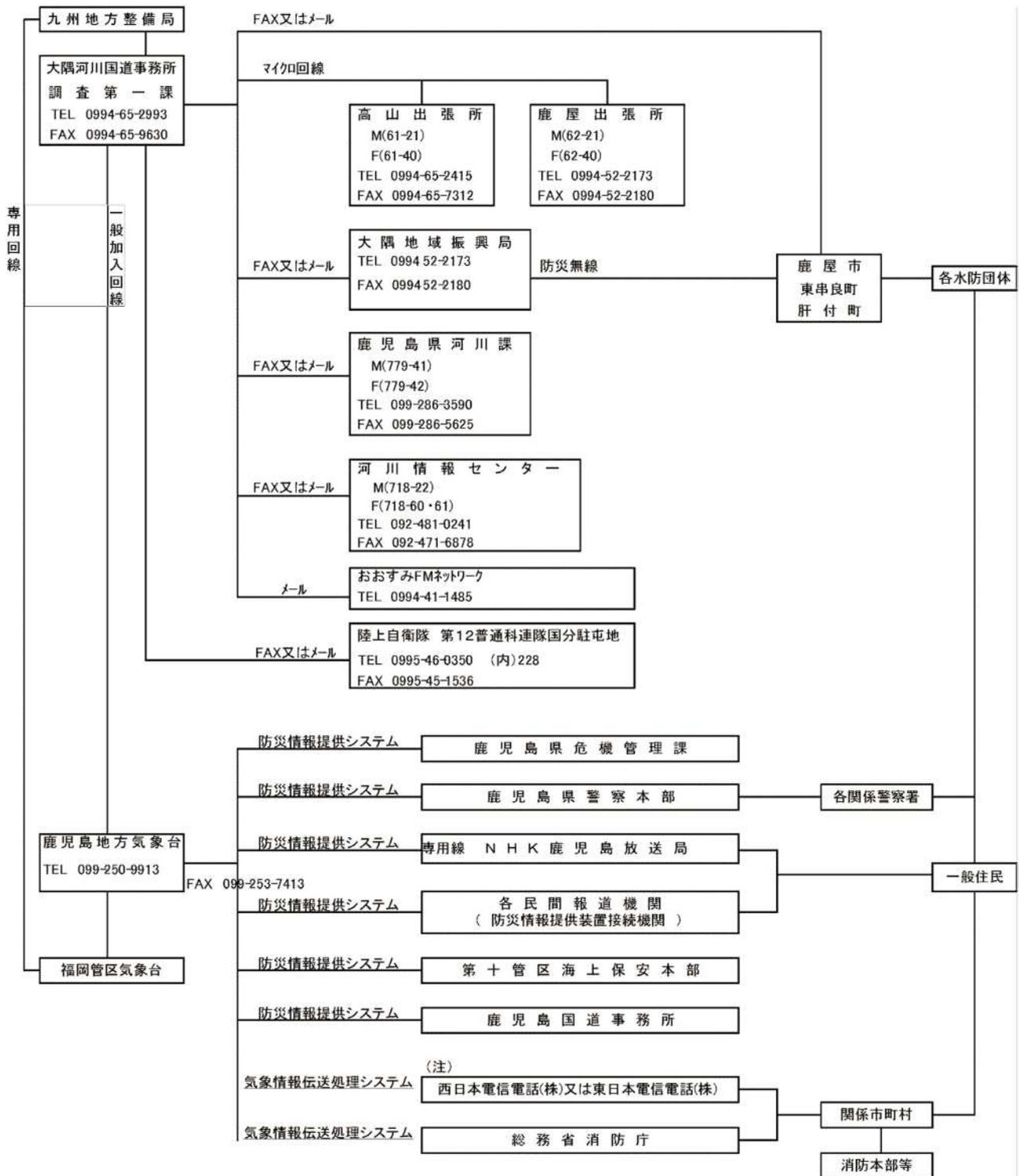
※西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への洪水予報の伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

*1: 防災情報提供システム
*2: 気象情報伝送処理システム

- (注) 1 各民間報道機関は、防災情報提供システムに接続しているもの。
2 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水予報の洪水警報のみ通報する。ただし、鹿児島県地方気象台が発表する洪水警報が川薩・始良を含む区域に発表されている場合は、重複通報はしない。

(3) 肝属川洪水予報連絡系統図

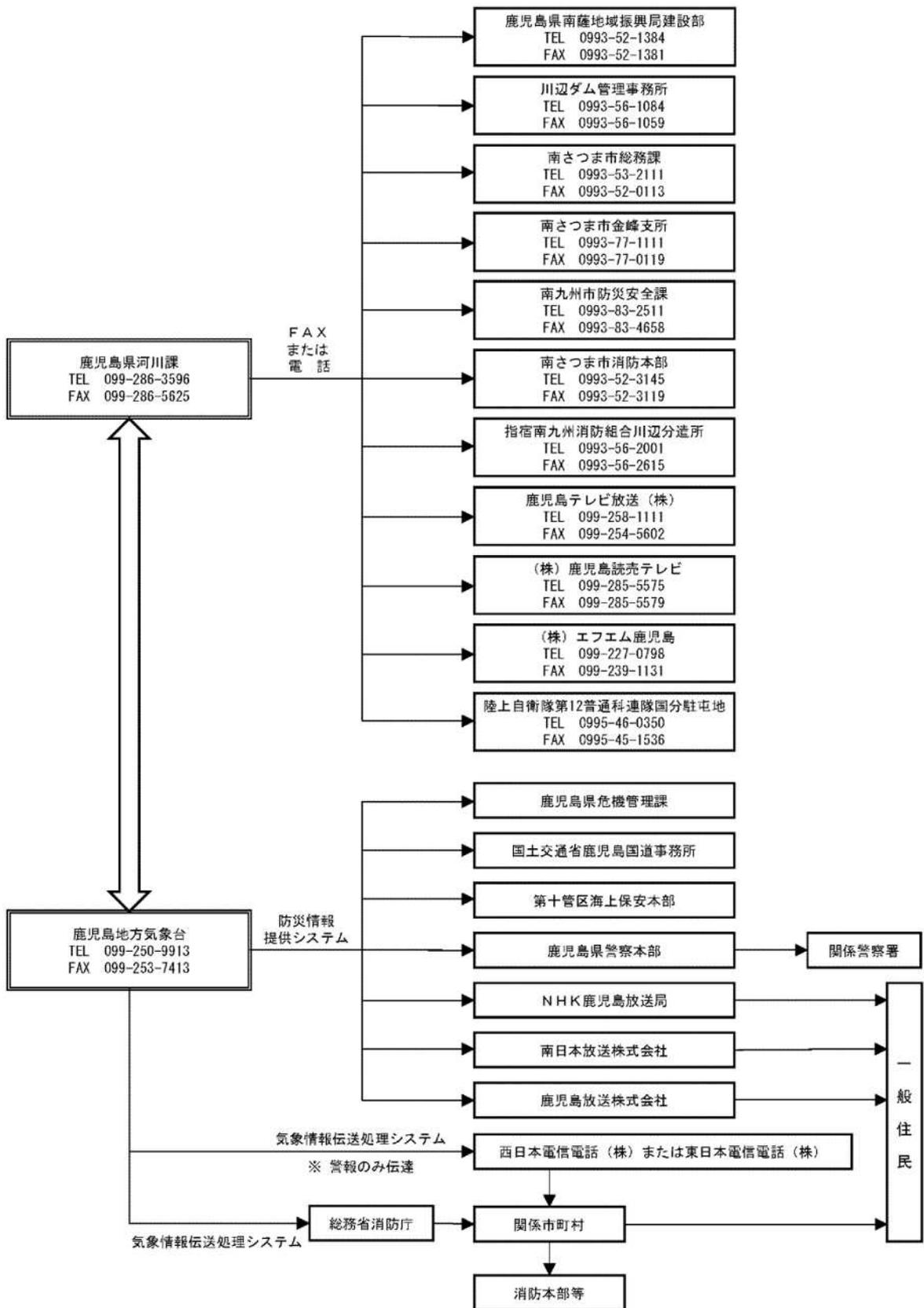
伝達系統図



注) 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(注) 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)は、指定河川洪水予報の洪水警報の通報する。ただし、鹿児島地方気象台が発表する洪水警報が肝属を含む区域に発表されている場合は、重複通報はしない。

(4) 万之瀬川・加世田川洪水予報連絡系統図
 河川課より関係機関へ洪水予報をFAXする。

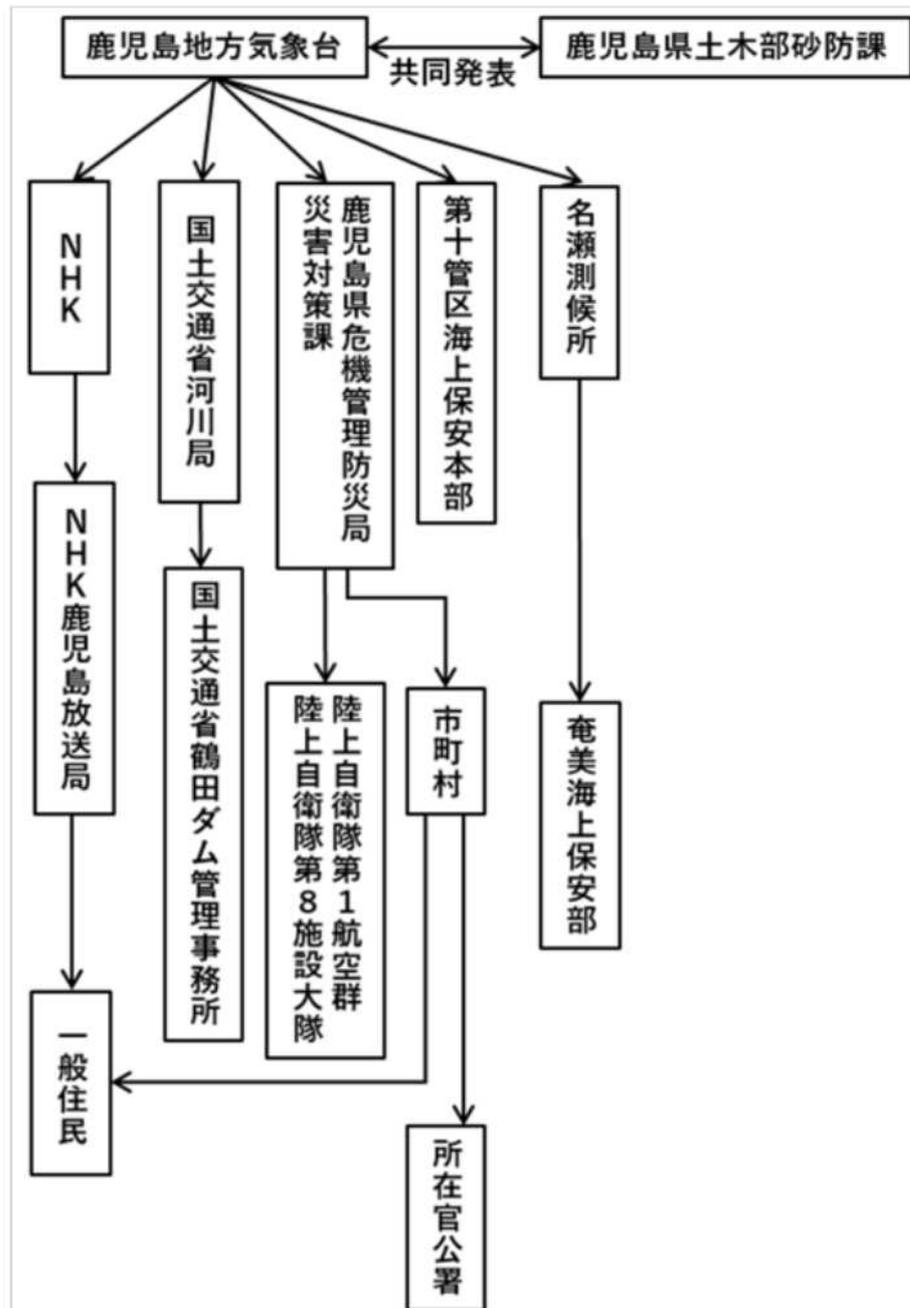


※ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

表3.2.1.7 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当官署
NHK鹿児島放送局	専用回線	鹿児島地方気象台
国土交通省鶴田ダム管理所		
鹿児島県危機管理防災局災害対策課		
第十管区海上保安本部		
奄美海上保安部		鹿児島県危機管理防災局 災害対策課
地域振興局・支庁，市町村，消防本部		

図3.2.1.8 土砂災害警戒情報の伝達系統図（土砂災害警戒情報に関する実施要領による）



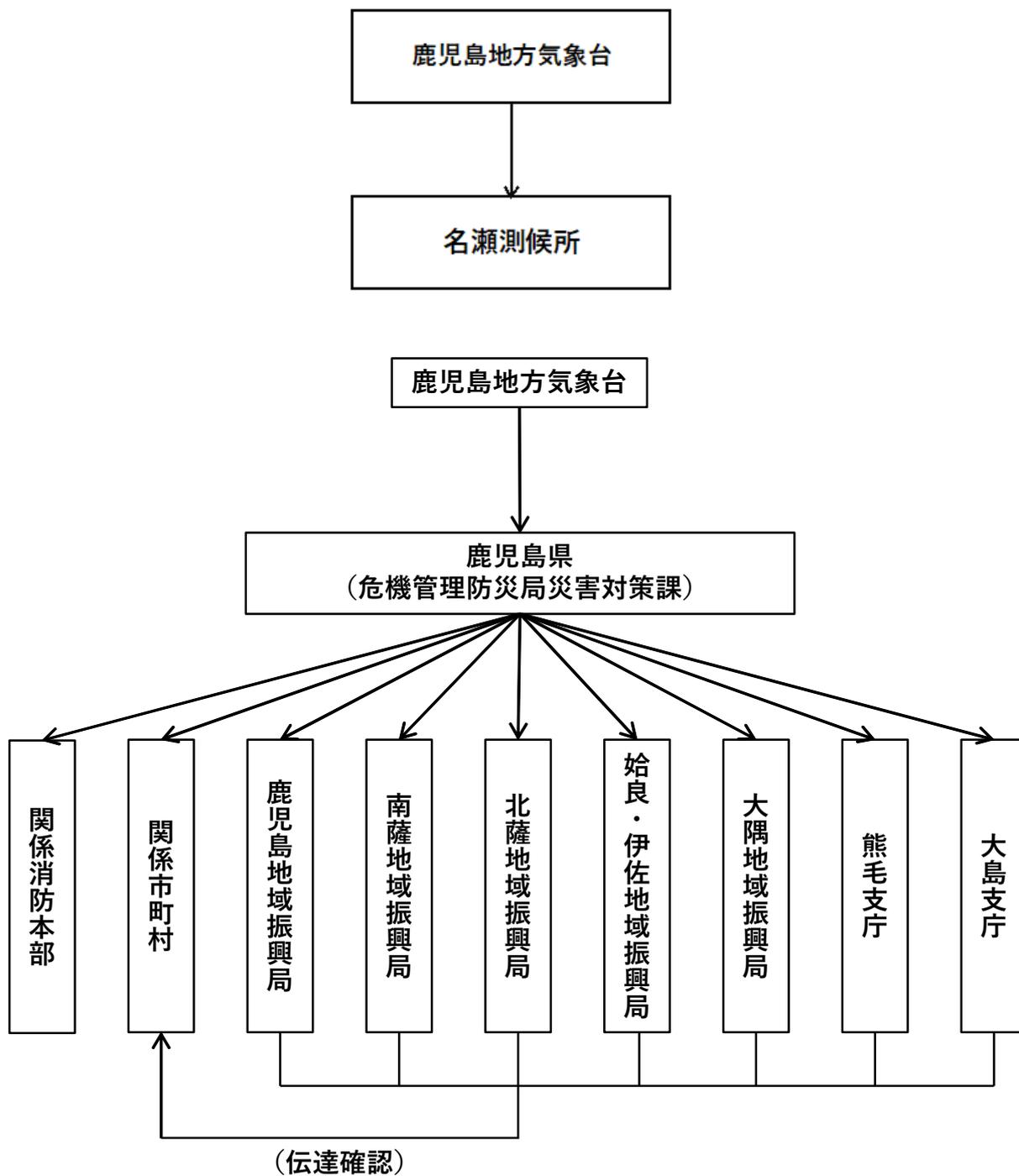
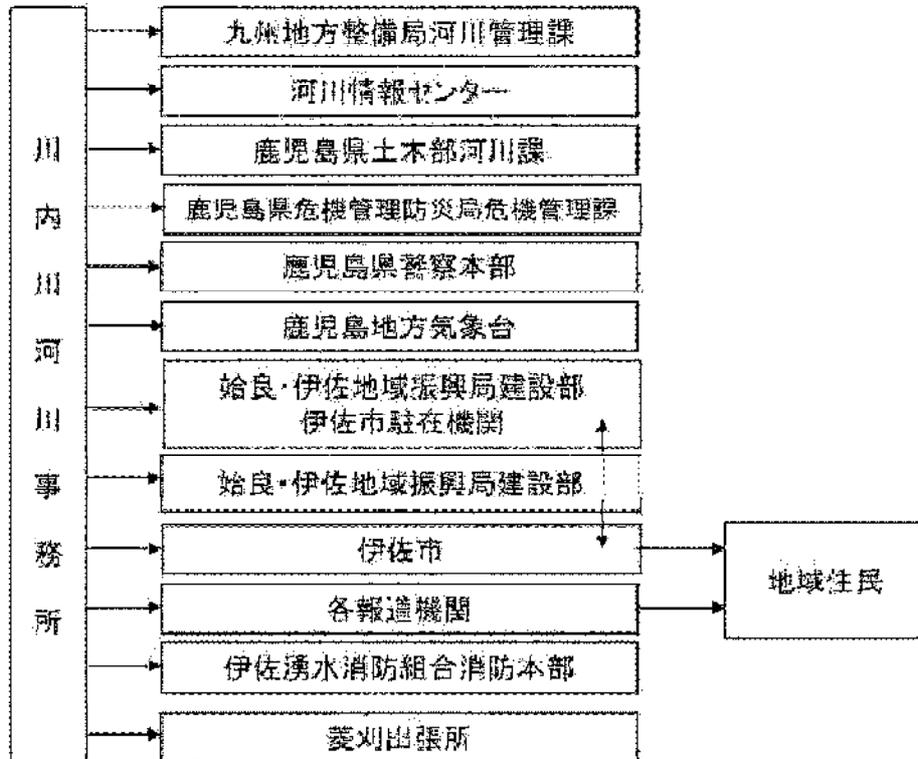
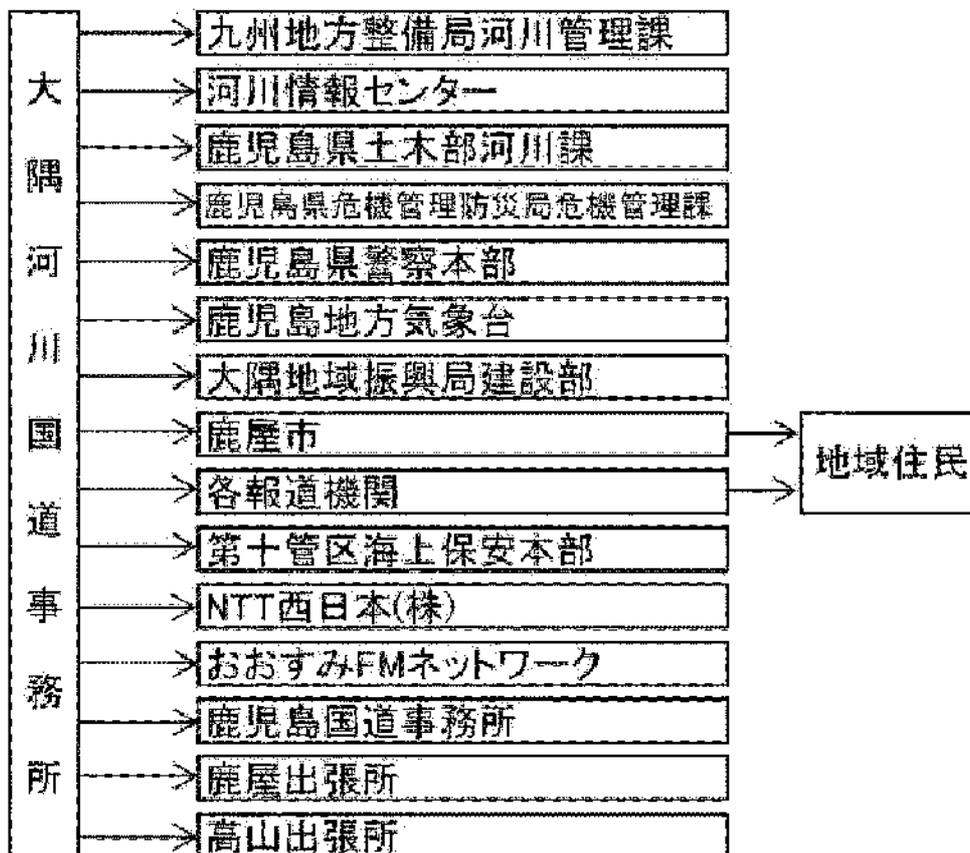


図3. 2. 1. 9 水位情報の伝達方法（別冊鹿児島県水防計画書による）

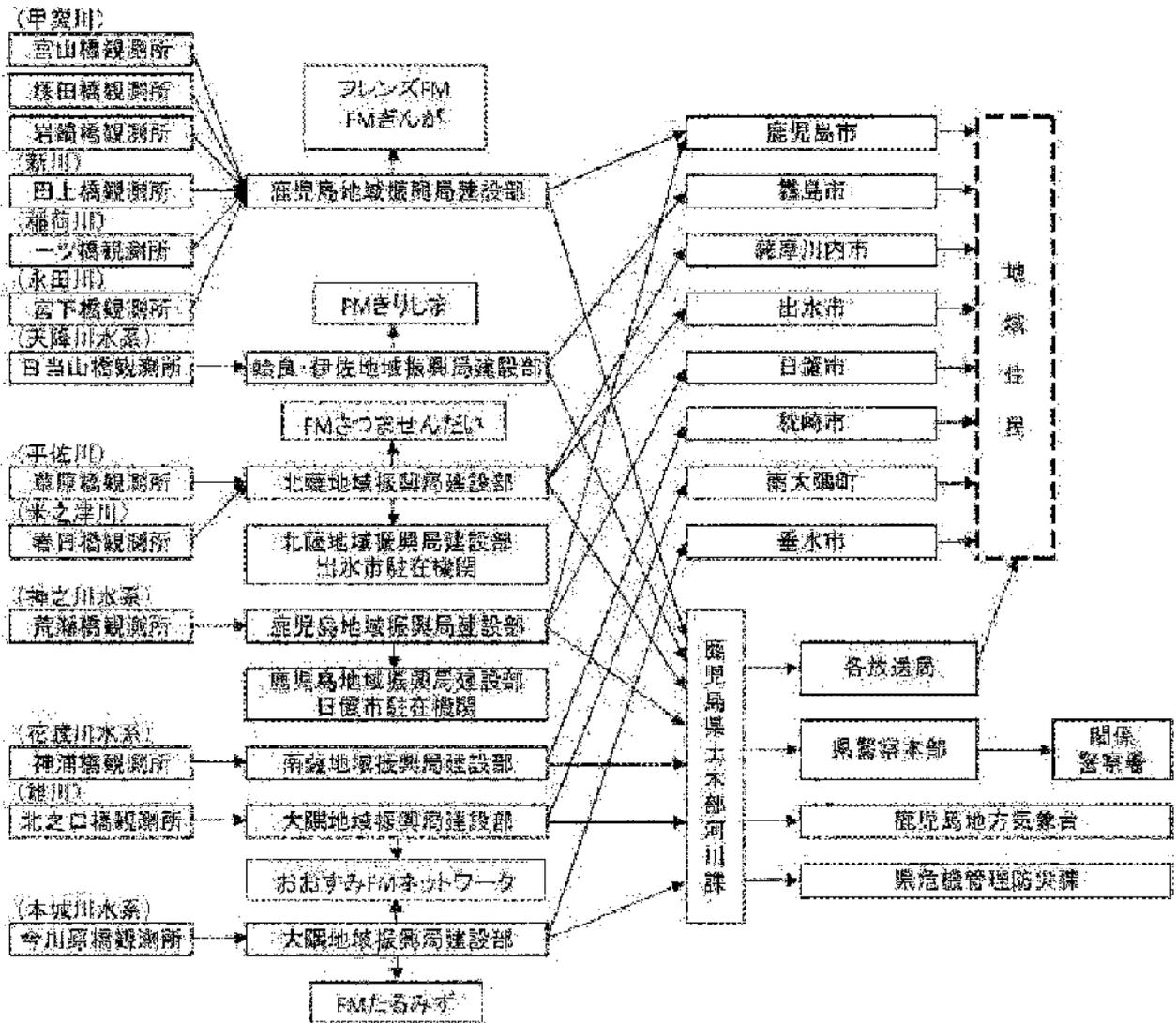
(1) 羽月川水位情報通知系統図



(2) 下谷川水位情報通知系統図



(3) 知事が通知する水位情報の通知系統図



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

県災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内市町村等から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに国・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、県民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災市町村等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，関係機関等〕

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数，又は出火状況

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 市町村（消防機関含む）による情報収集

市町村職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の市町村職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

イ 県による情報収集

(ア) 災害現場への派遣職員は、指定された区域で人命危険情報を収集し、収集した情報は、現地からの無線、電話通報又は、庁舎への参集後の報告による。その他の職員が参集途上で把握した情報については、市町村一般職員と同様の方法による。

(イ) 県は、市町村、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して、以下の情報を迅速かつ的確に収集する。

- ① 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の情報
- ② 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
- ③ 県内主要河川の水位、雨量等の情報
- ④ 土砂災害警戒区域等の警戒避難に資する雨量等の情報
- ⑤ 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
- ⑥ 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
- ⑦ 県消防・防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
- ⑧ モバイル映像電送システムによる防災現場の状況等
- ⑨ 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 県警察本部による情報収集

県警察の警備活動や住民からの通報により把握された人命危険情報を県警察本部で集約し、県災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市町村における報告情報の集約

市町村本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市町村から県等への報告

県は、被災市町村からできるだけ早期に被害概況に関する報告を受ける。

特に、災害規模の把握のための市町村から県等への報告は以下を目標に実施する。

なお、市町村から県への被災状況の報告ができない場合や、県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、県及び指定行政機関は、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- ② 勤務時間内（災害発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で市町村災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（図3.2.2.1参照）及び方法を用いる。

《資料編 15.1 災害報告取扱要領》

(エ) 市町村は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市町村等から報告された人命危険情報は、災害対策課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示の必要性、災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議、連絡員会議、本部連絡班において共有化を図り、適宜職員に対して徹底し、活動に統一性を与える。

エ 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

ア 県は、発災初期の情報収集に当たっては、震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 県、市町村及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市町村長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 県知事は、市町村長、関係機関の協力のもとに、地域の災害情報等を収集・把握し、県内の防災関係機関に情報情報を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。

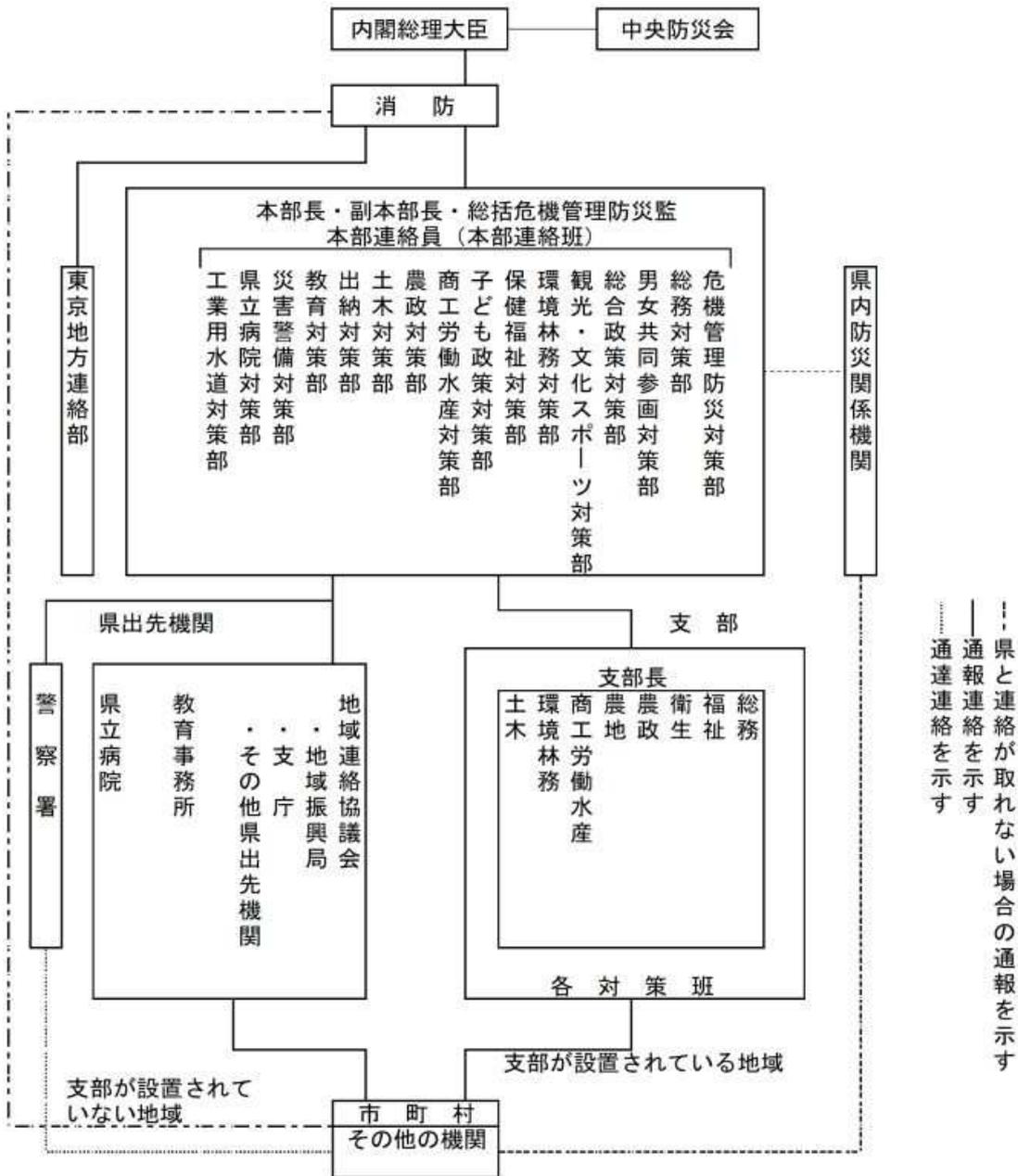
また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		8-90-49013	8-90-49102
	F A X		8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	F A X		80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

ウ 県内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

図3. 2. 2. 1 災害情報等収集報告系統図



- (注) 1. 緊急を要する場合は、本システムによらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。
2. 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- (イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の基準

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

県が国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおりである。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びそれが社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- (カ) (ア)～(オ)に定める災害になるおそれがある災害

なお、上記の報告については、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条に基づく、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ウ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

(ウ) 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの

(エ) 災害年報

4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市町村長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通知するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市町村長に通報するものとする。

(ウ) 市町村長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した市町村長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

- ① 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- ② その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
- ③ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 県出先関係機関の通報

市町村長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

(オ) 市町村長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した市町村長が關係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

- ① 通報すべき事項
 - a 気象関係
 - b 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）
- ② 通報の方法
通報の方法は，電話，電報によることを原則とする。
- ③ 通報のあて先
通報のあて先は，鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。
- ④ 通報に要する電話・電報の費用は，原則として発信市町村の負担とする。

(カ) 市町村長の通報・収集要領

異常現象発見者が市町村長その他関係機関に通知する要領，系統等については，市町村地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

(ア) 市町村長の方法

- ① 市町村長は，管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し，系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし，緊急を要する場合は，直ちに関係の対策部に通報報告する。
- ② 災害情報で，県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(イ) 県の方法

- ① 県支部の各対策班（支部が設置されていない時は出先機関）は，所管事項について市町村その他関係機関の協力を得て調査収集し，市町村長からの通報報告と併せ，支部長及び県本部の各対策部に報告するものとする。
- ② 支部長は，重要かつ緊急の災害情報及び被害状況について，本部長に報告するものとする。
- ③ 県各対策部は，所管事項について調査収集に努めるとともに，支部対策班及び市町村長からの通報，報告を集計し，本部連絡員又は本部連絡班を通じ本部長（災害対策本部設置前は，災害対策課）に報告するものとする。
- ④ 県各対策部は，消防庁に対し，所管事項の災害報告を直接又は東京地方連絡部を通じ報告するものとする。
- ⑤ 県各対策部及び県支部各対策班で把握した災害情報等で，防災関係機関が行う災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(ウ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し，収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

県災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は，別表の様式のとおりとする。県各対策部の様式は，法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。市町村長の災害報告は，災害報告取扱要領（「資料編」参照）によるものとする。

(5) 災害報告の留意事項

ア 県の各対策機関及び市町村は，災害報告にあたり，災害報告の責任者として「災害連絡員」1名定めておき，報告に関する一切の責任を負わせるものとし，更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

第3部 災害応急対策

第2章 警戒避難期の応急対策

イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と市町村及び県の各対策機関の報告とがくいちがわらないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、表3. 2. 2. 1のとおりとする。

表3. 2. 2. 1 災害報告の判定基準

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

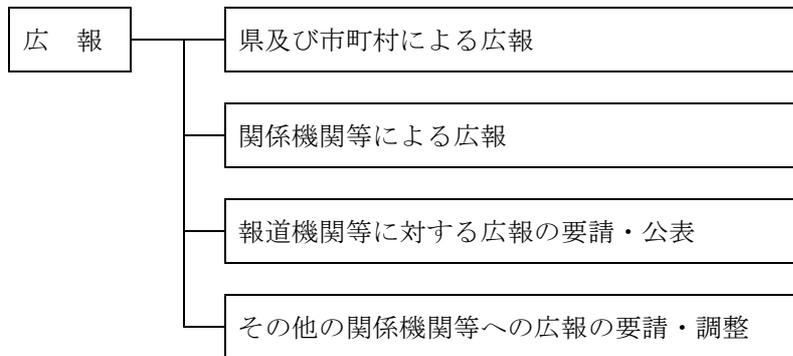
(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 県及び市町村による広報

[実施責任：総務部広報課，危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保，人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報，避難指示等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際，高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)，避難指示

市町村の広報担当者は，降雨が長期化し，災害危険が増大していると判断される時は，事前に定めた広報要領により，大雨への警戒を強め，必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

県(災害対策課)及び市町村は，各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は，自主防災組織，住民等へ災害時の防災行動を喚起するため，以下の内容の広報を実施する。

- ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ウ 出火防止，初期消火，プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後，事態が落ち着いた段階での広報

県(広報課)及び市町村は，各種広報媒体を活用し，以下の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- イ 地区別の避難所
- ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない，テレビ，ラジオ，行政機関のホームページ，鹿児島県防災Web，緊急速報(エリアメール等)，コミュニティFM放送，告知放送から情報を入手するようなど。

- エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 6.1 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 県の各対策部は、広報を必要とする場合、災害対策課（本部設置時は本部連絡班）を經由して広報課（広報班）に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、災害対策課において収集する。

ウ 広報課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、災害対策課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市町村による広報手段

市町村による広報は、市町村が保有する防災行政無線，サイレン吹鳴装置（無線），インターネット（市町村ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Web），Lアラート，緊急速報（エリアメール等），コミュニティFM放送，ワンセグ放送，告知放送，広報車，市町村職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

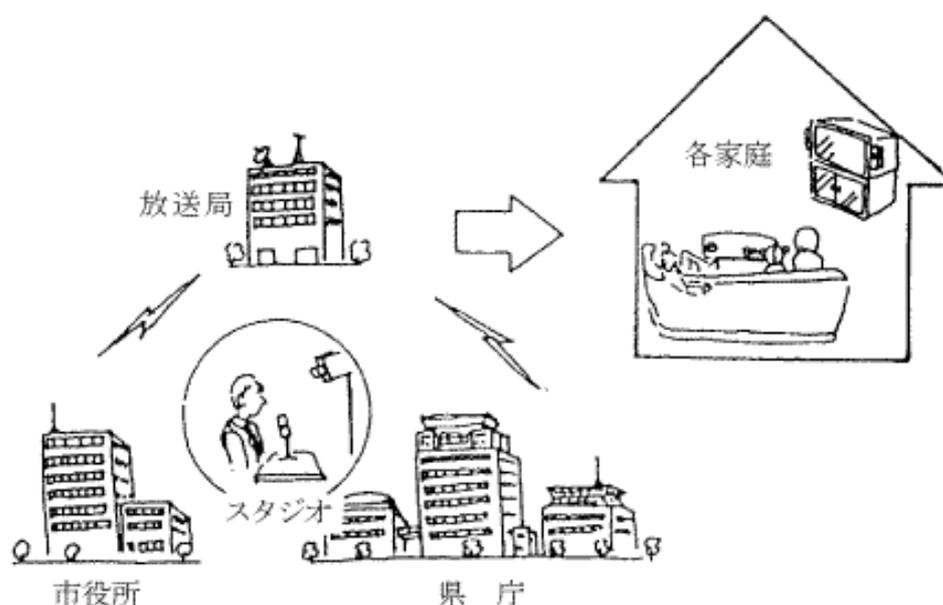
また，避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，本節第3「1 放送機関に対する情報の提供」に示す，放送機関への情報の提供等を行い，住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は，報道機関を通じるほか，各種広報媒体を活用し，広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また，大災害時等緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は，緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

図3. 2. 3. 1 放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

[実施責任：各放送機関，その他関係機関等]

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は，県民の情報ニーズに応えるとともに，県民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

したがって，各放送機関は，各々の防災計画に定められた活動体制を確立して，報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支店

災害による停電等の被害箇所の状況，復旧の見通しをはじめ，公衆感電事故の防止等について，ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況，復旧の見通し等について，自社ホームページ・広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況，復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等による県民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社，バス会社等

被害箇所の状況，復旧状況の見通し等について，駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ，広報車及び報道機関等により県民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

[実施責任：総務部広報課，危機管理防災局災害対策課，市町村]

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市町村は，原則として，県総合防災システムを活用して県に報告し，県は，速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また，市町村は，県の放送機関への情報提供を補完するため，放送機関に直接情報提供をする。

《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

2 放送機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

県（災害対策課）は，災害の発生が時間的に迫っていて，市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請にあたって，県は放送要請の理由，放送事項を明示し，放送機関は，要請のあった事項について放送の形式，内容，時刻等をその都度決定し，放送する。なお，市町村は，県の放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の

要請も併せて行う。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、大規模災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

3 報道機関に対する発表

県及び市町村の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として県政記者室、又は、記者会見室とする。

イ 発表担当者は、原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に広報課との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

2(2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

コ ボランティア活動の呼びかけ

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

[実施責任：総務部広報課，市町村，関係機関等]

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に県及び市町村の災害対策本部に寄せられる県民等からの通報の中には，ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため，県は，県民等の通報内容をモニターし，必要があると認めたときは，ライフライン関係機関に対し，広報担当セクションの設置や増強を要請する。

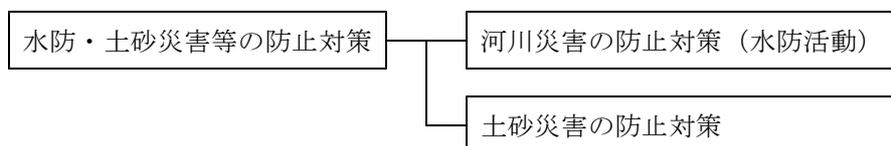
2 関係機関との調整

- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき
県及び市町村の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは，直ちに県本部へ通知することとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県・市町村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

〔実施責任：九州地方整備局，土木部河川課，市町村〕

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿児島県水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

各河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防箇所等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、市町村等の管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

[実施責任：九州地方整備局，九州森林管理局，土木部砂防課，環境林務部森づくり推進課，市町村]

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は，気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し，被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 市町村の対策

市町村は，急傾斜地崩壊危険箇所，山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険溪流，崩壊土砂流出危険地区等における土石流，地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合，その被害実態の早期把握に努める。

また，地域で土砂災害の発生兆候が認められるなどの実態が把握された場合，それらの地域の警戒監視体制を強化し，土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 県の対策

土木部砂防課，環境林務部森づくり推進課は，所管施設の被害の把握に努める。

(3) 関係機関等の対策

九州地方整備局，九州森林管理局は，所管施設の被害実態の把握に努めるとともに，応急復旧に係る技術的な対応に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続きがけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，各々の施設所管各課，市町村において，応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また，土砂災害の発生した地域において，民生安定上放置し難く，採択基準に合致するものは，災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市町村は，土砂災害の危険が解消されない場合は，当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じ，関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

県は，必要に応じ，市町村の警戒・監視活動に協力し，斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また県は，地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い，市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

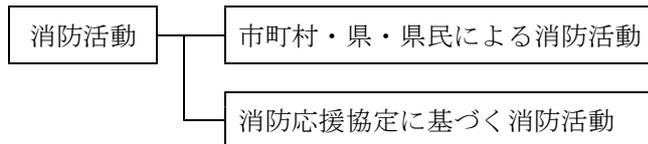
市町村は，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は，適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市町村・県・県民による消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村〕

1 市町村の消火活動

消防機関は、市町村が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、火災発生後、ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 県民の対策

県民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村〕

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

（県消防相互応援協定の内容は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

第3部 災害応急対策

第2章 警戒避難期の応急対策

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

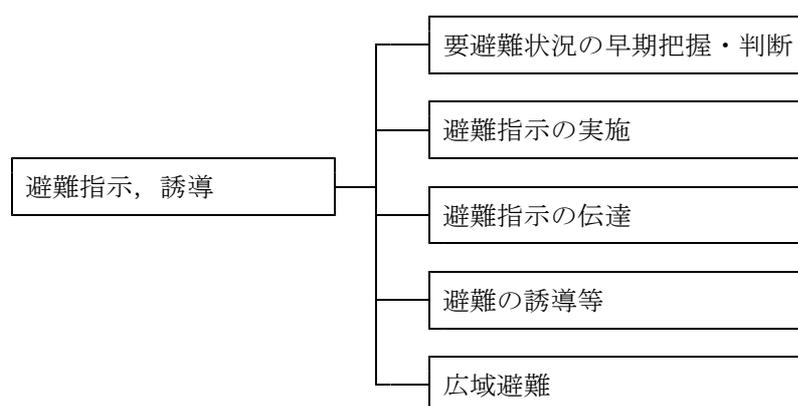
大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照)

第6節 避難の指示，誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。



第1 要避難状況の早期把握・判断

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，県警察，市町村，関係機関等]

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを指示する等の避難措置は，関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

また，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，市町村・その他の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市町村・消防本部その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県の土壌等の特質から，急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市町村・消防本部その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて，避難の必要性を判断し，混乱防止措置と合わせて，必要な対策を講ずるものとする。

第2 避難指示の実施

[実施責任：各避難指示権限者]

1 避難指示等の発令

- (1) 市町村は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。
- (2) 市町村は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。
(避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は表2.2.5.1のとおり。)
- (3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- (4) 国土交通省又は県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除の対象地域、判断時期等について助言する。
- (5) 市町村は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

表2. 2. 5. 1 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル 5	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル 4	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル 3	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮 注意報	警戒レベル 2	<p>●発令される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル 1	<p>●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 市町村の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を災害対策課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）
- (エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに関係市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行

う市町村の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

4 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。

(2) 重要水防箇所及び主要地すべり区域における立退きの指示等

市町村内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、県土木対策部は、二次災害を防止するため、特に重要水防箇所及び特に重要な地すべり区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難指示の状況を把握し、本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を災害対策課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）に通報する。本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

災害対策課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

6 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

7 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア) 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ) 学校が市町村地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。

(イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 学校が市町村地域防災計画等の定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難指示の伝達

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，県警察，市町村，関係機関等]

1 市町村長による避難指示等の伝達

- (1) 避難計画にもとづく伝達

市町村長は、市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

- (2) 災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM放送

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク Lアラート（災害情報共有システム）テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），インターネット（市町村ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Web），携帯電話（緊急速報メールを含む。）ワンセグ放送，有線放送，電話，特使等の利用による伝達

- (3) 伝達方法の工夫

市町村長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

2 県による避難指示の伝達

災害対策課は、本章第3節「広報」に示す広報要領に準じ、放送機関に対する放送要請又は県民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により、浸水，斜面崩壊からの避難や市街地火災等からの避難など，広域的，緊急な避難指示を伝達する。

3 関係機関等による避難指示の伝達

警察官，海上保安官及び自衛官等による避難に際しては，各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに，当該市町村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また，学校・教育施設，駅，百貨店等不特定多数の者が出入りする施設，病院・社会福祉施設等の管理者は，各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい，各種広報施設等を利用して，必要な情報を関係者に周知・徹底し，避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，教育庁，県警察，市町村，施設管理者，関係機関等]

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市町村は、災害時に河川出水，斜面崩壊等が予想され，地域に避難指示をした場合で，避難者の誘導を行う必要がある場合，以下の方法で避難の誘導體制を確立し，安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり，かつ避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所，自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め，できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては，特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり，住民及び群衆が混乱に陥らず，安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち，災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては，周辺の状況を検討し，浸水や斜面崩壊，地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は，原則として，高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては，災害の種別，災害発生の時期等を考慮し，客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は，必要最小限の食料，衣料，日用品，医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが，その数量は災害の種別，危険の切迫性，避難所の距離，地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難場所等の開設に当たって，市町村長は，避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て，二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には，標識，なわ張等をしたり，誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は，携帯品を最小限とし，行動の自由を確保し，夜間に当たっては，特に誘導者を配置し，その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり，土砂崩れ等の前兆現象を発見し，自ら危険だと判断した場合等においては，隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては，事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に，避難行動要支援者に対しては，自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか，状況によっては，市町村が車両，船舶等を手配し，一般の避難施設とは異なる介護機能

を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、構想建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第5 広域避難

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

1 広域避難

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

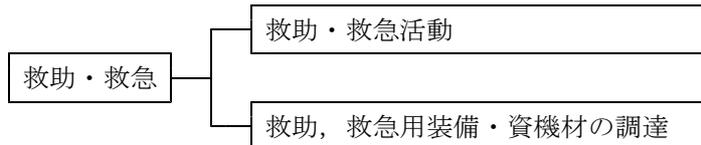
第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助, 救急活動

[実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，保健福祉部保健医療福祉課，
危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村]

1 市町村, 関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活 動 内 容
市町村（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。 (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

関係機関名	活 動 内 容
警 察 機 関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村〕

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

(車両の確保については、第2章第9節「緊急輸送」参照)

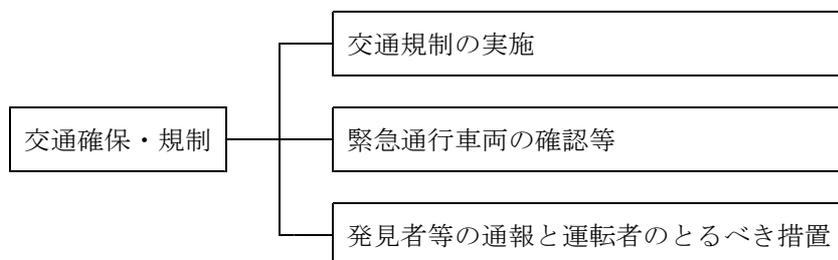
2 救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関）救急車142台、救助工作車24台（令和4年4月1日現在）

第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察，市町村]

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p>

実施者	実 施 の 方 法
警察機関	<p>(4) 警察官の措置命令等</p> <p>ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。</p>
自衛官又は消防吏員	<p>自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。</p>
港湾管理者及び海上保安本部並びに漁港管理者	<p>海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。</p> <p>また、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石による船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。</p>

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

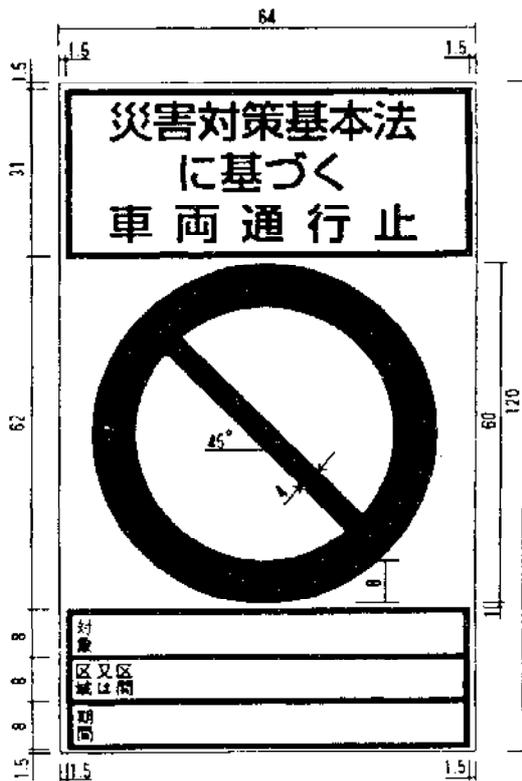
高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課及び日本道路交通情報センターに連絡する。

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両であることの確認等

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，県警察]

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両であることの確認の申出

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く，災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため，その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は，次の区分により県（危機管理課），又は所轄警察署に，緊急通行車両であることの確認の申出をするものとする。

確認者	確認車両	申出先
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○ 災害応急対策を実施するため県が調達，借上等を行った車両 ○ 県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両 	○ 県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	○ 各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し，若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両，又は災害発生時に他の関係機関，団体等から調達する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申出を受けた県（危機管理課）又は公安委員会は，緊急通行車両であることを確認したときは，標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（標章及び証明書は，様式3及び様式4）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は，当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお，証明書は必ず携行し，警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を推進することで，災害発生時における確認手続きの事務の省力化・効率化を図り，災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（災害発生前における緊急通行車両であることの確認については，第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」参照）

様式3 標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察，市町村]

1 発見者等の通報

災害時に道路，橋梁の交通施設の危険な状況，また交通が極めて混乱している状況を見つけた者は，速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は，その旨を市町村長に通報，市町村長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは，車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は，次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は，当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

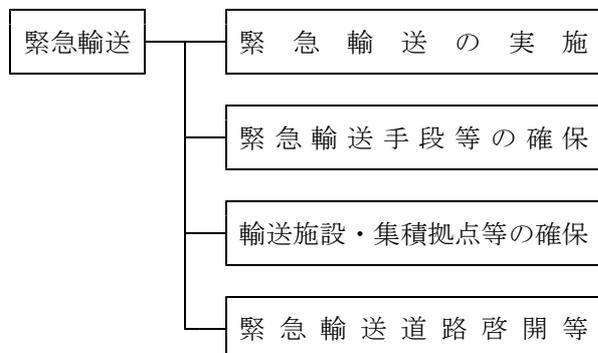
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは，当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは，その指示にしたがって車両を移動し，又は駐車しなければならない。

第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 (2) 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 (3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料，水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは，鹿児島県トラック協会との協定に基づき，貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援要請をする。</p>	<p>協力先</p> <p>物資輸送</p> <p>県トラック協会</p> <p>(電話099-261-1167)</p>
鉄 道	<p>道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき，あるいは他県等遠隔地において物資，資財等を確保したときで，九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なきは，それぞれの実施機関において直接応援要請する。</p>	<p>人員輸送</p> <p>九州旅客鉄道株式会社</p> <p>鹿児島支社</p> <p>(電話 099-256-0165)</p> <p>物資輸送</p> <p>日本貨物鉄道株式会社</p> <p>鹿児島営業支店</p> <p>(電話 099-222-5088)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用</p> <p>海上輸送を必要とするときは，県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し，県が要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用</p> <p>県は，離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。</p> <p>また，荷役業者の必要なときは同支局は荷役業者あつせんも併せて行う。</p> <p>同支局は要請に基づき船舶運送事業者，港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局</p> <p>(電話099-222-5660)</p>
	<p>(3) 海上保安本部所属の船舶の活用</p> <p>市町村及び防災関係機関は，緊急に海上輸送を必要とするとき，又は(1)，(2)による輸送が困難であるときは，輸送条件を明示し危機管理防災局災害対策課（電話099-286-2276）に巡視船艇による輸送を要請するものとし，県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用</p> <p>(1)，(2)，(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は，県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	<p>第十管区海上保安本部</p> <p>電話 099-250-9800(代)</p> <p>099-250-9801</p> <p>(休日，夜間)</p> <p>第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照</p>

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理防災局災害対策課（電話099-286-2276）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日,夜間) 第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む） (2) 輸送を必要とする区間 (3) 輸送の予定日時 (4) その他必要な事項 |
|--|

3 被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

4 災害応急対策必要物資の運送

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 石油等燃料の供給体制の整備

県は、石油連盟との重要施設に係る情報共有に関する覚書の締結による燃料の緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を図る。

6 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは、九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は、必要と認められる場合には、法令の定めるところにより、関係事業者に対し、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

(2) 従事命令等による方法

（従事命令等による方法は、第3部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」参照）

7 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，農政部農政課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課]

1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 （緊急輸送道路ネットワーク計画）	(1) 第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路，一般国道等（原則，国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで，県庁所在地，地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾，空港等を連絡する道路。 (2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則，国県道） (3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。 [図3.2.9.1及び資料編参照]
港湾・漁港	[資料編参照]
空港	[資料編参照]
臨時ヘリポート等	[資料編参照]

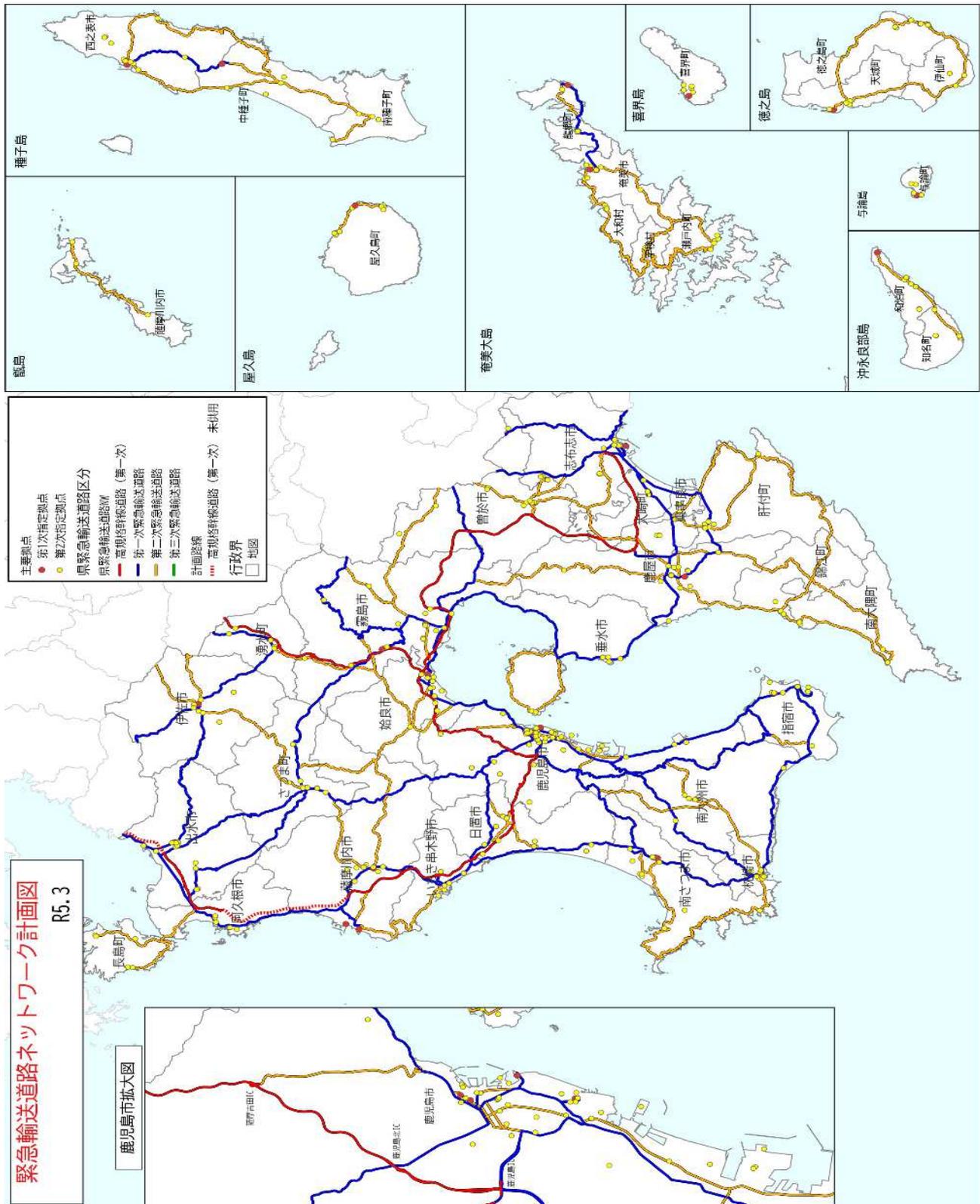
2 集積拠点の確保

集積拠点	輸送施設の内容
救援物資の集積拠点	[県災害時受援計画 資料編1-3 県物資拠点候補地参照]
資機材等の集積拠点	[県災害時受援計画 資料編1-2 活動拠点候補地参照]

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

図3. 2. 9. 1 緊急輸送道路ネットワーク（計画図）



第4 緊急輸送道路啓開等

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，商工労働水産部漁港漁場課，
土木部道路維持課・港湾空港課，県警察，市町村]

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また，市町村は，緊急輸送道路の状況について，情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は，啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は，重要度を考慮し，相互に調整を図りながら，優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 各関係機関別による道路啓開作業

道路啓開作業にあたっては，下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

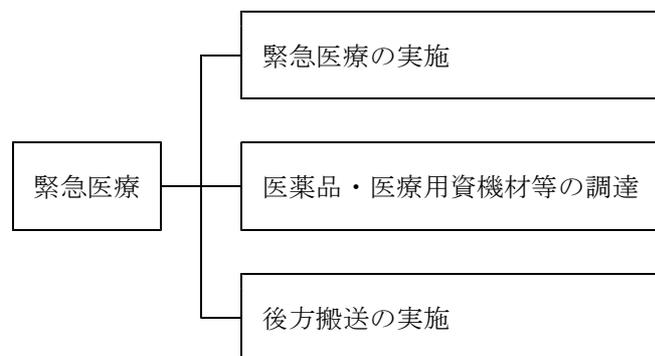
第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

機 関 名	啓 開 作 業 の 実 施 内 容
土木部道路維持課	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>
土木部港湾空港課 ・商工労働水産部 漁港漁場課	<p>臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
警 察 本 部	<p>状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>
九州地方整備局	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。また、迅速な救命救急活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその大体・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、西日本高速道路(株)は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>

第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課・障害福祉課・薬務課・子育て支援課，県立病院局県立病院課〕

1 保健医療福祉活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は、救護班，DMAT，DPAT及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整，保健医療福祉活動に関する情報連携，保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

(1) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(2) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

3 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療，広域医療搬送時の診療等を行う。

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

(2) DMA Tの出勤

ア 知事による出勤要請

知事は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出勤を要請する。

イ 出勤要請の特例

DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したDMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

(ア) 消防機関の長又は市町村長による出勤要請の特例

消防機関の町又は市町村長は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出勤を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMA T指定病院の長の判断による出勤の特例

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMA Tを出勤させることができる。この場合において、当該DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ 他県等への出勤要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMA Tのみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（DMA T事務局含む）又は他都道府県等の知事にDMA Tの派遣調整を要請する。

(3) DMA Tの編成と所在地

ア DMA Tの編成

DMA Tは、医師1人、看護師1人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎1丁目7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町8番1号	099-223-1151	1

指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6 - 7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111	1

4 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア 国立病院機構の職員による救護班
イ 公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班
エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救護班名	班長医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院 4, 済生会鹿児島病院 1, 出水総合医療センター 1, 枕崎市立病院 1, 鹿児島市立病院 2, 済生会川内病院 1						
日本赤十字社鹿児島県支部救護班	1		3	2		6	8班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

(注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
		鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町35	0993-34-2820	2
南薩地域振興局	指宿保健所	指宿市歯科医師会	〃 十二町1-3（なかはら歯科医院内）	0993-23-2920	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南九州市加世田本町41-10（中馬歯科医院内）	0993-52-0584	1
		枕崎市歯科医師会	枕崎市緑町96（さめしま歯科内）	0993-72-8255	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
		日置地区歯科医師会	いちき串木野市昭和通 278 （ひまわり歯科医院内）	0996-33-5777	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 （薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市向田本町18-20（林かずひろ歯科クリニック内）	0996-21-1755	2
		薩摩郡歯科医師会	〃 入来町副田5950-6 （せぐち歯科クリニック内）	0996-44-4618	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
		出水郡医師会	〃 昭和町18-18	0996-63-0646	3
		出水郡歯科医師会	〃 高尾野町大久保2847-2 （よしだ歯科クリニック内）	0996-79-3443	6

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
始良・伊佐 地域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃 大口鳥巢450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	〃 大口堂崎155-33 (医療法人 たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良・伊佐 地域振興局	始良保健所	始良地区医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
		始良地区歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
大隅地域振興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉7724 (医療法人 飯山歯科医院内)	099-477-0809	2
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康フーズラサ 鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらしき歯科医院内)	0997-42-2248	1
熊毛支庁	屋久島保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町2 (産業会館内) 熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらしき歯科医院内)	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会 大島郡歯科医師会	奄美市名瀬塩浜町3-10 (医師会館内) 〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598 0997-52-6161	2 2

5 救護所の設置

救護所は、災害発生の際の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

6 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

7 DPAT

(1) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(2) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と判断するときは、DPAT登録病院にDPATの派遣を要請する。

(3) DPATの構成と所在地

ア DPATの構成

DPATは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

イ DPATの所在地

DPATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松6067	0995-65-3138	5
谷山病院	鹿児島市小原町8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉100	0995-42-0560	1

8 DHEAT

(1) DHEATの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(2) DHEATの活動

ア 他県への出動

県は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてDHEATの派遣を行う。

イ 他県等への要請

県は、県内の保健所の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

(3) DHEATの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成する。

9 災害支援ナース

(1) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び鹿児島県看護協会が養成しており、被災した医療機関における看護業務、避難所の環境整備や感染症対策、避難所等における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの橋渡し、救急搬送等を行う。

(2) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、県看護協会との協定に基づき、救護所等への災害支援ナースの派遣を要請する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

[実施責任：鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・薬務課、県立病院局県立病院課]

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市町村から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(1) 県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

ア 備蓄場所県内7箇所の病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院、霧島市立医師会医療センター

イ 備蓄内容

8セット (8,000人分) の医薬品等

(鹿児島市立病院2セット、その他の病院各1セットを設置)

ウ 緊急医薬品等医療セット概要 1セット (1,000人分) の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目数
診察・外科的治療用具	聴診器, 血圧計, 注射器, 心電計, 他	58
蘇生・気管挿官用具	蘇生器, 喉頭鏡, 酸素用吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質, 局所麻酔薬, 外用薬 他	72
衛生材料関係用具	包帯, ガーゼ, 絆創膏, 脱脂綿 他	28
事務用品	患者表, 患者カルテ, 救護日誌 他	29
保管用ジュラルミンケース	1セット {(大) 9 (小) 1}	
合	計	230

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は市町村から医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書等に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

第3 後方搬送の実施

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・子育て支援課・薬務課，県立病院局県立病院課]

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は，災害拠点病院を中心に概ね次の国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し，該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求め，状況により航空機等による移送を行う。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	内・外・小・皮・眼・耳・歯・産婦・放・泌・脳外・整・消・循・形・麻・小外・リウマチ・口腔	099-230-7000
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リウマチ・呼・整・脳外・麻・放・リハビリテーション・循	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・消・循・小・外・産婦・放・麻・ペインクリニック内・救・泌・リハビリテーション	099-254-1125
		国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外・歯	099-223-1151
		済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・泌・呼・放・消・循・腎・透	099-223-0101
		○鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	内・外・小・皮・眼・耳・産婦・放・泌・脳外・整・リウマチ・麻・心・神内・消・呼・歯・リハビリテーション・心外	099-275-5111
		○米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	整・救・麻・外・脳外・循・呼・放・リハビリテーション・リウマチ	099-230-0100
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	内・循内・消内・透内・外・消外・放・産婦・小・麻	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	内	0993-72-0303
北薩地域振興局	川薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・泌・耳・麻・皮・小外	0996-23-5221
北薩地域振興局	出水	○出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循・消・腎・脳外・麻	0996-67-1611
		出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	内・循・消・呼・神・小・放・外・小外・整・脳外・麻・泌・皮・耳・リ	0996-73-1311

				ハビリテーション・眼	
地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
始良・伊佐地域振興局	大口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・呼内・循内・神内・小	0995-22-8511
始良・伊佐地域振興局	始良	県立始良病院	始良市平松6067	精神・歯	0995-65-3138
		○霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320	内・呼吸・消・循・リウマチ・小・外・放・整外・脳外・耳・リハビリテーション	0995-42-1171
大隅地域振興局	志布志	○曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	内・外・小・脳外・整・婦・泌・皮・眼・放	099-482-4888
		曾於医師会立有明病院	志布志市有明町野井倉8288	内・外・産・婦	099-477-1111
大隅地域振興局	鹿屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循内・外・消外・小・産・婦・麻	0994-42-5101
		肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外・泌・眼	0994-67-2721
		垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・耳・リハビリテーション・放・神内・消・呼・血内・糖内	0994-32-5211
熊毛支庁	西之表	○種子島医療センター	西之表市西之表7463	内・外・小・整・脳外・皮・耳・リハビリテーション・リウマチ・消・泌・心・呼・循・放・麻・眼	0997-22-0960
大島支庁	名瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	内・循内・消内・透内・神内・外・消外・整外・脳外・小・皮・泌・産婦・放・救急・口外・麻	0997-52-3611

(注) ◎：基幹災害拠点病院
○：地域災害拠点病院

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市町村、県及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各保健所に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両等が不足する場合は、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

4 透析患者等への対応

- (1) 透析患者への対応

第3部 災害応急対策

第2章 警戒避難期の応急対策

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、県は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近江市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市町村、医療機関及び近江市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

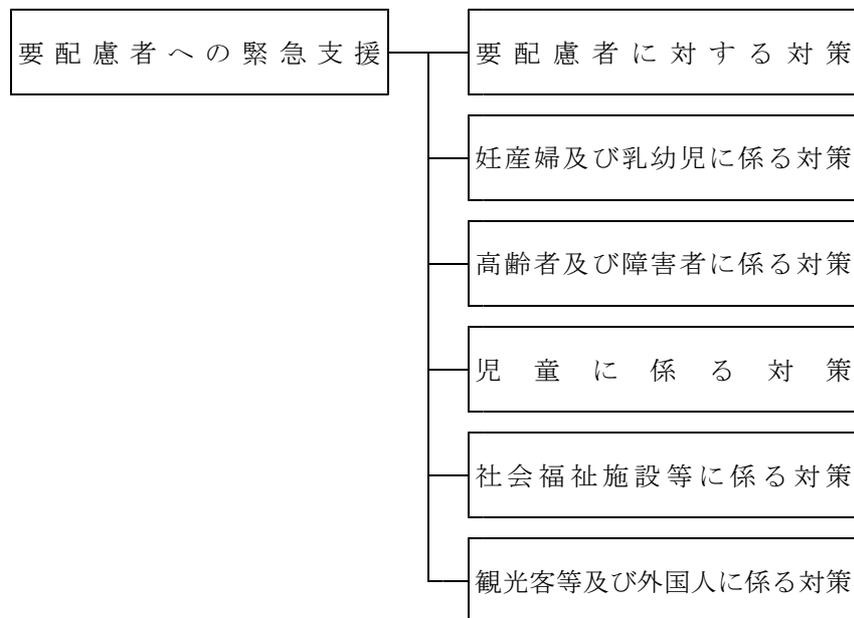
多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

《資料編 8.10 トリアージ・タグの様式》

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

[実施責任：男女共同参画局青少年男女共同参画課，保健福祉部社会福祉課・健康増進課・障害福祉課・子ども福祉課，子育て支援課，高齢者生き生き推進課，市町村]

1 市町村が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県が行う要配慮者対策

- (1) 他の自治体への協力要請
県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

う。

(協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

(2) 県災害派遣福祉チーム(鹿児島DCAT)派遣

ア 鹿児島DCATの活動内容

大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ 鹿児島DCATの出動

県は、避難所を設置する被災地の市町村から鹿児島DCATの派遣要請があった場合等に、「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に定める派遣基準に基づき、同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

ウ 鹿児島DCATの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで1チーム4～6名程度で構成する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

[実施責任：保健福祉部子育て支援課，市町村]

1 市町村が実施する対策

市町村は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 県の支援活動

県は、市町村が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

[実施責任：保健福祉部障害福祉課・高齢者生き生き推進課，市町村]

1 市町村が実施する対策

市町村は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報誌、インターネット(携帯電話を含む。)のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

2 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童に係る対策

[実施責任：保健福祉部子ども福祉課，市町村]

1 市町村が実施する対策

(1) 要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

2 県の支援活動

(1) 要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第5 社会福祉施設等に係る対策

[実施責任：保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課，高齢者生き生き推進課，市町村，各社会福祉施設等]

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 県及び市町村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

第3部 災害応急対策
第2章 警戒避難期の応急対策

2 県、市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、保健福祉部、市町村に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市町村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

4 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課、観光・文化スポーツ部PR観光課・国際交流課、
商工労働水産部外国人材政策推進課、市町村]

1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。
また、県及び市町村（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。
（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供
県及び市町村は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。
- (2) 相談窓口の開設
県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課、関係機関等]

1 県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

2 一時滞在施設等の確保等

県・市町村は、互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

(1) 一時滞在施設

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。
- ・ 市町村は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

- ・ 市町村は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- ・ 県及び市町村は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

- ・ 市町村は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 県及び市町村は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び市町村は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

(2) 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

- ・ 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- ・ 市町村は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

- ・ 市町村は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
- ・ 県は、市町村の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ 情報提供

- ・ 県及び市町村は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

3 公共交通機関に関する情報提供

- ・ 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。
- ・ 市町村は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

4 避難所の案内

- ・ 県及び市町村は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市町村の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

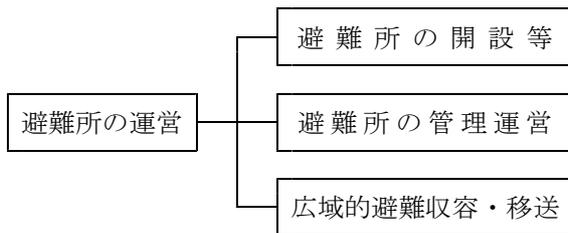
第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



第1 避難所の開設等

[実施責任：危機管理防災局災害対策課・危機管理課，教育庁，市町村]

1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。 (8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
危機管理防災局	(1) 市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。 (2) 市町村から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。

機 関 名	内 容
教 育 庁	市町村から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

2 福祉避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。 (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
危機管理防災局	(1) 市町村の報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握する。 (2) 市町村へ必要な支援を行う。

第2 避難所の管理運営

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，教育庁，市町村]

1 避難所の管理運営

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 市町村の避難所の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。 (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。 (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

機関名	内 容
市 町 村	<p>(4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。</p> <p>(9) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p>
教 育 庁	<p>(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。</p> <p>(2) 避難所に指定されている学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。</p>
危機管理 防災局	<p>避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。</p>

第3 広域一時滞在・移送

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

1 広域一時滞在・移送

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

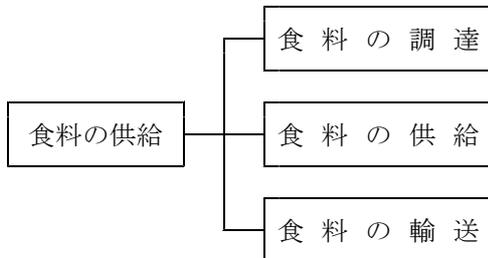
機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(2) 広域一時滞在を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。</p> <p>(4) 被災者の移送方法については、危機管理防災局災害対策課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p>
国	<p>(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。</p>

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

[実施責任：農林水産省，危機管理防災局危機管理課，農政部農産園芸課，市町村]

1 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

災害地の市町村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量

(令和2年9月現在)

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	64.9精米トン

注) 数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値(供給可能量/1日，供給日数及び時点で変動)

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は、市町村長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

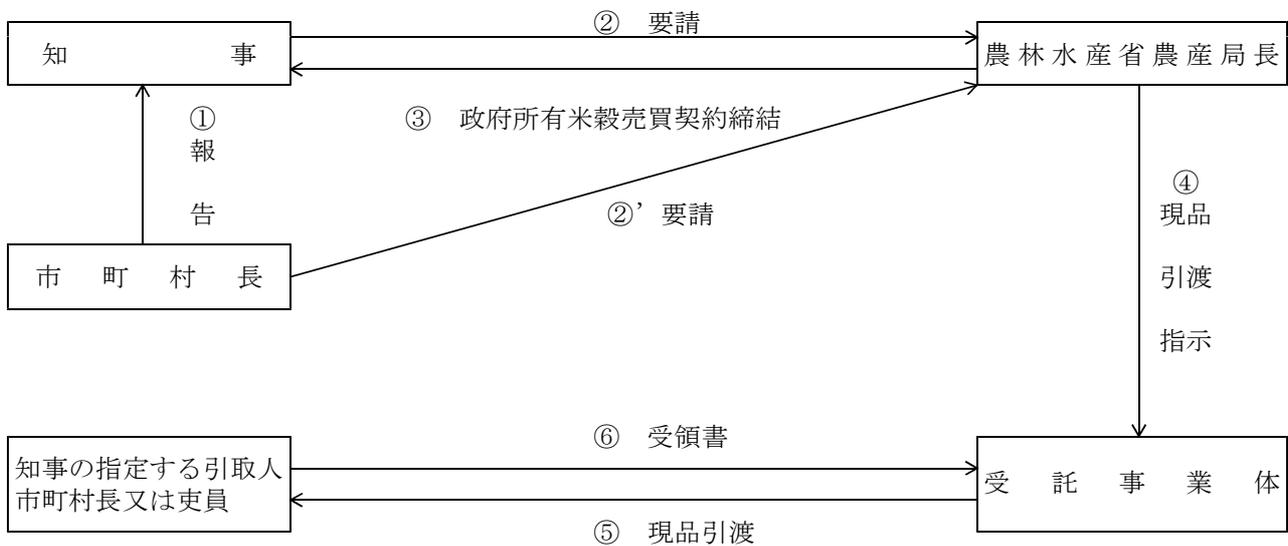
なお、関係市町村長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農

林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」(別紙2)に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等)、担当者名、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市町村長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合には、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

【政府所有米穀の調達系統】



2 その他の食品の調達

県は、被害の状況から判断して必要と認めるときは、以下の食料品のなかから供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

品名	調達先等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

- ・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。
- ・県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 食料の調達の要請

県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

第2 食料の供給

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，農政部農産園芸課，市町村]

1 市町村及び県による食料の供給

市町村及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。</p> <p>(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。</p> <p>(3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。</p>
県	<p>市町村の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市町村へ支援を行う。</p>

2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	<p>被災者 1食当たり精米200グラム以内</p> <p>応急供給受給者 1人1日当たり精米400グラム以内</p> <p>災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内</p>
乾パン	1食当たり 1包（100グラム入り）
食パン	1食当たり 185グラム以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認

めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

第3 食料の輸送

[実施責任：危機管理防災局災害対策課・危機管理課，農政部農産園芸課，市町村]

1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した食料の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食料について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき食料、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な食料の運送を要請する。
また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いにも拘わらず上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な食料の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達等については第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

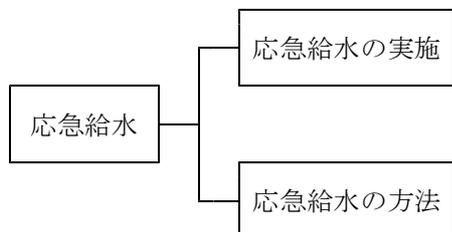
4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要を認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた食料の市町村集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

[実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者]

1 被災者等への応急給水の実施

機 関 名	内 容
市 町 村 水道事業者	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水，浄水等の水質の状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し，運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所，給水方法，給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関，社会福祉施設については，別に応急給水班を編成するなどして，迅速・的確な対応を図る。 (5) NPO法人やボランティア団体等と連携し，自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は，被災直後は生命維持のため，1人1日3ℓ以上とする。但し，被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため，当該市町村だけで応急給水が実施困難の場合には，近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
保健福祉部	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し，厚生労働省等に報告する。 (2) 被災市町村から応援要請が出された場合，応急給水に必要な資機材，人員等の情報を集約し，被災のない県内市町村へ，また，必要に応じて九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行う。

第2 応急給水の方法

[実施責任：市町村，水道事業者]

1 応急給水の方法

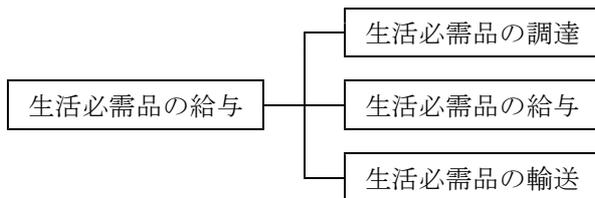
給水方法	内 容
浄水場，給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は，仮設給水栓を設置し，応急給水に利用する。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として当該市町村が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，応援要請により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，保健福祉部社会福祉課，
 危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市町村が原則として、備蓄物資を調達する。
 また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を配分する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松6252

鹿児島県防災研修センター 他離島事務所等12カ所

イ 主な備蓄内容

表3.3.4.1 災害救助法による物資

(令和5年10月2日現在)

品名	保存食	保存水(500ml)	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	21,341食	18,751本	1,539枚	13,649枚	1,490枚	97枚

(2) 市町村の備蓄

ア 備蓄場所 県下43市町村

イ 主な備蓄内容

表3.3.4.2 市町村の備蓄内容

(令和5年11月20日現在)

品名	アルファ米	保存水	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	131,639食	176,304本	53,653枚	55,503枚	27,442枚	2,031枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下36の常備地区

イ 備蓄内容

表3.3.4.3 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容

(令和5年3月31日現在)

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677枚	542枚	2,236枚	2,171枚
常備地区	1,884枚	900枚	1,185枚	1,077枚
計	3,561枚	1,442枚	3,421枚	3,248枚

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

(1) 主な調達品目

表3.3.4.4 調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，保健福祉部社会福祉課，
危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与

市町村，県及び関係機関等による生活必需品の給与は，以下のとおり実施する。

なお，被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。 なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況</p> <p>(2) 被服，寝具，その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。 (備蓄物資の在庫場所，物資名，数量等は第2部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」参照)</p> <p>(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り，自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり，被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。</p> <p>(4) 激甚災害等のため当該市町村だけで実施困難の場合には，県，隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
保健福祉部 危機管理 防災局	市町村のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は，必要とする品目，所要量，運搬ルート等の情報を集約し，関係機関等（内閣府，他都道府県，自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとる。
日本赤十字社 鹿児島県支部	県，市町村と調整の上，備蓄物資を避難所等へ配分する。 災害救助法が適用されない災害においても，独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。
陸上自衛隊	知事の要請に基づきその保管し，管理する次の救助物資を緊急事態の場合，被災者に貸与し，県や市町村による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。 ・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）
そ の 他 の 防 災 機 関	当該機関が管理し，保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市町村長の要請による法外援護

市町村長の要請による法外援護は，以下のとおりである。

物資の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

第3 生活必需品の輸送

[実施責任：危機管理防災局災害対策課，保健福祉部社会福祉課，市町村]

1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めるときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき生活必需品、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な生活必需品の運送を要請する。
また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いにも拘わらず上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な生活必需品の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 市町村が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における生活必需品の移動は市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達などについては、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

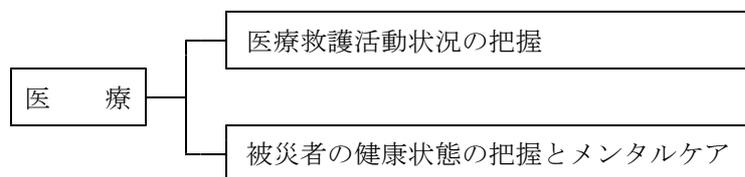
4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めるときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点をとする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。



第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，鹿児島県薬剤師会，保健福祉部保健医療福祉課・薬務課・健康増進課，県立病院局県立病院課，市町村〕

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県は，次の情報を保健所，市町村等から得て，医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関，薬局の状況
- (3) 電気，水道の被害状況，復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は，以下の情報を集約の上，広報課を通じて報道機関に広報を依頼し，一般に知らせる。また，相談専用電話を設置し，県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況，稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品，人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，鹿児島県薬剤師会，鹿児島県看護協会，保健福祉部保健医療福祉課・薬務課・健康増進課・障害福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，県立病院局県立病院課，市町村]

1 被災者の健康状態の把握

県及び市町村は，被災地，特に避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T派遣等により心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者，障害者，子ども等要配慮者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせることから，D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し，被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

- ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに，被災者に対する相談体制を確立する。
- イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
- ウ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

(2) 精神疾患患者対策

- ア 被災した精神科病院の入院患者については，被災地域以外の精神科病院に転院させる。
- イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して，医療的支援を行うほか，薬が入手困難な患者には，服薬中断が生じないよう投薬を行うなど，適切な精神医療の提供を行う。
- ウ 災害のストレスにより，新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して，適切な精神医療の提供を行う。
- エ 措置患者等の緊急入院時は，搬送協力を行う。

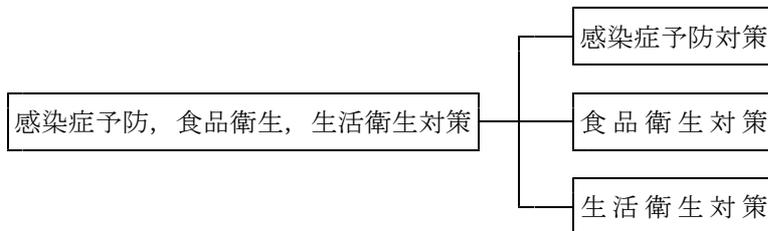
(3) D P A T派遣要請及び受入調整

必要に応じ，国に対して他都道府県D P A Tの派遣を要請するとともに，D P A Tの受入に係る調整，活動場所の確保等を行う。

第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防，食品衛生，生活衛生に関し、適切な処置を行う。



第1 感染症予防対策

[実施責任：保健福祉部感染症対策課，市町村]

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市町村長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県，市町村の組織体制

災害による感染症予防のための県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 県の疫学調査班の編成

県（13保健所）は、疫学調査のため疫学調査班を編成する。

医師	保健師又は看護師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	3名	13班

(2) 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

- (1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行わせる。
特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。
- (2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、当該市町村における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。
- ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒に関する指示
イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
(注)この場合地域を指定するが、県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村又はその一部の地域の被害率が10%を越える場合 ・ 市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合 ・ 市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心集落が壊滅的な被害を受け、市町村の機能が著しく阻害された場合 ・ 相当の震災、火災のあった場合 <p>【被害率】 全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。</p>

- ウ 感染症法第29条第2項による物件の措置に関する指示
エ 感染症法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示
オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
(2) 健康診断	<p>疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。）</p>
(3) 臨時予防接種	<p>知事は、感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。</p>

第3部 災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

感染症予防業務	内 容
(4) 予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
(5) 感染症予防用資器材等の調達あっせん	市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あっせんを行う。

5 市町村における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査及び健康診断	(中核市長～鹿児島市のみ) 実施方法は、県に準ずるものとする。
(2) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(3) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
(4) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。
(5) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(6) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(7) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第2 食品衛生対策

[実施責任：保健福祉部生活衛生課]

1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、供給される食品等の安全性の確保を図る。 (3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 調理従事者の健康管理
- エ 食品の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

(2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
 - (ア) 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
 - (イ) 容器、器具類の洗浄、消毒
 - (ウ) 使用器具、機械の点検
 - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
 - (オ) 使用水の殺菌、消毒

イ その他
 営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の指導、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

- (4) 被災家庭
 被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

【指導事項】

ア 手洗いの励行
 イ 食器類の消毒使用
 ウ 食品の衛生保持
 エ 台所、冷蔵庫の清潔

第3 生活衛生対策

[実施責任：保健福祉部生活衛生課]

1 生活衛生対策の実施者

実施者	実 施 内 容
知 事	(1) 生活衛生関係営業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、生活衛生上の危害の発生防止について、啓発指導を行う。

2 実施方法

- (1) 営業施設
 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

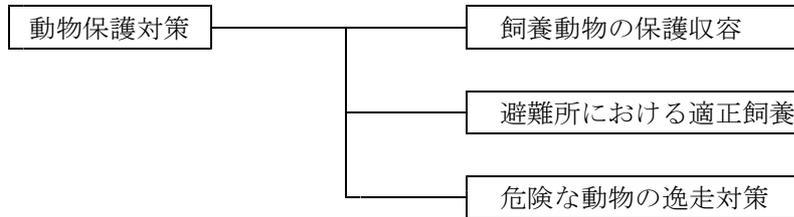
ア 滞水期間の営業の自粛
 イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
 ウ 使用水の衛生管理

- (2) 業者団体等の活用
 災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第7節 動物保護対策

[実施責任者：保健福祉部生活衛生課]

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市町村，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

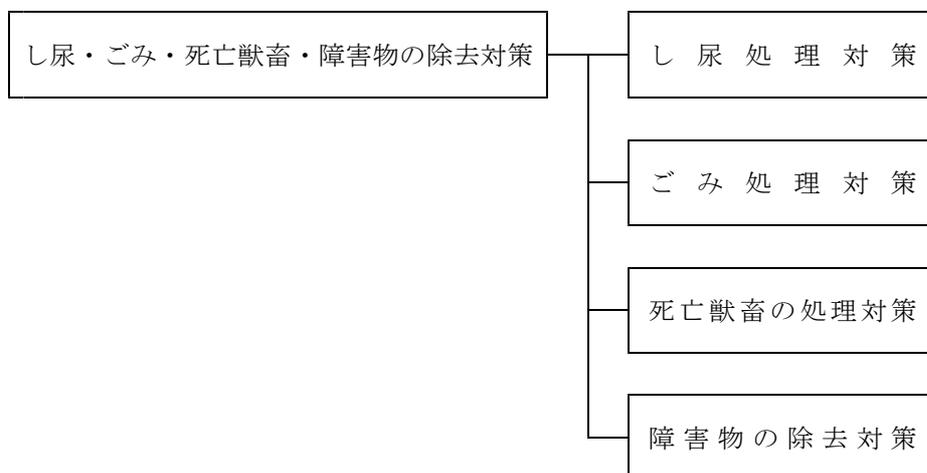
また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。
また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。
このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，土木部都市計画課生活排水対策室，市町村〕

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。
以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。
また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。
便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

各市町村は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

各市町村は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市町村は県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県環境整備事業協同組合、協同組合鹿児島県環境管理協会、公益財団法人鹿児島県環境保全協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、し尿処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

《資料編 9. 2 し尿処理施設》

《資料編 9. 5 し尿収集・運搬機材》

第2 ごみ処理対策

[実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，市町村]

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市町村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

(2) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

第3部 災害応急対策
第3章 事態安定期の応急対策

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、当該市町村で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

- (3) 市町村長は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県産業資源循環協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 ごみ処理の施設等の設置状況

《資料編 9. 1 ごみ処理施設（焼却施設）》

《資料編 9. 3 埋立処分施設》

《資料編 9. 4 ごみ収集・運搬機材》

第3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村〕

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村]

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市町村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉾山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

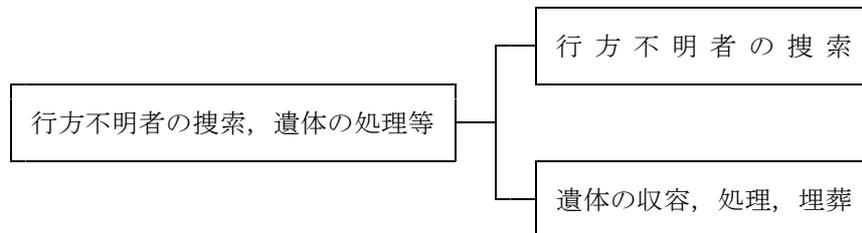
3 障害物の集積場所の選定

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の捜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部，危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村〕

1 行方不明者の捜索隊の編成

(1) 県警察捜索隊の編成

警察は、捜索隊を編成し、行方不明者等の捜索を行う。

また、行方不明者調査隊を編成し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密な連携をとり、情報の収集に努める。

(2) 市町村捜索隊の編成

市町村においては、県警察とともに行方不明者の捜索を行うため、市町村捜索隊を編成する。市町村捜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。

(3) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視船艇等により捜索を行う。

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜査範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ リ災時刻などから捜査対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
捜査場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市町村で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市町村は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区 海上保安 本部	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県警察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
市町村	医療機関に収容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

搜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第2 遺体の収容、処理、埋葬

[実施責任：第十管区海上保安本部，保健福祉部保健医療福祉課・生活衛生課，
危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村]

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市町村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。
- エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

- ア 市町村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - 遺体の数に相応する施設である。
 - 駐車場があり、長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市町村長に引き渡す。

市町村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

- ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。
- イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」による救護班により行う。
ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。
- エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合は遺体を遺体収容所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

カ 市町村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについて、市町村が埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 県内市町村毎の火葬場、処理能力等

《資料編 15. 5 市町村等別火葬場の一覧表》

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

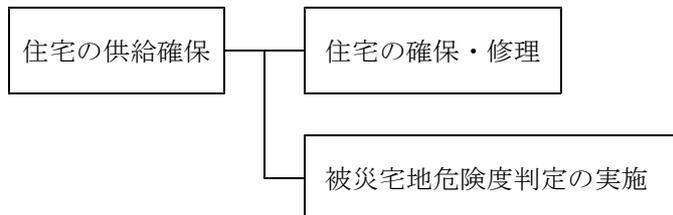
3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第10節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，環境林務部かごしま材振興課，土木部建築課，市町村〕

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼，全壊又は流失し，自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は，市町村長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは知事が行い，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また，知事による救助のいとまがないときは，知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は，近隣市町村，県，国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は，29.7平方メートルを基準とし，その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供，建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき，迅速な仮設住宅の確保に努める。

(イ) 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い，資材の供給を受ける。

② 建設については，建築関係団体等の協力を得て行う。

③ 労務資材に関する関係者との協定は，知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市町村長が，地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ，市町村等と協議し適当な空地に建設する。また，市町村は，速やかに用地確保ができるように，市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として、当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市町村が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

イ 資材の調達等

(ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

3 国の応急仮設住宅用等資材

(1) 国

ア 場所 九州森林管理局管内の各森林管理署

4 公営住宅等の供与

県は、災害発生時において、県営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求める。

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災宅地危険度判定の実施

[実施責任：土木部建築課，市町村]

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

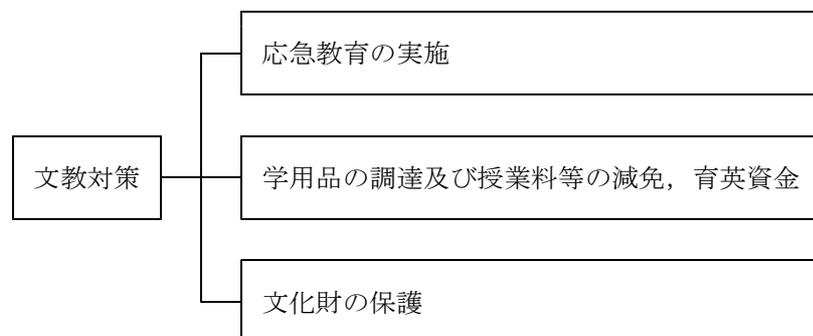
なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

[実施責任：教育庁]

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市町村立の学校	市町村教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における災 小・中・義務教育学校児童生徒に対する学 用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

2 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

- (1) 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (2) 学校外操作
学校内で操作できないときは、当該市町村教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。
- (3) 市町村の地域外操作
市町村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
 - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
 - ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 - イ 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料の減免，育英資金

[実施責任：総務部学事法制課，危機管理防災局危機管理課，教育庁，市町村]

1 教材，学用品等の調達，給与

- (1) 教科書については，市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具，通学用品等については，市町村教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が行う。

2 授業料等の減免，育英資金

(1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあっては県教育委員会，市立高等学校にあっては，当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け，授業料の減免が必要であると認められる場合は，学長が授業料の減免の措置を講じる。

(3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け，授業料の軽減が必要であると認められる場合は，県は，学校法人が軽減した額について一部を補助し，育英資金の貸与については，各学校長は，鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

[実施責任：教育庁文化財課，市町村]

1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は，その所有者，管理者は被害状況を速やかに調査し，その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ，国指定の文化財にあっては，県教育委員会を経由して，文化庁へ報告しなければならない。

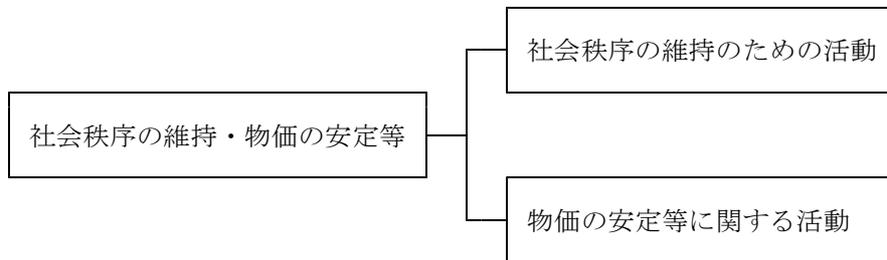
3 関係機関との協力

関係機関は，被災文化財の被害拡大を防ぐため，協力して応急措置を講じる。

第12節 社会秩序の維持，物価の安定等

災害時は，人心が不安定であり，また，道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により流通ルート等が正常に機能するまで時間がかかる。

このため，社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。



第1 社会秩序の維持のための活動

[実施責任：県警察]

1 警察安全相談窓口の開設

県警察本部及び警察署に警察安全相談窓口を設置して，住民の心配や要望等の相談に応じ，事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行うなど当該事案の解決に努める。

2 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため，臨時交番を設置し，又は移動交番車を配置する。

3 防犯パトロールの実施

被災地域，避難所，仮設住宅，食料倉庫，生活必需物資の貯蔵庫，金融機関，公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

4 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売，買占め，売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯，詐欺事犯，凶悪事犯，粗暴事犯，暴力団の民事介入暴力事犯，窃盗事犯等の取締りを行い，住民の不安を軽減するとともに，社会秩序の混乱を防止する。

5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し，地域安全情報の提供を行うとともに，流言飛語等が横行した場合は，正しい情報の伝達等を適宜行い，被災者が安心して生活できるように努める。

なお，その際には，視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

第2 物価の安定等に関する活動

[実施責任：男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室]

1 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

2 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

3 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

4 物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、県民等に提供する。

(情報の提供方法・手段については、第3部第2章第3節「広報」参照)

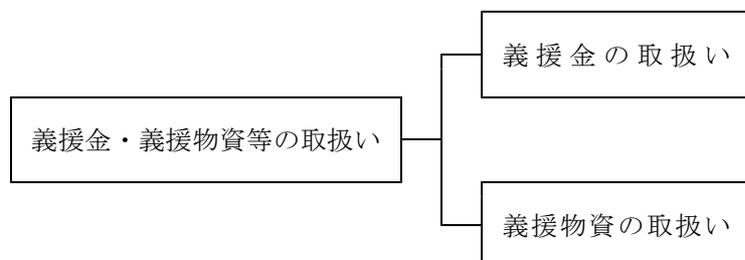
5 関係業界等への価格値下げ及び事業者、関係業界への生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、関係業界等への価格値下げ及び事業者(主要な卸売り、小売業者、生産者団体)、関係業界(荷受業者、輸送機関)へ生活関連物資等の確保を要請する。

第13節 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金の取扱い

[実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，保健福祉部社会福祉課]

1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

[実施責任者：総務部広報課，保健福祉部社会福祉課]

1 県に送付される義援物資の取扱い方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 県は、義援物資の受け入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて県社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い方法

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目，送付場所等の決定

保健福祉部社会福祉課は，市町村，災害対策支部福祉対策班等からの報告により，被災地での物資の過不足の状況を把握し，物資の受入れ品目，送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目，送付場所等の広報

総務部広報課は，保健福祉部社会福祉課がアで決定した事項を，報道機関を通じて広報する。

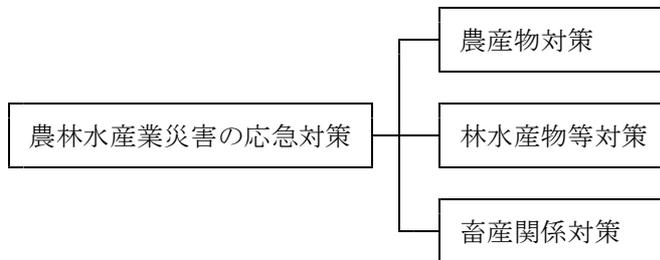
(2) 義援物資の集積・搬送・配分

(義援物資の集積・搬送・配分については，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

第14節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 農産物対策

[実施責任：農政部農政課・経営技術課・農産園芸課，市町村]

1 事前・事後措置の指導

県及び市町村は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	主な対象災害
(1) 水稻	風害，水害，干害，寒害
(2) 大豆	風害，水害，干害
(3) そば	風害，水害
(4) 甘しょ	風害，水害，干害，寒害，霜害，潮風害
(5) たばこ	風害，水害，干害，寒害，降灰害，霜害
(6) さとうきび	風害，干害，潮風害
(7) 野菜	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(8) 果樹	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(9) 花き・花木	風害，水害，干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(10) 茶	干害，寒害，降灰害，潮風害，霜害
(11) 飼料作物	風害，水害，干害，寒害，降灰害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

- (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、市町村、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市町村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

[実施責任：環境林務部環境林務課・森林経営課，商工労働水産部水産振興課，市町村]

1 応急措置，事後措置の指導

県及び市町村は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家，漁家等に対して応急措置，事後措置の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害，降灰害
(2) 造林木	干害，風害，潮害
(3) たけのこ専用林	風害，水害，干害
(4) しいたけ	干害，降灰害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 畜産関係対策

[実施責任：農政部畜産振興課・家畜防疫対策課，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社]

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし，必要な家畜防疫員が動員できるよう，各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

(1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	ア 被害状況の調査に関すること。 イ 家畜衛生車の配車に関すること。 ウ り災家畜の衛生管理に関すること。
	防疫課 (防疫課長)	ア 防疫業務に関すること。 イ 家畜防疫員に関すること。 ウ 防疫器具薬品の調達に関すること。

(2) 家畜防疫員の配置

災害発生時の応急対策に，家畜防疫員を下記のとおり配置する。

地区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数	市町村団体委嘱	県出先機関※
			第1次	第2次
鹿児島	鹿児島中央家畜保健衛生所	18	/	28
南薩	南薩 "	9		19
北薩	北薩 "	11		18
始良・伊佐	始良 "	10		27
曾於	曾於 "	11		47
肝属	肝属 "	12		19
熊毛	鹿児島中央家畜保健衛生所熊毛支所	3		2
大島	" 大島支所	4		4
徳之島	" 徳之島支所	5		3
計		83		167

※県出先機関：農政部及び保健福祉部出先機関の家畜防疫員数

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため，必要に応じ，畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し，市町村本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場（一般社団法人鹿児島県種豚改良協会含む）
肉用牛改良研究所
農業開発総合センター農業大学校（畜産学部）
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

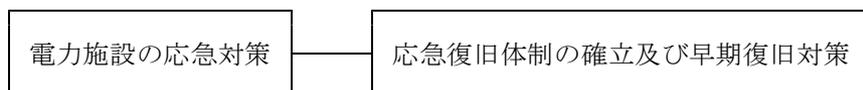
6 畜産関係施設の代替施設の確保

食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。



第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものとする。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

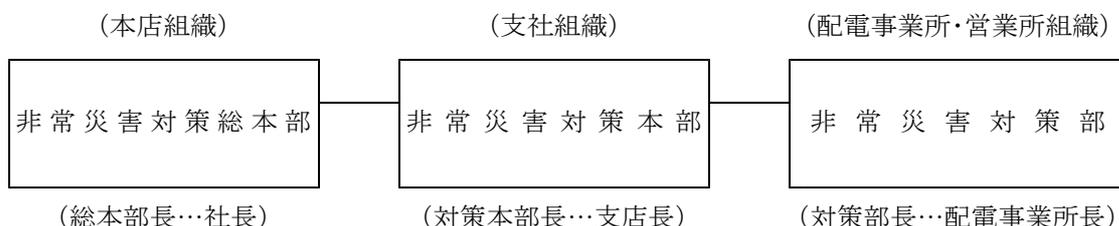
[実施責任：九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社]

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

災害対策組織図



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2 施設・設備の応急復旧活動

[実施責任：危機管理課，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社]

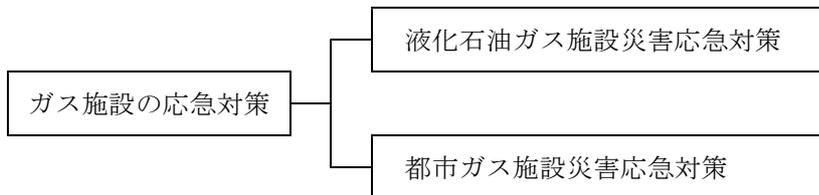
県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。



第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

[実施責任：一般社団法人鹿児島県LPガス協会]

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生
の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。さらに、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメ
ーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場
合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察に連絡すると
ともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあた
るものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間
を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄
の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要
請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場
所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示
があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理防災局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

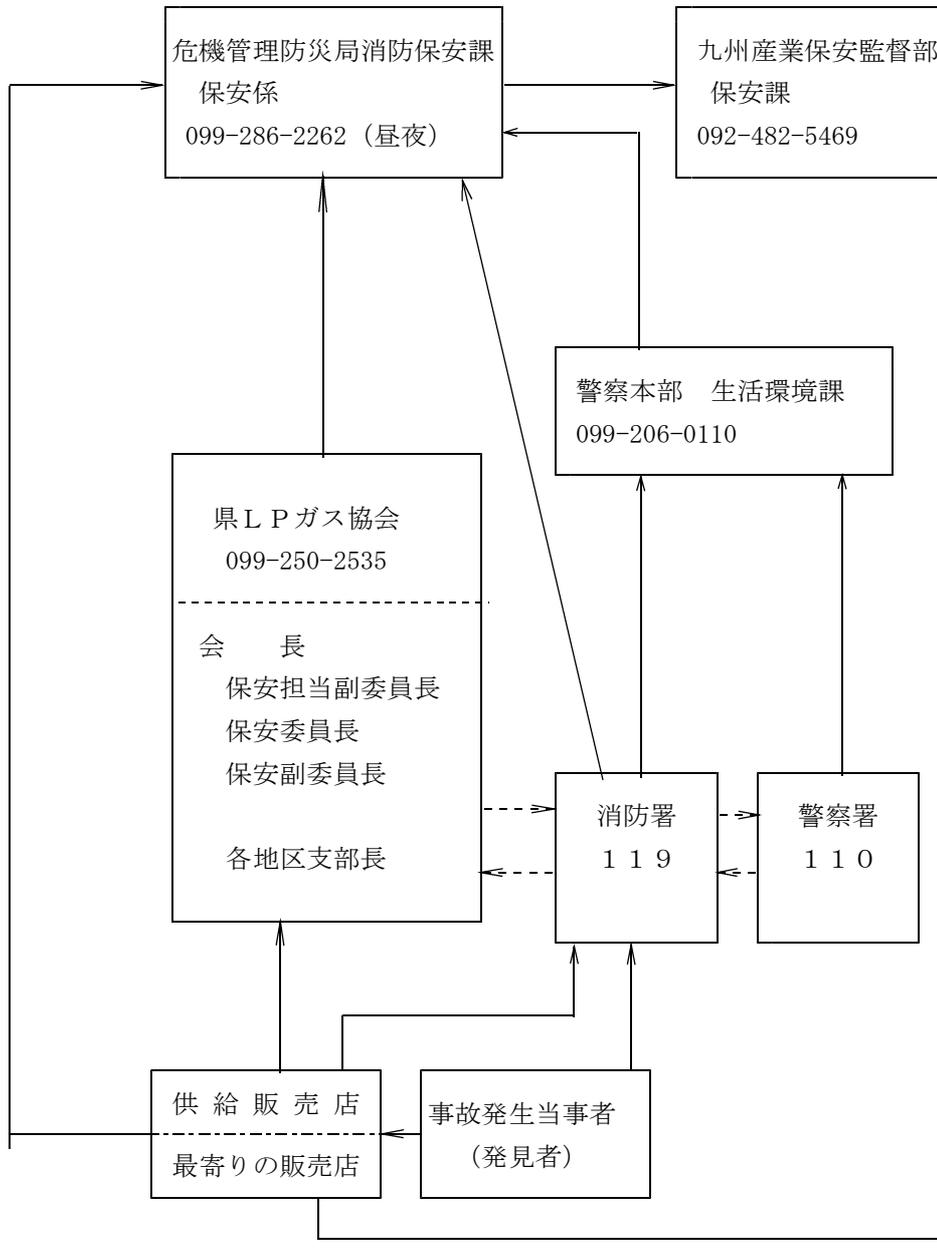
7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

緊急連絡体制図



----- 相互連絡

第2 都市ガス施設災害応急対策計画

[実施責任：各都市ガス事業者]

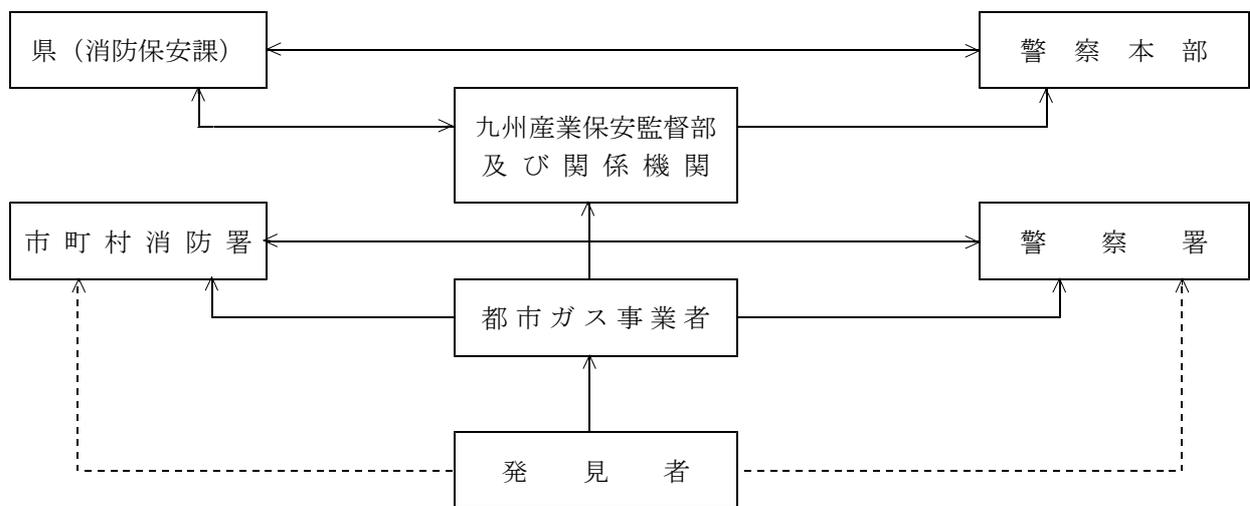
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため、道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は、次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に注意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱いについて一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は、都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係る次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場附近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処置

各都市ガス事業者は、ガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：市町村，水道事業者]

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

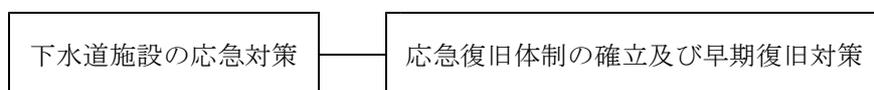
3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：下水道事業者]

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

- (1) ポンプ場・処理場
ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。
また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。
これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。
- (2) 管きょ施設
管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。
- (3) 下水道施設の復旧計画
被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：西日本電信電話株式会社〕

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資財等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。



第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，商工労働水産部漁港漁場課，土木部理監理課・道路維持課・河川課・砂防課・港湾空港課，大阪航空局鹿児島空港事務所]

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県 市 町 村	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、各地域振興局等及び市町村はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、災害対策本部を設置して、社員等の出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。また、災害発生後、必要に応じて、警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路(株)のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応 急 復 旧 対 策
<p>県 市 町 村</p>	<p>被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。</p>
<p>九州地方整備局</p>	<p>パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。</p> <p>また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</p> <p>さらに、県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ当該県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(5) 空港

空港施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はその恐れがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第 4 部 特殊災害

第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第2章 空港災害対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第3章 鉄道事故対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第4章 道路事故対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第5章 危険物等災害対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第6章 林野火災対策

第1節 予防対策
第2節 応急対策

第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 海上災害対策

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，自衛隊，危機管理防災局危機管理課，市町村，関係機関等〕

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。
「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備
「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に，捜索，救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 海上保安部，消防及び警察は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。
- (2) 海上保安部等国の機関，消防及び警察等をはじめとする県及び市町村，その他の防災関係機関は，相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (3) 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 貯木対策

〔実施機関：県内各森林管理署，環境林務部かごしま材振興課，土木部港湾空港課，市町村〕

台風，高潮，津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合，貯木の流出防止と除去措置を講じる。

第3 海上流出油災害対策

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，県警察，危機管理防災局危機管理課，環境林務部環境林務課・環境保全課・自然保護課・廃棄物・リサイクル対策課，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，農政部農地整備課，土木部河川課・港湾空港課〕

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。
「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備
「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え，資機材の整備に努める。

また，災害時に必要な資機材の把握，要請，輸送，管理等について関係機関で十分協議し，資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

- (1) 防災訓練
関係機関は，協力して，流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行うものとする。
- (2) 連絡会議の設置
関係機関は，本計画の円滑な推進を図るため，原則として毎年10月1日に連絡会議を開催する。
なお，防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに，災害の予防対策についても協議するものとする。

第2節 応急対策

第1 海上災害対策

[実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，第十管区海上保安本部，鹿児島運輸支局，自衛隊危機管理防災局危機管理課，市町村，関係機関等]

1 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合，関係事業者等は，事故発生の状況，被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（管内事務所（保安署を含む）及び巡視艇を含む。以下同じ。）に連絡する。

(2) 第十管区海上保安本部

ア 海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合，第十管区海上保安本部は県，関係市町村，消防，警察等防災関係機関に連絡する。

イ 第十管区海上保安本部は，必要に応じ巡視船艇，航空機等による目視，写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ 第十管区海上保安本部は，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は，第十管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

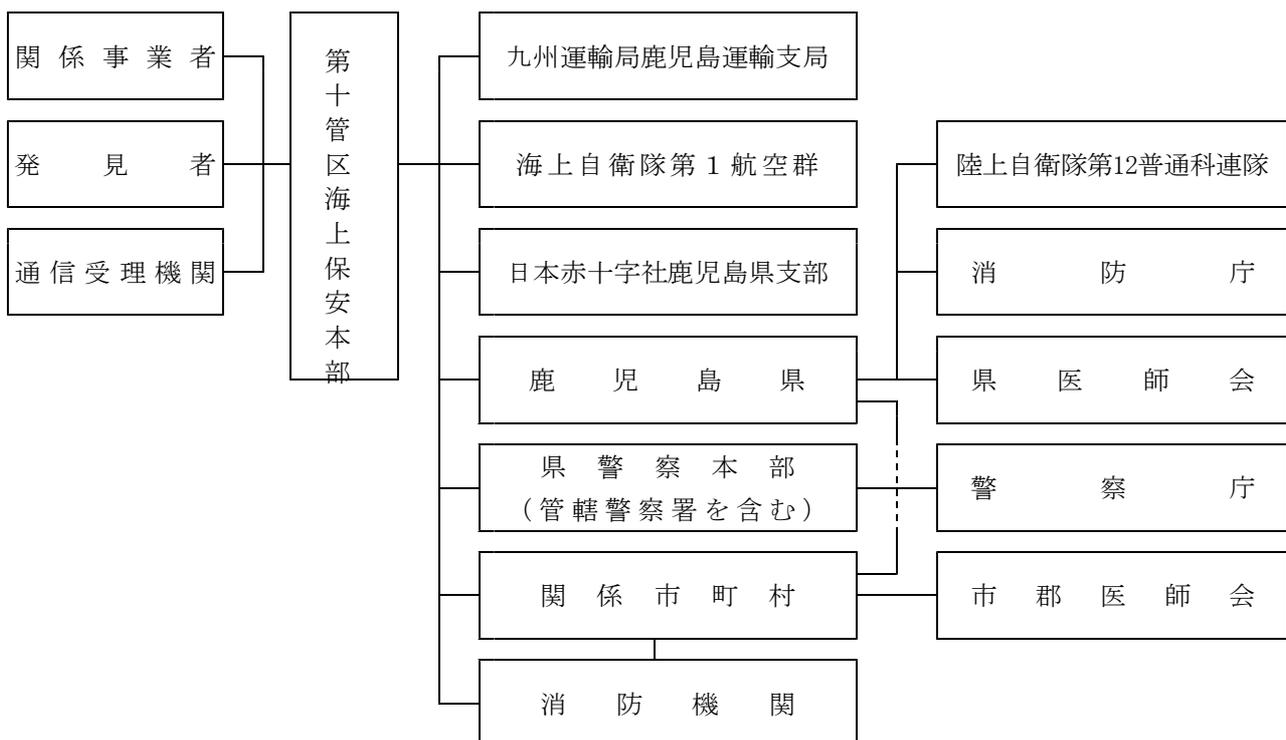
イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

(4) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

海上災害情報連絡系統図



2 活動体制の確立

(1) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制を整える。

(2) 県の活動体制

ア 災害警戒本部

(ア) 設置

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、捜索、救助・救急、医療活動などの応急対策を実施する必要がある場合は、総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を設置し、被害情報の収集及び関係機関との連絡調整を行う。

災害警戒本部設置前に施設管理者として、所管課が事故対策本部等を設置している場合は、捜索、救助・救急、医療活動などの応急対策の実施について、総括危機管理防災監は事故対策本部長等と協議し、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

(イ) 配備体制

本庁の配備体制は、原則として風水害時の参集・配備基準及び特殊災害の態様等により本部長が決定する。

出先機関の配備体制は、風水害時の参集・配備基準により、連協長等が決定する。

(ウ) 職員の派遣

被害情報の収集等のため、本部長又は連協長等は必要に応じて、災害発生現場又は防災関係機関に連絡員を派遣する。

イ 災害対策本部

(イ) 設置

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(ロ) 配備体制

この場合の配備体制は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準じ、事故の規模に応じて本部長が決定する。

(3) 市町村その他の防災関係機関の活動体制

市町村、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

3 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
県	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 (4) 自衛隊、他の市町村、消防機関への応援要請 (5) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (6) 報道機関への対応 (7) 現地連絡調整所の設置及び運営 (8) その他の災害応急対策

関係機関	実施事項
関係市町村	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 他の市町村，消防機関への応援要請 (3) 応急対策物資のあっせん，調達，輸送の協力 (4) 一時避難所の設置及び運営 (5) 遺体一時収容所の設置 (6) 無傷者，軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族，関係者への連絡，対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所の設置及び運営 (10) その他の災害応急対策
第十管区 海上保安本部	(1) 災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 (2) 警戒区域設定，警戒警備 (3) 海上交通安全の確保 (4) 捜索活動及び救出救助活動 (5) 海上における負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定 (6) 消火活動 (7) 被災船舶への人員，物資の緊急輸送 (8) 避難誘導 (9) 被災船舶乗船者の遺体の収容，見分等 (10) 報道機関への対応 (11) 現地連絡調整所の設置及び運営 (12) その他の災害応急対策
関係事業者	(1) 第十管区海上保安本部への事故発生の通報 (2) 乗船者（氏名，連絡先等）の把握 (3) 救出救助活動 (4) 消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 (5) 避難誘導 (6) 無傷者，軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族，関係者への連絡，対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (10) その他の災害応急対策
消防機関	(1) 救出救助活動 (2) 負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定 (3) 消火活動 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策

第4部 特殊災害
第1章 海上災害等対策

関係機関	実施事項
県警察	(1) 警察用航空機等による被害情報収集 (2) 捜索活動及び救出救助活動 (3) 避難誘導 (4) 遺体の検視，見分等 (5) 交通規制，群衆整理 (6) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (7) その他の災害応急対策
医療機関	(1) 医療救護班の編成 (2) 救出救助活動 (3) 負傷者のトリアージ，応急処置，必要な医療処置，搬送順位の決定 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
自衛隊	県又は第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
その他の関係 機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

4 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が，直接情報を共有・調整し，災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ，県，関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は，原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体性を考慮して，消防機関の現場指揮本部の付近等で，安全を確保できる場所とする。

(4) 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は，概ね以下のとおりとする。

- ① 県
- ② 関係市町村
- ③ 第十管区海上保安本部

- ④ 関係事業者
- ⑤ 消防機関
- ⑥ 県警察
- ⑦ 日本赤十字社鹿児島県支部
- ⑧ 県・市郡医師会
- ⑨ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- ⑩ 自衛隊
- ⑪ その他関係機関・団体

(5) 関係機関への連絡員派遣要請

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、4(4)の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持するものとする。

(6) 連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ① 災害及び負傷者の状況把握
- ② 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ③ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- ④ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- ⑤ 海上における負傷者の救急・救護
- ⑥ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- ⑦ 海上における負傷者の搬送
- ⑧ 応急救護所の設置・運営
- ⑨ 負傷者の医療機関への搬送
- ⑩ 乗船者の一時避難場所
- ⑪ 家族等への対応
- ⑫ 遺体の搬送及び安置所等
- ⑬ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ⑭ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(7) 運営方法

- ① 現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- ② 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ③ 随時又は定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(8) 資機材

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、以下の資機材を基本として準備する。

- ・ テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録表、用紙、発電機、パソコン、プリンター、用紙、筆記具その他必要物品

(9) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

第4部 特殊災害
第1章 海上災害等対策

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

5 捜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、第十管区海上保安本部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

6 消火活動

(1) 第十管区海上保安本部等による消火活動

- ア 第十管区海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ウ 第十管区海上保安本部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

- ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ 発生現場以外の市町村は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第2 貯木対策

[実施責任：県内各森林管理署，土木部港湾空港課，市町村]

1 貯木対策の実施責任者等

(1) 実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安，除去及び制限等の災害対策は，各貯木施設等の管理者及び市町村長が，貯木の所有者，関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。

各貯木別の対策実施者は，次のとおりである。

貯木種別	対策実施者
ア 森林管理署施設の貯木	各所管森林管理署長
イ 港湾内の貯木	各港湾管理者（知事，市町村長）
ウ ア，イの貯木及びその他の貯木施設の貯木（必要な事前措置の指導）	市町村長

(2) 災害の危険が予想される貯木場の所在，貯木能力及び所有資機材

ア 森林管理署所管の危険貯木場

森林管理署 (貯木場名)	所在地	貯木可能面積	所有資材	備考
屋久島森林管理署 (安房貯木場)	屋久島町安房2372	14,898㎡	ワイヤーロープ カスガイ	

イ 港湾
常時貯木を行っている県内各港湾の野積場

2 災害防止の方法

(1) 森林管理署貯木場内における貯木の災害防止策

ア 貯木場が海面に近く，しかも大型木材を貯蔵し災害のおこる危険率の高い貯木場にあつては，防護えん堤を完全強化する等の安全な措置を講ずる。

イ 大型台風等が接近し，アの措置を講じてもなお，災害の危険が予想される場合は，周囲の木材をカスガイ及びワイヤーロープ等で結束し，高潮，波浪による貯木の流出防止を図る。

(2) 港湾における貯木の災害防災策

常時，貯木しているような港湾等の野積場で，その周辺の状況から流木による被災の危険が予想される港では，次のような方法により災害防止を図る。

ア 港湾の管理者は，台風時期には，港湾の野積場における木材の貯木を，台風襲来直前の貯木搬出の所要時間を考慮して，著しい貯木のないよう貯木場を制限するとともに，木材所有者に対し，貯木が滞貨しないよう指導する。

イ 海上保安部長又は港長は，災害が発生し，又は発生が予想されるときは，水中貯木が行われている港湾の管理者に対し，速やかに災害防止に必要な措置をとるように勧告する。

ウ 港湾の管理者は，台風時期にはそれぞれの所管にかかる港湾の野積場等の搬出に長時間を要する大型木材の貯木を制限又は禁止する措置を講ずる。

エ 大型台風が接近し，高潮，波浪により貯木が流出し，船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は，港湾の管理者又は市町村長は，野積場の貯木を搬出する所要時間を考慮して，台風が来襲する以前の適当なときに，貯木の木材所有者に対し，貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。

オ 港湾の野積場における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し，高潮，波浪等による貯木の流出が目前にせまったときは，港湾の管理者又は市町村長は，貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないよ

第4部 特殊災害
第1章 海上災害等対策

うな措置を講ずるよう指示する。

カ 貯木の流出による被害の危険が予想される港における各港ごとの具体的な計画は、市町村地域防災計画に定める。

(3) その他の貯木施設の災害防止策

(1)、(2)以外の貯木施設に対する災害防止は、災害防止の実施責任者である市町村長が、貯木施設の状況に応じて定める。

第3 海上流出油災害対策

[実施責任：第十管区海上保安本部，鹿児島地方气象台，自衛隊，鹿児島運輸支局，警察本部，危機管理防災局危機管理課，環境林務部環境林務課・環境保全課・自然保護課・廃棄物・リサイクル対策課，農政部農地整備課，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，土木部河川課・港湾空港課]

1 活動体制の確立

(1) 連絡調整本部の設置

第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

以上の関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置の時期は、海上保安庁に警戒本部が設置されたときとする。

関		係		機		関	
ア	鹿児島地方气象台	ケ	鹿児島湾・志布志湾排出油等防除協議会				
イ	九州運輸局鹿児島運輸支局	コ	鹿児島県西部排出油等防除協議会				
ウ	陸上自衛隊第12普通科連隊	サ	薩摩半島南部地区排出油等防除協議会				
エ	海上自衛隊第1航空群	シ	奄美群島排出油等防除協議会				
オ	鹿児島県	ス	事故関係企業				
カ	鹿児島県警察本部	セ	その他関係機関				
キ	関係市町村						
ク	日本赤十字社鹿児島県支部						

(2) 県の活動体制

ア 県流出油等対策本部の設置

海上流出油による環境汚染や漁業被害が発生し、総合的な対策を実施する必要があると認められるときは、庁内に「鹿児島県流出油等対策本部」を設置する。

(構成)

*本部長（副知事）

*本部長（危機管理防災局長，環境林務部長，保健福祉部長，農政部長，商工労働水産部長，土木部長）

*班員及び所掌事務

部 名	職 名	所 掌 事 務
危機管理防 災局	危機管理課長	・緊急情報連絡，応急対策，応援要請に関する事
環境林務部	環境林務課長	・総合調整に関する事
	廃棄物・リサイク ル対策課長	・回収油の処分の連絡調整に関する事
	自然保護課長	・野生動物の被害に関する事 ・自然公園等の被害調査及び対策に関する事
	環境保全課長	・海域の水質監視に関する事
保健福祉部	社会福祉課長	・ボランティア活動の情報提供に関する事
商工労働水 産部	水産振興課長	・漁業被害に関する事 ・漁民及び漁業関係団体との連絡調整に関する事 ・国の関係機関，海上災害防止センター等との連絡調整に関する事
	漁港漁場課長	・漁港及び農林水産省水産庁所管の海岸に関する事
農 政 部	農地整備課長	・農林水産省農村振興局所管の海岸に関する事
土 木 部	河 川 課 長	・国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に関する事
	港湾空港課長	・港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸に関する事

イ 災害対策本部の設置

大規模な海上流出油等により重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

この場合の配備体制は，第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」に準じ，災害の規模に応じて本部長が決定する。

(3) 市町村その他の防災関係機関の組織

市町村においては，当該市町村及び関係市町村，関係漁業協同組合，関係消防機関，県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

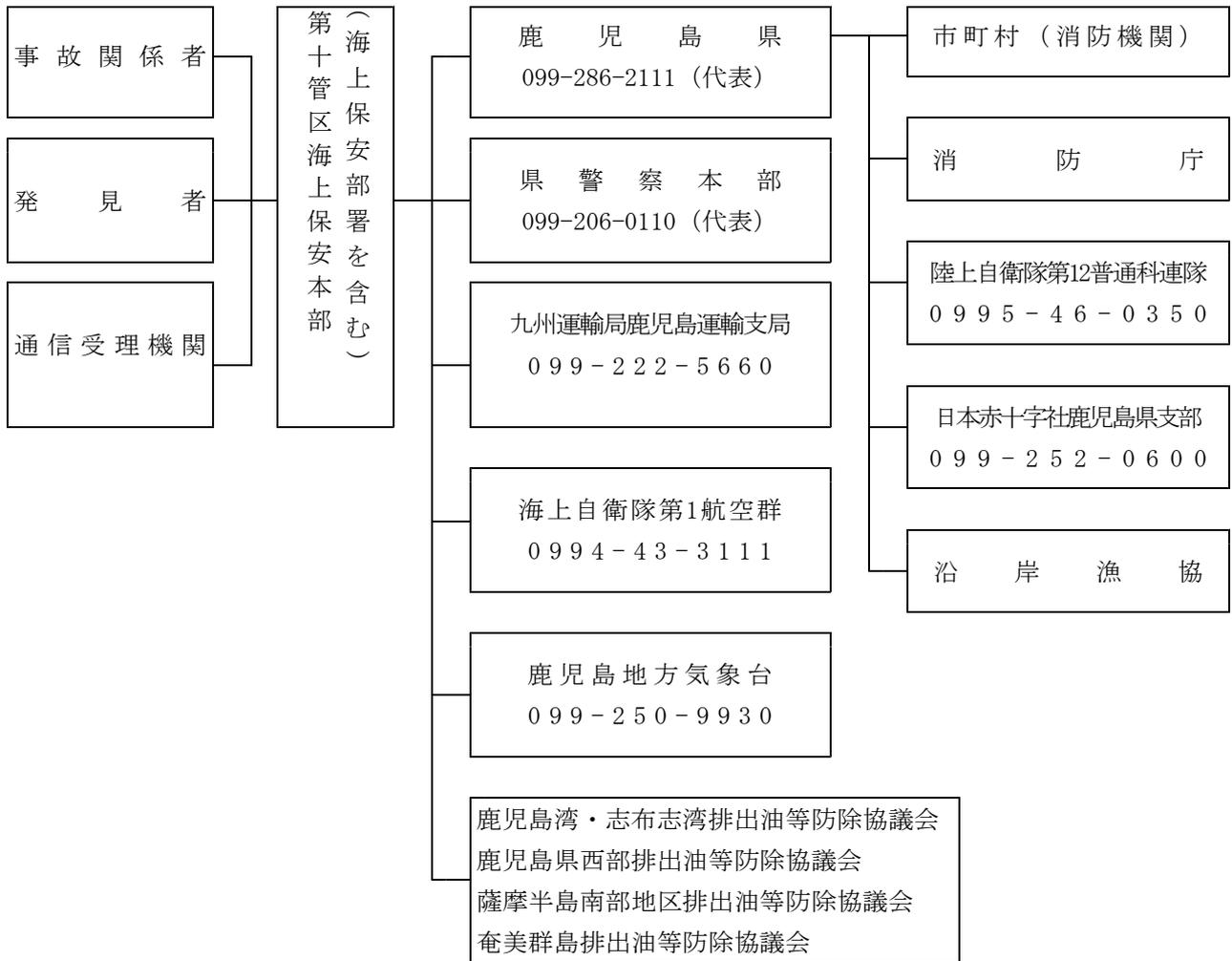
2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	(1) 油等汚染状況の調査・確認 (2) 油等汚染発生情報の通報 (3) 油等防除措置義務者に対する措置 (4) 緊急的油防除措置 (5) 関係行政機関等に対する油防除措置の要請 (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	現場付近に関わる気象情報 (海上風、波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供)
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上輸送の調査及び指導 (2) 船舶運航業者に対する航海の要請 (3) 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 遭難者の救護 (2) 沿岸住民の避難に必要な支援 (3) 流出油の回収及び処理
海上自衛隊 第1航空群	(1) 流出油状況の調査 (2) 遭難者の救出、救護 (3) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 (4) 流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 (5) 人員・物資の輸送等
鹿児島県	(1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (6) 応援要請、その他の応急措置 (7) その他海上保安部の行う応急対策への協力
県警察	「第3部第1章第8節 災害警備体制」によるほか、次の事項 (1) 警察用船舶による油などの流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) 危険防止又は住民の不安を軽減するための広報活動
関係市町村	(1) 漂着油の状況把握 (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置 (4) 沿岸及び地先海面の警戒 (5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告 (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (8) 漂着油の除去措置 (9) 回収した油の処分 (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力

関係機関	実施事項
日本赤十字社 鹿児島県支部	救護班を派遣して行う医療救護，及びその他の業務
県社会福祉協議会・ 関係市町村社会福祉協議会	(1) ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 (2) ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
鹿児島湾・志布志湾，鹿児島西部，薩摩半島南部地区，奄美群島排出油等防除協議会	(1) 流出油情報の関係機関への伝達 (2) 防災資機材のあっせん及び流出油の防除等，事故発生企業への協力 (3) 流出油の防除，消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	(1) 第十管区海上保安本部（管内事務所及び巡視船艇を含む）への通報 (2) 遭難船舶乗組員の人命救助 (3) 遭難船舶の破損個所の修理，積荷油等の他の油槽又は船舶への移し替え，流出防止作業，消火作業及び安全海域への移動等 (4) オイルフェンスの展張等による拡散防止，流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 (5) 防災資機材の調達及び輸送
関係漁協， その他の関係 機関，団体	自ら防災対策を講ずるとともに，他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は，海上保安部署，その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

3 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部	第十管区海上保安本部	099-250-9800	(代)
		099-250-9801	(休日、夜間)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681	(警備救難課)
	指宿海上保安署	0993-34-1000	
	喜入海上保安署	099-345-0125	
	志布志海上保安署	099-472-4999	
	種子島海上保安署	0997-22-0118	
	串木野海上保安部	0996-32-3592	(警備救難課)
奄美海上保安部	0997-52-5812	(警備救難課)	
古仁屋海上保安署	0997-72-2999		

4 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生の状況、被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（管内事務所及び巡視船艇を含む）に連絡する。

(2) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）

ア 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、第十管区海上保安本部（海上保安部署

を含む)は県、関係市町村、消防、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 第十管区海上保安本部(海上保安部署を含む)は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

ウ 第十管区海上保安本部(海上保安部署を含む)は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は、海上保安部等から受けた情報を関係市町村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 市町村

市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

6 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

7 応急対策資機材の状況

(1) 消防能力を有する船舶の設備(資料編参照)

(2) 航空機(資料編参照)

(3) 各機関・事業所別資機材保有状況(資料編参照)

8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

第2章 空港災害対策

空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

[実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所]

第1 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第2 予防体制の強化

- 1 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 2 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

第3 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

第4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助、消火に備え、防災資機材の整備に努める。

第5 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

第6 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

第7 防災訓練の実施

- 1 空港管理者、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 鹿児島空港の応急対策

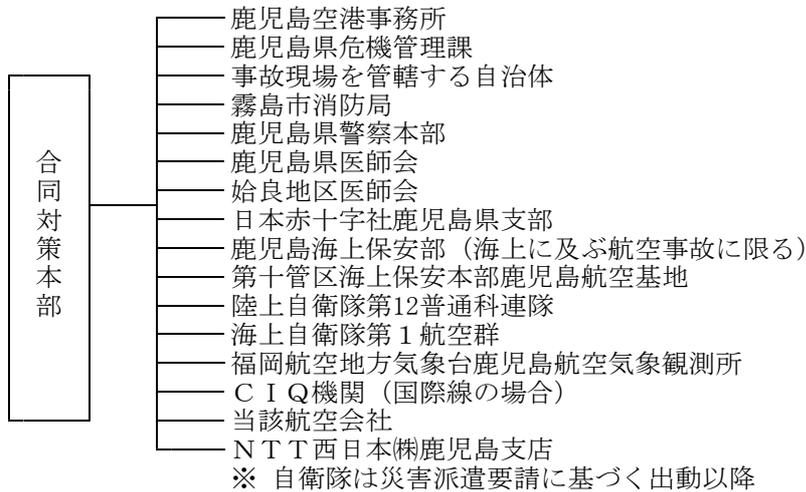
[実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所]

1 緊急事態対策本部等の設置

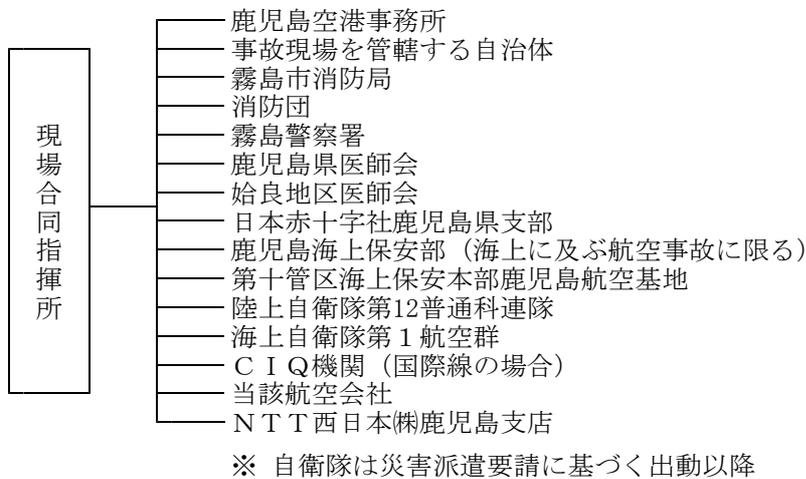
鹿児島空港及びその周辺において航空事故が発生した場合、空港事務所に緊急事態対策本部を設置する。なお、空港内の航空事故については、合同対策本部、現場合同指揮所が下図の構成機関により設置される。

また、大規模な航空機事故等より重大な事態が発生又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

合同対策本部の構成機関



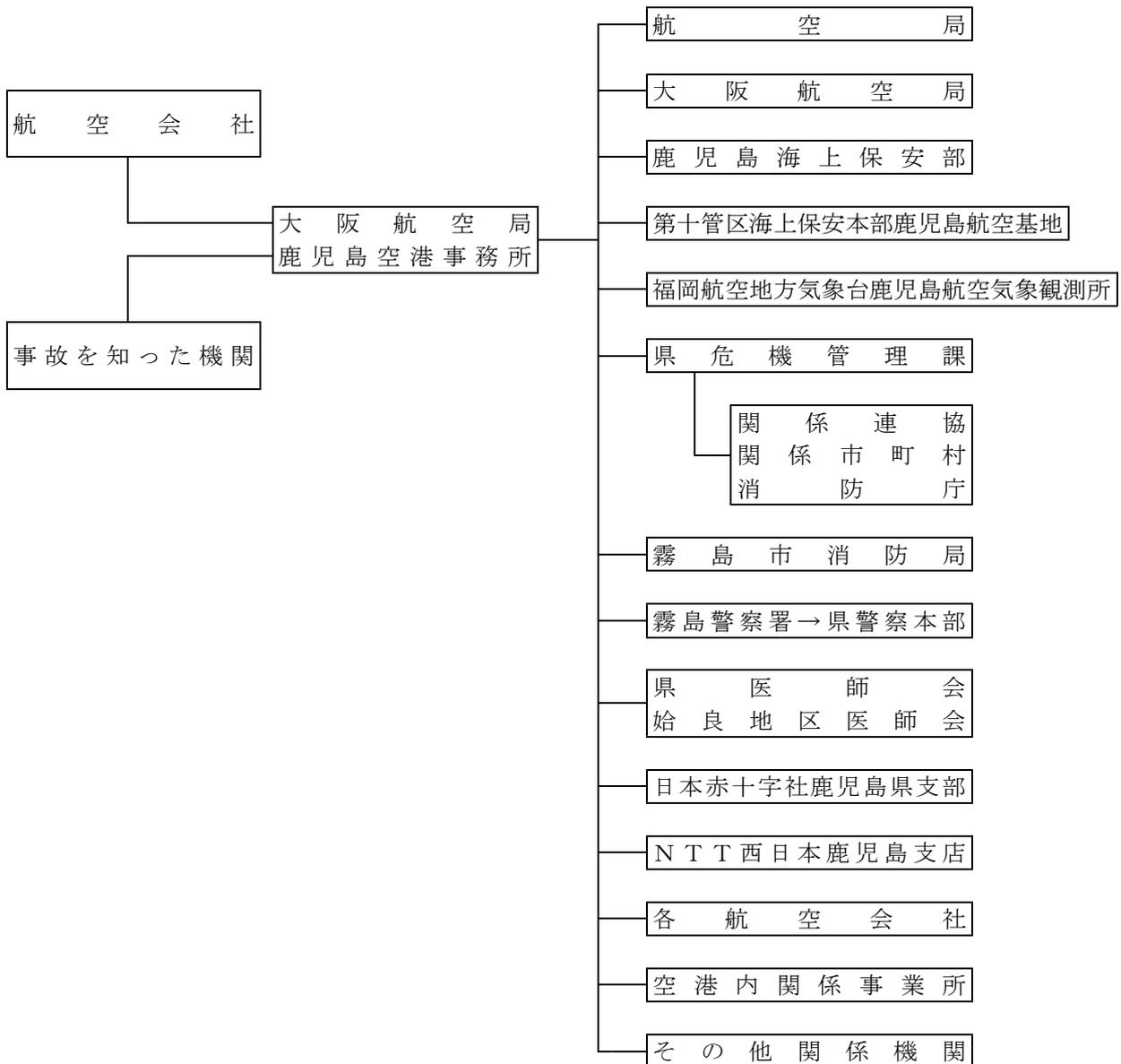
現場合同指揮所の構成機関



2 通信連絡体制

- (1) 空港内において航空事故が発生又は発生のおそれがある場合、鹿児島空港事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、航空会社名、事故の状態、集結場所、進入ゲート、その他必要事項を「鹿児島空港緊急計画」の航空事故等に関する緊急連絡系統図により通報する。
- (2) 空港周辺で航空事故が発生又は発生のおそれがあり、その情報を事前に入手した空港事務所は、(1)の緊急連絡系統図により関係機関に通報するものとする。
また、航空事故を覚知した関係機関（消防、警察関係等）は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の状態などを速やかに鹿児島空港事務所へ通報する。

事故通報連絡図



3 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「鹿児島空港緊急計画」に基づき、関係機関が相互協力のもと消火・救難・救護活動を実施する。

なお、この緊急計画は関係機関相互に取り交わされている協定、申合せ事項等を束縛するものではない。

4 関係機関の業務分担

(1) 地方自治体の業務分担は次のとおり。

機 関 名	活 動 内 容
鹿 児 島 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 2 被害状況のとりまとめ 3 応急対策物資のあっせん，調達，輸送の協力 4 応援要請 5 空港事務所の行う応急対策への協力
関 係 市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置及び運営 2 遺体一時収容所の設置 3 その他応急対策に係る協力

(2) 鹿児島空港緊急計画により各機関の業務分担は次のとおり。

関 係 機 関	活 動 内 容
(空港管理機関) 鹿児島空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本計画の発動及びそれに係る緊急連絡及び消火救難救急活動 2 合同対策本部及び現場合同指揮所の設置 3 鹿児島空港消火救難隊の運営 4 制限区域内への入場制限及び同区域内における誘導 5 事故現場の保存及び事故調査の支援 6 搭乗者数，負傷者数等事故機に係る情報収集 7 消火救難施設及び救急医療資機材の整備 8 訓練の計画策定及び実施に係る調整等 9 臨時ヘリポート及びヘリ飛行経路等の設定 10 自衛隊法に基づく災害派遣要請 11 その他必要な活動
(消 防 機 関)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動 2 搭乗者の救助・救出活動 3 負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定 4 救急活動 5 火災の原因調査 6 事故に係る情報の収集 7 その他必要な活動
(警 察 機 関)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通秩序及び現場秩序の確保 2 搭乗者の救助・救出活動及び避難誘導等の活動 3 負傷者の搬送支援 4 事故原因の究明 5 犯罪の防止 6 遺体の検視 7 遺体の身元確認 8 事故現場の保存及び検証 9 その他必要な警察活動

第4部 特殊災害
第2章 空港災害対策

関係機関	活動内容
(医療機関)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関等の総合調整（県医師会・始良郡医師会） 2 輸血用血液の確保と供給（鹿児島県赤十字血液センター） 3 医療救護班の編成 4 負傷者のトリアージ 5 負傷者に対する応急処理及び必要な医療処置 6 医療機関への搬送の要否及び順位の決定 7 検視 8 医療機関の事前指定 9 その他必要な医療活動
(海上保安庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における負傷者の救出及び搬送 2 海上における行方不明者の捜索 3 事故現場周辺海域の警戒警備及び規制 4 遺体の検視と身元確認（海上に及ぶ航空事故に限る） 5 事故原因の究明（海上に及ぶ航空事故に限る） 6 事故現場の保存及び検証（海上に及ぶ航空事故に限る） 7 海上における流出油等の防除 8 その他必要な活動
(自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 搭乗者の救助・救出 2 負傷者の搬送支援 3 消火活動支援 4 その他必要な活動 (注) 災害派遣要請に基づく活動を基本とする
(福岡航空地方气象台 鹿児島航空気象観測所)	気象に関する情報の提供及び事故処理に必要な業務
(C I Q 機関)	C I Qに係る業務（事故機が国際線の場合）
(当該航空会社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 搭乗者名簿の作成及び提出 2 放射線物質等搭載危険物の有無並びに情報の提供 3 消火救難活動に必要な事故機の情報の提供 4 無傷者，軽傷者の接遇 5 乗客の家族，関係者への連絡，対応 6 一時待機所，後方待機場所の手配 7 遺体安置所の手配 8 被災者及び関係者に対する食事，飲料水，衣類等の手配 9 C I Qの行う業務に対する支援等その他必要な活動
(航空会社) (空港内事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火救難活動（航空保安協会鹿児島第一事務所） 2 救護地区の設置及び医療資機材の配置 3 待機所，収容所等の設置 4 消火救難活動及び救急医療活動の支援 5 搭乗者の避難誘導 6 負傷者の担架搬送 7 その他鹿児島空港消火救難隊要領等に定める業務
(電気通信事業者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策規定に基づく活動 2 その他必要な活動

第2 県内離島等空港の応急対策

[実施責任：土木部港湾空港課，各空港管理事務所，関係機関等]

1 種子島空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

種子島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索，救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，熊毛支庁及び中種子町が事故応急対策本部体制により実施する。

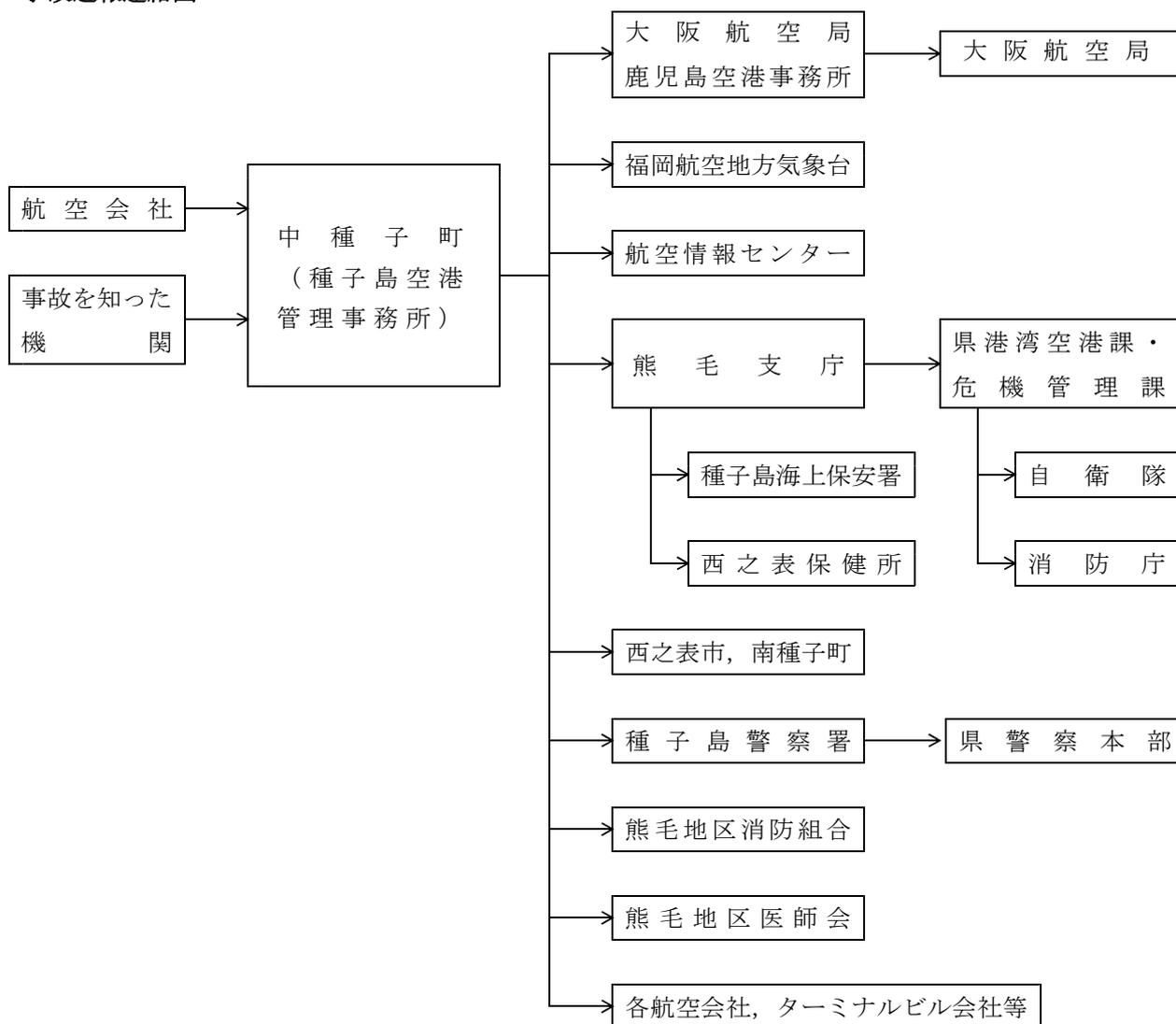
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，種子島空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに県，町，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様などを速やかに種子島空港管理事務所へ通報する。

事故通報連絡図



第4部 特殊災害
第2章 空港災害対策

(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「種子島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 鹿儿岛支庁 熊毛支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
中種子町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿儿島空港事務所	(1) 中種子町への応急対策上必要な指示 (2) 中種子町を行う応急対策への協力
種子島海上保安署	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空地方气象台	事故処置に必要な業務
種子島警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
種子島地区医師会	負傷者の収容並びに手当
県西之表保健所	負傷者の収容並びに手当
西之表市，南種子町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
熊毛地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

2 屋久島空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

屋久島空港及びその周辺における航空機事故についての捜査、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、熊毛支庁及び屋久島町が事故応急対策本部体制により実施する。

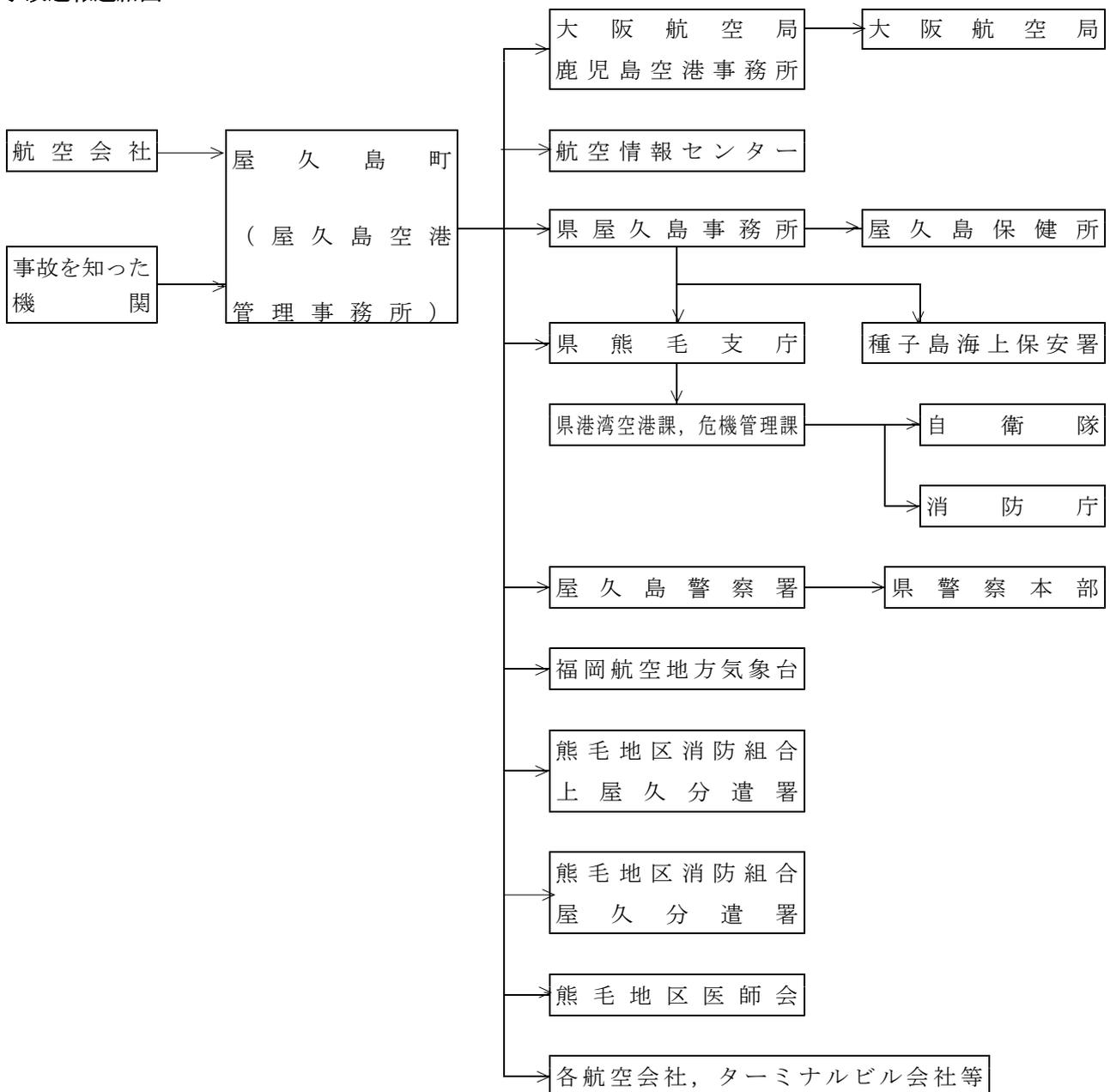
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、屋久島空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、町、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに屋久島空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



第4部 特殊災害
第2章 空港災害対策

(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「屋久島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 熊 毛 支 庁 屋 久 島 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
屋 久 島 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 屋久島町への応急対策上必要な指示 (2) 屋久島町を行う応急対策への協力
種 子 島 海 上 保 安 署	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 航 空 地 方 気 象 台	事故処置に必要な業務
屋 久 島 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
熊 毛 地 区 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
県 屋 久 島 保 健 所	負傷者の収容並びに手当
熊 毛 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

3 奄美空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

奄美空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び奄美市が事故応急対策本部体制により実施する。

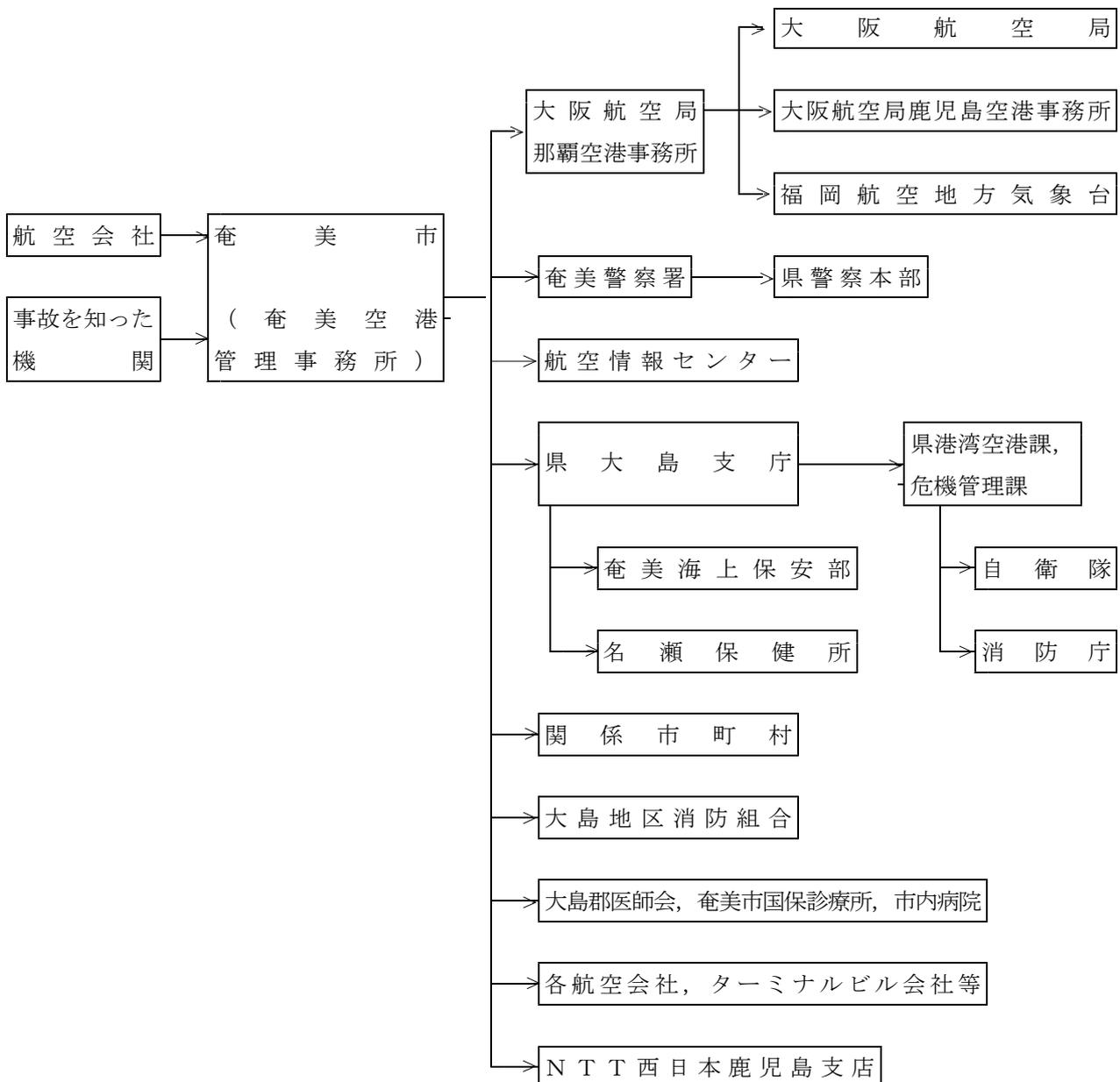
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、奄美空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、市町村、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の様態など速やかに奄美空港管理事務所へ通報する。

事故通報連絡図



第4部 特殊災害
第2章 空港災害対策

(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「奄美空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 大島支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
奄美市	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局那覇空港事務所	(1) 奄美市への応急対策上必要な指示 (2) 奄美市の行う応急対策への協力
奄美海上保安部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空地方气象台	事故処置に必要な業務
奄美警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大島郡医師会	負傷者の収容並びに手当
奄美市笠利診療所	負傷者の収容並びに手当
県名瀬保健所	負傷者の収容並びに手当
大和村，宇検村 瀬戸内町，龍郷町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
大島地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
N T T 西日本鹿児島支店	安否情報や災害情報の非常通信の確保
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

4 喜界空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

喜界空港及びその周辺における航空機事故についての捜査，救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，大島支庁及び喜界町が事故応急対策本部体制により実施する。

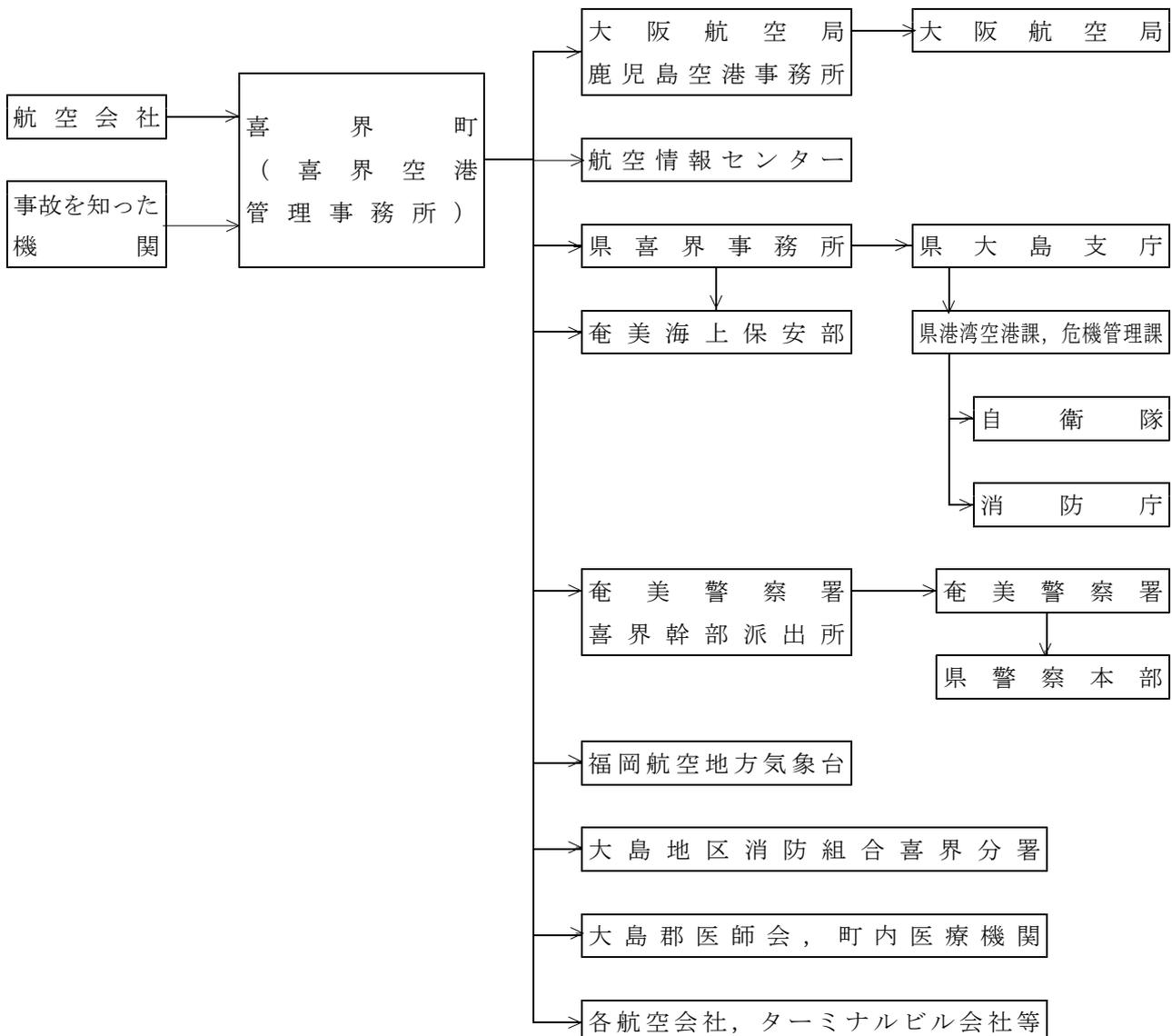
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，喜界空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに県，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに喜界空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



第4部 特殊災害
第2章 空港災害対策

(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「喜界空港に於ける航空機事故に対する消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 大 島 支 庁 大 島 支 庁 喜 界 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 喜界町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
喜 界 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 喜界町への応急対策上必要な指示 (2) 喜界町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 航 空 地 方 気 象 台	事故処置に必要な業務
奄 美 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
町 内 医 療 機 関	負傷者の収容並びに手当
大 島 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

5 徳之島空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

徳之島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び天城町が事故応急対策本部体制により実施する。

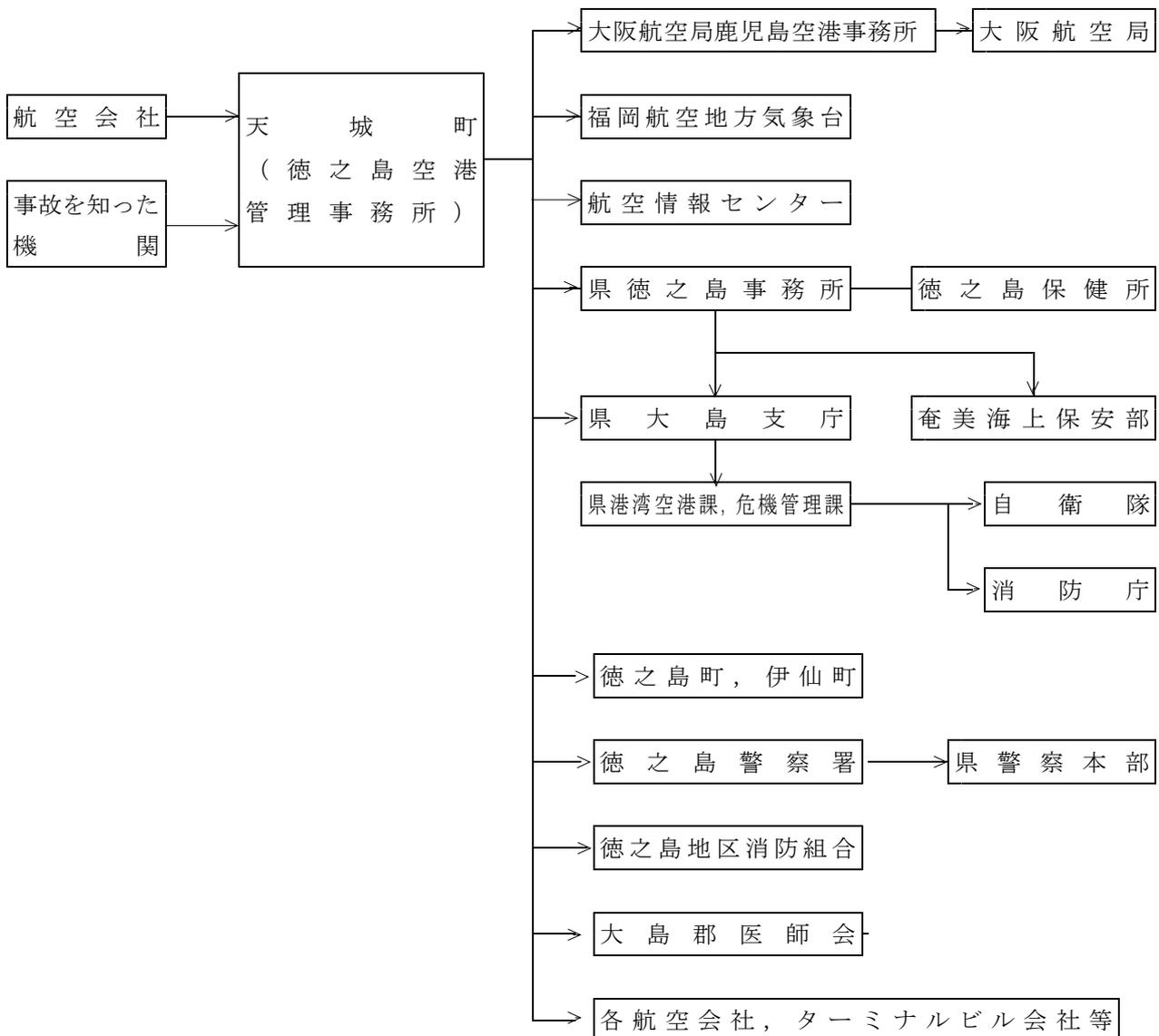
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、徳之島空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに県、町、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに徳之島空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「徳之島空港及びその周辺における消火救難業務処理規程」、「徳之島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 大 島 支 庁 徳 之 島 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
天 城 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 天城町への応急対策上必要な指示 (2) 天城町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 航 空 地 方 気 象 台	事故処置に必要な業務
徳 之 島 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大 島 郡 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
県 徳 之 島 保 健 所	負傷者の収容並びに手当
徳 之 島 町 ， 伊 仙 町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
徳 之 島 地 区 消 防 組 合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

6 沖永良部空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

沖永良部空港及びその周辺における航空機事故についての捜索，救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，大島支庁及び和泊町が事故応急対策本部体制により実施する。

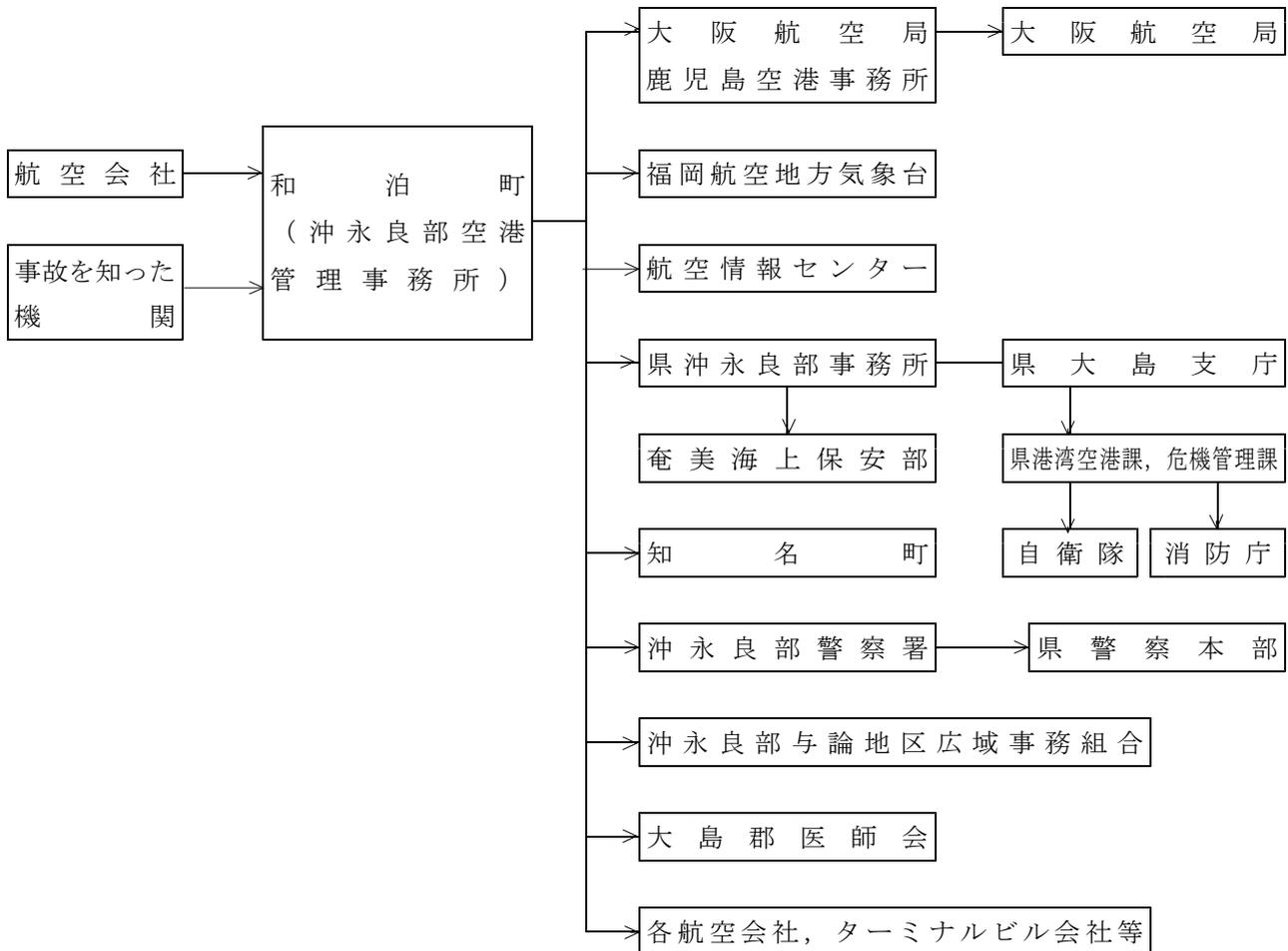
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，沖永良部空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに県，町，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに沖永良部空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては，「沖永良部空港における航空機の捜索，救難に関する申合せ」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 大 島 支 庁 沖 永 良 部 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
和 泊 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 和泊町への応急対策上必要な指示 (2) 和泊町を行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 航 空 地 方 気 象 台	事故処置に必要な業務
沖 永 良 部 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
大 島 郡 医 師 会	負傷者の収容並びに手当
知 名 町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
沖永良部与論地区広域事務組合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

7 与論空港の応急対策

(1) 事故応急対策本部の設置

与論空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、大島支庁及び与論町が事故応急対策本部体制により実施を設置する。

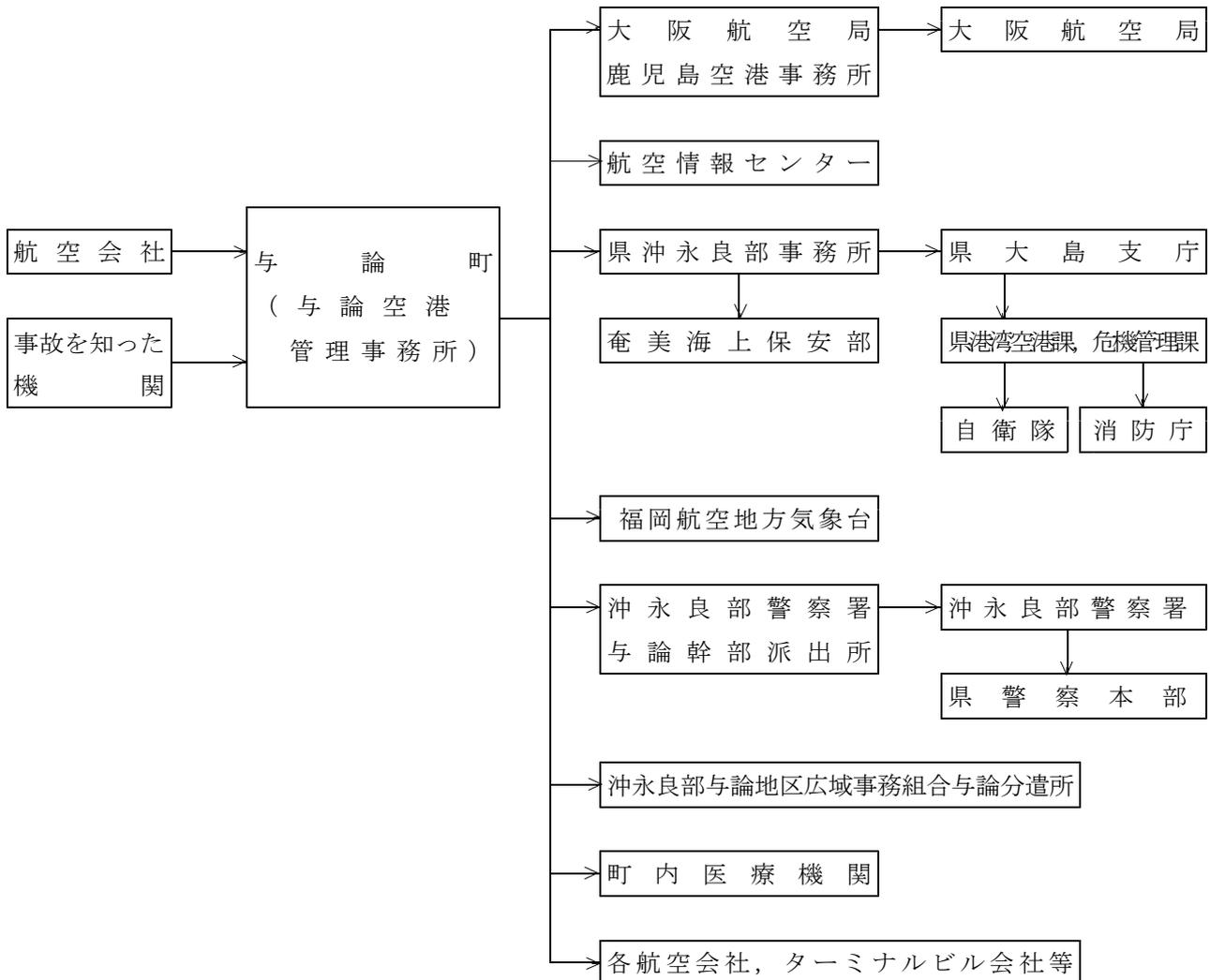
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大な事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、与論空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに与論空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



(3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「与論空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿 児 島 県 大 島 支 庁 沖 永 良 部 事 務 所	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 与論町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況の取りまとめ (4) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (5) 応援要請 (6) 事故関係情報の周知
与 論 町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 与論町への応急対策上必要な指示 (2) 与論町の行う応急対策への協力
奄 美 海 上 保 安 部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福 岡 航 空 地 方 気 象 台	事故処置に必要な業務
沖 永 良 部 警 察 署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
町 内 診 療 所	負傷者の収容並びに手当
沖永良部与論地区広域事務組合	救難及び消火・延焼防止作業
航 空 会 社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

第3章 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

[実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社]

第1 鉄道施設、設備の耐災性確保

鉄道施設は、災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造として整備されている。風水害等の災害に際して鉄道施設の被害が生じる場合、著しい活動障害となる事が想定されるため、鉄道施設の構造物の設計は、「鉄道建築物設計標準仕様書」等により鉄道施設の耐災性（不燃化，耐水性，堅牢化等）を推進する。

第2 防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し、完全な状態の確保に努める。また、救援用品の使用を終わったとき、これを点検してき損器具の修理，消耗品の手配をしておく。

第3 応急・復旧体制等の整備

1 応急・復旧体制等の整備

運転事故や災害等により、列車の運転に直接支障を生じる事態、もしくは救援を要する事態（以下「事故」という。）が発生した場合の復旧，又は発生する恐れがある場合の応急処理については、「運転取扱実施基準」及び「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」による。

2 避難誘導體制の整備

事故発生時，駅長等が，コンコース，改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに，随時放送を行い情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

また，乗務員が，乗客に速やかに不通の状況，その列車の運行状況，接続関係等について詳しく案内するとともに，状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

第6 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

第8 防災訓練の実施

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 2 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 3 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

[実施責任：九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社]

第1 活動体制

1 復旧現場本部等の設置

事故が発生した場合，旅客及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，鉄軌道事業者は，必要に応じて復旧現場本部等を設置する。

また，県内において大規模な鉄道事故等により，重大な災害が発生した場合は，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

2 通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は，列車無線，指令電話，鉄道電話を利用するとともに消防，警察，鹿児島県等関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

(1) 鉄道事業者

大規模な鉄道災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

(2) 県

ア 県は，九州旅客鉄道株式会社等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

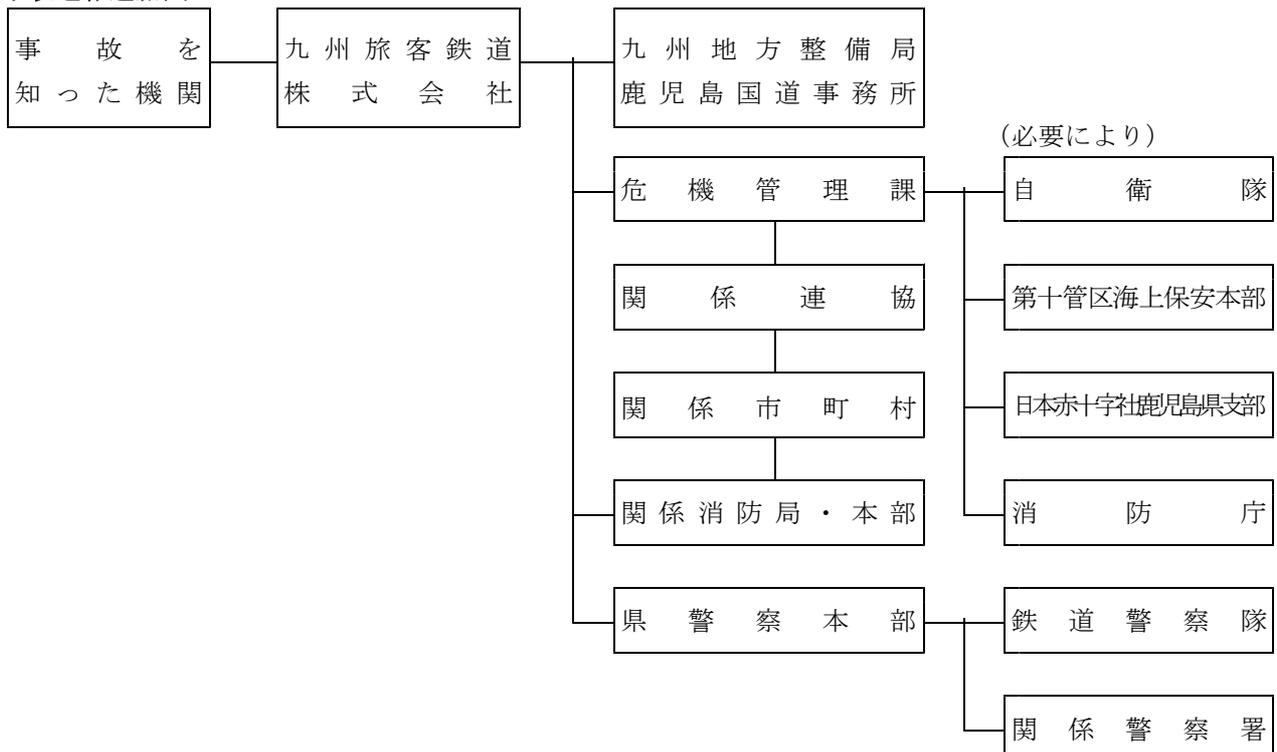
イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

(3) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 運転規制

事故が発生した場合は、運転取扱実施基準等に基づき、必要に応じて速度規制又は、運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。

2 乗務員の対応

- ア 運転中に、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させた場合、輸送指令等と連絡を取り、その指示を受ける。

3 その他の措置

- ア 旅客誘導のための案内放送
- イ 駅員の手配配置
- ウ 救出、救護
- エ 出火防止
- オ 防災機器の操作

第3 乗客の避難誘導

1 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、事故に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停車している場合は、指令等の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
- ウ 火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - (イ) 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

第4 関係者等への迅速な情報の提供等

鉄軌道事業者は、事故災害及び復旧に係る情報を提供する。

また、鉄軌道事業者は、鉄道の運行状況について、情報提供を行うものとする。

第4部 特殊災害
第3章 鉄道事故対策

第5 事故発生時の救護活動

事故発生時には、駅社員、乗務員等が救急救護活動に当たるとともに、対策本部、復旧現場本部にお客様対応班を編成し、救護活動に当たる。

第6 消火活動

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- 2 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第7 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

第4章 道路事故対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，市町村〕

第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市町村等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

2 トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

《資料編 10. 2 (1) 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳》

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

[実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，市町村]

第1 活動体制

1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合，道路管理者は，人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

また，県内において大規模な道路事故等により，重大な災害が発生した場合は，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

2 通信連絡体制

各道路管理者は，事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに，消防，警察関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

(1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡するものとする。

(2) 県

ア 県は，道路管理者等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

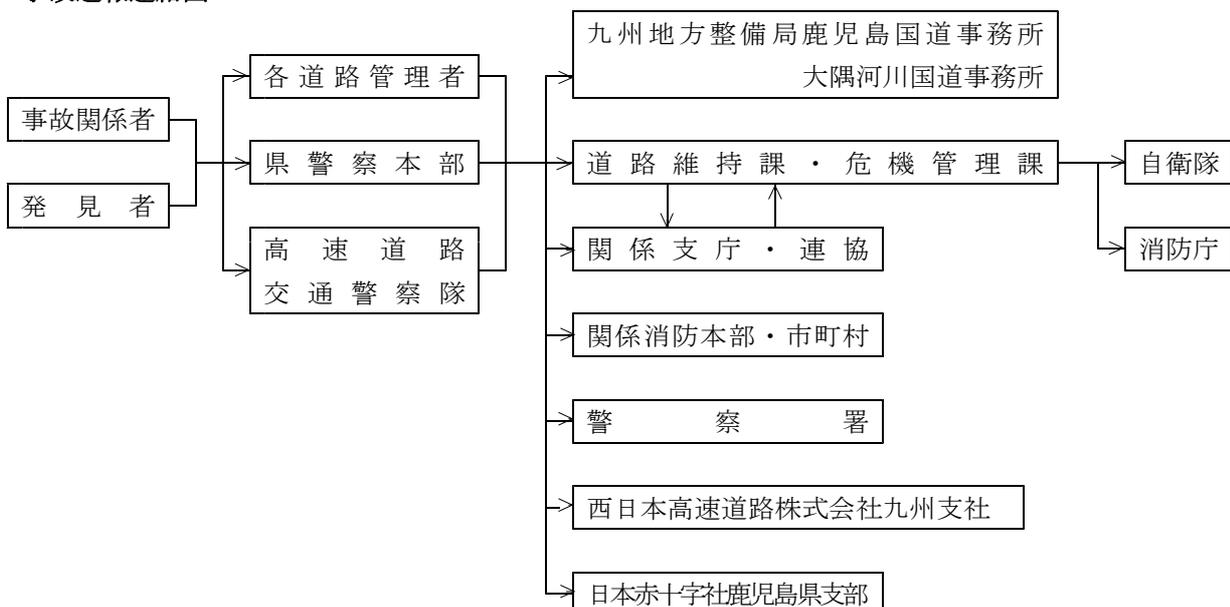
イ 県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は，被害に関する情報を把握し，これを警察庁に連絡する。

(3) 市町村

市町村は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と人命の救助・救急活動を支援する。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。
(交通規制については、「第3部第2章第8節 交通確保・規制」参照)

第3 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第5章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 危険物等災害の防止

[実施責任：危機管理防災局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

1 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

ア 危険物施設等の保安監督・指導

県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づき取扱作業の保安に関する講習を実施する。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、知事又は市町村長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

(ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する

ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 高圧ガス施設の災害防止

高圧ガスによる災害防止のため、知事は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

- (1) 立入検査等の実施
 - ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所の完成時における完成検査を実施する。
 - イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵、消費場所及び容器検査所の立入検査を実施する。
 - ウ 高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、防災工具整備の指導及び路上取締りを実施する。
 - エ 高圧ガス製造施設の定期保安検査受検届出を受理する。
- (2) 定期自主検査の指導
高圧ガス製造者等に対し、法の規定に基づく定期自主検査の実施を指導する。
- (3) 講習会等による関係法規の周知徹底
関係法規の遵守について、製造者、販売業者等に対する講習会・研修会において指導するとともに、高圧ガス関係団体を通じて関係者へ周知徹底を図る。
- (4) 事業所における保安教育等の実施
(3)によるほか、製造者が危害予防規程を制定し、保安教育計画の作成及びそれに基づき従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、販売業者、高圧ガス貯蔵所所有者等に従業員に対する保安教育の徹底を図るよう指導する。
- (5) 消費者保安対策
液化石油ガスの消費先での事故防止を図るため、自動ガス遮断装置等安全器具の設置を促進するとともに、消費者啓発に努める。

3 火薬類等の災害防止

火薬類等による災害防止のため、知事は、火薬類取締法等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

- (1) 立入検査等の実施
 - ア 火薬類製造施設の完成検査及び保安検査並びに定期的な立入検査を実施する。
 - イ 火薬庫の完成検査及び保安検査並びに定期的な立入検査を実施する。
 - ウ 火薬類の消費現場に対する立入検査を実施する。
- (2) 定期的自主検査の指導
火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者等に対し、製造施設又は火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導する。
- (3) 講習会等による関係法規の周知徹底
関係保安法規の遵守について、火薬類の製造業者などに対する各種保安教育講習会を開催し、法規及び保安対策の周知徹底を図る。特に、吸湿、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類、又は著しく安定度の異常を呈した火薬類の廃棄について指導する。
- (4) 取扱者の教育
(3)によるほか、火薬類の製造業者、販売業者及び火薬類消費者等が、自ら行う保安教育の実施を指導する。

4 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

5 毒物劇物災害の防止

毒物劇物等による危害を防止するため、知事は毒物及び劇物取締法等に基づき、次のような予防措置を講ずる。

- (1) 立入検査等の実施
毒物劇物営業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵庫等の取扱施設が法で定める構造設備基準に適合しているかを指導する。
- (2) 講習会等による関係法規の周知徹底
毒物劇物営業者等に対する講習会を開催し、毒物及び劇物取締法令及び保安対策の周知徹底を図る。特に、取扱い施設の保管管理、運搬の方法、廃棄の方法、事故の際の措置について徹底させる。
- (3) 自主検査
毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく貯蔵の基準、運搬の技術上の基準、廃棄の基準に適合するよう自主検査の実施を指導する。

第2 災害応急対策への備え

[実施責任：危機管理防災局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備，充実に努める。
「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備
「第2章第1節 防災組織の整備」参照

3 救助・救急，医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備
「第2部第2章第6節 救助・救急体制の整備」参照
- (2) 医療活動の整備
「第2部第2章第9節 医療体制の整備」参照
- (3) 消火活動の整備
「第2部第2章第4節 消防体制の整備」参照

4 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

5 避難活動の整備

「第2部第2章第5節 避難体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 危険物等の対策

[実施責任：九州産業保安監督部，九州電力株式会社，危機管理防災局消防保安課，保健福祉部薬務課，市町村]

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか，次により災害時における保安対策を実施する。

1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は，危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが，概ね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する。

イ 消防施設（ここでいう消防施設とは，各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ 施設内の警戒を厳重にする。

エ 危険物の集荷の中止，移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通報

イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ 危険物施設等における詰替，運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って，付近の状況等により，避難等の処理をなし，被害を最小限度に押さえるように努める。

2 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては，第3部第4章第2節も参照のこと）

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は，事故の大小にかかわらず，事故発生を最寄りの消防，警察に連絡する。連絡を受けた消防，警察は，事故現場に出動するとともに，以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに，必要に応じて次の対策を行う。

(7) 初期消火，漏洩閉止等の作業

(4) 付近住民への通報

(9) 二次災害防止措置（火気の使用停止，ガス容器の撤去，退避，交通制限等）

(5) その他必要な措置（消火，除害，医療，救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し，消防，警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

第4部 特殊災害
 第5章 危険物等災害対策

(2) 通報の内容

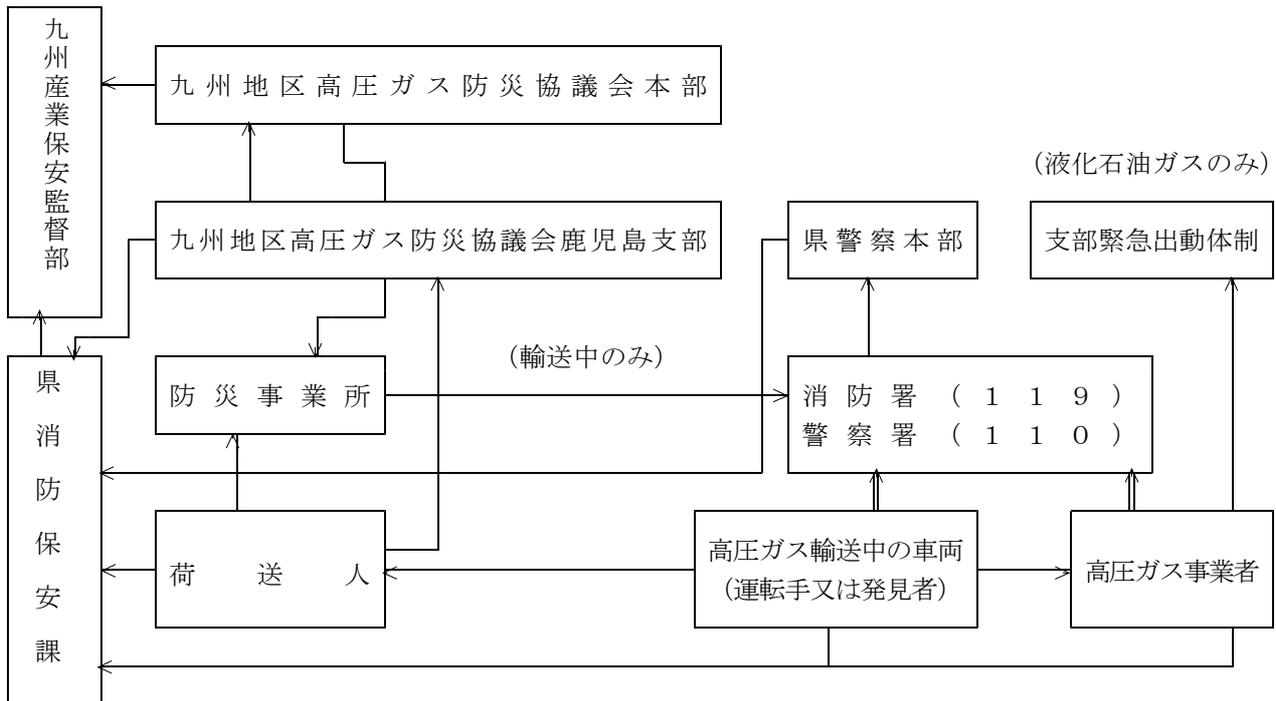
(3)の通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

- ア 事故発生の場所・日時
- イ 現場（通報時の実情と、とっている措置）
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請，その他必要事項

(3) 通報系統

図3. 2. 5. 1のとおり。

図3. 2. 5. 1 高圧ガス災害発生時の通報系統図



[注1] 防災事業所とは，九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

[注2] == は通報， — は連絡

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は，現場の消防，警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は，速やかにこれを安全な場所に移し，見張人をつけて，関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか，又は搬送の余裕がない場合には，火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあつては，入口，窓等を目塗土等で完全に密閉し，木部には注水等の防火措置を講じ，かつ，必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (2) 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

第2 活動体制の確立

「第3部第1章第1節 応急活動体制の確立」参照

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第4 被害情報の報告

1 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

2 県

- (1) 県は、事業者等から受けた情報を関係市町村、関係機関等へ連絡する。
- (2) 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
また、警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

3 市町村

市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

- 第4部 特殊災害
- 第5章 危険物等災害対策

第5 救助・救急，医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部第2章第7節 救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部第2章第10節 緊急医療」参照

3 消火活動の整備

「第3部第2章第5節 消防活動」参照

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

「第3部第2章第6節 避難の勧告・指示，誘導」参照

2 避難所

「第3部第3章第1節 避難所の運営」参照

3 要配慮者への配慮

「第3部第2章第11節 要配慮者への緊急支援」参照

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第3部第2章第3節 広報」参照

第6章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

[実施責任：県内各森林管理署，危機管理防災局消防保安課，
環境林務部森づくり推進課，市町村]

第1 広報活動の充実

国，県，市町村及び消防機関は，森林所有者，林業労働者，付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし，立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて，林野火災予防思想の普及，啓発に努める。

第2 予防体制の強化

- 1 国は，国有林野における事業及び一般入山者による出火の防止のため監視を強化する。
- 2 県は，森林の保全巡視についての協定を県と締結した森林組合や県が登録した森林保全推進員からの情報提供を受けるとともに市町村・消防機関等と常に連携を図り，林野火災予防に努める。
- 3 市町村は，乾燥・強風等の気象状況に留意し，森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また，気象状況等が，火災予防上危険であると認めるときは，地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。
- 4 森林所有者，地域の林業関係団体は，自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第3 防災組織の育成

市町村等防災関係機関は，森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4 予防施設，防災資機材の整備

- 1 国は，国有林に係る防火帯並びに林道の整備保全等を行う。
- 2 県は，大規模な林野火災に対処するため，空中消火用資機材を整備するものとする。
- 3 市町村は，林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。
「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

第8 避難活動の整備

「第2部第2章第5節 避難体制の整備」参照

第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう，防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

[実施責任：県内各森林管理署，消防本部，第十管区海上保安部，自衛隊，危機管理防災局危機管理課
・消防保安課，環境林務部森づくり推進課，県警察，鹿児島県医師会，森林組合，市町村]

林野火災が発生した場合，迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。
関係機関は，連携を密にして，組織的に対処し，住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第1 活動体制

1 現場指揮本部等の設置

火災通報を受けた市町村等は，現場指揮本部を設置し，関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに，状況把握を的確に行い，隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

また，県は，県内において大規模な林野火災により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

2 空中消火体制

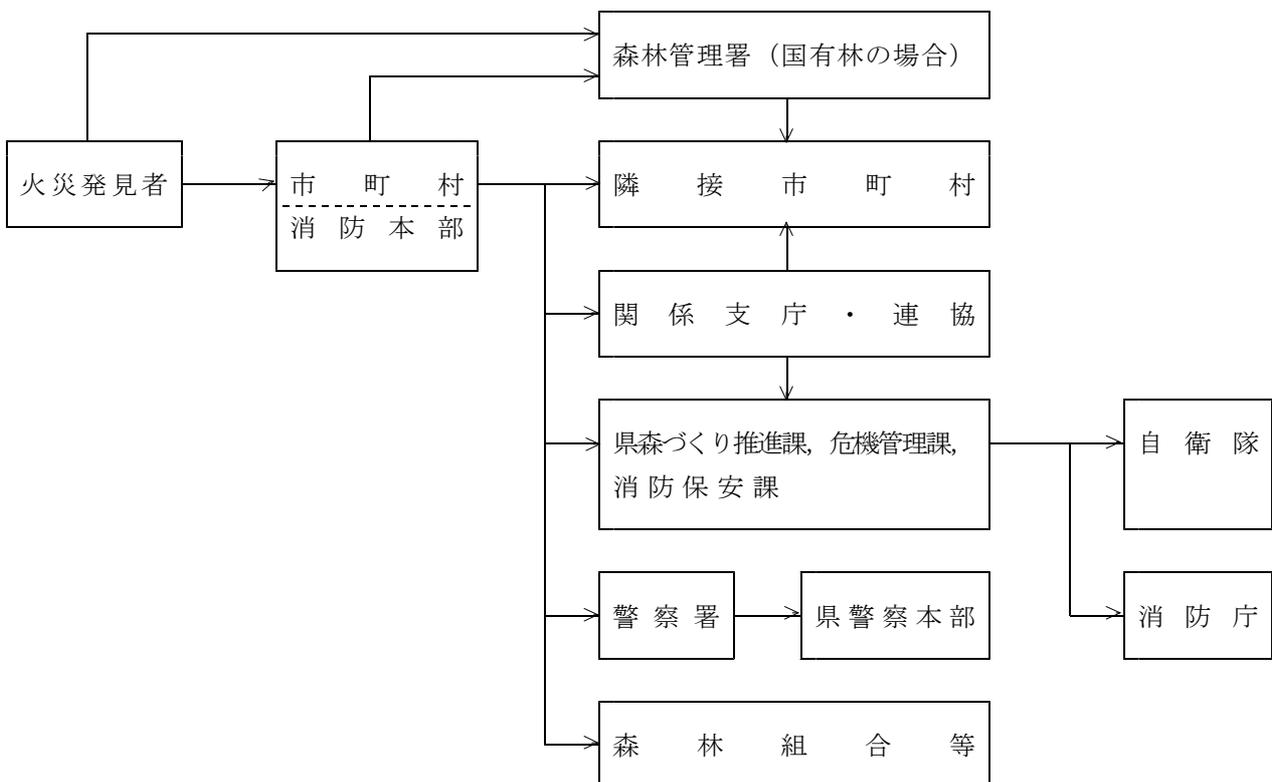
県は，消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは，消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

3 通信連絡体制

市町村は，火災を発見した者から通報を受けた場合は，速やかに，県，隣接市町村，関係機関等に通報する。

森林管理署，県及び市町村等は相互に情報交換等を行う。

林野火災通信連絡図



4 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3部第2章第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
各森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限, 火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
市町村消防本部	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索, 消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限, 火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
第十管区海上保安本部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 災害状況等情報の収集, 通報 (2) 救難及び捜索, 消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集, 通報 (2) 避難及び捜索, 消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火, 避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部第1章第4節 広域応援体制」参照

第4 救助・救急，医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部第2章第7節 救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部第2章第10節 緊急医療」参照

3 消火活動の整備

「第3部第2章第5節 消防活動」参照

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3部第2章第9節 緊急輸送」参照

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

「第3部第2章第6節 避難の勧告・指示，誘導」参照

2 避難所

「第3部第3章第1節 避難所の運営」参照

3 要配慮者への配慮

「第3部第2章第11節 要配慮者への緊急支援」参照

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第3部第2章第3節 広報」参照

第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- 1 県，市町村及び関係機関は，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- 2 国，県及び市町村は，林野火災により荒廃した地域の下流域において，降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに，緊急性の高い箇所については，応急対策を行う。

第5部 災害復旧・復興

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の
推進

第2節 激甚災害の指定

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

第2節 被災者への融資措置

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、県民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

[実施責任：関係機関等]

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、鹿児島県がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の県単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画 ウ 砂防設備災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画 ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

[実施責任：危機管理防災局，総務部，保健福祉部，商工労働水産部，農政部，環境林務部，土木部，市町村]

1 市町村

市町村長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合，知事は市町村の被害状況を検討の上，激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について，関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は，施設その他の被害額，復旧事業に要する負担額，その外激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し，危機管理防災局に提出するものとする。
- (3) 危機管理防災局長は，前記各部局の調査を取りまとめ，必要に応じ，庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は，激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

[実施責任：危機管理防災局，総務部，保健福祉部，商工労働水産部，農政部，環境林務部，土木部，市町村]

1 市町村

市町村長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し，県各部局に提出しなければならない。

2 県

激甚災害の指定を受けたときは，事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき，関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した県民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 県民生活相談

[実施責任：総務部、保健福祉部、県警察、市町村、消防本部]

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市 町 村	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に警察安全相談窓口を設置し、警察関係の相談にあたる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，環境林務部廃棄物・リサイクル対策課・環境保全課，土木部建築課，市町村〕

1 処理処分方法の確立及び仮置場，最終処分地の確保

市町村は，災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また，被災市町村内で災害廃棄物の仮置場，最終処分地の確保を行うことを原則とするが，それが困難な場合，県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ，県内の他市町村及び県外での仮置場，最終処分地の確保について環境省と連携して市町村を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては，県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ，適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし，県ではリサイクルの技術面の指導，業者あつせん等を，環境省と連携して行う。

3 環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では，そのための技術面の指導・監視等を，厚生労働省と連携して行う。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため，市町村は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし，そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ，定めるものとする。

県では，広域的な調整の必要がある場合，全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより，円滑な災害廃棄物処理を促進する。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市町村又は県は，損壊家屋等の解体を実施する場合には，解体業者，産業廃棄物処理業者，建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに，必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

県及び市町村は，県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ，建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また，解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあつては，必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し，ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

- (1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する市町村は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。
- (2) 市町村長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア 市町村の面積
イ り災土地の面積
ウ 市町村の建物戸数
エ 滅失戸数
オ 災害の状況
カ その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課]

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等																		
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）																		
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）																		
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" data-bbox="352 1413 1241 1527"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 対象世帯の(1)</th> <th>解体 対象世帯の(2)</th> <th>長期避難 対象世帯の(3)</th> <th>大規模半壊 対象世帯の(4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" data-bbox="352 1592 1174 1700"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
申 請 先	県（市町村経由）																		

第5 被災者生活支援金の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において，床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して，生活再建を支援するため，被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊，半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗，事務所，工場などが全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者ただし，①の支給対象者は除く ③ ①，②に係わらず，被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①，②のうち，被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①，②については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記④については1世帯(1事業者)当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

[実施責任：保健福祉部社会福祉課，市町村]

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において，住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において，住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において，災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合 ……500万円 その他の場合 ……250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障 害 見 舞 金 の 額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ……………250万円 その他の場合 ……………125万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡者1人当たり100万円とする。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 ((1)災害に該当するものを除く。) (3) (1), (2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第7 税の減免措置

[実施責任：総務部税務課，市町村]

1 税の徴収猶予等

- (1) 知事又は市町村長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市町村税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、県税又は市町村税の徴収猶予を行う。
- (2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等を行うことができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
- (3) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市町村の災害による市町村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市町村長は、災害による被災者のうち、市町村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

1 税の減免

(1) 県税の減免

種 別	減 免 の 内 容 等
事 業 税	<p>ア 災害により自己の所有に係る事業用資産について受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。</p> <p>(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの 全部</p> <p>(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの 1/2</p> <p>(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの 1/4</p> <p>イ アに該当しないもので、災害により自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
自 動 車 税 種 別 割	<p>災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税種別割の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
不 動 産 取 得 税	<p>ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免する。</p> <p>イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。</p>
産 業 廃 棄 物 税	<p>産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。</p>

(2) 市町村税の減免

市町村長は、市町村税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市町村税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

第8 雇用の創出

[実施責任：商工労働水産部雇用労政課、関係課]

県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

第9 職業のあっせん等

[実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所），市町村]

1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市町村長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市町村長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第10 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

[実施責任：日本郵便株式会社（各郵便局）]

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの

現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第11 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，土木部建築課，市町村]

市町村は，被災建築物の応急危険度判定調査，被災宅地危険度判定調査，住家被害認定調査など，住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ，それぞれの調査の必要性や実施時期の違い，民間の保険損害調査との違い等について，被災者に明確に説明するものとする。

また，国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第12 罹災証明書の交付

[実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村]

市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付する。

なお，住家等の被害の程度を調査する際，必要に応じて，航空写真，被災者が撮影した住家の写真，応急危険度判定の判定結果等を活用するなど，適切な手法により実施する。

また，平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進，被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は，市町村に対し，住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第13 被災者台帳の作成

[実施責任：危機管理防災局災害対策課・危機管理課，市町村]

市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また，被災者支援業務の迅速化・効率化のため，被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

[実施責任：鹿児島県社会福祉協議会，保健福祉部社会福祉課，市町村]

1 生活福祉資金（・福祉費(災害援護経費)）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより，独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は，その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は，意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し，県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ，市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに，貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき，自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	貸 付 の 内 容 等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3，県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区 分	貸 付 の 内 容 等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸 付 区 分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主が負傷した場合 (療養に約1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ) 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還		
	(イ) 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別な事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

[実施責任：土木部建築課，市町村，関係機関等]

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補修し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震，豪雨，噴火，津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち，住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 (イ) 面積要件なし。 (ウ) 併用住宅は，住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 (エ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (オ) 居住室，台所及びトイレを備えていること。 (カ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (2) 補修の基準 (ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 (イ) 家屋の床面積，構造の種類は制限がない。 (ウ) 併用住宅は，住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 (エ) 建築基準法の規定に適合すること。 (オ) 居住室，台所及びトイレを備えていること。 (カ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ，災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時，滅失し，又は損傷した家屋の所有者，賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件	<p>(1) 建設・購入の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額</p> <p>住宅建設資金 土地取得あり 3,700万円 (工事費の100%融資) 土地取得なし 2,700万円 (工事費の100%融資)</p> <p>住宅購入資金 3,700万円 (購入費の100%融資)</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 35年以内 (3年以内の据置期間を設けることができる。) ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>(エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 (申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p> <p>(2) 補修の場合</p> <p>(ア) 貸付限度額</p> <p>住宅補修資金 1,200万円 (工事費の100%融資)</p> <p>(イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>(ウ) 償還期間 20年以内 (1年間の据置期間を設けることができる。) ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>(エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い (申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p>
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人（親族等）に無償で貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件，その他	災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

[実施責任：総合政策部離島振興課，農政部農業経済課，環境林務部環境林務課，商工労働水産部水産振興課，関係機関等]

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者等に対し，次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

区 分	融 資 の 内 容 等
資金使途	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	<p>(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって，天災による農作物，畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり，かつ，減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流出等による損失額が，平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(エ) 特別被害農業者 被害農業者であって，天災による農作物，畜産物及び繭の減収による損失額が，その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>

区 分	融 資 の 内 容 等					
	<p>(オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p>					
貸付利率	<p>(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 年3%以内</p> <p>(イ) 開拓者又は天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……年5.5%以内</p> <p>(ウ) その他……………年6.5%以内</p>					
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
		A%	B万円個人 () は法人	A%	B万円個人 () は法人	
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	
	一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	
開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	
	一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000	
	漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)	
	水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)	
	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)	

第5部 災害復旧・復興
第2章 被災者の災害復旧・復興支援

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和5年8月21日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	
			償還期間	うち据置期間			
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.30	5	3	一般 600 (特認:年間経費等の12分の6)	—	
		0.45	10				
		0.65	15				
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.30	5	10	(下限50)	100	
		0.45	10				
		0.65	15				
		0.80	25				
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.30	5	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t未満	80	
		0.45	10				
		0.65	15				
		0.70	(果樹の改植又は補植)25				(果樹の改植又は補植)10
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.30	5	3		80
			0.45	10			
			0.65	15			
漁業基盤整備資金	漁港	漁港施設	0.80	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	0.80	20	3	(下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.30 ～ 0.80	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.30 ～ 0.65	15	5	(下限10)	80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区 分	融 資 の 内 容 等
融 資 対 象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申 込 手 続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸 付 条 件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期間、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次頁の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和5年8月21日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限(うち据置期間)	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
農・林業 振興資金	果樹の植栽, 育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	0.95	450 (特認1,800)	750 (特認3,600)	750 (特認3,600)	必要に応じて徴求する。
	畜舎・堆肥舎建設, 桑園地・農地の造成・取得, 樹園地の取得, 養蚕施設設備, 桑の植栽・育成, 農産物等貯蔵保管施設設備, 園芸栽培施設設備, 災害対策関連施設設備, 農産物集出荷施設設備, 農産物処理加工施設設備	15年以内 (3)					
	農業用機械器具(耕耘機購入), 牛・豚の購入, 運搬用器具	7年以内 (2)					
	災害復旧	5年以内 (1)	100	(法人) 100			
	樹苗養成		0.80				
	しいたけ類生産施設, 木材生産加工施設設備		0.85	300 (特認 500)	500 (特認 800)	500 (特認1,000)	
水産業 振興資金	漁船建造, 取得	9年以内 (2)	0.95	300 (特認2,000)	500 (特認4,000)	800 (特認5,000)	"
	漁船改造, 漁船装備等改善	5年以内					
	共同利用施設	20年以内 (2)	1.35				
	養殖施設		0.95				
運転資金	第一次産業	1年以内	0.95	700	1,000	1,000 (特認1,500)	"

注) 利率等は随時改訂されるので, 利用の際は関係先に確認すること。

注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので, 金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機, 畜舎, 堆肥舎, 家畜導入, 果樹の植栽・育成及び樹園地造成, 農地取得, 農地造成, 園芸栽培施設設備, 農産物集出荷施設設備, 農産物処理加工施設設備……………年 0.15%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船), 漁船取得(中古船)……………年 0.15%

第4 商工業関係の融資及び利子補助

[実施責任：総合政策部離島振興課，商工労働水産部中小企業支援課，関係機関等]

1 鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し，当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者
(県内における災害により被害を受けた者に限る。)
 - ②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
 - ③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
 - ④知事が特に認める災害により被害を受けた者
- ※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円
設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内(据置2年以内)
設備資金 10年以内(据置3年以内)

融資利率：1年以内 年1.6%
1年超3年以内 年1.8%
3年超5年以内 年1.9%
5年超7年以内 年2.1%
7年超10年以内 年2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会(大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金)の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%
※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合—0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本銀行，宮崎太陽銀行(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(令和5年6月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円（激甚災害保証の場合は、別枠）
保 証 期 間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内）
保 証 人 及 び 担 保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返 済 方 法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1)担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2)会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 奄美群島振興開発基金

(1) 保証

区 分	保 証 の 内 容 等
保証対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害等の指定を受けた場合における被災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（鹿児島県中小企業融資制度で定められた保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	（ア）個人又は法人2億円（災害等特別の事由がある場合2億2,000万円） （イ）森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	必要に応じ徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45%～年1.90%）、 激甚災害等保証（年0.87%）

※ 担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者についてはそれぞれの年0.1%引き下げ。（一部資金は除く）

(2) 融資

区 分	融 資 の 内 容 等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし、短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は、次頁の「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和5年6月19日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 〔うち〕 〔据置期間〕	利率年利 (%)	貸付限度額			担保及び保証人
				個人	法人 共同 施行 団体	協同組合	
観光 関連 産業 振興 資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連 施設設備 中小規模旅館施設 等の改善	20年以内 (2)	0.84~2.50	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	担保 適宜徴求する。 保証人 県内に住所を 有するもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	1.24~2.40				
流通 加工 業等 振興 資金	施設・設備の整備 及び改善	20年以内 (2)	1.34~3.00	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.74~2.90				
地域 資源 等振 興資 金	地域資源等又は固 有の技術等を活用 した事業に要する 施設設備の整備及 び改善	20年以内 (2)	1.34~3.00	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.74~2.90				
地域 活性 化・ 雇用 促進 資金	情報通信産業、企 業立地、雇用の促 進等地域活性化に 資する事業	20年以内 (2)	0.84~2.50	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	1.24~2.40				
運転 資金	第二次、第三次 産業（大島紬関連 事業）	1年以内	1.74~2.74	700万円	1,000万円	1,000万円 (特認1,500万円)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について，利子補助を行う市町村に対し，融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が，災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下	年1.80%
融資額200万円超600万円以下	年1.35%
融資額600万円超1,500万円以下	年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり，被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため，市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの市（町・村）長，消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・市（町・村）長が必要と認める書類

鹿児島県災害時受援計画

目次

第1章	総則	1
第1節	受援計画の目的	1
第2節	受援計画の位置付け	1
第3節	基本的な考え方	1
第4節	定義	1
第2章	受援組織	2
第1節	基本的事項	2
第2節	県災害対策本部等における受援体制	3
第3章	拠点施設	6
第1節	拠点の確保	6
第4章	防災関係機関からの支援	10
第1節	基本的事項	10
第2節	警察災害派遣隊（警察）	10
第3節	緊急消防援助隊（消防）	10
第4節	自衛隊	11
第5節	海上保安庁	12
第6節	国土交通省	12
第7節	医療救護活動	13
第8節	ボランティア	14
第5章	人的支援	17
第1節	基本的事項	17
第2節	応急活動の応援要請（短期）	17
第3節	他の都道府県の職員派遣の要請（中長期）	18
第4節	受入れが想定される業務	18
第6章	物資の受援	20
第1節	物資備蓄等の考え方	20
第2節	物資の受援手続	20
第3節	物資の輸送	22

第1章 総則

第1節 鹿児島県災害時受援計画の目的

鹿児島県災害時受援計画（以下「受援計画」という。）は、大規模災害発生時に、本県が応援を受ける際の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、国（内閣府等）、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする。

第2節 受援計画の位置付け

この受援計画は、鹿児島県地域防災計画で作成を位置付けた「応援の受入体制の確立」に関する計画であり、国の防災基本計画で地方公共団体の地域防災計画に位置付けるよう努めるものとされた計画である。

第3節 基本的な考え方

大規模災害発生時は、この受援計画に基づいて速やかに応援を受け入れ、効率的、効果的に災害応急対策を実施する。また、災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や「鹿児島県緊急消防援助隊受援計画」等既定の応援制度により応援調整が図られる分野については、他機関との調整が不要な場合、当該計画や協定等に基づくものとする。

なお、この受援計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

第4節 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 拠点施設：本部拠点、活動拠点、物資拠点及び離島支援拠点の施設をいう。
- 2 本部拠点：被災地近傍に設置され、県現地災害対策本部やリエゾンオフィスとなる拠点をいう。
- 3 活動拠点：被災地近傍に設置され、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の防災関係機関の集結・宿営等に提供する拠点をいう。
- 4 物資拠点：被災地近傍に設置され、被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点をいう。
- 5 離島支援拠点：海上・航空輸送に利便性の良い箇所に設置され、離島で発災した場合に、離島の活動拠点・物資拠点の後方支援を行う拠点をいう。
- 6 支援要員：「大規模地震発生時における危機管理対策部運営要綱」第2条に規定する支援職員をいう。

第2章 受援組織

第1節 基本的事項

県は、迅速かつ円滑な応援の受入れのため、次の組織を中心とした災害時の広域受援体制を構築する。

第1 県災害対策本部等

1 県災害対策本部

県災害対策本部は、防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、市町村の要請や収集した災害情報等に基づいて広域応援の調整を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- (1) 被害情報等の収集及び消防庁、自衛隊等の防災関係機関への報告
- (2) 市町村の要請等に基づく広域応援の調整
- (3) 拠点施設の開設の指示又は要請
- (4) 災害応急対策の基本方針の策定
- (5) 防災関係機関への応援要請
- (6) 国（内閣府、国土交通省、気象庁等）との連絡・調整

2 県現地災害対策本部

県現地災害対策本部は、本部の現地機関として、地域における災害応急対策の調整を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 関係市町村、県機関が行う災害応急活動の総合調整
- (2) 拠点施設の運営支援
- (3) 関係市町村が実施する救助・救護の応援
- (4) 被災地域内の緊急輸送ルートの調整・決定

3 県災害対策本部危機管理防災対策部

県災害対策本部において、防災関係機関等が実施する災害応急対策の連絡調整など、県災害対策本部の基本的な業務を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 本部会議及び関係機関との連絡調整
- (2) 市町村、警察、消防、自衛隊、その他の防災関係機関等が実施する災害応急対策の連絡調整
- (3) 物資輸送等に関する総合調整

第2 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 県及び防災関係機関への被害情報等の報告
- (2) 被害状況等を踏まえた県への応援の要請

- (3) 市町村選定の拠点施設の開設
- (4) 活動拠点又は災害現場等への誘導
- (5) 防災関係機関の部隊の受入れ及び連絡調整体制の構築

第3 国の現地対策本部との連携

県災害対策本部は、内閣府（防災担当）に対し、国が設置する緊急（非常）災害対策本部及び緊急（非常）災害現地対策本部との連絡調整体制の確認を行う。

県災害対策本部は、県本庁舎内に緊急（非常）災害現地対策本部連絡要員等の活動スペースを確保する。また、県本部と国との連絡調整については、国の緊急（非常）災害現地対策本部連絡要員を通じて行うことを基本とする。

第2節 県災害対策本部等における受援体制

第1 県災害対策本部における受援体制

1 受援調整グループ

県災害対策本部危機管理防災対策部本部連絡班（以下「本部連絡班」という。）に、危機管理防災局職員及び関係部局職員（人事班，市町村班，観光班，社会福祉班，農産園芸班，管財班等）並びに支援要員で編成する「受援調整グループ」を設置する。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 県災害対策本部の各対策部の支援要請に関する調整
- (2) 国，他都道府県，市町村その他の防災関係機関との連絡調整及び情報共有
- (3) 企業，住民等からの支援申出の調整
- (4) 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告
- (5) 配分計画の決定
- (6) 国，他都道府県リエゾン等の業務スペースの確保
- (7) 国，他都道府県リエゾン等の宿泊先の調整

2 物資輸送グループ

本部連絡班に、危機管理防災局職員，関係部局職員（交通政策班，道路維持班，港湾空港班等）及び支援要員，倉庫協会・トラック協会等の輸送専門家並びにその他防災関係機関職員で編成する「物資輸送グループ」を設置し、物資の受入れから、受け入れた物資の仕分け，市町村物資拠点への配送までの一連の物流に関する調整を行う。主な業務は次のとおりとする。

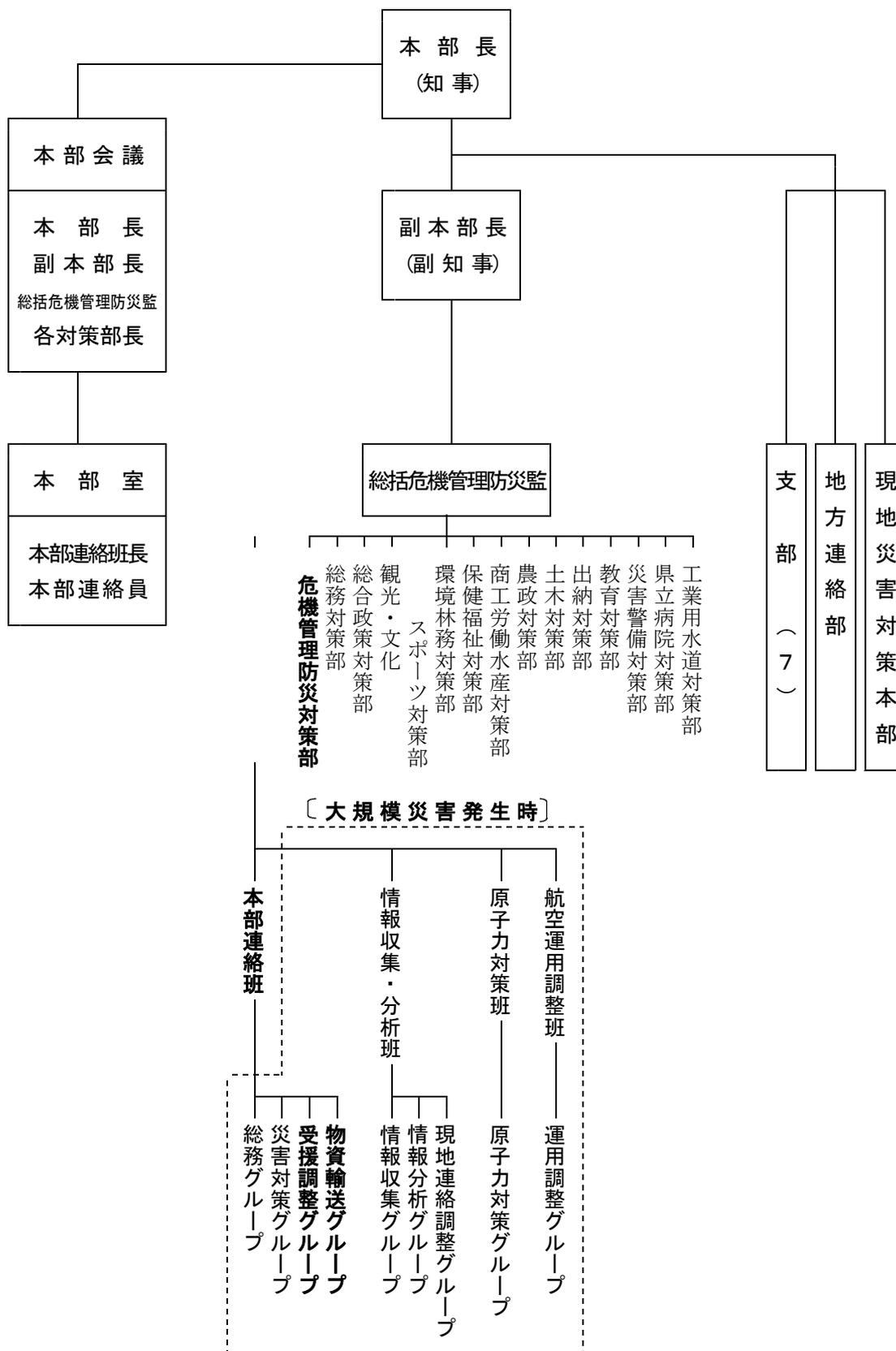
- (1) 一次集積拠点（県物資拠点）の開設
- (2) 国，他都道府県，市町村との連絡調整
- (3) 輸送計画の決定
- (4) 輸送経路の状況把握
- (5) 車両の手配，配送等

第2 県現地災害対策本部における受援体制

- 1 県現地災害対策本部に受援調整担当を置く。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 県災害対策支部又は関係市町村の支援要請に関すること。
- (2) 本部拠点の開設・閉鎖に関すること。
- (3) 活動拠点，物資拠点への連絡員の派遣に関すること。

〈 県災害対策本部組織図 〉



「大規模地震発生時における危機管理対策部運営要綱」第8条に基づく臨時設置

第3章 拠点施設

第1節 拠点の確保

県及び市町村は、広域応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、予め選定した拠点施設候補地の中から、当該施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を選定する。

第1 本部拠点

1 本部拠点の確保

本部拠点は、各地域振興局・支庁本庁舎とする。ただし、災害の状況により、より適切であると考えられる場合には、各地域振興局・支庁本庁舎以外の庁舎等や市町村役場等に置くこともできるものとする。

各地域振興局・支庁においては、拠点として使用する会議室等の確保に配慮するものとする。

2 本部拠点の開設

- (1) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、必要と認める場合は、当該拠点候補地を管轄する県災害対策支部に要請する。
- (2) 県災害対策支部長は、要請を受けたときは、要請内容を確認し、使用の可否を連絡するとともに、使用が可能な場合は開設に必要な準備を行う。
- (3) 本部拠点の利用者は、拠点の使用の必要がなくなった場合は、県災害対策支部長又は県現地災害対策本部長経由で県災害対策本部長（受援調整グループ）にその旨を申し出る。
- (4) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、拠点の開設の必要がなくなった場合は、拠点の閉鎖について県災害対策支部長又は県現地災害対策本部長に要請する。

第2 活動拠点

1 活動拠点の開設

県は、関係市町村や防災関係機関と調整の上、活動拠点を選定する。

活動拠点の開設は、原則として警察、消防、自衛隊などの防災関係機関の部隊が行う。

- (1) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、必要があると認める場合は、選定した拠点施設の管理者に文書によって要請する。ただし、文書による要請のいとまが無いときは電話等にて要請し、事後速やかに文書を送達する。
- (2) 拠点施設の管理者は、要請を受けたときは、要請内容を確認し、使用の可否を文書によって回答する。
- (3) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、活動拠点所在地を所管する県災害対策支部から拠点連絡員を派遣させ、支部のみで対応が困難な場合は、県災害対

策本部から応援を派遣する。

- (4) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、活動拠点施設の管理者に対して、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の防災関係機関の部隊（以下「応援部隊」という。）が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼するとともに、拠点連絡員により円滑な開設に協力するものとする。

2 開設状況の報告

本部連絡班長は、活動拠点の開設状況について本部会議に報告する。

3 応援部隊の活動状況の報告

本部連絡班長は、拠点連絡員及び応援部隊からの報告を受け、応援部隊の活動状況を災害対策本部会議に報告する。

4 応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供

(1) 活動拠点等へ進出する応援部隊への情報提供

県災害対策本部（受援調整グループ）は、各応援部隊の調整本部又は緊急（非常）災害現地对策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、活動拠点に関する情報等を提供する。また、県災害対策本部及び県現地对策本部は、各応援部隊に対して入手した都度次の情報提供を行う。

- ①活動拠点の指定内容
- ②県内の被害概況

(2) 活動拠点へ誘導するための情報提供

県災害対策本部（受援調整グループ）は、被害状況などの災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、道路の通行状況など活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供等を行う。

(3) 活動拠点等の変更に係る情報提供

応援部隊が活動拠点への到達が困難となった場合には、県災害対策本部（受援調整グループ）は、活動拠点を変更し、その結果を各応援部隊の調整本部等に対して速やかに報告する。

5 応援部隊への支援

県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊の活動拠点に必要な応じて連絡要員を配置するなど、適宜情報提供を行い、応援部隊への支援を行う。

- (1) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、搜索等）の役割分担、地区の分担を調整する。
- (2) 県災害対策支部は、拠点連絡員を派遣し、現場における調整業務を支援する。

第3 物資拠点

1 物資拠点の確保

物資拠点は、予め選定した物資拠点候補地の中から選定するが、十分な集積場所を確保できない場合は、民間の倉庫利用を検討する。

2 物資拠点の役割

- (1) 道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点とする。
- (2) 被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置する。

3 取扱物資

食品、飲料水、その他の生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

4 実施業務

物資拠点における業務は次のとおりとする。

- (1) 一時集積及び分類
- (2) 配送先別の仕分け
- (3) 配送用車両への積込み、発送

5 運営

県災害対策本部（物資輸送グループ）は、物資拠点における物資の受入れ、保管、払出等に関して、下記の事項について配慮し、効率的な運営に努めるものとする。

- (1) 効率的な物資の受入れ・払出に必要な資機材・技能者等の確保
- (2) 物資の保管・管理に関する台帳様式等の整備
- (3) 物資の受入れ・保管・払出等の管理に必要な専門家の確保

第4 離島支援拠点

1 拠点の位置

離島支援拠点は、原則として「鹿児島港新港区」及び「マリポートかごしま」とする。ただし、災害の状況等により必要と考えられるときは、活動拠点候補地又は物資拠点候補地を使用する。

2 拠点の組織・運営

- (1) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内離島において大規模な災害が発生し、人員・物資の支援を行うときは、必要に応じて鹿児島港の港湾管理者（土

- 木対策部港湾空港対策班)に離島支援拠点の開設を要請する。
- (2) 県災害対策本部(受援調整グループ)は、離島支援拠点が開設されたときは、必要に応じて拠点連絡員を離島支援拠点に派遣する。
- (3) 県災害対策本部(受援調整グループ)は、応援部隊又は物資を離島支援拠点に向かわせるよう、応援部隊の調整本部等又は物資提供者に要請する。
- (4) 県災害対策本部(受援調整グループ)は、応援部隊又は物資を船舶又は航空機により離島へ輸送する為の調整を行う。

<資料編1 拠点施設等>

- 1-1 本部拠点候補地
- 1-2 活動拠点候補地
- 1-3 物資拠点候補地
- 1-4 離島支援拠点候補地
- 1-5 活動拠点関係様式集
- 1-6 物資拠点関係様式集

第4章 防災関係機関からの支援

第1節 基本的事項

第1 防災関係機関からの支援

- 1 県災害対策本部は、災害応急対策等に関して防災関係機関からの支援を要請する必要がある場合は、受援調整グループにおいて調整する。ただし、個別の協定等により応援窓口が定められている場合はそれによる。
- 2 受援調整グループは、要請内容を検討し、本部連絡班長に具申する。本部連絡班長は本部会議に要請内容を諮り、各種協定による派遣を協定先に要請する。
- 3 市町村は自らの応急対応等に関係機関の支援の必要がある場合は、受援調整グループと調整する。

第2 費用負担

応援に関する費用負担については、災害救助法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関がそれぞれ負担し、各協定等に定めがある場合にはそれに従う。

第2節 警察災害派遣隊(警察)

第1 基本的事項

県災害対策本部(災害警備対策部)は、応急対策に必要と認めるときは、県公安委員会を通じて、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

第2 要求手続

警察災害派遣隊の援助に関する要求は、「鹿児島県警察災害警備基本計画」による。

第3節 緊急消防援助隊(消防)

第1 基本的事項

消防関係の応援事項は、原則として「鹿児島県緊急消防援助隊受援計画」に定める消防応援活動調整本部が所管し、活動拠点等の調整等において他機関との調整が必要な場合、受援調整グループが調整を行う。

第2 要請手続

知事(受援調整グループ)は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

- 《 鹿児島県緊急消防援助隊受援計画 》
- 《 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 》

第4節 自衛隊

第1 基本的事項

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第1章第5節 自衛隊の災害派遣》

第2 災害派遣要請の手続

1 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条の規定に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

2 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により陸上自衛隊第12普通科連隊に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。

4 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を県災害対策本部（受援調整グループ）あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直

接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

6 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。

第5節 海上保安庁

第1 基本的事項

知事（受援調整グループ）は、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害対策基本法第70条第3項及び第74条の3の規定に基づき、支援を要請する。

第2 要請手続

知事が海上保安庁の支援を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により第十管区海上保安本部長に要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- 1 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- 2 救援活動を必要とする期間
- 3 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- 4 その他救援活動に必要な事項

第6節 国土交通省

第1 基本的事項

災害対策本部（土木対策部監理班）は、国土交通省の応援を必要とするときは、九州地方整備局企画部長に対して応援を要請する。

第2 要請手続

要請は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、電話等により応援要請を伝え、期間、場所、応援内容その他の事項を明らかにした文書を速やかに提出する。

《 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書 》

《 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領 》

第7節 医療救護活動

第1 DMA T(災害派遣医療チーム)

1 DMA Tの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

2 DMA Tの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(7)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したDMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

(7) 消防機関の長又は市町村長による出動要請の特例

消防機関の長又は市町村長は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMA T指定病院の長の判断による出動の特例

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMA Tを出動させることができる。この場合において、当該DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMA Tのみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（DMA T事務局含む）又は他都道府県の知事にDMA Tの派遣調整を要請する。

《 厚生労働省：日本DMA T活動要領 》

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第2章第10節 緊急医療 》

《 鹿児島県災害派遣医療チーム運営要綱 》

第2 救護班

1 救護班の活動内容

大規模な自然災害等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

2 救護班の出動

(1) 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

(2) 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は、市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(3) 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第2章第10節 緊急医療 》

第3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）

1 DPATの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

2 DPATの出動

ア 鹿児島県DPATへの出動要請

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と認めるときは、DPAT登録病院の長にDPATの出動を要請する。

イ 他都道府県等への出動要請

知事は、災害が広域に及び県内では対応できないと判断する場合には、厚生労働省又は他都道府県の知事にDPAT派遣を要請する。

《 厚生労働省：災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領 》

《 厚生労働省委託事業DPAT事務局：DPAT活動マニュアル 》

《 鹿児島県災害派遣精神医療チーム運営要綱 》

第8節 ボランティア

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

県災害対策本部（保健福祉対策部社会福祉班）及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 救援対策本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

なお、他地域市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

3 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問合せに対しては、県災害対策本部（保健福祉対策部社会福祉班）が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引継ぎ、登録等を行う。

第2 外国からの応援の受入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

県災害対策本部（観光交流対策部国際交流班）は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保す

るとともに、必要な支援を行う。

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第1章第7節 ボランティアとの連携 》
《 鹿児島県ボランティアセンター運営要領 》

<資料編2 関係機関一覧等>

- 2-1 警察関係
- 2-2 消防関係
- 2-3 自衛隊関係
- 2-4 海上保安庁関係
- 2-5 災害拠点病院等
- 2-6 地域別救護班
- 2-7 都道府県ボランティアセンター

第5章 人的支援

第1節 基本的事項

第1 人的支援の判断基準

- 1 県災害対策本部の各対策部は、自らの災害応急対策等に関して人的支援の必要がある場合においては、法律や協定等で制度化された応援制度がある場合は当該制度に基づいて応援要請を行うこととし、それによりがたい場合は総務対策部人事班と調整する。
- 2 総務対策部人事班は、庁内の応援について検討し、それによりがたい場合は第2節第1に掲げる協定による協定先への派遣要請について受援調整グループと調整する。
- 3 受援調整グループは、総務対策部人事班からの要請に関し第2節第1に掲げる協定による派遣を協定先に要請する。
- 4 市町村は、自らの災害応急対策等に関して人的支援の必要がある場合においては、法律や協定等で制度化された応援制度がある場合は当該制度に基づいて応援要請を行うこととし、それによりがたい場合は受援調整グループに要請する。
- 5 受援調整グループは、市町村からの要請に関し、庁内からの応援については総務対策部人事班と、県内の被災していない市町村からの応援については総務対策部市町村班とそれぞれ調整し、それ以外については第2節第1に掲げる協定による派遣を協定先に要請する。

第2 受入体制

受援調整グループは、派遣元と調整し、派遣される職員の宿泊先の調整を行う。各対策部は、派遣される職員の業務に必要な執務スペースの調整を行うものとする。

第3 費用負担

人的支援に関する費用負担については、原則として支援を受ける側の負担とし、各協定等に定めがある場合にはそれに従う。

第2節 応急活動の応援要請（短期）

第1 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な災害応急対策が実施できない場合は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、他の都道府県に対して応援を要請する。（災害対策基本法第74条関係）

1 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部長（九州地方知事会長）に応援を要請する。

カウンターパート方式等の応援実施方式については、状況に応じて支援対策本

部と調整することとする。

- 2 「災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定」に基づく要請
県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容等を明らかにして、岐阜県に応援を要請する。
- 3 「鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定」に基づく要請
県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容等を明らかにして、静岡県に応援を要請する。
- 4 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく要請
県災害対策本部（受援調整グループ）は、「九州・山口9県災害時応援協定」による応援で被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、直接又は九州地方知事会幹事県を通じて、全国知事会に対し、災害の状況、必要とする広域応援の内容に関する事項等を記載した文書を提出して、広域応援を要請する。
- 5 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく要請
県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州地方知事会の構成県だけでは十分な災害応急対策等の応援ができないときは、速やかに関西広域連合に対し応援を要請するよう九州地方知事会に要請する。
- 6 応急対策職員派遣制度に基づく要請
県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、地域ブロック幹事県等を通じて、他の地方公共団体に対し、当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

第2 国への応援要請

知事（受援調整グループ）は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。（災害対策基本法第74条の2関係）

第3節 他の都道府県の職員派遣の要請（中長期）

知事（総務対策部人事班）は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な災害応急対策が実施できない場合は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする

内容を明らかにして、他の都道府県に対して職員の派遣を要請する。(地方自治法第252条の17関係)

第4節 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他都道府県及び市町村の職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業務	担当部	担当課等
災害対策本部の運営支援	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
市町村の行政機能回復のための支援	総務部	市町村課
避難所及び避難者（在宅及び車中泊の避難者を含む。）の把握及び応急対策	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
避難所の運営等の支援	危機管理防災局	危機管理課
生活物資（食品、飲料水、救援物資）の供給	危機管理防災局 保健福祉部	災害対策課 生活衛生課
医療に関すること	保健福祉部	保健医療福祉課 健康増進課 障害福祉課 薬務課
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等		保健医療福祉課 健康増進課 障害福祉課 医師・看護人材課
在宅の要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の把握及び応急対策		障害福祉課 子ども家庭課 高齢者生き生き推進課
災害遺児対策		子ども家庭課
り災証明書の交付	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
土砂災害危険箇所の緊急点検	土木部	砂防課
建築物及び宅地の応急危険度判定活動		建築課
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理		建築課住宅政策室

<資料編3 協定関係連絡先等>

- 3-1 九州・山口9県災害時応援協定関係
- 3-2 岐阜県及び静岡県災害時応援協定関係
- 3-3 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」関係

第6章 物資の受援

第1節 物資備蓄等の考え方

県民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるものとし、これによっても物資が不足するときは、次の手順により物資を調達する。

第1 物資の調達手順

- 1 市町村は、市町村が備蓄している物資を住民に提供する。
- 2 市町村は、各市町村が協定を締結している民間業者等に対して、物資の供給を要請する。
- 3 市町村は、上記1及び2によっても物資が不足する場合は、県災害対策本部（受援調整グループ）に対して、調達を要請する。
- 4 県災害対策本部（受援調整グループ）は、保健福祉対策部社会福祉班を通じて、県が備蓄している物資を住民に提供する。
- 5 県災害対策本部（受援調整グループ）は、保健福祉対策部社会福祉班を通じて、県が協定を締結している県内の民間業者等から物資を調達する。
- 6 県災害対策本部（物資輸送グループ）は、国による要請に基づかない物資の供給（以下、「プッシュ型支援」という。）の受入れのため、一次集積拠点の選定等の準備を行う。
- 7 県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州・山口9県災害時応援協定幹事県又は個別協定締結先（岐阜県、静岡県）に対して、応援を要請する。
- 8 県災害対策本部（受援調整グループ）は、国に対して広域応援を要請する。

《 九州・山口9県災害時応援協定 》

《 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定 》

《 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定 》

《 鹿児島県及び県内市町村災害時相互応援協定 》

第2節 物資の受援手続

第1節第1の1及び2によっても物資が不足する場合の物資調達に関する活動は以下のとおりとする。

なお、物資の支援要請や調達・輸送調整については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。

第1 調達を必要とする物資の把握

市町村は、市町村内で不足している（又は、その見込みのある）物資量を把握し、（県現地災害対策本部が設置されている場合は同本部を通じて）県災害対策本部（受援調整グループ）に要請する。この際、市町村は、指定避難所以外の避難

所や車中泊の避難者についての状況把握や通信事業者からの支援を受けて実施する通信機器を活用した状況把握にも努めるものとする。

市町村からの要請については、原則1日1回、決められた時間に集約して要請することとするが、特に緊急の要請がある場合は、随時県災害対策本部（受援調整グループ）に要請する。

第2 県備蓄物資の供給

県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村からの要請があった場合は、県防災研修センター等に備蓄している物資の供給について、市町村物資拠点毎の配分計画を決定し、その結果を市町村に通知するとともに必要な調整を行う。

第3 協定業者からの物資の調達

1 供給の要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し物資の供給を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、協定業者から調達できる数量等を基に、市町村物資拠点毎の配分計画を決定し、その結果を市町村または物資拠点に連絡するとともに必要な調整を行う。

第4 国によるプッシュ型支援

1 一次集積拠点の開設

県災害対策本部（物資輸送グループ）は、国によるプッシュ型支援に備えて、一次集積拠点（県物資拠点）の開設等の受入準備を行い、受入体制の整備に努める。

2 国との調整

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国からの物資送付先についての照会に対応し、品目・数量・車番・出発時刻・到着予定日時を把握する。

3 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国から送付される物資量等や市町村毎の想定避難者数から、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定する。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村物資拠点毎の配分計画を市町村に連絡するとともに、市町村物資拠点など受入先を確認する。

4 市町村への発送連絡

また、県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村に配送した物資の品目・数量・車番・出発時刻・到着予定時刻を発送後速やかに市町村に連絡する。

第5 協定に基づく応援要請

1 協定に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州・山口9県災害時応援協定に基づき幹事県に対し、物資の調達を要請する。また、同協定では十分に実施できな

い場合は「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」又は「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、幹事県を通じて物資の調達を要請する。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、個別協定締結先（岐阜県、静岡県）に対して、応援を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、各協定に基づく各都道府県からの物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市町村に連絡するとともに、必要な調整を行う。

第6 国からの物資の調達

1 応援要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、都道府県との協定によっても物資が不足する場合は、国（各省庁、現地災害対策本部が設置されている場合は同本部）に対して、物資の調達を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国による物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市町村に連絡するとともに、必要な調整を行う。

第7 義援物資の受援

1 受援の広報

大規模災害発生直後は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体に対する義援物資（個人、団体等からの無償の支援物資）を送ることを控えるよう、県災害対策本部（本部連絡班総務広報グループ）は、国の現地本部や報道機関等と連携して広報を行う。

2 義援物資提供申し出の登録

県災害対策本部（受援調整グループ）は、義援物資提供の申し出を受けた場合は、品目、量等の情報を登録しておき、当該物資を受け入れる場合は、後日連絡する旨を伝える。

3 個人、団体等からの受援

県災害対策本部（受援調整グループ）は、被災市町村災害対策本部が、個人、団体等からの無償の義援物資の受け入れを希望する場合は登録情報に基づき提供申請者に対して、義援物資の依頼を行う。

第3節 物資の輸送

第1 物資の輸送

1 基本的事項

県災害対策本部(物資輸送グループ)は、県物資拠点から市町村物資拠点へ輸送を行う。

物資の輸送は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路により行うが、輸送先や道路の被害状況を勘案し、陸送での輸送が困難な場合は、必要に応じて、海路、空路による輸送を行う。輸送手段は次のとおりとする。

- (1) 陸路：トラック、鉄道等
- (2) 海路：フェリー、漁船等
- (3) 空路：ヘリコプター等

2 協定による輸送

(1) 公益社団法人鹿児島県トラック協会

知事(物資輸送グループ)は、物資の陸上輸送が必要と考えられる場合は、「緊急・救援物資等の輸送に関する協定」に基づき、鹿児島県トラック協会に輸送を要請する。

(2) 鹿児島県旅客船協会

知事(受援調整グループ)は、物資の海上輸送が必要と考えられる場合は、「大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定」に基づき鹿児島県旅客船協会に輸送を要請する。

《 緊急・救援物資等の輸送に関する協定 》

《 大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定 》

3 要請による輸送

(1) 自衛隊

知事は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、輸送に係る災害派遣を要請する。

(2) 海上保安庁

知事(受援調整グループ)は、海上保安庁の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第70条第3項及び第74条の3の規定に基づき、第十管区海上保安本部長に対して、支援事項等明らかにして支援を要請する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

知事(物資輸送グループ)は、緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第86条の18の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関(輸送、鉄道事業者)に対し、災害応急対策必要物資の輸送を要請し、正当な理由がないのに要請に応じないときは輸送を指示する。

第2 市町村物資拠点から避難所等への輸送

市町村は、配分された物資を避難所等に輸送し、被災者へ配布する。

なお、被害状況等により市町村物資拠点から避難所等への輸送が困難な場合には、市町村は、県災害対策本部（受援調整グループ）又は県現地災害対策本部に対し、輸送を要請することができる。

第3 緊急通行

県、県警察本部又は所轄警察署は、災害応急対策の円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要な車両に対しては、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することができる。

《 地域防災計画一般災害対策編 3部2章第8節第2 緊急通行車両の確認等 》

第4 有料道路

県災害対策本部（受援調整グループ）は、無償化措置が必要であると考えられるときは、有料道路事業者とその取扱いについて協議するものとする。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、協議の結果無償化措置を受けることが可能な場合は、支援を受けようとする関係機関及び他都道府県にその旨を通知する。また、県災害対策本部（受援調整グループ）は他都道府県に対して、申し出のあった場合に災害派遣等従事車両証明書を発行するよう依頼するものとする。

<資料編4 民間事業者等との協定一覧>

4-1 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等

鹿 児 島 県 災 害 時 受 援 計 画
(資料編)

目次

<資料編 1 拠点施設等>

1-1	本部拠点候補地	1
1-2	活動拠点候補地	2
1-3	物資拠点候補地	5
1-4	離島支援拠点候補地	9
1-5	活動拠点関係様式集	10
1-6	物資拠点関係様式集	14

<資料編 2 関係機関一覧等>

2-1	警察関係	18
2-2	消防関係	19
2-3	自衛隊関係	20
2-4	海上保安庁関係	21
2-5	災害拠点病院等	22
2-6	地域別救護班	23
2-7	都道府県ボランティアセンター	25

<資料編 3 協定関係連絡先等>

3-1	九州・山口9県災害時応援協定関係	26
3-2	岐阜県及び静岡県との災害時応援協定関係	27
3-3	「関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定」 及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」関係	27

<資料編 4 民間事業者等との協定一覧>

4-1	県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況	28
-----	-----------------------------	----

資料編1 拠点施設等

1-1 本部拠点候補地

1. 各振興局・支庁本庁舎

地域	庁舎名	住所
鹿児島	鹿児島地域振興局本庁舎	鹿児島市小川町3-56
南薩	南薩地域振興局本庁舎	南さつま市加世田東本町8-13
北薩	北薩地域振興局本庁舎	薩摩川内市神田町1-22
始良・伊佐	始良・伊佐地域振興局本庁舎	始良市加治木町諏訪町12
大隅	大隅地域振興局本庁舎	鹿屋市打馬2-16-6
熊毛	熊毛支庁本庁舎	西之表市西之表7590
大島	大島支庁本庁舎	奄美市名瀬永田町17-3

2. 各振興局・支庁庁舎(本庁舎以外)

地域	庁舎名	住所
鹿児島	鹿児島地域振興局第2庁舎	鹿児島市谷山港2-5-1
	鹿児島地域振興局日置庁舎	日置市伊集院町下谷口1960-1
南薩	南薩地域振興局第2庁舎	南さつま市加世田村原2-1-1
	南薩地域振興局指宿庁舎	指宿市十二町301
北薩	北薩地域振興局第2庁舎	薩摩川内市隈之城町228-1
	北薩地域振興局さつま庁舎	さつま町虎居704-2
	北薩地域振興局出水庁舎	出水市昭和町18-18
	北薩地域振興局甑島庁舎	薩摩川内市上甑町中甑485-3
始良・伊佐	始良・伊佐地域振興局霧島庁舎	霧島市隼人町松永3320-16
	始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎	伊佐市大口里53-1
大隅	大隅地域振興局曾於庁舎	曾於市大隅町岩川5677
	大隅地域振興局志布志庁舎	志布志市志布志町志布志2-1-11
	大隅地域振興局志布志第2庁舎	志布志市志布志町帖6617-17
熊毛	熊毛支庁屋久島庁舎	屋久島町安房650
大島	大島支庁瀬戸内庁舎	瀬戸内町古仁屋船津36
	大島支庁喜界庁舎	喜界町赤連2901-14
	大島支庁徳之島庁舎	徳之島町亀津7216
	大島支庁徳之島第2庁舎	徳之島町亀津4943-2
	大島支庁沖永良部庁舎	和泊町手々知名134-1

1-2 活動拠点候補地

市町村	整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)						
				住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準			
									警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊
1 鹿児島市	1	輪池公園	鹿児島県, 鹿児島市	鹿児島市	輪池2-31、32外	○	○	○	○	○	○	○
	2	港中央公園	鹿児島市	鹿児島市	谷山港2-5	○	×	×	×	×	×	×
	3	消防総合訓練研修センター	鹿児島市	鹿児島市	新栄町22-30	○	×	×	×	×	×	×
	4	都市農業センター	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町4705	○	○	○	○	○	○	○
	5	吉田文化体育センター	鹿児島市	鹿児島市	本城町46	○	○	○	○	○	○	○
	6	桜島浴岩グラウンド	鹿児島市	鹿児島市	桜島横山町1722-17	○	○	○	○	○	○	○
	7	喜入総合運動場	鹿児島市	鹿児島市	喜入町6166-3	○	○	○	○	○	○	○
	8	松元平野岡体育館(運動場)	鹿児島市	鹿児島市	上谷口町3400付近	○	○	○	○	○	○	○
	9	郡山総合運動場	鹿児島市	鹿児島市	東俣町1401	○	○	○	○	○	○	○
	10	かごしま健康の森公園	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町825外	○	○	○	○	○	○	○
	11	吉野公園	鹿児島県	鹿児島市	吉野町7955	○	○	○	○	○	○	○
2 鹿屋市	12	平和公園陸上競技場	鹿屋市	鹿屋市	串良町有里5639番地	○	○	○	○	○	○	×
	13	鹿屋運動公園	鹿屋市	鹿屋市	西原2丁目2番3号	○	○	○	○	○	○	×
3 枕崎市	14	枕崎市総合運動公園	枕崎市	枕崎市	岩崎町1	○	○	○	○	○	○	×
	15	枕崎市農村運動広場	枕崎市	枕崎市	寿町185	○	○	×	○	×	×	×
	16	枕崎市片山公園	枕崎市	枕崎市	山手町174	○	○	×	○	×	×	×
4 阿久根市	17	阿久根市総合運動公園	阿久根市	阿久根市	赤瀬川2486-1	○	○	○	○	○	○	○
	18	番所丘公園	阿久根市	阿久根市	西目6812-439	○	○	○	○	○	○	○
5 出水市	19	出水市総合運動公園多目的広場	出水市	出水市	中央町32	○	○	○	○	○	○	○
	20	出水市高尾野多目的運動場	出水市	出水市	高尾野町柴引899-1	○	○	○	○	○	○	○
	21	出水市野田運動場(多目的グラウンド)(サッカー競技場)	出水市	出水市	野田町一	○	○	○	○	○	○	○
6 指宿市	22	開聞総合グラウンド	指宿市	指宿市	開聞十町2602	○	○	○	○	○	○	○
7 西之表市	23	古田中学校跡地	西之表市	西之表市	古田1225	×	○	×	×	×	×	×
	24	多目的広場	西之表市	西之表市	西之表1910	○	○	○	○	○	○	○
8 垂水市	25	「道の駅」たるみずはまびら	垂水市	垂水市	垂水市浜平2036-6	○	○	△ (10,000㎡)	○	×	×	×
	26	垂水中央運動公園	垂水市	垂水市	垂水市田神3000	○	○	○	○	○	○	○
9 薩摩川内市	27	薩摩川内市総合運動公園	薩摩川内市	薩摩川内市	運動公園町3030番地	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
10 日置市	28	日置市東市来総合運動公園	日置市	日置市	東市来町伊作田1037-2	○	○	○	○	○	○	○
	29	日置市伊集院総合運動公園	日置市	日置市	伊集院町野田1792	○	○	○	○	○	○	○
	30	日置市吹上浜公園	日置市	日置市	吹上町中原1353-5	○	○	○	○	○	○	○
11 曾於市	31	末吉栄楽公園グラウンド	曾於市	曾於市	末吉町二之方1950	○	○	○	○	○	○	○
	32	花房峽憩いの森	曾於市	曾於市	末吉町南之郷11391-1	○	○	×	○	×	×	×
	33	大隅総合運動公園	曾於市	曾於市	大隅町中之内8197	○	○	○	○	○	○	○
	34	大隅弥五郎伝説の里	曾於市	曾於市	大隅町岩川6137-8	○	○	○	○	○	○	○
	35	財部城山総合運動公園	曾於市	曾於市	財部町北俣10804	○	○	○	○	○	○	○

1-2 活動拠点候補地

市町村	整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)						
				住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準			
									警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊
曾於市	36	清流の森大川原峡	曾於市	曾於市	財部町下財部6472	○	○	×	○	×	×	×
12 霧島市	37	霧島市準人運動場	スポーツ文化振興課 スポーツ振興グループ	霧島市	霧島市準人町内山田1-14-16	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
	38	国分海浜公園グラウンド (第1・第2)	スポーツ文化振興課 スポーツ振興グループ	霧島市	霧島市国分下井2512	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
	39	城山公園	建設施設管理課 公園管理グループ	霧島市	霧島市国分上小川3819	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
	40	霧島高原国民休養地	観光課 観光地づくりグループ	霧島市	霧島市牧園町高千穂3311	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
12 霧島市	41	霧島市準人運動場	霧島市教育部保健体育課	霧島市	霧島市準人町内山田1-14-16	○	○	— (駐屯地あり)	○	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)	— (駐屯地あり)
13 いちき串木野市	42	いちき串木野市多目的グラウンド	いちき串木野市	いちき串木野市	生福5351	○	○	○	○	○	○	○
14 南さつま市	43	加世田運動公園	南さつま市	南さつま市	加世田武田18100番地	○	○	○	○	○	○	○
15 志布志市	44	城山総合公園多目的広場	志布志市教育委員会 (指定管理者:志布志市 シルバー人材センター)	志布志市	志布志市松山町新橋1570番地17	○	○	○	○	○	○	○
	45	市民グラウンド	志布志市教育委員会 (指定管理者:志布志市 シルバー人材センター)	志布志市	志布志市有明町野井倉1773番地1	×	×	○	○	○	○	○
16 奄美市	46	名瀬総合運動公園	奄美市	奄美市	奄美市名瀬小宿字砂田2878-1	○	○	○	○	○	○	○
	47	奄美体験交流館	奄美市	奄美市	奄美市住用町見里1084-1	○	○	○	○	○	○	○
	48	太陽ヶ丘運動公園	奄美市	奄美市	奄美市笠利町万屋1164番地1、1148番地1、1515番地1	○	○	○	○	○	○	○
17 南九州市	49	知覧平和公園	南九州市	南九州市	知覧町郡17919-1	○	○	○	○	○	○	○
18 伊佐市	50	伊佐市陸上競技場	伊佐市	伊佐市	大口鳥巢336-1	○	○	○	○	×	×	×
	51	菱刈農村公園運動広場	伊佐市	伊佐市	菱刈前目2561-1	○	○	×	○	×	×	×
19 始良市	52	始良市総合運動公園	始良市	始良市	始良市平松2392	○	○	○	○	○	○	○
20 三島村	53	三島開発総合センター	三島村	三島村	大字硫黄島90-61	○	○	×	○	×	×	×
21 十島村	54	十島村総合開発センター	十島村	十島村	大字中之島145	○	○	×	○	×	×	×
22 さつま町	55	宮之城総合グラウンド	さつま町	さつま町	船木302-1	○	○	○	○	○	○	○
	56	柏原グラウンド	さつま町	さつま町	柏原1594	○	○	×	○	×	×	×
	57	薩摩総合運動公園	さつま町	さつま町	求名12761-6	○	○	○	○	○	○	○
23 長島町	58	長島町役場駐車場	長島町	長島町	鷹巣1869-1ほか	○	○	×	○	×	×	×
	59	城川内運動場	長島町	長島町	城川内873-3ほか	○	○	×	○	×	×	×
	60	川床コミュニティ広場	長島町	長島町	川床1546-5ほか	○	○	○	○	×	×	×
	61	鷹巣運動場	長島町	長島町	鷹巣1924-3	○	○	×	○	×	×	×
24 湧水町	62	湧水町城山グラウンド	湧水町	湧水町	木場1396	○	○	○	○	○	○	○
25 大崎町	63	大崎ふれあいの里公園	大崎町	大崎町	神領2392番地	○	○	○	×	×	×	×
26 東串良町	64	東串良町民運動場	東串良町	東串良町	東串良町新川西2065-1	○	○	○	○	×	×	×
27 錦江町	65	錦江町総合運動公園	錦江町	錦江町	神川1807-3、1820-1	○	○	○	○	○	○	○
28 南大隅町	66	南大隅町運動広場	南大隅町	南大隅町	佐多馬籠3505番地	○	○	○	○	○	×	×
	67	南大隅町根占運動場	南大隅町	南大隅町	根占川北133-1	○	○	×	○	×	×	×
29 肝付町	68	肝付町文化センター	肝付町	肝付町	前田1020	○	○	○	○	○	○	×
	69	やぶさめの里総合公園	肝付町	肝付町	新富5590-35	○	○	×	○	×	×	×
30 中種子町	70	旧種子島空港エプロン	鹿児島県	中種子町	野間17007-4	○	○	○	○	×	×	×

1-2 活動拠点候補地

市町村	整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)							
				住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準				
									警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊	
31	南種子町	71	南種子町健康公園	南種子町	南種子町	中之上1728-5	○	○	○	○	○	○	○
32	屋久島町	72	屋久島町健康の森公園	屋久島町	屋久島町	安房2740番地1	○	○	○	○	○	○	○
33	大和村	73	思勝港	大和村	大和村	津名久653-5	○	○	○	○	○	○	×
		74	大和中学校	大和村	大和村	思勝370	○	○	×	○	×	×	×
34	宇検村	75	宇検村総合運動公園	宇検村	宇検村	湯湾2945	○	○	○	○	○	○	○
35	瀬戸内町	76	瀬戸内町総合運動公園	瀬戸内町教育委員会	瀬戸内町	清水小平原392	○	○	○	○	○	○	○
36	龍郷町	77	龍郷町体育・文化センター りゅうゆう館	龍郷町	龍郷町	浦1837	○	○	×	○	×	×	×
		78	龍郷町中央グラウンド	龍郷町	龍郷町	瀬留983	○	○	○	○	×	×	×
37	喜界町	79	喜界町防災食育センター横広	喜界町	喜界町	赤連105-1	○	○	○	○	○	○	○
38	徳之島町	80	徳之島町健康の森総合運動公園	徳之島町	徳之島町	徳和瀬765	○	○	○	○	○	○	○
39	天城町	81	天城町総合運動公園	天城町	天城町	浅間177-15	○	○	○	○	○	○	○
40	伊仙町	82	伊仙町総合グラウンド	伊仙町	伊仙町	伊仙字3072-1、3072-2	○	○	○	○	○	○	×
41	和泊町	83	和泊町民運動広場	和泊町	和泊町	大島郡和泊町内城279-4	○	○	△ (9,000㎡)	○	×	×	×
42	知名町	84	知名町総合グラウンド	知名町	知名町	黒貫1181-14	○	○	○	○	○	○	○
43	与論町	85	与論町総合運動場	与論町	与論町	茶花32-1	○	○	△ (13,000㎡)	○	×	×	×

(注1) 救助活動拠点の基準として、想定している活動規模は次のとおり。

・緊急消防援助隊の活動拠点【活動規模：消防車両25台、100人(駐車場面積：2,000㎡以上、野外宿泊用面積：1,000㎡以上)】

・警察災害派遣隊の活動拠点【活動規模：車両30台、約100人(駐車場面積：1,500㎡以上)】

・自衛隊災害派遣部隊の活動拠点【活動規模：1個連隊約400人(駐車場、野営等面積：15,000㎡以上)】

(注2) 市町村が選定している「応急仮設住宅建設候補地」と重複している候補地については、市町村住宅部局との調整が必要である。

1-3 物資拠点候補地

1 県物資拠点候補地

番号	地区	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					住所 (市町村)	住所 (区以下)
1	鹿児島地区	鹿児島臨海 トラックターミナル	鹿児島県共同トラック ターミナル株式会社	鹿児島県共同トラック ターミナル株式会社	鹿児島市	南栄4-11-1
2		鹿児島市中央卸売 市場青果市場	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	東開町11-1
3		鹿児島港新港区	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	城南町45-1
4		マリンポートかごしま	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	中央港新町
5	南薩地区	サンシティホール いぶすき横広場	指宿市	指宿市	指宿市	東方10411
6		吹上浜海浜公園	鹿児島県	鹿児島県地域振興公社	南さつま市	加世田高橋1936-2
7		かせだドーム	南さつま市	南さつま市	南さつま市	加世田高橋1952-2
8		グリーンドーム金峰	南さつま市	南さつま市	南さつま市	金峰町高橋3075-4
9	北薩地区	川内地方卸売市場	協同組合 川内地方卸売市場	協同組合 川内地方卸売市場	薩摩川内市	上川内町4887
10		さつま町公設地方 卸売市場	さつま町	さつま町	さつま町	船木3080
11	始良・ 伊佐地区	霧島市公設地方 卸売市場	霧島市	霧島市	霧島市	国分広瀬1629-1
12		大口公設地方卸売市場	伊佐市	大口地方卸売市場 管理組合	伊佐市	大口大島1202-1
13	大隅地区	串良町平和公園内 ゲートボール場	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	串良町有里4915-4
14		曾於地域公設地方 卸売市場	曾於地域公設地方 卸売市場管理組合	曾於地域公設地方 卸売市場管理組合	志布志市	志布志町帖3674-1
15		志布志港若浜地区	鹿児島県	鹿児島県	志布志市	志布志町志布志3259
16	熊毛地区	種子島公設地方卸売市場	西之表市	西之表市	西之表市	天神町6
17		あっぱ〜らんど 屋根付き競技場	西之表市	西之表市	西之表市	西之表1898-1
18	大島地区	名瀬港本港地区	鹿児島県	鹿児島県	奄美市	名瀬塩浜町17

1-4 離島支援拠点候補地

番号	地区	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					住所（市町村）	住所（区以下）
1	鹿児島地区	鹿児島港新港区	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	城南町45-1
2		マリンポートかごしま	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	中央港新町

1-5 活動拠点関係様式集
様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿児島県知事)

活動拠点施設開設等要請書

下記のとおり活動拠点としての開設及び運営支援を要請します。

1 開設要請施設

名称：

住所：

2 開設予定期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1-5 活動拠点関係様式集
別記様式2

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿児島県知事)

〇〇〇〇

活動拠点施設開設（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり活動拠点を開設します。

1 開設（予定）施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

1-5 活動拠点関係様式集
別記様式3

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿児島県知事)

活動拠点施設閉鎖等要請書

令和 年 月 日付けで要請し、開設されていた活動拠点について、業務が完了したので、下記のとおり閉鎖を要請します。

1 閉鎖要請施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1-5 活動拠点関係様式集
別記様式4

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿児島県知事)

〇〇〇〇

県物資拠点施設閉鎖（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり県物資拠点を閉鎖します。

1 閉鎖施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

1-6 物資拠点関係様式集
別記様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿児島県知事)

県物資拠点施設開設等要請書

下記のとおり県物資拠点としての開設及び運営支援を要請します。

1 開設要請施設

名称：

住所：

2 開設予定期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1-6 物資拠点関係様式集
別記様式2

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿児島県知事)

〇〇〇〇

県物資拠点施設開設(予定)報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり県物資拠点を開設します。

1 開設(予定)施設

名称:

住所:

2 開設期間

令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

3 処理能力等(利用可能なスペース・能力を記載)

要員	荷役作業 名、事務要員 名
保管可能スペース	m ²
使用可能機材	フォークリフト 台 ・ パレット 枚 その他 ()
使用可能搬送車両	10ト _ン 車 台 ・ 5ト _ン 車 台 ・ 2ト _ン 車 台 その他 ()

4 その他参考となる事項

1-6 物資拠点関係様式集
別記様式3

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿児島県知事)

県物資拠点施設閉鎖等要請書

令和 年 月 日付けで要請し、開設されていた県物資拠点について、業務が完了したので、下記のとおり閉鎖を要請します。

1 閉鎖要請施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1-6 活動拠点関係様式集
別記様式4

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿児島県知事)

〇〇〇〇

活動拠点施設閉鎖（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり活動拠点を閉鎖します。

1 閉鎖施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
1	鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド	鹿児島市	(株)セイカスポーツセンター	鹿児島市	中山町591-1
		鹿児島流通業務団地				
		久留米運送(株)鹿児島支店	久留米運送(株)	久留米運送(株)	鹿児島市	西別府町3200-5
		南九州福山通運(株)鹿児島支店	南九州福山通運(株)	南九州福山通運(株)	鹿児島市	西別府町3200-3
		太陽運輸倉庫(株)	太陽運輸倉庫(株)	太陽運輸倉庫(株)	鹿児島市	西別府町2941-14
		鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	東開町11-1
2	鹿屋市	鹿屋市体育館	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	向江町29-1
3	枕崎市	枕崎市総合体育館	枕崎市	枕崎市	枕崎市	中央町26番地
4	阿久根市	阿久根市総合体育館	阿久根市	阿久根市	阿久根市	赤瀬川2486-1
5	出水市	きらめきドーム	出水市	出水市	出水市	高尾野町大久保626-1
6	指宿市	指宿市中央公民館・老人福祉センター	指宿市	指宿市	指宿市	十町2424番地
		山川文化ホール	指宿市	指宿市	指宿市	山川新生町35番地
		開間老人福祉センター	指宿市	指宿市	指宿市	開間十町2756番地
7	西之表市	西之表市民会館	西之表市	西之表市	西之表市	西之表7600番地
8	垂水市	垂水市文化会館	垂水市	垂水市	垂水市	田神2750-1
		垂水市公設地方卸売市場	垂水市	垂水市	垂水市	錦江町1-201
9	薩摩川内市	薩摩川内市川内文化ホール	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	若松町3番10号
		薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	永利町4107番地1
		防災資機材倉庫	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	運動公園町3030番地
		樋脇地区コミュニティセンター	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	樋脇町塔之原3563-3
		樋脇町もくもくふれあい館	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	樋脇町市比野4690
10	日置市	日置市伊集院総合体育館	日置市	日置市	日置市	伊集院町郡一丁目60番地
11	曾於市	旧財部南中学校屋内運動場	曾於市	曾於市	曾於市	財部町南俣5375
		旧財部北中学校屋内運動場	曾於市	曾於市	曾於市	財部町北俣5410-1
12	霧島市	国分シビックセンター多目的ホール	霧島市	霧島市	霧島市	国分中央三丁目45番1号
		国分体育館	霧島市	霧島市	霧島市	国分清水309
		溝辺体育館	霧島市	霧島市	霧島市	溝辺町3391
		横川農業交流センター	霧島市	霧島市	霧島市	横川町上ノ3590-9
		横川体育館	霧島市	霧島市	霧島市	横川町上ノ3392-3
		牧園アリーナ	霧島市	霧島市	霧島市	牧園町宿窪田2992
		霧島総合支所庁舎	霧島市	霧島市	霧島市	霧島田口8-4
		霧島保健福祉センター	霧島市	霧島市	霧島市	霧島田口500
		隼人体育館	霧島市	霧島市	霧島市	隼人町内山田1-14-16
		福山体育館	霧島市	霧島市	霧島市	福山町福山5290-61
13	いちき串木野市	いちき串木野市役所	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	昭和通133-1
		市来庁舎	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	湊町1丁目1
		串木野高齢者福祉センター	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	新生町183
14	南さつま市	かせだドーム	南さつま市	南さつま市	南さつま市	加世田高橋1952-2

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
		グリーンドーム金峰	南さつま市	南さつま市	南さつま市	金峰町高橋3075-4
15	志布志市	曾於地域公設地方卸売市場	志布志市	志布志市	志布志市	志布志町帖3674-1
16	奄美市	名瀬総合運動公園（多目的室内練習場）	奄美市	奄美市	奄美市	名瀬小宿字砂田2878-1
		奄美体験交流館	奄美市	奄美市	奄美市	住用町見里1084-1
		太陽ヶ丘運動公園	奄美市	奄美市	奄美市	笠利町万屋1164-1, 1148-1, 1515-1
17	南九州市	顕娃保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	顕娃町牧之内2830番地
		知覧保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	知覧町郡17530番地
		川辺保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	川辺町平山6978番地
18	伊佐市	伊佐市総合体育館	伊佐市	伊佐市	伊佐市	大口鳥巢336番地1
19	始良市	始良市総合運動公園体育館	始良市	始良市	始良市	平松2392
		陶夢ランド	始良市	始良市	始良市	加治木町小山田1583-1
		始良市蒲生体育館	始良市	始良市	始良市	蒲生町北24-1
20	三島村	鹿児島本港区南埠頭3号上屋 フェリーみしま岸壁地内	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	本港新町南埠頭3号上屋
21	十島村	鹿児島本港区南埠頭4号上屋 フェリーとしま岸壁地内	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	本港新町南埠頭4号上屋
22	さつま町	宮之城ひまわり館	さつま町	さつま町	さつま町	宮之城屋地2117-1
		宮之城総合体育館	さつま町	さつま町	さつま町	船木308-2
		宮之城トレーニングセンター	さつま町	さつま町	さつま町	時吉1743
		さつま町B & G海洋センター	さつま町	さつま町	さつま町	求名12753-3
		鶴田武道館	さつま町	さつま町	さつま町	神子668-9
23	長島町	長島町総合町民体育館	長島町	長島町	長島町	鷹巣3653
24	湧水町	栗野中央公民館	湧水町	湧水町	湧水町	米永433-1
25	大崎町	大崎町役場倉庫	大崎町	大崎町	大崎町	假宿1029
26	東串良町	東串良町役場	東串良町	東串良町	東串良町	川西1543
27	錦江町	錦江町中央公民館体育館	錦江町	錦江町	錦江町	城元918
28	南大隅町	南大隅町トレーニングセンター	南大隅町	南大隅町	南大隅町	佐多馬籠3470番地1
		川北地区集会施設	南大隅町	南大隅町	南大隅町	根占川北1135番地1
29	肝付町	肝付町役場倉庫	肝付町	肝付町	肝付町	新富98
		内之浦総合支所倉庫	肝付町	肝付町	肝付町	南方2643
30	中種子町	種子島中央体育館	中種子町	中種子町	中種子町	野間5930-1
31	南種子町	農業者トレーニングセンター	南種子町	南種子町	南種子町	中之上2293-5
		中平小学校体育館	南種子町	南種子町	南種子町	中之上2427
		南種子中学校体育館	南種子町	南種子町	南種子町	中之下1900
32	屋久島町	一湊中学校体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	一湊2030
		宮之浦体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	宮之浦2482-5
		安房体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	安房304-1
		岳南中学校体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	小島393-9
33	大和村	大和村防災センター	大和村	大和村	大和村	思勝477番 1
34	宇検村	宇検村総合体育館	宇検村	宇検村	宇検村	湯湾2943

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
35	瀬戸内町	瀬戸内町役場	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋船津23番地
36	龍郷町	龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館	龍郷町	龍郷町	龍郷町	浦1837
37	喜界町	喜界町役場車庫棟	喜界町	喜界町	喜界町	湾1746
38	徳之島町	地域福祉センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀津7673
		徳之島町総合食品加工センター美農里	徳之島町	徳之島町	徳之島町	徳和瀬615-1
		徳之島町健康の森総合運動公園	徳之島町	徳之島町	徳之島町	徳和瀬765
		生涯学習センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀津2918
		学校給食センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀徳2184-75
		上花徳農業研修館	徳之島町	徳之島町	徳之島町	花徳2210-2
		母間食品加工センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	母間
		山公民館	徳之島町	徳之島町	徳之島町	山1888-3
39	天城町	天城町B&G海洋センター	天城町	天城町	天城町	浅間177-15
		すぱーく天城	天城町	天城町	天城町	浅間177-15
		天城町防災センター	天城町	天城町	天城町	天城427
40	伊仙町	伊仙町総合体育館	伊仙町	伊仙町	伊仙町	伊仙3071
41	和泊町	和泊町防災拠点施設	和泊町	和泊字	和泊町	和泊727番地
42	知名町	あしびの郷ちな	知名町	知名町	知名町	瀬利覚2362
43	与論町	与論町屋内多目的運動場	与論町	与論町	与論町	茶花2666番地

2-1 警察関係

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
鹿児島県警察本部	890-8566	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-206-0110
鹿児島中央警察署	892-0838	鹿児島市新屋敷町 1 7 - 2 6	099-222-0110
鹿児島西警察署	890-0041	鹿児島市城西 3 - 8 - 1 0	099-285-0110
鹿児島南警察署	891-0115	鹿児島市東開町 1	099-269-0110
指宿警察署	891-0311	指宿市西方 1 6 0 2 - 1	0993-22-2110
南九州警察署	897-0302	南九州市知覧町郡 4 9 8 0 - 3	0993-83-1110
枕崎警察署	898-0051	枕崎市中央町 1 8 9	0993-72-0110
南さつま警察署	897-0008	南さつま市加世田地頭所町 1 - 2	0993-52-2110
日置警察署	899-2502	日置市伊集院町徳重 2 3 - 3	099-273-0110
いちき串木野警察署	896-0031	いちき串木野市東島平町 6 2 2 7	0996-33-0110
薩摩川内警察署	895-0074	薩摩川内市原田町 1 - 1	0996-20-0110
さつま警察署	895-1813	薩摩郡さつま町轟町 2 2 - 2	0996-53-0110
阿久根警察署	899-1611	阿久根市赤瀬川 3 8 5 2 - 1	0996-73-0110
出水警察署	899-0207	出水市中央町 9 2 5	0996-62-0110
伊佐湧水警察署	895-2511	伊佐市大口里 2 7 8 6 - 1	0995-22-0110
始良警察署	899-5421	始良市東餅田 3 8 8 5 - 1	0995-65-0110
霧島警察署	899-4332	霧島市国分中央 3 - 4 4 - 2 2	0995-47-2110
曾於警察署	899-8103	曾於市大隅町中之内 8 9 5 1	099-482-0110
志布志警察署	899-7103	志布志市志布志町志布志 3 2 4 5	099-472-0110
肝付警察署	893-1207	肝属郡肝付町新富 4 9 3 4 - 1	0994-65-0110
鹿屋警察署	893-0014	鹿屋市寿 3 - 8 - 3 0	0994-44-0110
錦江警察署	893-2303	肝属郡錦江町馬場 4 3 8	0994-22-0110
種子島警察署	891-3101	西之表市西之表 1 6 3 8 1 - 9	0997-22-0110
屋久島警察署	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 3 0 4 - 4 2	0997-46-2110
奄美警察署	894-0036	奄美市名瀬長浜町 5 - 2	0997-53-0110
瀬戸内警察署	894-1507	大島郡瀬戸内町古仁屋 1 2 8 3 - 1 5 5	0997-72-0110
徳之島警察署	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4 9 4 6 - 1	0997-83-0110
沖永良部警察署	891-9112	大島郡和泊町和泊 1 2 0	0997-92-0110

2-2 鹿児島県内消防本部等

No.	消防本部名等	電話番号	FAX番号	〒	住 所	構成市町村
—	鹿児島県消防長会	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1 (鹿児島市消防局内)	
—	鹿児島県消防協会	0995-64-5401	0995-64-5402	899-5652	始良市平松6252	
1	鹿児島市消防局	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1	鹿児島市
2	枕崎市消防本部	0993-72-0049	0993-73-2082	898-0025	枕崎市立神本町346	枕崎市
3	出水市消防本部	0996-63-0119	0996-63-2281	899-0201	出水市緑町50-2	出水市
4	垂水市消防本部	0994-32-1019	0994-32-8119	891-2122	垂水市上町112-2	垂水市
5	薩摩川内市消防局	0996-22-0119	0996-20-3430	895-0074	薩摩川内市原田町22-10	薩摩川内市
6	日置市消防本部	099-272-0119	099-273-5869	899-2502	日置市伊集院町徳重1-10-10	日置市
7	霧島市消防局	0995-64-0119	0995-64-0845	899-4332	霧島市国分中央3-41-5	霧島市
8	いちき串木野市消防本部	0996-32-0119	0996-32-4396	896-0026	いちき串木野市昭通133-1	いちき串木野市
9	南さつま市消防本部	0993-52-3145	0993-52-3043	897-0031	南さつま市加世田東本町24	南さつま市
10	始良市消防本部	0995-63-3287	0995-63-3291	899-5241	始良市加治木町木田2040-1	始良市
11	さつま町消防本部	0996-52-0119	0996-53-0119	895-1816	薩摩郡さつま町時吉366	さつま町
12	指宿南九州消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112	891-0402	指宿市十町429	指宿市, 南九州市
13	阿久根地区消防組合	0996-72-0119	0996-73-4523	899-1626	阿久根市鶴見町200	阿久根市, 長島町
14	伊佐湧水消防組合	0995-22-0119	0995-22-5294	895-2505	伊佐市大口目丸132-1	伊佐市, 湧水町
15	大隅曾於地区消防組合	099-482-0119	099-482-2712	899-8103	曾於市大隅町岩川5950	曾於市, 志布志市, 大崎町
16	大隅肝属地区消防組合	099-443-1188	099-440-0201	893-0015	鹿屋市新川町800	鹿屋市, 東串良町, 肝付町, 錦江町, 南大隅町
17	沖永良部与論地区広域事務組合	0997-93-0119	0997-93-5276	891-9201	大島郡知名町余多1319	知名町, 和泊町, 与論町
18	徳之島地区消防組合	0997-83-3160	0997-83-3275	891-7101	大島郡徳之島町亀津7203	徳之島町, 天城町, 伊仙町
19	熊毛地区消防組合	0997-23-0119	0997-23-4198	891-3116	西之表市鴨女町248	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
20	大島地区消防組合	0997-52-0100	0997-52-5107	894-0006	奄美市名瀬小浜町27-5	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
—	三島村	099-222-3141	099-223-1832	892-0821	鹿児島市名山町12-18	消防非常備村
—	十島村	099-222-2101	099-223-6720	892-0822	鹿児島市泉町14-15	消防非常備村

2-3 自衛隊関係

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課 運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
“ 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
“ 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235 0995-460350	
“ 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	内線 301 0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	県内
“ 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2218 (夜間・休日2222)	
“ 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

2-4 海上保安庁関係

部署	郵便番号	所在地	連絡先
第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日, 夜間)
鹿児島海上保安部	892-0812	鹿児島市浜町2番5-1号	099-222-6680
喜入海上保安署	891-0202	鹿児島市喜入中名町1000-28	099-345-0125
指宿海上保安署	891-0511	指宿市山川福元6713	0993-34-1000
志布志海上保安署	899-7103	志布志市志布志町志布志3259	099-472-4999
種子島海上保安署	891-3101	西之表市西之表16314-6	0997-22-0118
串木野海上保安部	896-0036	いちき串木野市浦和町54-1	0996-32-2205
奄美海上保安部	894-0034	奄美市入舟町22-1	0997-52-5811
古仁屋海上保安署	894-1506	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津35-1	0997-72-2999

2-5 災害拠点病院等

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-2101
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	099-254-1125
		国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	099-223-1151
		済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	099-223-0101
		○鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111
		○米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	099-230-0100
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	0993-72-0303
北薩地域振興局	川 薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221
	出 水	○出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター	出水市明神町520 阿久根市赤瀬川4513	0996-67-1611 0996-73-1331
始良・伊佐地域振興局	大 口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511
	始 良	県立始良病院	始良市平松6067	0995-65-3138
		○霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320	0995-42-1171
大隅地域振興局	志布志	○曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888
		曾於医師会立有明病院	志布志市有明町野井倉8288	099-477-1111
	鹿 屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101
		肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	0994-67-2721
		垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	0994-32-5211
熊毛支庁	西之表	○種子島医療センター	西之表市西之表7463	0997-22-0960
大島支庁	名 瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611

(注) ◎ : 基幹災害拠点病院

○ : 地域災害拠点病院

2-6 地域別救護班

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
		鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町35	0993-34-2820	2
		指宿市歯科医師会	指宿市十二町1-3 (なかはら歯科医院内)	0993-25-4000	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南九州市加世田本町41-10 (中馬歯科医院内)	0993-52-0584	1
		枕崎市歯科医師会	枕崎市緑町96 (さめしま歯科内)	0993-72-8255	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
		日置地区歯科医師会	いちき串木野市昭和通278 (ひまわり歯科医院内)	0996-33-5777	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市向田本町18-20 (林かずひろ歯科クリニック内)	0996-21-1755	2
		薩摩郡歯科医師会	薩摩川内市入来町副田5950-6 (せぐち歯科クリニック内)	0996-44-4618	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
		出水郡医師会	〃 昭和町18-18	0996-63-0646	3
		出水郡歯科医師会	出水市高尾野町大久保2847-2 (よしだ歯科クリニック内)	0996-79-3443	6

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
始良・伊佐 地域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃 鳥巢450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	伊佐市大口堂崎155-33 (医療法人 たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良・伊佐 地域振興局	始良保健所	始良地区医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
		始良地区歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
大隅地域振興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉7724 (医療法人 飯山歯科医院内)	099-477-0809	2
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康フラスカ 鹿屋医療センター	鹿屋市礼元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらかき歯科医院内)	0997-42-2248	1
熊毛支庁	屋久島保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町2 (産業会館内) 熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらかき歯科医院内)	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	2
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

2-7 都道府県ボランティアセンター

都道府県	名称	電話番号	FAX
鹿児島県	鹿児島県社会福祉協議会 ボランティアセンター	099-253-6922	099-251-6779
北海道	北海道社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	011-241-3976	011-251-3971
青森県	青森県社会福祉協議会 青森県ボランティア・市民活動センター	017-723-1391	017-723-1394
岩手県	岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	019-637-4483	019-637-7592
秋田県	秋田県社会福祉協議会 秋田県ボランティアセンター	018-864-2799	018-864-2742
宮城県	宮城県社会福祉協議会 みやぎボランティア総合センター	022-266-3951	022-266-3953
山形県	山形県社会福祉協議会 山形県ボランティア活動振興センター	023-626-1622	023-626-1623
福島県	福島県社会福祉協議会 ボランティアセンター	024-523-1254	024-523-4477
茨城県	茨城県社会福祉協議会 ボランティアセンター	029-243-3805	029-241-1434
栃木県	栃木県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア課	028-622-0525	028-621-5298
群馬県	群馬県社会福祉協議会 ぐんまボランティア・市民活動支援センター	027-255-6111	027-255-6444
埼玉県	埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティアセンター	048-822-1435	048-822-1449
千葉県	千葉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	043-204-6010	043-604-6015
東京都	東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター	03-3235-1171	03-3235-0050
神奈川県	神奈川県社会福祉協議会 かながわボランティアセンター	045-312-4815	045-312-6307
新潟県	新潟県社会福祉協議会 新潟県ボランティアセンター	025-281-5527	025-281-5529
富山県	富山県社会福祉協議会 富山県ボランティアセンター	076-432-6123	076-432-6124
石川県	石川県社会福祉協議会 石川県ボランティアセンター	076-234-1616	0762-22-8900
福井県	福井県社会福祉協議会 福井県ボランティアセンター	0776-24-4987	0776-24-0041
山梨県	山梨県社会福祉協議会 ボランティア推進課	055-224-2941	055-232-4087
長野県	長野県社会福祉協議会 長野県ボランティア地域活動センター	026-226-1882	026-228-0130
静岡県	静岡県社会福祉協議会 静岡県ボランティアセンター	054-255-7357	054-254-5208
岐阜県	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県ボランティアセンター	058-274-2940	058-274-2945
愛知県	愛知県社会福祉協議会 ボランティアセンター	052-212-5504	052-212-5505
三重県	三重県社会福祉協議会 三重県ボランティアセンター	059-229-6634	059-229-6635
滋賀県	滋賀県社会福祉協議会 滋賀県ボランティアセンター	077-567-3924	077-567-5160
京都府	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課	075-252-6295	075-252-6310
大阪府	大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター	06-6762-9631	06-6762-9679
兵庫県	兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランタリープラザ	078-360-8845	078-360-8848
奈良県	奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター	0774-29-0155	0744-26-0234
和歌山県	和歌山県社会福祉協議会 和歌山県ボランティアセンター	073-435-5220	073-435-5221
鳥取県	鳥取県社会福祉協議会 鳥取県ボランティアセンター	0857-59-6344	0857-59-6340
島根県	島根県社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター	0852-32-5997	0852-32-5982
岡山県	岡山県社会福祉協議会 岡山県ボランティア・市民活動支援センター	086-231-0532	086-231-0541
広島県	広島県社会福祉協議会 広島県ボランティアセンター	082-254-3506	082-256-2228
山口県	山口県社会福祉協議会 山口県ボランティアセンター	083-922-7786	083-923-0294
徳島県	徳島県社会福祉協議会 とくしまボランティア推進センター	088-664-8211	088-664-5345
香川県	香川県社会福祉協議会 香川県ボランティアセンター	087-861-0546	087-861-2664
愛媛県	愛媛県社会福祉協議会 愛媛県ボランティアセンター	089-921-8912	089-921-5289
高知県	高知県社会福祉協議会 高知県ボランティア・NPOセンター	088-850-9100	088-844-3852
福岡県	福岡県社会福祉協議会 ボランティア情報課	092-584-3377	092-584-3369・3381
佐賀県	佐賀県社会福祉協議会 佐賀県ボランティアセンター	0952-23-2145	0952-25-2980
長崎県	長崎県社会福祉協議会 県民ボランティア活動支援センター	095-827-4852	095-832-8624
熊本県	熊本県社会福祉協議会 熊本県ボランティアセンター	096-324-5436	096-324-5427
大分県	大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター	097-558-3373	097-558-1296
宮崎県	宮崎県社会福祉協議会 宮崎県ボランティアセンター	0985-25-0539	0985-31-6575
沖縄県	沖縄県社会福祉協議会 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター	098-884-4548	098-884-4545

資料編 3 協定関係連絡先等

3-1 九州・山口9県災害時応援協定関係

各 県 担 当 課	連 絡 先 (電 話 番 号 等)
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課	N T T 回 線 092-643-3112 F A X 092-643-3117 衛星通信系無線 8-0-40-7022 F A X 8-0-40-7399
佐賀県統括本部消防防災課	N T T 回 線 0952-25-7026 F A X 0952-25-7262 衛星通信系無線 8-0-41-721 F A X 8-0-41-728
長崎県危機管理監危機管理課	N T T 回 線 095-824-3597 F A X 095-821-9202 衛星通信系無線 8-0-42-7226 F A X 8-0-42-7231
熊本県知事公室危機管理防災課	N T T 回 線 096-333-2115 F A X 096-383-1503 衛星通信系無線 8-0-43-22 F A X 8-0-43-44
大分県生活環境部防災危機管理課	N T T 回 線 097-506-3155 F A X 097-533-0930 衛星通信系無線 8-0-44-152 F A X 8-0-44-159
宮崎県総務部危機管理局危機管理課	N T T 回 線 0985-26-7066 F A X 0985-26-7304 衛星通信系無線 8-0-45-2140 F A X 8-0-45-2640
沖縄県知事公室防災危機管理課	N T T 回 線 098-866-2143 F A X 098-866-3204 衛星通信系無線 8-0-47-24 F A X 8-0-47-20
山口県総務部防災危機管理課	N T T 回 線 083-933-2370 F A X 083-933-2408 衛星通信系無線 8-0-35-821 F A X 8-0-35-868

3-2 岐阜県及び静岡県との災害時応援協定関係

県名	担当部局	担当係	連絡先	
			一般加入電話	消防防災電話等 (FAX)
静岡県	危機管理部 危機政策課	政策班	TEL054-221-2455 (代表) (代表内線2456) TEL 054-221-2456(直通) 054-221-2072(時間外) FAX 054-221-3252	消防防災無線 (FAX) 22-31 (22-26) Eメール boukei@pref.shizuoka.lg.jp
岐阜県	危機管理部 防災課	防災企画係	TEL058-272-1111 (代表) (代表内線2746) TEL 058-272-1125(直通) 058-272-1034(時間外) FAX 058-271-4119 本庁の通信機能が使用不可 可能な場合 (岐阜県防災交流センター) TEL058-277-5380 FAX 058-277-5385	消防防災無線 (FAX) 21-671 (21-679) Eメール c11115@pref.gifu.lg.jp

3-3 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

県名	担当部局	担当係	連絡先	
			一般加入電話	衛星通信系無線 (FAX)
大分県 ※ ブロック 幹事県	生活環境部 防災危機管理課	政策班	N T T回線 097-506-3155 F A X 097-533-0930	消防防災無線 (FAX) 44-152 (44-159) Eメール a13550@pref.oita.lg.jp

資料編4 民間事業者等との協定一覧

4-1 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

【協定締結件数】12分野69種115件

令和6年2月1日時点

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
1 医療	災害救助等に必要な医薬品等の確保に関する協定	鹿児島県医薬品卸業協会	H8.6.25	災害発生時における災害救助等に必要な医薬品等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続, 医薬品の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	鹿児島県医療機器協会	H8.9.24	災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続, 医療用資機材の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県薬剤師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	薬務課
	災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部	H26.5.30	災害発生時における災害救助等に必要な医療ガス等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続, 医療ガス等の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県医師会	H19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 輸送, 指揮系統, 費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県歯科医師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の看護支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県看護協会	R5.3.14	災害発生時における看護支援活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	医師・看護人材課
	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)鹿児島県獣医師会	H27.1.16	大規模災害発生時における動物の救護対策に関し、必要な事項を規定。	生活衛生課
	鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会	R1.8.27	大規模災害発生時において、鹿児島DCATを一般避難所、福祉避難所そのた災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を支援するために必要な事項を規定。 [活動内容, 派遣要請, 費用負担, 訓練等]	社会福祉課
鹿児島県社協老人福祉施設協議会		R1.8.27			
鹿児島県知的障害者福祉協会		R1.8.27			
鹿児島県保育連合会		R1.8.27			
鹿児島県地域包括・介護支援センター協議会		R1.8.27			
鹿児島県老人保健施設協会		R1.8.27			
鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会		R1.8.27			
(公社)鹿児島県社会福祉士会	R1.8.27				
9種類			16件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	(株)タイヨー	H17.2.4	災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、物資の運搬、経費負担、補償等]	危機管理課
		(株)南九州ファミリーマート	H17.2.4		
		鹿児島県パン工業協同組合	H17.2.10		
		(株)山形屋	H17.3.1		
		(株)山形屋ストア	H17.3.1		
		南九州コココーラボトルリング(株)	H17.3.16		
		イオン九州(株)	H18.11.15		
		鹿児島県生活協同組合連合会	H20.2.15		
		NPO法人コメリ災害対策センター	H20.3.26		
		(株)ローソン	H20.5.29		
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H23.11.4			
	緊急・救援物資等輸送に関する協定	(公社)鹿児島県トラック協会	H14.4.1	災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費負担、補償等]	危機管理課
	大規模災害時の支援活動等に関する協定	鹿児島県石油商業組合	H21.3.4	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援の内容等]	危機管理課
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)南九州ファミリーマート (株)ローソン (株)モスフードサービス (株)壺番屋 (株)吉野家 (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ダスキン	H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H23.11.4 H24.9.7	災害発生時の災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定	鹿児島県旅客船協会	H24.9.28	大規模災害時に旅客船による被災者救出や救援物資の輸送に関し、必要な事項を規定。[手続、実施方法、経費の負担、補償等]	危機管理課	
災害時における量等の供給協力に関する協定	鹿児島県量工業組合	H26.8.26	災害時における被災地等への量等の供給について協力を要請することについて必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	(公社)鹿児島県バス協会	H27.6.26	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担、補償等]	原子力安全対策課	
災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	南日本段ボール工業組合	H28.3.24	災害時に被災地等へ物資を供給するに当たり、協力要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時におけるフードバンク食品の供給等の協力に関する協定	特定非営利活動法人フードバンクかごしま	H28.9.6	災害時における被災地等への物資の供給に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力に関する協定	鹿児島県倉庫協会	H28.12.19	災害時において緊急支援物資の保管及び荷役等について協力の要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課	
災害時におけるLPガス供給に関する協定	(一社)鹿児島県LPガス協会	H30.12.14	災害発生時における避難所等へのLPガスの供給に関し、必要な事項を規定。 [目的、協力要請・実施、費用の負担等]	消防保安課	
災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定	(一社)鹿児島県タクシー協会	H31.2.18	災害時等におけるタクシーによる緊急輸送を求めるときの必要事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	原子力安全対策課 危機管理課	
災害時における電動車両等の支援に関する協定	鹿児島三菱自動車販売株式会社 北鹿児島三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3.3.25	災害発生時における電動車両等の貸与について必要な事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	危機管理課	

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害発生時における施設使用等に関する協定	鹿児島県遊技業協同組合	R3.3.25	災害発生時において、組合員が管理する施設の県等への提供及び災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ	R5.3.23	災害発生時における仮設トイレや発電機等のレンタル機材の供給について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R5.6.30	大規模災害発生時における物資の緊急輸送等について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	16種類		32件		
3 住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.3.29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 [手続、住宅建設、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における住宅の応急修理に関する協定	(一社)鹿児島県建築協会 鹿児島県電気工事業工業組合 鹿児島県管工事業協同組合連合会	H18.3.31 H18.3.31 H21.12.25	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会鹿児島県本部	H18.2.1 H18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [手続、連絡窓口等]	住宅政策室
	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	(一社)鹿児島県建築協会 (一社)全国木造建設事業協会鹿児島県協会	H25.3.22 H30.3.15	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定	鹿児島県土地家屋調査士協会 (公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H28.3.28	災害時における住家被害認定調査及び不動産登記等の相談業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援内容、経費負担等]	危機管理課
	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H28.9.1	災害発生時における応急的な民間賃貸住宅の提供に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会九州支部連合会 鹿児島県支部	H28.12.19	災害時における要配慮者等の避難所としての宿泊施設の提供について、必要な事項を規定。	危機管理課
	7種類		11件		
4 公共土木施設等	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)鹿児島県建設業協会	H18.1.24	大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等]	監理課
	大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書	(公社)鹿児島県測量設計業協会	H20.7.17	大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [目的、支援協力の内容等]	監理課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県ビルメンテナンス協会 鹿児島県ビルメンテナンス協同組合	H26.2.20 H26.2.20	大規模災害時において、県管理公共建築物の清掃・消毒などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)	H23.9.6	大規模災害発生時における相互の道路機能の活用、SA・PA等の施設の防災協定施設としての活用情報の共有等について規定。 [協定内容、手続]	危機管理課

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会	H27.3.25	大規模災害時において、県管理公共建築物の冷凍空調機器などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課
4 公共土木施設等	大規模災害時における地質調査等の支援協力に関する協定	(公社)鹿児島県地質調査業協会	H27.3.30	大規模災害発生時において、土木公共施設等の被災情報の収集及び応急対応に関わる業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	監理課
	大規模土砂災害時における技術支援に関する協定	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	H23.1.26	大規模土砂災害発生時において、災害関連の事業を迅速かつ円満に実施するための技術的支援に関し、必要な事項を規定。 [目的、支援の内容、費用負担等]	砂防課
	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定	国土交通省九州地方整備局 港湾管理者 港湾管理団体	H28.1.5	災害発生時における港湾の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、業務内容、適用範囲等]	港湾空港課
	災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定	鹿児島県港湾漁港建設協会 鹿児島島の海を守る会	H28.2.10 R2.9.1	港湾・漁港施設等における災害・事故発生時の応急対策に係る業務に関し、基本事項を規定。 [対象となる災害、趣旨、業務内容手続き、費用負担等]	港湾空港課 漁港漁場課
	大規模災害時における路面の応急復旧などに関する協定	鹿児島県舗装協会	H30.4.9	大規模災害時において、県の管理する公共土木施設の応急対策に係る業務の実施に関し、基本的事項を規定 [対象となる災害、応急対策業務の内容、協力要請、費用負担等]	監理課
	災害時における相互連携に関する協定	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	R3.5.25	電力インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
		西日本電信電話株式会社	R3.5.25	通信インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
	11種類			14件	
5 広報	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局	S56.4.1	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課
		(株)南日本放送	S56.4.1		
鹿児島テレビ放送(株)		S56.4.1			
(株)鹿児島放送		S58.6.1			
(株)エフエム鹿児島		H4.9.18			
(株)鹿児島讀賣テレビ		H6.4.15			
災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社	H9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課	
	共同通信社	H9.4.15			
	(株)毎日新聞社	H9.4.15			
	朝日新聞	H9.4.15			
	(株)時事通信社	H9.4.15			
	讀賣新聞	H9.4.15			
	日本経済新聞社	H9.4.15			
	(株)南日本新聞社 (株)南海日日新聞社	H9.4.15 H9.4.15			
2種類			15件		
6 し尿・汚泥等	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	鹿児島県環境整備事業協同組合	H17.3.28	災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、必要な事項を規定。 [手続、経費負担等]	廃棄物・リサイクル対策課
		協同組合鹿児島県環境管理協会	H17.3.28		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)鹿児島県産業資源循環協会	H21.5.26	災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	廃棄物・リサイクル対策課
	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定	(公財)鹿児島県環境保全協会	H26.3.28	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定める。	生活排水対策室
	3種類		4件		
7 車両排除	大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	(一社)日本自動車連盟九州本部鹿児島支部	H17.5.23	大規模な災害発生時における緊急車両等の通行妨害となっている放置車両等の道路障害物の排除業務について、必要な事項を規定。 [目的、要請業務の内容、費用負担等]	鹿児島県警察本部
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)日本自動車連盟鹿児島支部	H28.3.30	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)九州レッカー事業協力会	R5.12.25	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	3種類		3件		
8 情報提供	山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H12.5.25 H12.5.30	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 農林水産部出水支所 南薩地域振興局 農林水産部
	土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H11.12.14 H11.12.17	郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 建設部出水支所 南薩地域振興局 建設部
	大規模災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H25.3.22	大規模災害時において県内に存在する重要施設に対し、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を行う必要が生じた場合に、それらを円滑に実施するために、対象となる重要施設に関する所要の情報を共有する。	危機管理課
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2.3.30	県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ県の行政機能の低下を軽減させるため、県とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。	危機管理課
	4種類		6件		
	9 救助・救援等	大規模災害時における救助犬の出動に関する協定	NPO法人九州救助犬協会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他の災害が発生し、行方不明者が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、救助犬による捜索等の協力を求めるときの必要な事項について定める。
大規模災害時における隊友会の協力に関する協定		(公社)隊友会鹿児島県隊友会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他災害が発生した場合に、隊友会会員が有する専門的知識、技能、経験など元自衛官としての能力及び情報収集等の隊友会の組織力を活用した協力を求めるときの必要な事項について定める。	危機管理課
2種類			2件		
10 遺体搬送等	災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (一社)全国霊柩自動車協会	H20.6.9	大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的、協力の実施、経費負担等]	危機管理課
	1種類		1件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
11 相談	災害発生時における相談業務の支援に関する協定	鹿児島専門士業団体協議会	H29.3.28	災害発生時における、県民等に対する相談業務の支援に関し必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県栄養士会	H29.3.30	災害時において、栄養相談等の支援活動について協力の要請を行う場合に必要事項を規定。	健康増進課
	2種類		2件		
12 その他	鹿児島県とイオン株式会社との包括提携協定	イオン株式会社	H23.8.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	(株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H23.11.4	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「地域の安心・安全及び災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と佐川急便との地域活性化包括連携協定	佐川急便株式会社	H29.2.6	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策と安心・安全に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	健康づくりに関する鹿児島県と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	H28.4.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害時における被災者への貢献や協力に関すること」が含まれている。)	健康増進課
	東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	H29.3.28	地方創生の実現を図ることを目的とした協働について規定。(実施項目の一つに、「防災・減災に資する取組に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	株式会社ローソンとの包括連携協定	株式会社ローソン	H19.9.14	協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(実施項目の一つに、「地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と鹿児島県オールトヨタとの地域の活性化及び県民サービス向上に向けた包括連携協定	鹿児島トヨタ自動車株式会社 鹿児島トヨペット株式会社 トヨタカローラ鹿児島株式会社 ネットトヨタ鹿児島株式会社 ネットトヨタ南九州株式会社 株式会社トヨタレンタリース鹿児島 トヨタ部品鹿児島共販株式会社	R1.10.2	協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(連携事項の一つに、「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R1.12.26	相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	R2.3.18	相互の連携及び協力を強化することにより、地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
9種類		9件			
12分野	69種類		115件		